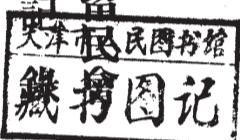
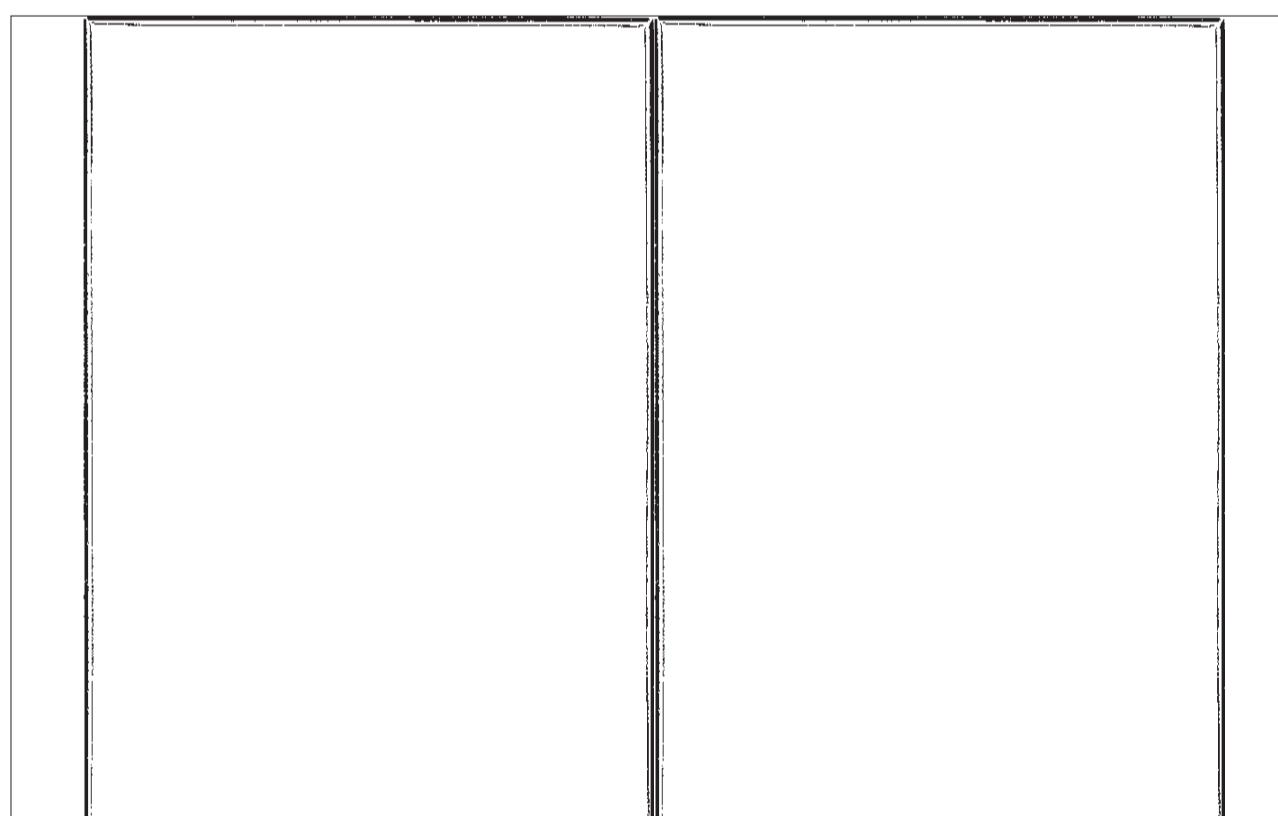
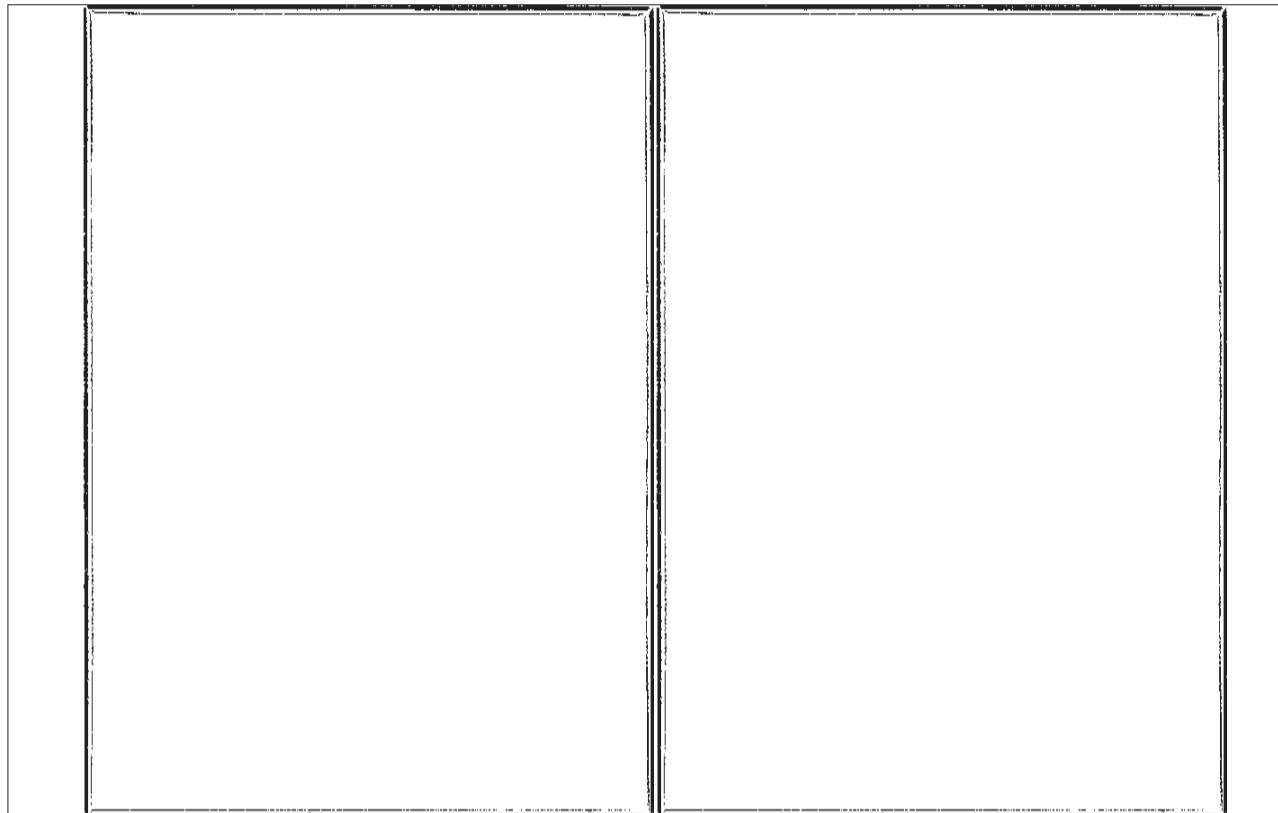


議事速記録第八十八號

昭和十六年第三十四次居留民會議事速



天津居留民團



議事速記録目次

第一日(一頁)

頁

一、居留民團會計檢查報告	一一
二、昭和十五年度居留民團事務報告	一六
三、參事會代議決事項報告件	五一
(天津春日本尋常高等小學校設立件)	
四、昭和十四年度居留民團歲入出決算承認件	五六
五、昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歲入出決算承認件	五六
六、昭和十四年度特別會計開院宮奉仁王殿下御下賜金記念事業費歲入出決算承認件	五六
七、昭和十四年度特別會計故時代將軍紀念事業費歲入出決算承認件	五六
八、昭和十四年度特別會計退職給與基金歲入出決算承認件	五六
九、昭和十四年度特別會計電氣事業費歲入出決算承認件	五六
一〇、昭和十四年度特別會計水道事業費歲入出決算承認件	五六
一一、昭和十四年度特別會計埠頭事業費歲入出決算承認件	五六
一二、昭和十四年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出決算承認件	五六
一三、昭和十四年度特別會計國營住宅經營費歲入出決算承認件	五六
一四、昭和十四年度特別會計復興資金歲入出決算承認件	五六
一五、昭和十四年度特別會計實業復興資金歲入出決算承認件	五六
一六、昭和十四年度特別會計水災復興資金歲入出決算承認件	五六
一七、昭和十四年度特別會計水道事業費歲入出決算承認件	五六
一八、昭和十四年特別會計水害費歲入出決算承認件	五六
一九、昭和十四年特別會計水害復舊費歲入出決算承認件	五六
二〇、酒造課金條例案	六二
第二日(九〇頁)	
二一、觀覽課金條例案	九四
二二、取得課金條例中改正件	一一一
二三、營業課金條例中改正件	一一九
二四、遊興飲食課金條例中改正件	一二二
二十五、課金調查委員會條例中改正件	一三〇
二六、名譽職員費用辦償條例案	一四二
二七、天津居留民團長、助役條例中改正件	一六五
二八、天津居留民團會計主任條例中改正件	一六五
二九、獎學資金條例案	一六八

(4)

(3)

四八、昭和十六年度居留民團歲入出豫算案	一一〇
四九、昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算案	一一〇
五〇、昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案	一一〇
五一、昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算案	一一〇
五二、昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案	一一〇
五三、昭和十六年度特別會計公立病院經營費歲入出豫算案	一一〇
五四、昭和十六年度特別會計國營住宅經營費歲入出豫算案	一一〇
五六、昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算案	一一〇
五七、昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算案	一一〇
五八、昭和十六年度特別會計復興資金歲入出豫算案	一一〇
五九、昭和十六年度特別會計水災復興資金歲入出豫算案	一一〇
六〇、昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案	一一〇
六一、特別會計埠頭築造歲入出追加更正豫算案(昭和十六年度)	一一〇
四八、昭和十六年度居留民國歲入出豫算案	一一七
四九、昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算案	一一七

(5)

五〇、昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案.....	一一七七
五一、昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算案.....	一一七七
五二、昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案.....	一一七七
五三、昭和十六年度特別會計公立病院經營費歲入出豫算案.....	一一七七
五四、昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歲入出豫算案.....	一一七七
五五、昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入豫算案.....	一一七七
五六、昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算案.....	一一七七
五七、昭和十六年度特別會計實業復興資金歲入出豫算案.....	一一七七
五八、昭和十六年度特別會計復興資金歲入出豫算案.....	一一七七
五九、昭和十六年度特別會計水災復興資金歲入出豫算案.....	一一七七
六〇、昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案.....	一一七七
六一、特別會計埠頭築造歲入出追加更正豫算案(昭和十六年度).....	一一七六
六二、教育臨時費借入 = 關ヌル件.....	一·九二
附錄.....	三三五
要錄.....	

昭和十六年第三十四次居留民會通常會議事速記録

昭和十六年三月二十七日至三十日

於 民 團 公 會 堂

(第一日) 昭和十六年三月二十七日(木曜日)

議 事 日 程

第一、報告第 五號 居留民團會計檢査報告

第二、報告第 六號 昭和十五年度居留民團事務報告

(天津春日本尋常高等小學校設立ノ件)

第三、報告第 七號 參事會代議決事項報告ノ件

第四、議案第 十二號 昭和十四年度居留民團歲入出決算承認ノ件

第五、議案第 十三號 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歲入出

第六、議案第 十四號 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歲入出

第七、議案第 十五號 昭和十四年度特別會計御下賜金記念事業費歲入出

第八、議案第 十六號 昭和十四年度特別會計退職給與基金歲入出決算承認ノ件

第九、議案第 十七號 昭和十四年度特別會計電氣事業費歲入出決算承認ノ件

第十、議案第 十八號 昭和十四年度特別會計水道事業費歲入出決算承認ノ件

第十一、議案第 十九號 昭和十四年度特別會計埠頭事業費歲入出決算承認ノ件

第十二、議案第 二十號 昭和十四年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出決算承認ノ件

第十三、議案第 二十一號 昭和十四年度特別會計團營住宅經營費歲入出決算承認ノ件

第十四、議案第 二十二號 昭和十四年度特別會計復興資金歲入出決算承認ノ件

第十五、議案第 二十三號 昭和十四年度特別會計復興資金歲入出決算承認ノ件

第十六、議案第 二十四號 昭和十四年度特別會計水災復興資金歲入出決算承認ノ件

第十七、議案第 二十五號 昭和十四年度特別會計業務復興資金歲入出決算承認ノ件

第十八、議案第 二十六號 昭和十四年特別會計水害歲入出決算承認ノ件

第十九、議案第 二十七號 昭和十四年特別會計水害復舊歲入出決算承認ノ件

第二十、議案第 二十八號 酒造課金條例案

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

出席議員(三十八名)

二番 鹿谷辰造 三番 鶴澤省朝

五番 伊東武喜 七番 中西幸保

八番 真藤棄生 九番 河合一雄

十一番 木下野秀宗 十二番 勝田重直

十三番 良一 十四番 夫

(5) (6)

す就中本通常民會に於きましては昭和十六年度歲入歲出豫算案等が上程されて居りますので殊に慎重御審議の上適正妥當なる議決を與へられたことを希望致しまして招集の御挨拶に代へる次第でございます。(拍手)

○議長(足立茂君) 恒例に依りまして今次聖戰に於ける陣歿將士の方々の、英靈に對して黙禱を行ひます皆さんの御起立をお願ひ致します。黙禱

〔一分間 黙禱〕 終り

○議長(足立茂君) これより諸般の報告に入るのですが、それに先立ちまして陸海軍の將兵の方々に對する我々居留民會と致しまして感謝の赤誠を披露する感謝狀を差上げたら宜からうかと考へる次第であります、皆さんの御賛成がありましたらば、其案文を朗讀致しまして、それを差上げたいと思ひますが、御意見を承りたいと思ひます。

○議長(足立茂君) 謝謝

○議長(足立茂君) 感謝決議の案文は手許に案文がございますから、私が只今朗讀を致しますから御賛成でございましたら拍手して戴くことに致します

(7)

作誠ニ多端ナルヲ思ハシメ、成果ヲ期スルヤ諸將士ニ俟ツモノ更ニ多カラ。

天津居留民團ハ茲ニ満勝ノ赤誠ヲ披瀝シ謹ミテ皇軍將士ノ勞苦ヲ謝シ、各位ノ勇健ヲ熱頌ス

昭和十六年三月二十七日

天津居留民會議長 是 茂

〔拍手起る〕

○議長(足立茂君) 满場御賛成と考へますので此感謝決議をそれゝの部隊の方へ私が持參致すことにして致します、一議員の移動報告を申上げます、缺員三名を生じまして、森川照太君が一月八日死亡されまして、次に井口俊彦君は一月三十日辭任願出があり月三十日に告示がありました、金政君として、次に井口俊彦君は一月十三日同様告示がございました以上三名の方が缺員になつた譯であります、森川照太君に對しては長らく當居留民團の行政に盡力下さいましたので誠に今回の御死亡に對しては満勝より弔意を表し御葬式に對しては不肖が民會を代表致しまして弔慰を朗讀致しました、次に改名の議員がございました、根治淳君が一月十四日中津洋夫君と改名されました二月十七日同様に告示がございました以上が議員移動の報告でござります、今回の民會の諸事務の署名者を御指名申上げます、眞藤先生、眞森利一君御兩名に御願ひ致します、一、次は諸般の報告 第一に會計検査報告を

○日程第一 報告第五號 居留民團會計檢査報告

○五番(伊東武喜君) 登壇拍手) 會計検査の報告を只今より致します、昭和十六年三月十八日に前

(8)

會計検査委員より文書を以て會計検査事項の引繼を完了致しました、次に上原會計主任より三笠造船工事に關し當局のもの四名が嫌難の理由で當局に收監取調中なりとのことを承りました、これは當局の方に廻つて居りますので會計検査委員としては別にタツチ致しませんでした、昭和十六年三月十九、二十日の兩日に亘りまして一般會計並に特別會計、各資產表に基いて各帳簿の證據調査を致しましたが、別に違算違法の出納なきことを認めた次第であります、尙爾品倉庫に行きましたして現物の拔荷の検査を致しましたが、これも帳簿と符合致して居りましたので先づ全部の商品に就きまして検査する暇はございませんでしたが、主なるものに就きまして別に異状を認めませんでしたので先づ充分に整理整頓の出來て居ることを確認した次第であります、一般的の帳簿の記帳、傳票證憑類の整理、倉庫物品の格納状況は努力の跡が認めべきものがありました、又物品の請求買入検收配給等も制度としては先づ完全に行届き居るやうに考へました、仍て今後は其制度に當る人物の適材登用並に要點の監督に御注意せられるならば能率の向上と相俟つて過去にありたるやうな事件は防がれるのでないかといふことを承知して歸つて來た次第であります

次に資產表の特別會計の資産表中の水害復興資材として金額が二十三萬四千七百四拾六圓八十錢といふものが支出せられました、此品物に對しては内地に在るといふことで検査員としては検査する方法はございませんでしたがこれが目下順次船積されて此方へ持て來てそれが貸付けられるといふことでありますので、今後の貸付及び其品物の検收等に就ては特に違算ないやうに當局の方に申して置きました

次に一般會計並に特別會計の課金他の徵收状況を申上げますと非常に良好のやうであります、一般會計課金で九七・六「パー」セント「電氣事業で九〇「パー」セント」、水道事業で九四・六「パー」セント「埠頭事業一〇〇「パー」セント」授業料九四「パー」セント、住宅料九八「パー」セント、公立病院九〇「パー」セント」といふやうな徵收状況になつて居ります、これは十二月三十一日現在のものでございました、其後月々に徵收されまして先づ成績の悪いもので九八「パー」セントから九九「パー」セントまで徵收されるといふ成績であるといふことを承て居ります

帳簿他の關係は以上申上げましたやうな状況で別にこれといふて申上げる程のこともなく極めて整理よく事務が拂らせて居るやうに承知しましたが、これは會計事務當局の方の日々の努力に依るものと深く敬意を表して居る次第であります、唯私のが其團の帳簿をいぢりながら感じたことに就いて一、二を申上げます、ならば、これは特別會計の方でござりますが民團の埠頭とも稱すべき電氣事業と水道事業の運営に就てもう少し注意し努力すべき必要がないのではないかといふやうな筋がありましたので此點を調査致しましたところがこういふ數字が現はれましたからこれを序でに今後の此民會に於きまする審議の御参考に申上げたいと思ひますそれは電氣事業でございますが、電氣事業の購入電力が一年を通じて一千三百七十萬「キロワット」の大體豫算としてあります、それが電力料を徵收する場合に電力料金が約一千八十九萬「キロワット」に上るのであります其差二百八十萬「キロワット」といふものは途中の「ロス」といふことになります、「ロス」は一種の損失であります、これは技術的にどの位「ロス」が

(10) あるか、これは専門家でないから知りませんが、或種の「ロス」は當然見込まなければならんが一千三百七十萬「キロワット」電力を買つて一千八十九萬「キロワット」しか電力量しか料金が取立たれんといふことは二百八十萬「キロワット」は相當な「ロス」が電気が何ぼである、漏電が何んばであるといふことを詳しく専門的に研究したら此「ロス」はもう少し少なくて済むと考へるのであります、假りに二百八十萬「キロワット」を購入電力料で計算すると八萬八千圓の「ロス」であります、若しこれを二十三錢で賣れたとしますれば六十四萬四千圓の損になる譯であります、此點をもう少し専門的に調べて「ロス」を出来るだけ少なくするやうに爲す必要があるのでないかと思ひます、其「ロス」を見込んだ電料金の原價といふものを假りに見て見ましたところが四錢八厘になる譯であります、二十三錢の原價に、これだけの損害を、こんな原價で出す方法はないであります、二十三錢に賣った場合に賣れなかつたといふ損になる、「ロス」當り十錢の原價は一寸可笑しいであります、さういふのが、さういつたやうな高いものになるのであります、當然「ロス」を少なくすればそれだけ安くなる、民團の弗箱の收入がもう少し増へて一般會計に繰入れらると思ひます。

(11) 同じく水道事業であります、水道事業は一年に六億一千萬「ガロン」となつて居ります、それが水道料として徵收される水の量が五億二千萬「ガロン」になるのであります、さうすると「ロス」が九千萬「ガロン」一年を通じてあるといふことになります九千萬「ガロン」の「ロス」といふものは「ガロン」といふと我々の頭にビンと來ませんがこれを石に直しますと一年に二百二十六萬八千石になります、一日に換算すると約六千二百石一日何處かに流れて逃げて

(12) 居るといふ勘定になります、さうするとまあ電氣の方は相當「ロス」があると見なければならぬが、水道の方はそれを配水するに「ロス」がない筈で、此「ロス」は鐵管が破裂したか否か火災の時に消火栓を抜いたといふやうな關係のものか其何れかであります、従て此「ロス」を金額に見積つて見ますれば四十錢の勘定とすると三萬六千圓になります、八十五錢に賣れたとして勘定して見ますと七萬六千圓の勘定となります、其損害を費用に繰入れましてそして民團の扱つてゐる水道の原價といふものを計算して見ますと、買つて皆さん方に水道を配る時「ガロン」が七十一錢になる譯であります、買つてある水が四十錢で買つたら四十錢であると思つたら大きな間違ひでそれに三十一錢の費用がもつて居るといふことを考へますならば七十五錢以内でも第三種第四種第五種の水道料といふものは民團が赤字を出しながら賣つて居るといふ勘定になるので料金を上げよといふことを申すのでなくしてさういふ原價になつて居ることは舉げなければならぬ、其料金を七十二錢に付くやうな原價を六十錢か五十錢に引下げるやうに努力しなければならぬのであるがこれは水道關係の専門家の御調査を願ひまして、さうして水道及び電氣事業の特別會計に屬する此收入が別になつて居るといふ關係で經費が高くなつて居るといふことに知らず識らずに氣がつがちに一般會計に繰入るべき金が非常に少くなるといふことは民團全體の財政に及ぼす影響大なるものと感じましたから會計検査報告の序に感想の一端を申上げまして會計検査の報告に代へる次第であります(拍手)

○議長(足立茂君) 只今の御報告に對して何か御質問なり御希望なりございましたら承ります

御質問もないやうに見受けますので次に昭和十五年度の事務報告を、民團長に御願ひ致します

○日程第二 報告第六號 昭和十五年度居留民團事務報告

○民團長(白井忠三君) 登壇 私は昨年末に於きましたが、昨年十二月に於いて第三回の民團長に推薦を得ました。が折悪しく健康を害して居りました。爾來本日まで正式に民團の席上で皆さんの前に伺ふことが出来ませんでした。一月二十二日の臨時民團の前に右の己むを得ざる次第から「重任の御挨拶に代へて」と題するものを認めまして皆さんの御手許について最近に完結致しまして御送り致しました次第であります。甚だ時節遅れの御挨拶になりましたが、有様の次第で御挨拶の延引しましたことを御諒承を願ひまして淺學菲才の身であります。が、全力を擧げて御期待の萬一を期待したいと存じて居りますので此上御指揮御鞭撻御協力の程を偏り御願ひ致して置きます。

就きまして恒例に依りまする事務報告でございますが只今申しますやうなことで主なる事項に關しましては右申し上げる重任の挨拶に代へてと申しました題下に大體申し上げて置いてあるのであります。それで恒例に依りまする一つの主なる事項に就ての御説明を申し上げるとは此際省略致したいと思ひますが、最も重大なる關係にありますことは申上げるまでもなく民團財政上に甚だしき影響のありまする此教育費の支辨に関する工作でございます。これに就きましては後に豫算案並に課稅の改正案などのところでそれべ闊闊がござりますから詳しいことは其機會に申上げることと致しまして根本的の問題と致しましては要するに從來の民團の方針又將來の居留民各位の自覺を乞ふといふ、言葉を平たく申上げますれば、從來のやうな課稅の負擔であつては此膨脹して参りますところの教育費の支辨は到底出來ないのでありますて、民

(14) (18)

の施設をやつて居るかと申しますると遺憾ながら一部の費用を寄附或は補助といふ形で負擔されて居る外には各地の民團が自から此經營の術に當りまして或は借金をし或は軍から、占領家屋を貯蔵し色々の方法に依てどうにかこうにか今日まで續けて來たのであります。これを從来のやうな居留民の考へて從来のやうに支那に行けば税金等は安い、金儲けは餘計出来るといふやうな頭で居つたのでは到底駄い切れん、そこで只今申しますやうに居留民各位もうんと負擔の重くなることを覺悟しなければならん。同時に政府當局も居留民の方だけ如何に税金を増やしてもそれで到底駄い切れぬといふ見透しがついたならば茲に北支に於ける教育施設の國家としての根本方針を立て戴かなければならんとこう考へるのであります。此點は各地の民團の意見が一致致しまして昨年の秋私並に北京民團の參事會長、濟南の居留民會長の三名が當局に陳情致しまして大體の御諒解を得たのであります。先づ以て各地の民團が専一杯の課稅をしたら良いだらう、結局幾ら足らないといふことに依て爲と根本的に考へなければならんといふのが、私共が昨年の秋參りました時ではなく極めて最近に各方面當局の御意圖が決定されたことのやうであります。従ひまして此課稅の問題に就きましては豫算案のところで申上げますが、相當の増徴を致さなければならんことにかつて居りまする外年から來年に掛けてまでの各方面の調査を遂げまして各地民團の稅法に統一ある成案を求めて、それに依て各地略同様の稅法が施行されるといふことに立至るものと考へて居ります、これに對して我々の方方に於きましても充分なる調査と準備を進行をして居る次第であります。

(14)

右様の結果から今年度十六年度の教育施設に對する民團の執りました處置は其項に於て申上げますが甚だ窮屈なる甚だ從來よりは教育至上主義でありますけれども從來の十二分の教育方法を執ることが出來ません、幾分謙歩と申しますが、教育施設の上方針に變更をかへまして漸く辻接を合はして豫算を編成して居るといつたやうな情勢にございます、民團の扱ひまする業務の中の最も重點であります教育と稅制の概況を今日に至りました経過を報告申上げる次第であります、其他の行政事項に就きましては御質問に應じまして私より又係の事務當局より返事申上げるので、どうぞ私の方から御報告は省略致しますが、御遅慮なく御質問を戴きたいとひます。

唯終りに臨みまして行政事務に關聯した出来事であります、誠に申譯のない誠に民團として好ましからざる事件が發生致しましたことを極めて簡略に申上げて置きたいと思ひます、これは工務部關係のもの或種の法律違反行為の嫌疑であります、只今伊東檢査委員の御報告の中にありました通りに民團吏員四名の收監者を今見て居ります、まだ一切取調べ豫審中でありますので内容の詳細に就て茲に御報告申上げる自由を有しませんが、何れも民團吏員の行爲の上に法律上の不正行爲があつた嫌疑に基くのであります、其主なるものは當初問題の發生當時に聞きましたところでは、例の三笠小學校の建築工事に關するものであつたんとあります、其後單に三笠小學校の工事ばかりでなく外にも關係が波及して居るやうに思はれるのであります三笠小學校の工事は御承知の方も澤山あると思ひますが、昭和十四年の丁度水害發生前に工事に着手しまして、著手間もなく天津未會有の洪水を受けまして、あの地點は幸に水を被りませ

(16) (15)

んでしたが、當方面の日本租界が全部水中に没しました爲に民團の工事を停止致しまして從つて水はついで居りませんでしたが、三笠小學校の方だけ工事を進めるといふことは到底出来ませんから當然工事が中止になつたのであります。此爲に工事が大分遅れまして秋の終りには竣工すべき工程が翌年の四月末でかゝつた、それに何分にも學校は四月一日から兒童を收容すべき狀態でありますので、工事は相當無理をして進行致しました爲に冬の間に壁を塗つたりといふやうなことを已むを得ず遂行致したのであります。此結果とばかり断ぜられんかも分りますが壁が落ちる天井の壁が落ちてそこらの丁度子供の授業中の横に落ちて危害を起したといふやうな事件がこれが十五年の春先から秋にかけて數回發生致しました、幸なことに其脱落は實は自然に抛つて置いて落ちるものあつたであります。が、それよりもあの學校の横に引込線がありますが、其引込線が夜間に重量貨物を積んで引込線を汽車が通る、其場合に震動が起りまして、さうして脱落しやうとして居るところに其震動が加はりますから落ちる、落ちるといふ機會がさういふ譯で實は大部分が夜間子供の教室に居られない時間に天井が落ちたといふことがありましたので、此點は寧ろ非常に仕合せであります。幸に今迄兒童に怪人があつたといふやうなことはないのです。そこで實はこれは竣工渡しの當初から適當な時期に適當な修繕を加へる、御承知のやうに講負人の工事を全部修繕さすといふ方針として居ります、これは昨年の丁度秋に亘つて一番烈しく落ちたのは秋からで昨年の暑中休暇を利用することが出来ませんでしたが、落ちたところは適當な急救修繕を致して置きました今年の暑中休暇に根本的に修繕を加へることの方針を決めて居ります、先達私は直接參りまして各方面を調査致しましたが只今のところでは最早落ちるだけのところには落ちまして、これから先は其落ちた場所を修繕致しますのと、尙充分に打診を致しまして落ちるやうな危険が將來にある變のある點を引剥して塗り改め直すといふやうな方針で此暑中休暇に完全に致したいと思つて居りますが、偶々所謂司法事件が一方に起つて居りますので、此點に關しましては十二分に慎重な處置を取りたいと思ひます、何れに致しましても司法上の嫌疑者が民團吏員の中から出て居りますといふことは何とも申譯ない不祥事と申上げる外ないのであります、實は昨年の暮に重任を致しました時に私は重任の條件といふ譯ではありませんが、再任後に於ける自分の人事方針といふことは只今申上げました「重任の御援擇に代へて」といふ中に書いて居りますが、從來の温情主義を捨て、必罰主義と申しませんか。所謂一步も假借しないといふ主義の下に人事を處置して行きたいと同時に將來の民團の内部の肅正といふことは明瞭に其必要を認めて居る、大いに綱紀を守る爲めに御報告申上げてあります。併し司法當局の御取調べも段々進捗致しましたやうでありますから此綱紀振肅は極めて居ります矢先に只今の問題が起りましたが、其問題が起りました爲に私が人事上に執りまする處置が飛んだ誤解を招いて本人の迷惑の及ぶやうなことも考慮しなければならんと考へましたので、今以て昨年の暮の重任の當初に考へました綱紀振肅の手が實施されて居らぬのであります、併し司法當局の御取調べも段々進捗致しましたやうでありますから此綱紀振肅は極めて近き将来に於て一部機構改正と共に斷行致す積りに考へて居ります、勿論司法事件の内容も或時期に至りましたら明瞭に皆さんに御分りになると思ひますが、只今のところは御取調べの最

申上げるのであります。中でありますので二三聞及んだ點もありますが、茲に御報告申すことを差控へます、勿論不正の行爲がありますればこれは只今申します必罰主義にて處置する、温情の下に處置しない必要方針の下に致すといふことを申上げて置きたいと思ひます、何れに致しましても度々色々の意味に於ける民團内部の不正事件、不詳事件の發生致しましたことに就ては吳々も茲に御詫び申上げるのであります。

(17)

序に只今東検査委員から御注意のありました二點に就て申上げて置きたいと思ひます、漏電と申しますか、盜電と申しますか、此點に就きましては民國の電氣當局は非常に苦心を致して居りまして、つい最近にも豫算に漏電を發見したものに懸賞金を付する制度に致しまして本年度の豫算には一寸數字は忘れましたが、懸賞金をなにがしか盛つて居ります、ところが盜電の發見される數が豫想よりも非常に多い爲に其豫算に遂に不足を生じまして先般豫備費の支出を參會會に御諸りし監督官の御許しを得たといふ譯で盜電といふことが相當に多いやうに思はれますが今一つは水害の結果變電所に至りまする地下線其外配線に可成り無理が起つて居るのでないかといつたやうな點が氣づかれて居るのであります、これは充分に調査を致しまして只今の御注意に應じまして成績を上げるやうに努めないと考へて居ります、水道の方は實は最近稍々成績が良くなつて参つたのでありますて、これも先般の私の重任の挨拶に代へての中に申上げて置きましたが、昭和七年頃には實は三六・八「ペセント」といふやうな漏水を見て居つたのであります、これは三十年に租界が出来てからなりますが、當初敷設致しました瓦斯管の不充分でありますこと、如何にも此天津に於ける地下水の塩分を含んで居る程度が非常に

高いのであります、此爲に普通内地で十五年経たなければ腐食しないものも此處では三年か五年で腐食するところいつたとの爲に非常に地下漏水が多いのであります、只今申すやうに昭和七年に買入れ數量の三六・八「パーセント」といふ漏水を見て居つたのであります、そこで當時の民團財政、昭和七年と申しますとまだゞ極めて貧弱な財政でありますたが、これではやり切れぬといふので局間鐵管の敷設替計畫を立てましてさうして整部の租界内の水道管の敷設替を決行しやうといふので苦しい豫算を取りまして段々に敷設替を始めました、翌年ではありません、三年目の昭和十年には丁度半分一割八分四といふ漏水が減りました、最近十三年には九・〇といふ「バーセンチージ」の漏水まで薄付けたのであります、如何せん時局硝鐵管が十二分手に入りません擴張する方の鐵管さへ中々配給を得られません、最近中學校の跡に送りました遠距離のものは已むを得ず「エバーニックバイプ」を代用したのであります、或は使へるといふ非常な確信がある譯でありません、非常に地下に塩分を含んで居ります、地質から考へますれば或は「エバーニック」を使ふことは將來不經濟になるのかも知れませんが、如何せん只今鐵材の入手が出来ないのでさういふやうに致して居ります、租界内も亦鐵管の敷設替の出来ない部分が數ヶ所あるのであります、こういふ風なことで只今伊東さんの御擧げになつた数字から申すと九「バーセント」でない、もつと多いやうに思ひますが、其邊に就ては私も今つい聞いて居りませんでしたが、何に致しましても只今申すやうに此漏水を防ぐことに就て當局としては可成り熱心な努力を致して居ります、遠くない中に御期待に添ふ結果を得られると思ひます、御領承を御願ひします

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

それで事務報告としては從来とは型の變つた形でございまして一項々々に就ての説明を申上げ
まことに、即ち主に申請を了却する事

○三十六番(早瀬精一君)登壇 私は十六年度通常民會の勢頭に當りまして一般總論としての質問と民團吏員各位に苦言を呈して將來居留民の爲に努力して戴きたいと存する次第であります。民團長は最前減私奉公を誓はれて老軀に鞭つて大いに張切つて居る様子で居られます併し部下の吏員各位の中多數は少なくとも緊張を缺いて居るやうに見受けられるのであります。誠に慨嘆に堪へない傾向があるやうに見受けるのであります。財政以來豫算は大膨脹を來しますして天津の民團は内地六大城市に亞ぐ程の大きさ豫算となつたのであります。併し民團の内容たるや其機構的に、財政的に更に人材的な何等の改新的な點がないのであります。吏員諸君は果して真心的に効いて居られるのか、どうかといふ點を疑はれる點もあるやうに思はれるのであります。學校一つ建てるにしましてもやれ増税といふやうな有様でありまして露骨に目先根性のみを現して居るやうに私は考へられるのであります。百年の大計とは私は申しません、少なくとも五年乃至十年先まで位の見透し位は付けて萬事やつて戴きたい。將來性のある計畫行政をやつて欲しいのであります。社會の公僕である吏員の人格を鍾んずるやうな首腦者の態度もいかないけれども居るとすれば屈辱に陥るやうな吏員の態度も良くないと思ひます、不正事件の温床の如き民團を現状の儘に放置して置いて良いものでありますせうか、先には會計吏員の不始末であります鐵筋の問題が起つて居ります、今又三笠小學校の建築に絡む不祥事件が發生して既に五・六名の吏員が拘引されて居るといふ狀態であります。誠に重大な問

題であります、此際根本的に此缺陷を是正しなければ何時の時にしてこれを是正し得ると思ひますか、憂慮に堪へぬのであります、敢て民團長の責任ある處置を切々希望して已まないであります、民團も新體制を最早實施して良い時期でないと存するのであります、民團長は其御意思があるや否やを是非伺ひたいのであります、新體制とは念の爲に申上げて置きます、少し大きく述べました、決して部を増やしたり課を増やしたりすることではないであります、民團長以下吏員は固より參事會員も議員も皆が一致協力以て時局を能く認識致しまして減税奉公の誠を盡さなければならんのであります、民團内部に兎もすれば所謂顔を利かす參事會員、議員若しありとすればそれは現在に容れられないところの舊體制的な人物であり行動であります、吏員諸君自體がもつと一しつかりしなければならんと存するのであります、職業奉公の精神を體して仕事に熱を持ち自信をつけて、さうして生活體制を改めて堂々其任務に従ふ場合一體誰に遠慮が要るでありますか、不正事件等は自から根を絶つ筈であります、大事なことであります、精神的に俯仰天地に恥ぢざる氣持がありまするならば上役の顔を窺ひながら仕事をしなければならんといふことはないであります(ヒヤー)と呼ぶ者あり)何ものかに常に怯へながら仕事をするなら凡て舊體制の吏道であります、必要欠くべからざるものなら新稅も喜ばしいことであります、併ながら減税奉公の新時代は民會議員に歳費を出すとは何事でありますか、雀の涙程の御手當を貰つてこれで一杯飲めるといふて喜ぶ議員は恐らくないであります、ない筈であります(ヒヤー)と呼ぶ者あり)名譽職員費用辨償條例案が本民會に上程せられることになつて居りますが、大部分の議員諸君は放然として否決せられることであると私は信ず

(22)

(21)

るのであります、赤字財政に悩んで居ります、増税團債新税合せてやらなければならん時に我々民會議員が歳費を貢して居留民に對して何と申譯致すりませうか、民團長は如何なる意圖でかの如き懸案を上程されたか、是非上程の時に御伺ひしたいものであります、民團事務費所謂經常費に於て六百萬圓の如き豫算はまだ／＼節約の餘地は多々あると思ふのであります印く程介の出るやうな現在の民團を此儘にして置いては誠に困る、大膽正のメスを振つて新時代に相應はしい機構改革を斷行して戴きたいといふことを切に願ふ次第であります、吏員諸君全體の心を入れ替へて戴きたいと存するのであります、學校の硝子窓一枚取替へるにも手續に二週間もかかるやうなことでは困るのであります、或學校で寒いといふので「ストーブ」を据へなければならん、「ストーブ」を据へるといふことを決定してから其「ストーブ」の据つた時にもう既に寒は明けて居つたといふことであります、こういふ状態では誠に困るのであります事務の簡捷を望むことの切なるのは恐らく私一人ではありますまい、民團の事務所の中の其人達が事實これを託つて居る管であります、事務はもつと／＼簡単に運ぶ筈であります、兎も角専門的に新工夫を要する時であります、兎に角これは専門的に再検討をしてしつかり心を入れてやつて戴きたいと存ずる所以であります、我々議員は伊達で議員になつて居るのでありますせん、吏員諸君も食ふが爲に吏員になつて居る筈であることを自覺しなければならんと存するのり、居留民の爲の吏員であり居留民の爲の議員であることを自覺しなければならんと存するのであります、大陸前進基地として重大任務を負ふ我々在留六萬居留邦人の指導的機關であらねばならんと同時に北支居留民の模範的機關であらねばならぬのであります一千九百一年に當りまして全員一致協力して臣道實踐に精を竭さなければならんと信ずる次第であります、どうかこれに對し一般論ではありまするけれども民團長の精神と覺悟を促かして我まない次第であります(拍手)

○民團長(白井忠三君) 御議論は一から十まで満腔の贊意を表します、早瀬議員の仰しやる如く總て同感であります新體制の下に全員努力したいと思ひます、加へられました御非難の中の事項に就きましては只今例を擧げられた「ストーブ」の据付の一月も、一月半もかゝつたといふやうなことは只今係のものから間合せる時間がありませんのでこれは後から間合せて豫算の時に申上げます、名譽職費用辨償の問題も其議案のところで申上げることに致したいと思ひます、唯吏員御難難の御葉は常に私は喜んで拜聴致しますが、皆さんも御考へ置きを願ひたいことは例へば不祥事件で數名のが收監され三百數十名の民團員の心あるものは皆此の状態に對して誠に居身の狹ひ思ひを致して居ります、其點は一面に於て皆さんの公僕であることを御考へ下さいまして不都合なものに對しては何處までも必罰の御考へにて行くことは固よりであります、三百六十名の吏員が全部不都合であるといふことはありませんのでどうか氣を燐らさず居身の狹ひ思ひをする正しい吏員に對しては御同情の眼を以てこれを勵まして氣を落さないやうにしてやるといふ點に皆さんのこれは獨り早瀬さん御願ひひる譯であります、どうか當然のことと御心付であります、これは私は民團長の位置に居ります爲に特に此際附加へて御願ひ致すのであります、私共の眼から民團吏員が悉く無能のやうに事務を處理して居る、一方身の入らん仕事のやり口をして居るといふ風に一概

(24)

(23)

に仰しやられてはさうでござりますといふことは申上げ兼ねるのであります、多數の中にさういふものゝ居るといふことはこれは勿論申上げ得られます、一面に於て一生懸命にやつて居るものに對しては氣を燐らせないと、いふ點に御同情を持て戴きたいと思ひます、御話が抽象的でありますから私の御答へも極めて抽象的でありますとして具體的の御返事は其後に於て申上げることに致します

○(足立茂君) 次の日程に入りまして參事會代議決事項報告の件(「事務報告に對する質問がある筈だ」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) それではまだ事務報告に對する質問があるのでござりますから御質問を承ります

○十二番(勝田重直君) 私は民團長に對して質問を申上げます、民團長は重任の挨拶に代へてといふ書面を出されました、此書面は民團の沿革を書かれたものであります、將來殘るものであります、これに若し誤りがあり誤解があつたならば遂に民團の將來を誤るといつても過言でないと思ひます、私は此說に就て指摘しまして反省を促したいと思ひますが、併し民團長は唯結論といふ條りに就てそれは誤解だといふ意味の表示をされて居るのであります、併し私は決して誤解して居りません、其事實は民團長に對して私が反問した事実はあの重任の挨拶に代へてといふ書面の中に共益會の移轉問題が決成された其原因は民團には不動産や色々な利權の對象の目的となるべきものがある、其利權の對象を目的として色々此土地の者共が政爭を續けて尙これに依て政争が激成された、詰り利權を目的として政争が激成されたといふ事實は断じてありません、これは全く我々同志が此行政に携つたものに對して甚だしい侮辱であります、又我々の同僚先輩に對して極めて私共申譯ないことを記録に止めて貰つて居る譯なんであります、民團長は宜しく此責任を感じなくちやならん、これは一片の誤解だといふやうなことで事を済ませるやうな問題で決してありません、私は事實に就きまして全く民團長の誤りだといふことの釋明を此席に於て聞きません限り私は民團長としての職責は到底果し得られないものと考へるのであります、此點充分御釋明願ひます

○民團長(白井忠三君)、勝田議員の御主張は勝田議員の御主張であります、當時此問題を抱つて居りました私は勿論であります、當局の方々に於きましても私は此挨拶に代へての中に認めたやうなことが憂慮されたといふことは事實であります、今其當時に斷じてさうった考のものはなかつたといふことを勝田議員が御主張になりますが、當時此問題を抱つて居ました私は勿論であります、當局の方々に於きましても私は此挨拶に代へての中にこれは遺憾ながら御希望に湖い兼ねるのであります、唯此書き方が當時共益會設置に反対した人は全部利權を目的として居つたが爲に反対したといふやうな誤解が世間に持たれるならばこれは私の考へて居つたところではない、勿論反対の理由には色々の理由を以て反対された方々があつたのであります、其中にこういふ利權を目標にすることに反対論があつたといふことを申上げました點に就ては茲にそれを訂正と申しますか、取消することは私としては事實でありますから出来兼ねるのであります、どうぞ左様御承知を願ひます

○十二番(勝田重直君) 對談的に議長質問を御許しを願ひます、それならば其事實があつたとす

れば其事實を列舉して下さい

○民團長(白井忠三君) 此席上で列舉することは或は公人でもあり其人の徳を傷つけることに

なりますからそれは御免を被りたいと思ひます

○十二番(勝田重直君) 然らば何故貴方は私に對してこれは私が公人としての私に對して書面な

り何なりを以て貴方は約束して與れただありませんか、私に對して釋明することを約束された

のであります

○民團長(白井忠三君) 結言に就てのことであります

○十二番(勝田重直君) 言の誤解だといふ

○民團長(白井忠三君) 設立反對論の全部が利権的なものであつたといふ意味でありますか

○十二番(勝田重直君) それは釋明になります、今私の申上げました質問の釋明とはなりませ

ん

○民團長(白井忠三君) それは貴方が事實がなかつたといふ主張に對してはありますでした

といふことは私は事實あつたのだからさういふことは申上げられません私は事實あつたからそ

ういふことを申上げるのでさういふ説明でない、それは貴方の主張に應じて貴方の主張を是認

する場合のみ出來ることであります、若し世間の全部の反對論が利権を目的としたといふそ

れは間違ひでありますから、それは結言の所に一言を書添へました併しながら今貴方の申され

るやうにさういふことがなかつたといふのはあつたといふ事實まゝですからさういふことがな

かつたといふことは御答へし得ないのであります

○十二番(勝田重直君) 書面か何かで其内容を發表して與れるのが親切でありますか、彼の時

の詰合ひに依ればしなくちやならないことだつたでせう

○民團長(白井忠三君) 私は其必要を認めません、又責任はないと思ひます、こういふやうな

書き方に誰がどうしたといふことで行けば責任があると思ひますが、當時こういふ議論が、こ

ういふ傾向があつたといふことを書いて民團の不動産なり何なりを處分する時に皆さんが

こういつた點を當時のことを回想して御注意下さいといふ意味で書いたのです、これは

私は其目的の上からは一つも差支ないことをあつて、同時にそれに対する當時のを此處に指し

て公開の席上で御返事申上げることは出来ない

○十二番(勝田重直君) それならば書面でも、公開を容されぬなら書面でも私にいつて貴は

なければならん筈であつたと思ひます、事を公にすることで過去のことは違ひないが、今そ

れ等の時代の人々は皆公の事業にも携つて居る人が多いのであります、此儘罪つて仕舞ふとい

ふことは到底譲席に連つて居る私としては出来ない事であります、責任として私は當時共益

會に對して民團から財産移轉の衝に當つたものであります、餘計に理事に選ばれて居ります、責任を有つて居ります、さうして貴方のいはれることは單に其風説を書いたといふことは確く信

ずるのであります、風説位で貴方の責任の挨拶に書かれたといふ書面、語り民團の沿革ともいふ

べき書類にさういふことを残したといふことは奈邊に其の意志があるや私には見當が付かない

のであります故に斯る觀念を以て人の迷惑を顧みずやるやうなさういふ精神を貴方が有つて居

られるといふことは非常に悲しむのであります、當時の財産の移轉問題に就ても問題が無かつたのであります、それが貴下の書かれたやうなことは事實に相違して居る、共益會の財産に全

部書替へた、今そんなやうなことをするやうなことでは到底將來我々として安心が出来るや

んな姑息な手段で以て我々の財産が護られるか、我々の財産が果して守ることが出来るや

常に懸念を持ちましたから色々の議論も致しました、併しそれは利権を主とするやうなさうい

つたやうな醜惡なる裏面といふものは何等存して居りません、皆當時民團を思ひ、國家を思つて、さうして悲痛の中にある取極めをやつたのであります、決して其間暗い利権とか何といふ

ことはあるべき筈はない、だから今貴方のいはれるやうな官廳方面で心配されたといふ事實はございません私は官廳と折衝もしたものです。絶対にありません。これをどうか諸君も

私のいふことを決して偽りありませんから御信用下さいまして民團長の何は嘘言であります、

民團長は嘘をつかないといつたことが、若し嘘をつかないといふ事實があるなら何等かの方法

で以て表示して下さい

○民團長(白井忠三君) 唯私が嘘をつくといはれては嘘はつきません、今勝田君が色々仰しゃいましたが、最後の共益會設立の認可を得に行つたのは私が東京に行つたのであります、當時吉田茂さんが次官、亡くなつた森格君が政務次官、有田さんが理財局長其際共益會設立の認可を得に行つた、有田八郎さんが總領事として御出での時に四人の名前を擧げれば分りますが、四人の者が官邸に呼ばれて、さうして近くイギリスは租界を邊へすらしい、其場合に日本租界も考へなければならんが、支那側に聞へても困るし、日本側も動搖しても困る、如何なる方

法に依てこれに對処しやうといふ御内談を受けて、四人の者が有田さんの御質問に答へて案を立てたのが共益會であります、其案が段々と世間に漏れて參りました時に私は明瞭に申上げます此中に書いてある通り天津に十年以上在住するとか十五年以上在住するといふことを條件として或一つの會社を作つて其會社をして民團の不動産其他を拂下げを受けることにしたらどうか、さういふ案を考へやうぢやないかといふことで相談になつた人は確にあります、私風説位でこういつたものを書くのではありません、當時勝田さんはどの程度に御關係になつて居つたか存じませんが、共益會設立の中心に私はなつて居りました關係上はつきりと承知して居ります、決して嘘を申上げるのではありません、どうぞさう御承知を願ひます

〔「進行々々」と呼ぶ者あり〕

○講長(足立茂君) 講員に申上げます、御質問に對する民團長の答辯もありましたしこれ以上のこととは双方の意見の相違といふやうなことに著しくやうなこと考へます、見解の違ひといふことになつて徒に時間を延ばすことは不本意と考へます、今回はこれで双方の仰しやるところが喰違ひがあると考へますが、此儘で御質問を止めて戴きたいと思ひます

○講長(足立茂君) 事務報告に關する御質問でありますか

○二十一番(五十嵐重吉君) 今兩氏の御話は甚だ重大な問題のやうに私は聽取るのであります、それで打切るなんといふことは以ての外と考へます、書いてならないことを書き散らしてそれを現在勝田氏の質問に對して御答へすることが出来ない、こういふことなら初めから書かない

する處置は如何なる處置を取られたか、これを一言御答へ願ひたい
○議長（足立茂君） 議長に對する御意見と承りますが、私は勝田議員に止めて貰つたといふことは差支ない考へます
○民團長（白井忠三君） 議事録の配付と仰しやいましたが、成程過去を知つて將來を決めなければならぬが、二年に一遍づゝ改選される民會議員に初めから諸議事録を配付することは出来ませんが大體何時頃の議事録が配付されないといふのでありますか（「速記録」だ）と呼ぶ者あり
○二十一番（五十嵐重吉君） 速記録の餘りをせめて一、二年先のものでも渡して貰つたら過去を論することが出来る
○民團長（白井忠三君） 豫算の取り様もありまして、何十部も刷つて置いて新しく出來た民會議員に配るといふことは宜しいかも知れませんが各地にも例はないと思ひます民團で御調べになるなり圖書館で御調べになり得るのであります、議員に二年分三年分の速記録をやるといふことは恐らく日本の内地の市町村に於てもさういつた例はないだらうと思ひます（ヒヤー）と呼ぶ者ありそれから不祥事件の處置と仰しやいますが、言葉は正に不祥事件であります、民團の規程の中に起訴された場合に適用する條文があります、今取調べを受けて居る、收監されたといふことだけで直にそれを理由に處置することは穩當でないのです、内地に於ても同様の例であります、これは貴方の主觀から見て不都合な奴だ必ずやつて居るに違ひないと云ふ手ぬるい、何時迄もしないといふ風に仰しやるか知れませんが、これを取扱います場合に於

(32)

ます、當時御承知の山下圭子君現在居りますが山下圭子君が一人で引受けて居つたのであります。何分にも非常な大部な光々と溜つて行くから非常に速記の翻譯が遅れた爲にこれも當時々言譯を申したんですが或は速記した原稿を誰かに翻譯して貰ふ方法があれば翻譯して貰つらと方法を講じたのでありますましたが不幸にして出来ませんで最近に差上げましたので漸く今迄れて居つた速記録が全部完了しました、通常民會なれば三日四日に亘る分ですから民會が終てから少なくも一ヶ月位しなければ出来ませんが、兎に角一年も一年半も前の民會速記録が出来ないといふことは今後はない筈であります、前の分に對しては當時度々言譯を申して居るうに遅れて居りますが、漸く最近に全部揃つたのであります、これは皆さんの申合せで二年一遍づゝ改選になるんですから就任前一年分とか二年分の速記録を配るやうにせよといふ豫の時に豫算を取れば出来るのであります、民國に何十部も揃へて居つて

○三十六番(岸潤精一君) サういふやうにいふからいかん、それを聞いてるんだやない十三、年速記録を遅れたといつて居りませんが、此間最近になつて送つて貰つたから去年位の速記録

呉れるのであつたら去年の通常民會の速記録を一部づゝでも新しい議員に配つたらといふの遅れたことを責めて居るのでありません、さういふやうに取つて説明せられるからいかぬ

○二十一番(五十嵐重吉君) 石田君が民會の議場の一年生で分らない此處に來て居らんがそれ

參事會に出て居る人ですさういふ人を教育するには内容が判らんから申上げるので一貴方はなく其場限りで旨いことを仰しやられるから——（「前のことを一々おさらへして居つては仕がない」と呼ぶ者あり）貴下はよくさういふことを仰しやるのであります

(34) ○議長（足立茂君）五十嵐君に申上げます、成るべく質問の要旨を簡単に御願ひ致します。

○二十一番（五十嵐重吉君）貴方がさういふことを仰しやるからさういふことになる、それ以上いふことは議場を混亂（「進行々々」と呼ぶ者あり）

○十八番（横山金吾君）質問の前に一寸希望を申上げます、と申しますのは昨日の新聞でも今日の新聞でも通常民會の有ることが一寸とも書いてないんですが非常な民團當局の不注意が怠慢か不親切か、新聞社の方にも多少責任はあると思ひます、重大なる議案が、居留民に直接影響のある、直接關係のある議案が非常に多い、年に一回の通常民會が開かれる、どういふ議案があるといふ主なる議案は書いて新聞の方に載せる、特に天津代表兩新聞の方も居られるのであります、新聞社の方も相當考へて戴きたいと思ひます、早い話が余程注意してゐる人といふですが恐らく居留民の方は今日民會のあることを知らない人が大部あると思ひます、それは新聞社の方に特に御希望を申したいと思ひます、次に質問の方ですが今日からは是非さういふやうに御願ひしたい直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覽税とか色々質問は細かいものが澤山あります、が、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つたらといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことがあります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員會といふのですかさういふのが作られたとしたら是非私は入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込なんのあります、が、後公立病院助成委員會はもう一月半も聞かれません私其の點民團當局に果して公立

病院を造る熱意がありや否や、やるとか延すとかこれは我々に取つて團債は貴方の勧説された向にはこれはどうして出来ないとか、遅れて居るとか——其位の勞はする積りであります、が其點に於いてのこと、やつて居らること、熱意がないやうに思ふのですが金がないなら打つても良いのですが、それはどうするですか、問題が大きいですから特に此席上で御願ひ致します、細かい問題は最前希望したが若し豫算審査委員會が開かれたら是非私を入れて戴きたいといふことを議長に御願ひ致します。

○民團長（臼井忠三君）公立病院の方も段々遅れて居りますして誠に申譯ないのでありますが、御承知の通り助成委員會の委員長の河村正金支店長が先般内地に御歸りになりました、其の留守を代理を御願ひして置いた位で決して抛て居りません熱心にやる積りであります、が、唯如何せん私の健康状態と民會の準備といふ問題で丁度二十日ばかり非常に時間が取れませんでしたが、民會が終ると直ぐ助成委員會の御集りを願ひます、寄附、團債引受を御願ひして居る方々と膝詰めの談判を始めて後一ヶ月位で目鼻が付くのであります、今見込を有つて居るかといふと相當まだ見込を有つて居ります、駄目とは思つて居りません、十六年十七年の二ヶ月位に亘ることになりはしないかこう思つて居ります、左様御承知を願ひます。

○議長（足立茂君）御質問は

○十六番（菊地新一君）五十嵐君が先程申された通り私も病院に關することであります、此貨重なる事務報告が年を経ると共に事務報告の内容が劣つて行くといふやうに感ぜられるのであります、私が昭和十五年事務報告書を拜見致しました時はこれは一片の本當の數字の羅列といふ

(35) ○議長（足立茂君）五十嵐君に申上げます、成るべく質問の要旨を簡単に御願ひ致します。

○二十一番（五十嵐重吉君）貴方がさういふことを仰しやるからさういふことになる、それ以上いふことは議場を混亂（「進行々々」と呼ぶ者あり）

○十八番（横山金吾君）質問の前に一寸希望を申上げます、と申しますのは昨日の新聞でも今日の新聞でも通常民會の有ることが一寸とも書いてないんですが非常な民團當局の不注意が怠慢か不親切か、新聞社の方にも多少責任はあると思ひます、重大なる議案が、居留民に直接影響のある、直接關係のある議案が非常に多い、年に一回の通常民會が開かれる、どういふ議案があるといふ主なる議案は書いて新聞の方に載せる、特に天津代表兩新聞の方も居られるのであります、新聞社の方も相當考へて戴きたいと思ひます、早い話が余程注意してゐる人といふですが恐らく居留民の方は今日民會のあることを知らない人が大部あると思ひます、それは新聞社の方に特に御希望を申したいと思ひます、次に質問の方ですが今日からは是非さういふやうに御願ひしたい直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覽税とか色々質問は細かいものが澤山あります、が、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つたらといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことがあります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員會といふのですかさういふのが作られたとしたら是非私は入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込なんのあります、が、後公立病院助成委員會はもう一月半も聞かれません私其の點民團當局に果して公立

風に過ぎないといふ感じが致したのであります、それで私は何れ豫算に就て其項に就て一々質問申上げることもございますが大體總括論としまして早瀬議員が先程申された通り民團吏員の中から三、四の方が不祥事件を惹起して收監された爲に民團吏員諸君が全く肩身の狭ひ思ひをしなければならん、三、四人の者の爲に民團吏員が肩身の狭ひ思ひをしなければならんと民團長の仰しやるのは御尤もであります、が、私は民團吏員決してさういふ方ばかりと思つて居りません、中には非常に立派な方であります、次に質問の方ですが此日からは是非さういふやうに御願ひしたい直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覽税とか色々質問は細かいものが澤山あります、が、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つてからといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことがあります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員會といふのですかさういふのが作られたとしたら是非私は入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込なんのあります、が、後公立病院助成委員會はもう一月半も聞かれません私其の點民團當局に果して公立

(36) ○議長（足立茂君）五十嵐君に申上げます、成るべく質問の要旨を簡単に御願ひ致します。

○二十一番（五十嵐重吉君）貴方がさういふことを仰しやるからさういふことになる、それ以上いふことは議場を混亂（「進行々々」と呼ぶ者あり）

○十八番（横山金吾君）質問の前に一寸希望を申上げます、と申しますのは昨日の新聞でも今日の新聞でも通常民會の有ることが一寸とも書いてないんですが非常な民團當局の不注意が怠慢か不親切か、新聞社の方にも多少責任はあると思ひます、重大なる議案が、居留民に直接影響のある、直接關係のある議案が非常に多い、年に一回の通常民會が開かれる、どういふ議案があるといふ主なる議案は書いて新聞の方に載せる、特に天津代表兩新聞の方も居られるのであります、新聞社の方も相當考へて戴きたいと思ひます、早い話が余程注意してゐる人といふですが恐らく居留民の方は今日民會のあることを知らない人が大部あると思ひます、それは新聞社の方に特に御希望を申したいと思ひます、次に質問の方ですが今日からは是非さういふやうに御願ひしたい直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覽税とか色々質問は細かいものが澤山あります、が、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つてからといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことがあります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員會といふのですかさういふのが作られたとしたら是非私は入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込なんのあります、が、後公立病院助成委員會はもう一月半も聞かれません私其の點民團當局に果して公立

風に過ぎないといふ感じが致したのであります、それで私は何れ豫算に就て其項に就て一々質問申上げることもございますが大體總括論としまして早瀬議員が先程申された通り民團吏員の中から三、四の方が不祥事件を惹起して收監された爲に民團吏員諸君が全く肩身の狭ひ思ひをしなければならん、三、四人の者の爲に民團吏員が肩身の狭ひ思ひをしなければならんと民團長の仰しやるのは御尤もであります、が、私は民團吏員決してさういふ方ばかりと思つて居りません、中には非常に立派な方であります、次に質問の方ですが此日からは是非さういふやうに御願ひしたい直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覽税とか色々質問は細かいものが澤山あります、が、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つてからといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことがあります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員會といふのですかさういふのが作られたとしたら是非私は入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込なんのあります、が、後公立病院助成委員會はもう一月半も聞かれません私其の點民團當局に果して公立

風に過ぎないといふ感じが致したのであります、それで私は何れ豫算に就て其項に就て一々質問申上げることもございますが大體總括論としまして早瀬議員が先程申された通り民團吏員の中から三、四の方が不祥事件を惹起して收監された爲に民團吏員諸君が全く肩身の狭ひ思ひをしなければならん、三、四人の者の爲に民團吏員が肩身の狭ひ思ひをしなければならんと民團長の仰しやるのは御尤もであります、が、私は民團吏員決してさういふ方ばかりと思つて居りません、中には非常に立派な方であります、次に質問の方ですが此日からは是非さういふやうに御願ひしたい直接影響のある方は来られると思ひます、酒の税とか観覽税とか色々質問は細かいものが澤山あります、が、先程貴方の御話では段々豫算とかさういふところに入つてからといふことでありますから私も總論的な細かいことは其點に譲りまして唯豫算に關係のないことがあります、さういふことは若し去年の例によつて豫算審査委員會といふのですかさういふのが作られたとしたら是非私は入れて欲しい議長に希望して置きます、問題の例の公立病院の新設ですが自分で非常に責任を感じて居ります、團債を募つて現に申込なんのあります、が、後公立病院助成委員會はもう一月半も聞かれません私其の點民團當局に果して公立

(88) (87)

（88）
「へる次第でありますて、陽性者が多いからこいふ人間は危険だ、從て其人間と机を並べることは危険だから處置をどうするといふやうな性質のものでないであります、我々の考へとしましてこういふ不潔なものと一緒に内地人と机を並べるといふことに就ては私は非常に關心を有つて居る譯でありますて、學校で或は強制的に入浴をさせて清潔にさすとか傳染性の色々悪性のものを以て平氣で過して居る子供に就て積極的に傳染性の病氣を癒すといふことは學校に於ても充分關心致して居る譯でありますてが、夏分でござりますと風呂に入らさすにも強制的に行くのですが、冬になりますと温かい浴槽を備へて不潔な生徒に對してどん／＼強制的に冬風呂に入れるといふことが出来てないといかぬと考へて居ります、追々と不潔なものゝ爲に生ずる邦人の迷惑と衛生的な迷惑といつたやうなことのないやうに充分に考へて處置を進めて居る譯であります、此點御承知置きを願ひます」

○議長（足立茂君）時間も大分経過致しましたので質問は成べく簡単に御願ひ致します

○十六番（菊地新一君）今桶口部長の御答辯に依りますと此の数字は危険なものでないといふ御答辯であります、此豫防法は如何にすれば陽性率が多いといふ原因は要するに清潔の要するに家庭様式の清潔といふやうな結論になるのでないかと思ひますが、私は貴方の口から實に危険でないといふ御言葉を頂戴したくないのでありますから直接さういふ風な結核菌をつて居るといふやうな危険がないやうに解せられるか知らないが貴方々の仰しやる、私は薬剤師であるから其間に相違があると思ひます、こうした兒童が矢張り結核性を保有するのではないかといふ観念であります、貴方々が危険でないといふやうな御言葉のやうに仰しやいましたが、其點を危険性を有つて居るものだといふ點は感染し易いのだとあかといふ議論になるか知りませんが、貴方の御返答を願ひたいと思ひます

○桶口療養院長 私は今の質問の御趣旨は結核反應陽性者が忽ち邦人に結核を感染させ危険性が存在して居るのは見逃がして居るのでないかといふ御話を御伺ひましたので、それで陽性者必ずしも直ぐに危険性があるといふことと私御話を申上げたのであります、勿論陽性者が多いといふことは其中に危険性な結核患者が發生するものが多いといふことは當然に考へられる譯であります、さういふものを集めてどう處置するといつたことは考へて居らぬ譯であります、それで色々結核防護週間の催し等の時に出来るだけ學校の生徒まで手を伸ばして若し菌の排泄者がないかといふやうな方面的監視を著々進めて行く覺悟でござります

○三十六番（菊地新一君）一寸質問する前に議長に御願ひ致しますが、議長は事務報告に對して早く片付けやうとせられます、それはいけません、充分に伺ふことは伺ふ疑ひを晴らす機會であつて済んで仕舞つてからさつぱり議員の職能を發揮出来ませんから此點の潔癖について戴きたい、私は昨年の通常民會の時でありましたか鶴澤議員志村議員其腰尾に付しまして色々申しました市場のことと就て民團はどの程度に御考慮願つたか大部昨年の民會では市場のことを噴ましく申しました、故森川議員はうるさいとおこられて努力するといふから良いぢやないか、努力するといふことで去年の民會は市場問題は負か付いた譯ですが、其後如何に努力せ

(40) (39)

（40）
「られたのであるか伺ひたいそれからこれも鶴澤議員が申出られたことであります、町名の整理に就て何とか方法がないものだらうか誠に困るがといふことに就て特に誠に困るがといふ時に私は例へば中小賣業が、郵便物の配達物の届け先に對しても直に分るやうに隣りから隣りに番地が追ふて居るやうにすれば誠に便利と思はれるといふことを申上げました時に民團長はさういふ方法もありますといふて其の後どういふやうになつたか一つも結果が現はれで居りません、五十嵐君が市場問題で地區別の統制を圖つて貰ひたい地区割の案に對してどういふ多少警察の方の御助力を得なければ出来ぬであります、が、どういふ御處置を取られたかこれを伺ひたい、それから次には今も別段支那人乃至半島人と日本人との傳染といふことに就てありましたが何も學校の例を引かんでも、公園を一つ見て戴きたい、猫の額程の小さな子供の遊び場が三不智の貧民窟の小孩姑娘の遊び場になつて居るが、何とか出来ぬものかと御願ひましたが、早速入場券制度を實施されて我々の子供が喜んで遊べるやうになりましたが、其の後何つたところに依りますと此日支親善の時に當つて中國人の子供は入れぬ、日本人だけ遊ぶんだといふことはいかぬと誰方かいはれたといふことで折角取締つて綺麗な支那人と日本人の子供達が樂しく遊べるのが現在彼の通り汚ない支那人が押すな／＼とつて参ります、これでは我々の子供とか大きなものも行つて遊べません、公園で「ベンチ」に掛けた場所がありません、砂の中に便をしたり「ランコ」でも日本人の子供を押しのけて置いて遊んで居ります、これをして日支親善の發露であると解せられるならば支那人といふものを認識せぬこと甚だしいものであるといはなければならぬん、聞くところに依れば神社の神域に寄附をしながら専民團は公園費を計上して何とかして居ります神社の神域になつたらすつかり神域にして乞食みたいな汚ないものを入れぬやうにした日本人の子供が遊びに行けるのでないかと思ひます、今の狀態では日本人は汚ふて參りません、同じ親善でもありますけれども、程度の進歩生活程度の進歩衛生思想の欠けた人間をあの狭いところに入れて遊ばすこと日支親善なりこれを有意義的なやり方であるといふならばこれは私は一日でも二日でも支那人の氣持を御話申上げます、此點に於て何とか考慮して戴きたい、私達の子供は遊びに行けません児童遊園地に行く譯に行きません、恩賜遊園地に行けません、併し此狀態を續け専恩賜遊園地に日支親善を發揮するのでありますならば日本人の子供は恐らく遊びに行く場所はありますまい、どうぞ此點は充分考慮して戴きたい、何とか方法を講じて戴きたい、支那人の公園は一つものであります、二錢取つたらどうだらうと思ひます二錢の入场料を取れば恐らく入るものはない、佛蘭西公園のやうに周囲の家庭が比較的上流家庭で服装といひ衛生思想といひ稍々等に近ひ程度の子弟のみが来るなら何にもひひません、一緒に遊びます「ランコ」に乗りります、地理的關係で鐵門一つ越しに戴きたい、支那人の公園は一つものでありますから公園に行つて病氣を買つて來公園に行けば百日咳を買つて来るといふやうな状態が只今の有様であります、此點衛生當局は無論我々は此側を一日一遍しか通らぬけれども民團の方々は朝に晩に窓の外にでもあの状況を眺めて居られる管と思ひますから至急に方法を講じて善處して戴くといふとを切に御願ひして置きます

（一賛成々々）と呵言者あり、

○議長（足立茂君）先程議長より不肖議長に對して御注意がございましたからこれに就て私は
の見解を申上げます、議長と致しまして成るべく議事手を實際よく進行して行きたいと考へて居
りますので質問といふことに當つて時に自己の意見を述べて議論を闘ははずといふことは出来るだ
けであります。

け差控へて戴きたいやうに考へて申上げたのであります、敢えて自分が早く此事務報告を終り

たいといふやうな者は持つて居りません 御質問があるなら充分御質問は盡して戴きますか
自己の意見なり議論なりといふことは出来るだけ慎んで戴きたいとこう考へて居ります

○十二番（勝田重直君）議長それでは只今貴方の仰しやつたことと私に對して發言の停止を命ぜられたこと、非常に耳聞きがありますが、比附可て根拠を置かれたか御説明願ひます。

○議長（足立茂君）貴方の發言を止めて貰つたといふは貴方の御發言爲すつた事柄に就て再三問

答を重ねて居られます、貴方の御意見と民團長の答辯との間に喰違ひがあるやうに考へますから何時迄経つても果しがないやうに考へたので止めて戴いたのであります

○十二番（勝田直君）重要な點を有つて居つたのであります、質問に對してまだ質問の重要な點

○議長（足立茂君）あの問題に就てはそれで盡きたと私は考へて居ります

○十二番（勝田重直君）議長一人の考へであります

○十一番(勝田重直君)根據がなくてはなりません、まだ發言中なんだから詰り對話が許されて居

ります

○議長（足立茂君）対話は許されて居りますから止めて戴きたいといったのであります、これは一向差支へないと思ひます

○十二番（勝田重直君）對話に就て、其問題に就て發言を停止するといふことは如何でございま

す、問題に對して發言を停止されるといふことは問題に對しての討議を停止されたのでありますか

○議長（足立茂君）差支へないと恩ひます
○十二番（堺田重吉）其の良よき處はう愛（アシテ）のところであつて、

○議長（足立茂君）其権限はあると思ひます

○十二番（勝田重直君）ありません何處にありますか充分注意して下さい
〔「止めろ！」と呼ぶ者あり〕

○十二番（勝田重直君）議事に就ては大變重大な問題でないかと思ひます（「其の通り」と呼ぶべき）

○議長（足立茂君）別に私は議事規則を見てさういふ風に申上げたのではないんで尙法律的根據がある

何處にあるといふことははつきり今直に御返事出来ませんが、私は議長の責任上或一つの問題點に就て議員が質問し又當局者が答へ或點まで双方の意見を述べかねばならぬ、質問應答を重ねなければなりません。

たならば大抵真相が分る、真相が今の問題は發生利權を争ふといふ必要があるかないかといふ

問題で、民團長はさういふのがあつたといひ貴方はないといふ。それだけで何時迄重ねて行

卷之三

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(46) ○二十一番(五十嵐重吉君) この問題は豫算審議會の時で良いのでないかと思ひますが實は婦人病院に給んだ問題であります、昨年であります、婦人病院が一般に建設されました此婦人病院を初めに建設された時に警察の方々が最も努力されて立派な婦人病院が出来たのであります、外觀は成程綺麗に出来ました、ところが其處に收容する藝術婦が恐らく現在では七、八百名藝術婦が居ると思ひます(「そんなに居ない」と呼ぶ者あり)數字が遠つて居つたら訂正します、それに鮮人半島人及び支那人を合せたら二千といふやうな數字になりはしないかと思ひます、此病院に入るものは即ち藝術婦であります、藝術婦に對しては如何なる土地を調べましても料金を取るといふやうなところはないやうに私は見受け居ります、ところが天津の此婦人病院は現在入院した瞬には四圓幾らといふ金がかかるといふことを聞いて居る、此金を半分は抱主が拂ひ半分は藝術婦が拂つて居るやうに聞いて居ります、此藝術婦なるものは好き好んで藝術婦になつて居るものは恐らく九九「パー・セント」迄はないと考へて居ります(「其の通り」と呼ぶ者あり)恐らく身をくゝれて働いて居るもので監督官たる警察當局に於ても一文でも早く借金を拂つて眞面目な人間に返してやりたい、それが當然なやうに考へます、此目的から考へても此藝術院なるものは皆其負擔を軽くし、同時に満洲方面に於ては花柳病の撲滅を圖る爲に確か滿鐵方面に於て五十萬圓近くも補助を出しているやうに聞いて居る、此案を見ましても僅かそれに対する補助が一萬圓といふやうな方法であります、此藝術婦は恐らく毎日働いて今度は三割といふやうな遊興費も稼ぐで居る子供である、稼いだ曉に病院に入る入つたならば其ものは半分迄は負擔は本人が持たなければならんことを考へた曉には實に可愛さうな氣がする、外の方を削つても此婦女子に對しては免除する或は小さな金にて治療させてやるといふやうなことをすることは出來ないだらうか或は請題外であつて豫算審議會に申すべきものであるなら私も横山議員が仰しやつたやうに豫算審議會に入れて戴いてどうか此目的を諸君に御説りして出来る限り努力し貫徹させたいと思ふのであります、(「よし分つた」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 五十嵐議員の御意見は豫算審議會で充分審議を盡されたら宜しからうと思ひます

○三十六番(早瀬精一君) 私先刻縫々陳辯をした、答辯もなしに次から次に進んでこれで質問を止められたのですが、それを御尋ねない(ヒヤー)と呼ぶ者あり、それと同時に附加へて置きたいのは忘れるが、それを御尋ねない(ヒヤー)と呼ぶ者あり

○三十六番(早瀬精一君) 正金の角になつて居るところ實に不體裁な奴を早速何とかして欲しい、議場から拍手の出た問題が一年も何等打抛らかしてある、それを二つ伺ひたい(「豫算審議會でいをうと思つてゐる」と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) それぢや早瀬さんの御質問に簡単に御答へ致します、市場の問題は引き続き研究致して居りますが、これが實現は一寸難かしいと思ひます、それから度量衡の問題と今の正金の問題正金の問題は實はこれは正金に直接御相談したいと思ひますが、度量衡の問題に就ては民團當局が圖らひますよりは、處理はこれは警察の方で御願ひすべき問題でありますて民團の力では一寸いかぬのであります

(45) ○二十一番(五十嵐重吉君) この問題は豫算審議會の時で良いのでないかと思ひますが實は婦人病院に給んだ問題であります、昨年であります、婦人病院が一般に建設されました此婦人病院を初めに建設された時に警察の方々が最も努力されて立派な婦人病院が出来たのであります、外觀は成程綺麗に出来ました、ところが其處に收容する藝術婦が恐らく現在では七、八百名藝術婦が居ると思ひます(「そんなに居ない」と呼ぶ者あり)數字が遠つて居つたら訂正します、それに鮮人半島人及び支那人を合せたら二千といふやうな數字になりはしないかと思ひます、此病院に入るものは即ち藝術婦であります、藝術婦に對しては如何なる土地を調べましても料金を取るといふやうなところはないやうに私は見受け居ります、ところが天津の此婦人病院は現在入院した瞬には四圓幾らといふ金がかかるといふことを聞いて居る、此金を半分は抱主が拂ひ半分は藝術婦が拂つて居るやうに聞いて居ります、此藝術婦なるものは好き好んで藝術婦になつて居るものは恐らく九九「パー・セント」迄はないと考へて居ります(「其の通り」と呼ぶ者あり)恐らく身をくゝれて働いて居るもので監督官たる警察當局に於ても一文でも早く借金を拂つて眞面目な人間に返してやりたい、それが當然なやうに考へます、此目的から考へても此藝術院なるものは皆其負擔を軽くし、同時に満洲方面に於ては花柳病の撲滅を圖る爲に確か滿鐵方面に於て五十萬圓近くも補助を出しているやうに聞いて居る、此案を見ましても僅かそれに対する補助が一萬圓といふやうな方法であります、此藝術婦は恐らく毎日働いて今度は三割といふやうな遊興費も稼ぐで居る子供である、稼いだ曉に病院に入る入つたならば其ものは半分迄は負擔は本人が持たなければならんことを考へた晓には實に可愛さうな氣がする、外の方を削つても此婦女子に對しては免除する或は小さな金にて治療させてやるといふやうなことをすることは出來ないだらうか或は請題外であつて豫算審議會に申すべきものであるなら私も横山議員が仰しやつたやうに豫算審議會に入れて戴いてどうか此目的を諸君に御説りして出来る限り努力し貫徹させたいと思ふのであります、(「よし分つた」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 五十嵐議員の御意見は豫算審議會で充分審議を盡されたら宜しからうと思ひます

○三十六番(早瀬精一君) 私先刻縫々陳辯をした、答辯もなしに次から次に進んでこれで質問を止められたのですが、それを御尋ねない(ヒヤー)と呼ぶ者あり、それと同時に附加へて置きたいのは忘れるが、それを御尋ねない(ヒヤー)と呼ぶ者あり

○三十六番(早瀬精一君) 正金の角になつて居るところ實に不體裁な奴を早速何とかして欲しい、議場から拍手の出た問題が一年も何等打抛らかしてある、それを二つ伺ひたい(「豫算審議會でいをうと思つてゐる」と呼ぶ者あり)

○民團長(白井忠三君) それぢや早瀬さんの御質問に簡単に御答へ致します、市場の問題は引き続き研究致して居りますが、これが實現は一寸難かしいと思ひます、それから度量衡の問題と今の正金の問題正金の問題は實はこれは正金に直接御相談したいと思ひますが、度量衡の問題に就ては民團當局が圖らひますよりは、處理はこれは警察の方で御願ひすべき問題でありますて民團の力では一寸いかぬのであります

(48) ○三十六番(早瀬精一君) 警察に頼んで見たら

○民團長(白井忠三君) 賴みませうそれから地番の問題は研究しましたが一寸出来ません、簡単に通稱何番地を付ければ良いやうですが非常に使用者側から混亂を來して却て百弊あつて一利なしといふ結論になるらしいことに自分等は考へて居ります、署街の名前を變へるに就ても誰方でしたか五十嵐議員でしたかの御心配で私の方からは領事館へ取次してあるのですさういふ譯ですが(「聞きました」と呼ぶ者あり)民團の方でやるべきことか、領事館當局の警察當局に御願ひすべきことは早瀬さんなど能く御承知のことであります、度量衡は貴方から熱心に御願ひして戴きたいと思ひます

○二十一番(五十嵐重吉君) 貴方からいはれる方がいいでせう

○〔公闇の入场券〕と呼ぶ者あり

○民團長(白井忠三君) 公闇の取締は十一月限り、入场券の發行は三月から始めます、各の間は余り来る人がないので入场券取締をやらなかつた、「其の辯を付けたらいかん」と呼ぶあります、夏も冬も通して入场券を發行して全然取締るやうにするといふことも方法であり、天津神社の方で神苑として取扱ふ場合はこれ又豫算の問題ですが、天津神社の費用で取締れといつてもこれは實際出来ませぬと先刻の御話の誰か日支親善上いかぬといふ議論がある爲に方針を變へたのぢやないかといふ御話であります、それはさうであります

○二十一番(五十嵐重吉君) 度量衡の問題がありますが、早瀬議員の仰しやつたので気がついたのですが、これは私の知つて居る範囲内では昭和十九年迄に制定しろといふ恐らく定つて居る筈です、又記憶がないが内務省令に依て決定された筈であります、これを決定されて居る居らぬに拘らず天津で物を買ふ時に支那人の秤といふものは恐らく減茶々々であつてそれを統一せんかつたら高いものを買はされて居るのであります、これは何かの機會のあつた時に鬱古つて呉れんか、御願ひして呉れんかといふことをよく耳にするのであります、幸ひ御話が出ましたから申上げます、貴方から努力しろ、仰しやつてくれといふそれより貴方が當事者の方に御願ひして下さる方が却て良くないかと思ひます、それで民團で申上げて居るのだが、どうか御努力を願ひます、早瀬君がいはれたこれも申上げたのであります、旭街、宮島街の角正金の土地中心地の場所が不體裁であります

〔「警察に頼めば良い」と呼ぶ者あり〕

○議長(足立茂君) 今民團長の御話では民團の力では手が及ばない

○議長(足立茂君) 「何とか警處を願ひます」と呼ぶ者あり

○議長(足立茂君) 警察の方に御願ひしませうといふ、こういふことをいはれました

○二十一番(五十嵐重吉君) 御努力願ひます度量衡の問題は各役所の方々が首脳者が集つてこうしゃうぢやないかといはれば行くのではないかと思ひます、満洲などは或程度「メートル」法を實施して度量衡は統一して居ることは事實であります

○民團長(白井忠三君) 民團の力でない

○二十一番(五十嵐重吉君) 貴方が代辦を勤めて行けば良いぢやないか

(50) 「(二進行々々)と呼ぶ者あり」
○議長(足立茂君) 如何ですか此の邊で、まだ御質問ございますか
○三十六番早瀬精一君 一年中の租界内にあつたことを御尋ねしたい御答へを願つたりして
○議長(足立茂君) 強ひて發言を止めたと思はれては遺憾であります、どうぞ御發言願ひます
○三十六番早瀬精一君 それでは市場のことは努力して居るが實現しない、どの程度に研究して戴いたのか私は知る由もありませんが此前の旅費規程の時に民會議員一等乙と書いてあつたのを御取消を願つて置いたがどうなつて居りますか
○議長(足立茂君) 取消してあるさうです
○十八番横山金吾君 豫算審議會の時に申上げやうと思つて居つたが序でですから申上げます警察の方に申請されるか御願ひされるといふことですが、曙街の交通です、あれを曙街は自動車が入らなくなつて居りますが、片側を通るやうになつて居ります、それで實際は實行されないが一層のこと洋車も全部曙街から松島街の間は通さないやうにしても居留民としては却て其方が良くないかと思ひます、特に宮島街松島街あの邊の營業者に非常な影響でありますからあの邊の商店に詰つて戴いて若しあの邊の商店にあの邊の洋車を禁ずることが贅成なら警察についての間の自動車洋車の通行を禁止して戴いたら居留民としては喜ぶだらうと思ひます、それは私の知つて居る少數の意見が知りませんけれども、こういふ問題に就て民團長の認識は如何でありますか、公園の支那人の「バス」問題に就て支那人に「バス」を出すことは不贅成したいと思ひます日本人にも一様に出すさうすれば問題が起らぬ、民團長は日本人に出来ぬ
あゝいふ制度を出されたから案の條の心配した通り喧々囂々が起つて居る、さういふ問題で止めたのでないといふが、さいふ問題が緩和した爲に元に復したといふことが書いてあります、私は讀んで居ります、それはどちらでも良い、制度を復活するなら上海でも同じやうに出して居ります早瀬さんの一回二錢の切符を出して誰にでも賣るといふことにしたら相當整理がつくんぢやないかと思ひます支那人だけにバスを出すといふことになら恐らく問題が起ると思ひます、日本人にも同じやうに「バス」を出してやるといふやうにした方が非常に圓満に行くだらうと思ひます新制度を開かれるなら考慮して戴いたら良いと思ひます
○十七番志村正三君 色々と質問や何かをされたやうですが、私は唯居留民の聲として石炭の問題に就て一言民團當局の反省を促したいと思ひます、此度民團の御苦勞に依て居留民が頗るへられたところの石炭は所謂燃へぬ炭、燃へない石炭を配給されて居留民は困難を蒙つたのであります、此の事實に就ては皆つての參事會で御伺ひしたんですが其時の御答辯に依ると特務機關から押付けられたもので民團としては石炭の質に就ては實は分らない何ともいへぬといふやうな御話でありましたが、併しながら私は果して此態度が民團當局者として妥當であるか否やといふことを先づ検討して見たいのであります、先程からの民團長の答辯を聞いて見ましたところが悉く親切心がない、「ヒヤノ」と呼ぶ者あり此一言に盡きるのであります此觀念はこれを聽いて居るところの民團員諸君に如何に響くか此石炭問題と結付けて果して民團當局者として居留民に對して如何なる氣持でやつて居られるかといふ點に就て頗る寒心

(49) 「(二進行々々)と呼ぶ者あり」
○議長(足立茂君) 如何ですか此の邊で、まだ御質問ございますか
○十八番横山金吾君 豫算審議會の時に申上げやうと思つて居つたが序でですから申上げます警察の方に申請されるか御願ひされるといふことですが、曙街の交通です、あれを曙街は自動車が入らなくなつて居りますが、片側を通るやうになつて居ります、それで實際は實行されないが一層のこと洋車も全部曙街から松島街の間は通さないやうにしても居留民としては却て其方が良くないかと思ひます、特に宮島街松島街あの邊の商店にあの邊の洋車を禁ずることが贅成なら警察についての間の自動車洋車の通行を禁止して戴いたら居留民としては喜ぶだらうと思ひます、それは私の知つて居る少數の意見が知りませんけれども、こういふ問題に就て民團長の認識は如何でありますか、公園の支那人の「バス」問題に就て支那人に「バス」を出すことは不贅成したいと思ひます日本人にも一様に出すさうすれば問題が起らぬ、民團長は日本人に出来ぬ
に堪へないところの氣分を抱いたのであります、私は參事會員なるが故にこういふ問題をこういふ席で申し度ないのであります、併しこれはいふべき時にいふて置かないところはいかね少くともこういふ事實に對しては矢張りこういふ風な機會に民團更員の反省を促す一つの刺戟劑としてこの事を申す次第であります、尙将来配給制度に依て色々なものが民團の手を経て配給されるのであります、少なくとも居留民に對しては、どうぞ親が子に對する氣持を以て居留民に對する態度にして戴きたいといふこのことだけ申して置きたいのであります
○議長(足立茂君) 質問はもうございませんか、それでは質問も盡きたやうな觀がありますので事務報告に關する質問はこれで終りまして第三の報告を宮家助役に御願ひ致します

日程第三報告第七號 參事會代議決事項報告ノ件
(天津春日本尋常高等小學校設立ノ件)
○助役(宮家壽男君) 此席から失禮して申上げます、御承知の通り河北地區に居住致します邦人の數が日々激増致して参りまして、只今の三笠小學校のみでは到底収容し得ざる現状になりましたとの且つ現在の三笠小學校が地域的に當初の計画はあの附近に交通會社の社宅が數百戸出來る豫定が中止されました結果偏して居るといふやうな其地區の居留民の聲がありましので新しく春日本尋常高等小學校を新年度から設置致しまして、其通學に便利な地域を選んでやることに決定しまして、これに伴ふ豫算は十六年度の豫算の方に計上致して居りますが、これを準備の爲に其校長を置き職員を配置するといふことが非常に急を要しました爲に領事館の命令に依りまして三月十八日の參事會に於きました民團法施行規則第五十四條第二項に依りまして其設立を議決致しました次第でござります
○議長(足立茂君) 只今の報告に對して何か御質問ございませんか
○三十六番早瀬精一君 あの監督官廳は學校を建てよといふ命令を出したのですが、それがとも都合が好いからこういふことにせいで何ですか其處らの命に依つて參事會が民會に代つて議決するといふことがあります
○二十二番五十嵐重吉君 此學校の問題に就てであります、昨日の新聞を見ますとまだ學校が實現され居らないに拘らず校長及び主席訓導は任命されて居るが、これは餘り早いのか知らんがやりがいからこういふことを私考へます
○三十六番早瀬精一君 此春日小學校の建築に就きましては土地を貰ふのか買入れるのか知りませんが地的的に非常に良いところであると存じますから、私は決して敢えてこれに反対するものでありませんが、昨年河北地區に相當の金額で建てた學校があります、併しこれは邊鄙の爲に増築しても矢張り分校場を拵へなければならんといふことになり三笠小學校を建てる時に其調査の杜撰であったといふことを暴露する次第であれを適當なところに建てゝ居ればあれをもう少し増築すれば二つ建てすに済んだのではないかと存するのであります、唯此度のは此土地と場所とに惚れて決して文句をいひたくないのですが假りに杜撰な設計或は施設の爲に

まりせうか此豫算を見ますと約百萬圓の豫算を組んであります、學校教育に對する經費を見ます時に總經費、國民教育の經費が私の一寸拾つて見ましたところに依りますと三百九十三萬三千五百四十四圓といふことになつて居ります其の中で三百十三萬三千四百七十九圓といふものが芙蓉小學校渋谷小學校を除いた新に出來た學校の本年の豫算になつて居ります此數字を見ました時に天津の人士はどういふやうに考へるのでありますか私は少くとも五年先十年先の見透しををつけた計書行政をやつて戴きたいといふのは茲にあるのであります、最初の出方には非常に誤つたところがある、何故かと申しますれば在來の所謂古い人間は多年の間に掛日侮日と鬪ひ事變に遭遇しながら芙蓉小學校渋谷小學校二つの學校を建てゝ退ましながら地理的關係の必要上中等學校の施設をしてやつて參つたのでありますが茲に事變勃發以來新に進出して参りました大會社が各地に出來ました爲に其方面に一つ一つの學校を建てゝ行かなければならんのですがこれを民團が負つて行かなければならんといふことは非常な大なる負擔であります、無論課金の負擔第二國民の負擔はしなくなぢやならん、皆負負つて行かなければならんといふことは充分承知して居ります、尙この國策に副ふて進出せられる大和民族の發展しまするに就てはこの多くの人の來られるといふことは實に喜ばしい現象ではありまするが、此小さな民團財政で此限りない増へて來るものを見つて行かなければならんといふ時に落着いて考へて見ました時に言ひながらさる可からずといふことは誰方もあるのであります、ところが民團長の重任の接拶に代へてといふのに、それこそ脱線でうるさいやうに聞へるが勘解して戴きたい、こういふやうなことがある、それは第七でありますか、第五のところの中に病院のことに就きましたで

ましたが、どうさくさには非常に儲けて居るけれども未だ五萬十萬といふ献金をしたといふことも聞かないけれども、内地であつたならば例へば十萬圓儲ければ七萬圓はお上に税金として國債を買ふとか寄附とかいふので出すことに殆んど定つて居るやうな不文律があるといふことをいつて居る、だからこれを此處の土着民の會社以外の土着民の負擔するのには六十何萬位は何んでもない、病院の二つや三つか建つといふ御言葉が第三者が民團長に御傳へしたといふ例を引いてこれに載つて居るのであります、土着の人は儲けて居りませうか、儲けて居りませんか私は此處で申上げませんが、病院を建てることは問題でありません、併し只今申上げました通り民團豫算の本年度の豫算の三分まで新に出来た學校の豫算などいふことになりますと、これは非常に将来の爲めに検討しなければならぬと思ひます、第一に出發點に於て間違つて居はせんかと存するのであります、何かと申しまするならば第一吉野小學校が出来る時に民團が腰が弱かつたといふことを申上げたい、彼處に足立さんの鐘紡があります、東洋製紙があります、滿蒙土総がある、こういふ大會社が土地を買つて建築物を建てたものを民團に寄附して戴きたい茲に出發すれば片付いて居るのでないかと思ひます、例へば大和小學校に於きましても裕豐紡とか天津紡とか新しい大きな會社が事變下進出して來られて大なる資本を以てやつて居ります、例へば河北の方に致しましても先程申されたやうに満洲の學校は満鐵が背負つて立つて地方人を收容してやつたのであると如何にも其通りであります、地方民は満鐵のお陰で子供を樂に教育し得たのが満洲の過去であります、けれども此方では如何なる大きな會社でも學校一つ建てるに百萬圓以上の寄附をされたといふことを聞かぬであります、此點を將來課

(55)

金制を委員なり又民團當事者に於ても大會社の支店長の方々に於かせられまして尤充分に考慮して戴きたいといふことを切に御願ひ致します。今の方の伊豫の一寒村の新居演といふところは別子銅山の爲に非常に今日の繁榮を致した土地になつて居ります、別子銅山の爲に非常な利得を得たところの住友財閥が彼處に學校を建てゝ居ります、中等學校も建てゝ居ります女學校も病院も立派なものをして居ります、學校病院市街施設とも全國に類例を見ないといふところのものを作り、住友の財閥がやつて居ります、それに近頃のやうになつて参りましたも尙此小さな民團が借金財政をしてこれを貰つて行かなければならんといふことは此處四、五年先には民團は將に身分に餘る借金で夜逃げしなければならんことになるのではないかと思ひます、こういふ傾向を辿つて行きますと二十年三十年粒々辛苦築上げたところの天津土着派の生活安定は根柢から覆へる何處か安住の土地を見つけて此土地を逃出さなければならん、これは憂慮に堪へないのであります然るに私が思ひますのに國策會社なる故に稅金を納めないものがあり中國法人なる故に其負擔の義務がなしといふことになりましたら第二國民教育天津の此事業は寒心に堪へないのであります此點を能く玩味して戴きたい、嘗つて鐘紡の福長さんの、課金調査委員が福長さんの取得高を高く見積つたといふ時に高いな、あれと同じやうにしようつた戲談いつて居る併し私の方も大勢の子供を御厄介になつて居るから文句はいへない其査定を承認するといふのでありますこの意氣でありますかく大會社の方々が此處に氣持を致されて充分に天津の第二國民教育に御盡力せられんことを此席で御願ひするに同時に民團當事者も此點充分考慮せられて折衝すべきことゝ存じます。

○議長（足立茂君）只今の報告事項に關する御質問ございませんければ、次の日程に移りたいと思ひます御詰りしますが日程第四から日程の第十九號迄は何れも歳入歳出の決算の承認を求める議案でありますのでこれを一括上程して審議致したいと思ひますが如何でありますか

<p>(58)</p> <p>日程第十五議案第二十三號 昭和十四年度特別會計實業復興資金歲入出決算承認ノ件 日程第十六議案第二十四號 昭和十四年度特別會計水災復興資金歲入出決算承認ノ件 日程第十七議案第二十五號 昭和十四年度特別會計業務復興資金歲入出決算承認ノ件 日程第十八議案第二十六號 昭和十四年特別會計水害費歲入出決算承認ノ件 日程第十九議案第二十七號 昭和十四年特別會計水害復舊費歲入出決算承認ノ件</p>	<p>(57)</p> <p>○會計主任(上原珍二君)登壇 説明に入ります前に申上げますが、此決算書の業務復興資金特別會計と只の復興資金特別會計との表紙表書が入違つて居りますので茲に訂正致しますから御諒承願ひます。昭和十三年度に於きまして共益會との合併が實現致しまして愈々昭和十四年度豫算は膨脹を加へました、そればかりでも事務類項の最中に未曾有の大水害に見舞はれまして當初の計畫は根柢から覆へされました文字通り複雑多忙を極めたのであります。即ち居留民の營業は休止の状態となりまして民團はこれが難渋に對處致しまして課金並に使用量の減免を實行致しました。其爲に一般會計に於きましては課金、使用料の減少となり電氣水道料特別會計からの繰入の減少となりまして一方團營住宅繰入の資金増額となりました爲に一般會計に於きましては五十四萬四千七十一圓の歳入不足を來しましたのであります。且つ水害に對する處置並にこれが復舊に要するもの百七十七萬七千六百七十九圓餘を必要としましたので右一般會計との赤字合計額三百三十二萬一千七百四十圓の中三十四萬八千八百二十圓が義捐金残り百九十七萬二千九百三十圓を政府補助に仰ぐことに致しまして水害費及水害復舊費の兩特別會計を設定すると共に全面的に豫算の更正を致したのであります。併しながら政府當局は右全額を認定する</p>
---	--

<p>(60)</p> <p>められず水害費及び水害復舊費のみに對して僅に六十萬九千四百九十六圓補助されたに過ぎなかつたのであります。併し一方義捐金は豫想以上の多額に達しまして七十二萬二千七十八圓となつたのであります。そこで水害費及水害復舊費を出来るだけ最少限度に削減しまして再び豫算の更正の必要に迫られまして十五年二月二十六日の臨時民會に於きまして今日決算を行しました通りの豫算の成立を見たのであります。かくも波亂のありました十四年度に於きまして今後無事決算をするに至りたいことは誠に喜びに堪へない次第であります。豫算決算の全部を御知り願ひたい爲に表紙の次に一覽表にて添付致しました、各會計の上段が豫算中段が決算下段が差引豫算決算との増減を現はして居る數字であります。翌年度繰金これは蔵人から歳出を差引きした差額をば右の左の方に歳入差引殘額を計上致しまして歳出計上額と申しますのは歳出の豫算の数を設けて取つてあります。豫算の金額の中に含まれた金額であります。</p> <p>先づ一般會計から御説明申上げます、一般會計の歳入は結局豫算よりも決算の方が一萬四千百四十五圓四十五錢の増となり歳出の方が十五萬四千四百十二圓五十七錢減となりました爲に十六萬八千五百五十八圓〇二錢の翌年度繰入金を生じたのであります。十四年度は一般會計と教育費と共に經理されて居ります爲に茲に十五年度に於て特別會計教育費を作ります爲に教育費の繰入金を別に計算致したのであります。其繰入れになりました明細は一般會計の豫算書の次の方に明細が添付してありますから御一覽願ひます。一般會計の方で特に申上げますことは先にも申上げました通り義捐金歳入の方の七十二萬二千餘圓を受入れますから歳出の方で</p>	<p>(59)</p> <p>は水害復舊費二十三萬餘圓水害費三十六萬四千餘圓を出して居ります、それから前に問題となりました佐藤事件もこの十四年度に於て完決を告げることになりましたので茲に御報告申上げます。佐藤事件に因る民團消費額は民團負擔額電氣料金七千四百五十九圓、水道關係代支拂一千六百六十六圓巡捕退職資金三千七百八圓合計一萬四千七百八十四圓の内佐藤自身持つて居ました現金三百餘圓を補填し其殘額を豫算から支出しまして支拂を了したのであります。序に佐藤自身は取調中病を發しまして亡くなりましたので本件は公訴不能になりましたことをは附加へ置きます。</p> <p>其次に特別會計に入りますが、御下賜金記念事業費関院宮春仁王殿下御下賜金記念事業費、故田代將軍記念事業費、退職給與基金各特別會計は例に依りまして其儘十五年度へ繰越して居ります。電氣事業費の方は歳出の方で繰入金を計上致しました爲に差引零になつて居りますが翌年度の繰越金〇八錢同じく水道事業費の方も九萬九千二百四十九圓である。埠頭事業の方は埠頭築造費に繰入れました残は四萬三百二十圓十二錢三十九圓であります。埠頭築造費の方に一萬二千六十圓繰入れます。公立病院特別會計の方も四萬八千五百七十八圓〇一錢の剩餘を出しましてこれを十五年度に繰越して居ります。復興資金復興資金の方は剩餘を積立金に繰入れることになつて居りますのでこれを積立金に繰入れて居ります。實業復興資金は一般會計の方に一萬二千六十圓繰入れまして専残二千九百四十七圓三十九圓残りましたのをこれを十五年度に繰入れまして十五年度で一般會計に全部繰入れて居ります。水災復興資金はこれは水害費特別會計の中から二十萬圓と天津銀行から借受金八十萬圓限度の金を以ちまして差當り水災に困つた居留民に貸出しを行つたのであります。これも剩餘二千七十七圓八十五錢を積立金としまして積立てて居ります。この水災復興資金の運用状況は各豫算書の次に添付して居りますから御一覽願ひます。それから業務復興資金は非常に小さな金額で決算を行つたのであります。これは政府から借ります業務復興資金がまだ貸出す坡に至らず唯人件費のみを支拂つたに過ぎませんので此金額は全部一般會計から繰入れた金額であります。埠頭築造費は竣成迄をば一會年度として居りますので便宜上此處に六月末豫算の残高を計上します。此次は水害費年度費であります。これは實業費復舊費であります。一般會計から三十六萬四千五百五十八圓四錢、政府の臨時補助金六十五萬二千圓それから排水費の補助をば政府の方から五十萬圓間程載いたのを計上致して決算を了したのであります。排水費の分擔は合計額百八十九萬六百九十一圓二十一錢であります。此中日本側の負担は軍部が一萬六千五百四十圓、民團が六十三萬七千九百四十四圓〇五錢支那側の方は建設總署百四萬六千二百〇七圓の三者負担することに決定されまして其六十三萬七千九百四十四圓〇五錢の中五十五萬圓だけをば政府の方から補助されたのであります。補助されました時は偶々豫算更正の出来ない時期であります。其他支那側との共同作業に依ります防疫清淨費これは中の決算書の方に小さく書いてありますがそれは六萬五千二百二十八圓八十九錢それをば民團の負担額四萬八千二百三十四圓七十一錢、支那側は一萬六千九百九十九圓〇九錢となつて居ります。次は水害復舊費であります。水害復舊費は一般會計から二十三萬八十九圓二十二錢繰入れまして政府の補</p>
---	---

助五十萬七千四百九十六圓を合せまして歳入歳出決算を了したのであります、水害復舊費に於きましては其豫算書の次に明細書を添付して置きましたから御一覽願ひます、復舊費に就きましては非常な材料其他費用を要しました爲にこの使ひました使途をばつきする必要があるといふ譯で茲に各購入品目を並べまして其金額は明記したのであります、御一覽を願ひます、それで以上合計致しますと此數字に出て居ります金額は支出の總金額でございますが、各繰入金を除きまして計算致しますと歳入の方は七百四十四萬三千四百四十圓二十三錢と歳出の方が六百五十八萬六千八百五十三圓九十八錢となるのであります、簡單でございましたが、以上を以ちまして決算の説明を終ることになります、それから餘分なことでございますが、一言附加けて置きますことは昨年の夏外務省の會計から検査に参りまして教育費全部に亘りまして三日間の間検討して戴いたのでございますが、別に違法のところもないといふことで當局にも其旨御報告になつたやうに承つて居ります、以上これを以ちまして御報告を終ります

○四十二番(古田治四郎君) 只今上程されまつたのは第四から第十九までは歳入出決算承認だけであります、これを全部承認可決といふことにして今日は此邊で後の議題を見ますと相當時が掛るぢやないかと思ひますが此邊で一つ御採決を願ひます

○議長(足立茂君) 只今古田議員の動議に依りまして日程第四から第十九迄の議案を讀會省略して可決致したいといふごろいふ動議でござりますが、御異議ありませんか

「異議なし」と呼ぶる者あり

す、一寸此次の日程は民團の説明を要するのでありますが何か都合で今居られませんので十分間休憩致したいと思ひます、十分間休憩しまして再開します

午後五時五十五分 再開
○議長（足立茂君） 只今より再開致します、日程第二十、第二十八號酒造課金條例案を御審議願ひます、

○日程第二十 議案第二十八號 酒造課金條例案

(64) (63)

ことは要するに青島濟南に於ては行はれないといふ風などいふことでありますたが誤解が起
りまして、それを前提としての一種の反對的行動を業者諸君が御取りになつたのであります
が、これは民團當局として勿論考へて居ましてこういふ風な製品に課稅致します以上手近か
なところの同様の製品に課稅されないで天津北京だけが課稅されるといふことになれば當然土
地の業者に相當の打撃が来ると思ひます、業者に打撃が参りますれば民團の威脅がそれだけ減
ることでありますから此制度を定めました以上は民團も業者も所謂利害の點は一致するのであ
ります、民團としては業者の保護を圖つてさうして稅收入の完全に納まるることを圖ねばなら
んといふ立場にありますので此點最近北京にも参りまして關係當局官廳の御意向等を伺ひまし
たところ勿論天津北京濟南青島の四箇所は同率のものを賦課する考へである、さういふ制度を
設けしむる考であるといふこととあります、就きましては青島濟南の事情等から茲に提案致
しました原案を若干修正致さなければならん必要が起りまして、本月參會事の諸問を經まして
提出致しました原案を修正致しまして御審議を願ひたいと思ひます、それは第十六條の賦課率
の點であります、第十六條の第一項にあります清酒、白酒及味淋一石に付「四十圓」とあります
のを「三十圓」と御修正を願ひます、こういふやうな修正の行はれることは北京大使館
の御方針が四箇所を同様にしやうといふ建前から北京の方の大使館から當地領事館にこういふ
風な賦課率にせよといふ風な御指令がありました、それに依て今日修正を願ひする譯であります
次に合成清酒「四十圓」と提案致しましたのを「三十一圓」と御訂正願ひます、第三に濁
酒これが「二十五圓」と提案致しましたのを「十九圓」と御修正を願ひます、第四の焼酎で

麥酒は第第一「三十圓」にかつて居りますのを「二十五圓」と御修正願ひます。其方に果實酒
「十圓」といふのは「十一圓」から此條例の施行期を原案を「三十四圓」
と御修正願ひます。第七の雜酒「四十圓」の原案を「四十圓」の原案を「四十圓」
案致しましたが、只今申上げましたやうな事は海南島は既に通常民會に入つて居ますが、
通常民會中に此新稅制定が間に合ひませんので通常民會以後の臨時民會にて致しますので此
「四月一日」といふのを「六月一日」と御修正願ひます、從て此施行期の修正から第十五條に属
つて戴きまして、十五條の第一項の「十月一日より翌年九月三十日」といふところを翌年を削つ
て戴きます、第二項の「合成清酒・果實酒・麥酒・雞酒ニ付テハ其ノ年」とありますのを「其
ノ年」此四字を削つて戴きます。さうして施行期の附則の第二項にこう書入れて戴きた
いのであります「本條例第十五條ノ申告期日ハ昭和十六年度ニ限リ六月五日トス」といふ風に御修正
願ひますそれから今一つこれは活版の脱漏でありますか、第十四條の一一番終ひの方に「經營
ヲ譲受ケタルトキ譲受人ハ譲渡人ト連署シテ一週間内ニ申告スヘシ」と「一週間内ニ」といふ
五字を加へて戴きます、それで大使館からの御指令のありました賦課率の變更及び施行期の延
期に關しまして必要な條文の修正をこれで終る譯であります、從ひまして追て豫算案の時に若干の
修正を御願ひすることに致します、本問題に就きましては尙酒造業者の方からは内地から入つて来る酒に對する消費稅の如きものゝ考慮を民團として考へて呉れといふ風な御希望もあ
ります

(65)

るのですが恐らく天津に輸入します色々の商品に就て關稅以外に只今天津港留營團の何
か關稅以外の税金を課するといふことは技術的にも色々な意味からこれは非常に難かしい問題
と思ひます但し御承知の通り只今總べての物價に對して監督官廳及特務機關の方に於て物價の
調整を御計りになる立場から酒の如きも日本から入つて来るものは幾らの値段で賣れといふ按
配に公定價格が決められます又土地で出來る所謂地酒に對しても最高第2等酒は幾らとい
ふやうな風に公定價格を御制定なさるのでありますから若しも此土地の業者に對して非常な不
利益になる狀態が起るやうなことがあればこれは民團と致しまして勿論完全の注意を拂ひます
が、當局に於かれても土地の業者が立行かないやうな公定價格を御定めになるやうなことは萬
々ないと思ひますからこれに對する業者の御心配は杞憂に屬するかと思ひます、以上のやうな
觀點から本課金は從來謀しては居りましたが、民團財政の按配上からも先呈申上げました
たる脇にのへ進んで參ります教育費の支擔上からも此新課金の制定も已むなきに至つた次
第であります、御審議の上御協賛を御願ひ致します

○二番醸谷辰造君　只今の酒造稅に就て大分これは課金調査委員會でも議論のあつたことゝ思
ひます、北支全體に於てこれを大使館令として課するといふことになると業者の方も別に文句
はないだらうと思ひますが、茲に一つ急に決定して戴きたい點は支那人の資金の會社に對して
民團が稅金を取り得るか取り得ないか、取り得るとすればどういふ風に扱ふか既に御研究にな
つて居るかと思ひますが、尙其點に就て例へば裕民の合成酒の如きものに對してどういふ扱ひ
を爲さるか其點を御答辯願ひます

○民團長（日井忠三君）　只今御詫の裕民に關しましては今經營當事者と事務局との詰合ひに依りまして日本人の製造業者と同じやうな負擔を致すことを承知して居ります、但し支那側に若しも統稅といふやうなものが課せられました場合は當然考慮して斟酌しなければならんと思ひます、本來支那側の法人に對して殊に租界外にありますものに民團が當然課稅するといふことは出來ないであります、幸ひ當事者が日本人である爲に双方の詰合ひに依りまして妥協に依て納稅を承知して呉れたのであります

○二番穀辰造君（日井忠三君）　もう一つ質問申上げます、茲に「アルコール」の含量に依て若干稅金が違つて居ります「ウキスキ」一といますが、租界内に外國人が「ジヤーマジソンホワイトモード」といふ「ウキスキ」を造つて居りますが、日本人に課稅されて外國人が「フリー」でやるといふと「ハンデキャップ」が付いて日本人の業者が不利になると思ひますが其點に御研究願ひます

○民團長（日井忠三君）　さういつた場合が天津の如き各租界と隣して居りましたり、又支那側の行政區域がありましたが、租界内に外國人が「ジヤーマジソンホワイトモード」といふ「ウキスキ」を造つて居りますが、支那側の方は問題として外國の色々の機關から例へば領事館なり特務機關なりから適當に協調し得ることは必ずしも困難とは思ひませんが、英佛租界に於て英佛人が、外國人がさういつたことをやるといふことはどうにも出來ないのであります、さういつたことから日本人の此「ウキスキ」なら「ウキスキ」を製造する業者に打撃を與へるといふ場合は只今一寸第何條でしたか一寸發見しませんが、第一十二條に居

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(70)

(69)

業組織を有つて居つて課税の目的物になりよいものが相當あると思ひます、それにも拘らず比較的小さな酒といふものを御選びになつた根本の理由を御聞したいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 御尤も御質問であります、實は民團法施行以來製品に課税するといふことは此酒造税が第一の始りであります、今迄も併しそれ等を課税せずに居つたかといふ譯ではないであります、例へば醤油の製造をする、今御話の煙草の製造をするこれに對して製品を目標とした課税を今まで致して居りませんが、其營業を目標とした課税を致して居るのであります、そこで今回酒造税に限つて出来た酒を目標にして課税をする此精神を擴張して行きますと紡績會社で出来る系に課税する營業課金といふものを止めるといふやうなことに迄も連想されるのでありますけれども、只今のところでは酒といふものが一種の特別なる考へから内地に於ても帝國政府が早くから取つて居る、此考へ元にして課税を茲に選んだのであります、將來其他の製品の場合でも營業といふものに課税する考へを製品に課税するといふ考へに變へて行きますか、どうかといふことに就きましては十二分に研究した上でなければ決定し兼ねる問題だと思います、理由の第二の特に教育費の膨脹に依るといふことになつて居りますと教育費の爲に酒から課金を取るといふ風に一應解釋される處れがありますが、其意味ではなくてこれから出ますと飴課金とか飲食遊興課金を上げて教育費を支拂はせて行くといふことを民團を計るといふ意味で御諒解を願ひたいと思ひます。

○十五番(佐瀬常盛君) 先程質問の中に挿みましたと思ひますが、民團の財政を産み出す爲の課金であるが、其消費され轉嫁されこれを負擔するものは天津市民に限らないといふ性格でこれを押擣げ行くならばもつと色々な種類のものがあるだらうといふことが考へられるのであります、果してこういふものゝ爲に大使館が煙草もさうだ、綿糸もさうだ、綿布もさうだといふやうに日本人の經營工場の生産する物品に對してそれを課金の對象物として選ぶといふことは大使館の方に於て只今申しましたやうに負擔の不均衡若くは課金の仕様に方て片寄つたことで詰り公平な對象と公平な負擔を行はれないに拘らずこれを大使館が認められたといふことは稍々不思議に思ひますのであります、民間の負担の性格上便宜上さうやらなければ金が寄らないといふ徹底の方針にして居留民の負擔を輕からしめる方法に於て、事變の爲に母國に於ては出さしめる爲に商業業者にて課金を負擔して居る爲に思ひますが、然らんといふものは居留民にはない、教育費の負擔が多いから多額の税金を出さなければならんといふ御話でありますたが御尤もなことを思ひます、抑も事變費の負擔といふものを日本人ばかりが現地にてやつて行く、このことに對する多くの不満を有つものであります、先程早瀬さんでありますたか御話になりましたが、個々此酒造税を審議するに當りまして聊かこれに觸れて御當局方面の御考へを民團を通じて伺ひたいと思ひます、紡績方面的綿糸綿布といふやうなものに一定の課金を要求すればそれは公平であると認められますれば、若しも課税したら其消費階級は三十萬在住民でなく一億に垂んとする華北の民衆の負擔となります支那人に課せられて日本人の経費に使ふといふは怪しからん天津民團の要求する金を民衆の頭から剝ねるといふは怪しからんといふか知れんが、教育學校組合といふやうなものが結成される考慮される前提としてこうい

(72)

(71)

ふものがあるといふならば又意見は別であります、税金の性格的見地から若しもさういふことが許されるならば支那事變の責任は支那側にあります、で支那人が責任の一端を負ふのは當然であります、多くの支那人の頭から剝ねて日本人の負擔を軽からしめるといふことは當然へられて良いと思ひます、故に區々たる四十萬三千萬の金を捻出するにもつと徵稅技術的に簡単に手を加へるといふことは當然だらうと思ひます、若しくは華北交通會社邊りから教育費の捻出を圖つて行く、もつと大量的に取るべき材料が澤山あると思ひます、これを逃がさないやうにして合理的にして然して負擔の一業者一地方に片寄らないやうな方法を以て選んで戴き、これが偶々酒造税の問題に關しまして、もつと大きな眼を奢けるものがあるだらうと申すと猶々誤解を招き易いのであります、教育費の増收を計るといふ意味で御見解は將來どういふ研究を有つて居られるかといふことを御聞きしたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 非常に適切な御議論を伺ひまして大變に参考となりました又機会ある毎に當局の御意向も確めることに致します、只今の御話になりました紡績製品は民團として綿布に課税するといふことは先刻申しましたやうに製品に課税するといふことが今度初めて例が開かれたのでありますて、將來これに就ても何か色々な考へが起るのではないかといつたやうな考へが漠然と私の頭に起つただけであります、其場合に漠然と起つたことが兎に角酒を造ることは天津で造つたものが附近延唐山塘沽北京に行き青島で出來たものも此方來るといふやうな交流もありますが、現在の情勢に於きましては大部分此合成酒の如きは支那側に飲用されまして中國人諸君の口に入るといふことも聞いて居りますが、何にしましても先づ日本酒を中心と致しました酒税は我々同胞に利害關係が多いのであります、紡績會社の製品の如きは只今御話の如くに北支三十萬の日本人ぢやなくて寧ろ一億の中中國人並に中南支各方面の支那人に影響のある問題として此製品と酒といふものとは消費側の相違といふところからこれは却々容易に定められることでないといふ風にもぼんやりと考へたのであります、それで大使館に於きまして、これを各地に同様に課税するといふことは勿論命令を以てといふ譯ではありませんが、詰り支那に居る業者を保護する建前から假りに今迄は大同になかつたが大同にも酒が出来た、石家莊にも出来た、手近な農台で始めたといふことがあつて、それが既存の業者に打撃を與へるといふやうなことのないやうにこれは大使館として新に方々に始れば其始つた土地の民團をして矢張り同じやうな課税を課金條例を制定させるといふ御考へだと聞いて居ります、今の事變費の負擔といふやうな問題は稍々問題外でもあり非常に重大な問題であります、佐瀬議員の御意向に就きましては篤と研究の上で監督官廳方面にも御意見を伺ふことに致します。

○二十七番(秀岳虎男君) 一寸質問致しますが、地酒にはかかる課金を掛けられまして日本から來る所謂輸入品、それからかかる課金の掛からない地方で出來る所謂移入品さういふ奴と地酒

(78)

(77)

すか、其點疑義がある、雑酒といふと「アルコール」分何十「パーセント」含んだものでありますか二十度といふものは内地の雑酒が四十度なら四十度それ以上二十度を超ゆる雑酒の「アルコール」の基準を開かして戴きたい。

○民團長(白井忠三君) 茲に列挙しました以外の雑酒は全部雑酒に入るの雑酒として「ウキスキ」を加へました場合に「ウキスキ」三十度といふ風な見方になる、酒精分の二十度までが三十四度、二十度以上一度超ゆる毎に一圓五十錢加へる、三十度の「ウキスキ」が出来るとすれば四十九度といふことになる、それからこれは此席上で申上げるのはどうかと思ひますが、大體此條例を作りました、事務局で作りましたのは勿論日本の酒造條例なんかを參照して作つたのであります、茲に提案して御協賛を願ふことになりました案は、實は法規の専門家が居らまして其方の意見を伺ひまして此條文を作成致しました、こういつた條項を設けて置く必要の有無、其他に就ては専門の方々の御意見を伺つて決めたのであります、但し今申上げましたやうな十六條の賦課率の何問々と決めたのはこれは其方面とは全然無關係であります。

○十六番(菊地新一君) 私は非常に危惧の余を抱きましたのは雑酒の中に「ウキスキ」を入れたといふ點であります、此十六條の末尾は二十度を超える時といふ條文であります、雑酒は何度までが雑酒であるといふ基準を極めて置かなければ此「ウキスキ」是非常に高率な税金が掛かるやうになりますが、假りに二十度が三十四度になります一度超へる毎に一圓五十錢といふと高い「ウキスキ」になる、私等の見解で申しますれば三十四度乃至四十七度位が「ウキスキ」三十度四十度もござります、さういふ「ウキスキ」が假りにあつたとすれば三十度とすると四十九度近くになるやうに考へますが、其點を雑酒に「ウキスキ」を入れた爲に「ウキスキ」業者が非常に高率の税金がかかるといふことになつた場合にはこれ又相當「ウキスキ」製造業者も多いことでありますから、基點も御考へになりまして大體理地の「ウキスキ」の分析表もございませうから其點を果して雑酒に入れて税金を取るものか燃酌に入れて税金を取るか其點御研究を願ひたいと思ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 此間課金調査委員會の時に佐瀬さんから述べられた土地の製品に課税するといふことは法的にどうかといふ質問がありました、あれはどうなつたでせうか

○議長(足立茂君) 一寸待つて下さい、菊地さんの御質問の要點は「ウキスキ」を雑酒に入れるといふことは民團長は許されて居りますが、それに就て具合が悪からうといふ御意見でありますか

○十六番(菊地新一君) 私雑酒の方に入れて良いいが、雑酒の「プロセンテージ」を二十度を超へるものといふことになつて居ります

○議長(足立茂君) サつき拜聴しました

○十六番(菊地新一君) さうしますと雑酒の方に入るものの高率の税金を拂はなければならることになりはしないかと思ひますが

○議長(足立茂君) 「ウキスキ」が入るとすれば當然の歸結と思ひます

(80)

(79)

○民團長(白井忠三君) 「ウキスキ」に對する高いといふことにならんと思ふ「ウキスキ」と焼酎の値段が違ふ

○十六番(菊地新一君) 「ウキスキ」は二十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢支拂はなければならん「ウキスキ」は大概二十度以上でさうしますと三十度以上の税金を拂はなければならん

○議長(足立茂君) それは當然でありますか、それに就ての意見といふものは討論の時に御述べ願ひます

○四十二番(古田治四郎君) さうしますと酒税も良いですが、現地製品に課税されるならば先程佐瀬さんのいはれた通り綿糸布に掛けた煙草毛織物等現地製品は澤山ある、それに民團は將來掛けた意思があるのかないのかといふことを御伺ひしたい

○民團長(白井忠三君) 其御質問は頗る民團に仰しやることは無理だらうと思ひます、民團は政府でありませんから先の今まで考へた答辯を質問されても申上げられませんが、併し先刻も佐瀬さんに御詰しましたやうに綿糸布と酒といふものは、酒に一番縁故の近いのは煙草、煙草なんかは将来考へられるかも知れませんが、土地で製造するものに課税するといふ例を開いたら天津では出来るところの製品に全部掛けたといふことは一寸答辯申上げる譯にいかぬであります、天津では土地の税金を取るといふことは同時に煙草も課税するやうな講案を御提出になつて至當でないかといふので申したのであります、御出しになるなんらは民團長の自由でありますからこれだけ申上げます

○民團長(白井忠三君) 煙草は御承知の通り英米「トラスト」といふ強敵が華北に於てのさばつて居りますこれを日本の商品で驅逐するといふことを國策的にも考へて居ります、丁度酒と煙草と同じやうに考へて課税の対象に考へますが、今いつたやうな事情で煙草に課税するといふことは充分慎重に考慮が要るのでないか、又今酒を御協賛を願ひますが、來年は煙草に掛けようかといふ考は有つて居りません、先の方に行つてはこれは保證の限りであります、左様に御承知を願ひます

○四十二番(古田治四郎君) 丁度それを聞きたかったのであります、今各地に「ウキスキ」や高い「ブランデー」が出來るのですが、これは敵性でないが我々は毎日使用する酒に掛けられる税金だ、敵性で排撃するならば此税金は高いやうな氣がする、英米に廻はして居るから東亞煙草の方は考へて御居でにらんでいふことあります、聞くところに依る日本人が「ウキスキ」工場を建てる、こういふことに問題がかかるのでないか、こう私は思ふのである、それも今の民團長のお考へに依れば大いに考慮して貰ふ必要がないか、此處で可決して仕舞ふと動かすことが出来ない、菊地さんも考へて居られるのでないかと思ふのであります

○十二番(勝田重直君) 此課稅率であります、此課稅率は大使館方面から定められるといふ説明ですが、では大使館方面の課稅率が適正妥當此課稅率で結構だといふ趣意が有りさうなものと思ひますが、其過正課稅率に就て適正なる理由意見を承つて置きたいと思ひます、次に新稅を徵收する場合にはこれは内地の例を政府の例を取るやうですが、兎に角何年かの研究を遂げて、さうして初めて實施されるものと思ひます、今急に此處で急場の間に合はせる爲に取るやうな言はば泥縄式の徵稅、新稅を賦課することになつた譯であります、率に就て大變迷はされ

る、今古田君のいはれたやうに高いのではないか、大變高いのでないか其爲に酒造業者が大變困りはしないかといふ懸念に堪へない、これが大使館方面の定めた理由ですな、率を定めた理由を御聞きになつたらうと思ひ、其點拜讐したいと思ひます

○民團長（白井忠三君）理由は舞論説明出来ませんな

○十二番（勝田重直君）理由がない、大使館が此率が正當などふことは端的に外の方と申合せて取極めた事項なんですか、其點御聽きしたい

○民團長（白井忠三君）御承知でせうが、内地では清酒第一項に舉げて居る清酒は一石七十五圓取られて居る、民團の事務當局が參事會から課金調査委員會にかけるところの原案は一石二十五圓これは北京の民團が二十五圓といふを基礎にして居つたのであります、茲に書いてある四十圓といふのは事務局案の二十五圓案を原案に參事會に御詰りして二十五圓三十圓は安過ぎる、内地で七十五圓取られて居るから四十圓まで取つても高率でない、ふ風なこと四十圓といふ原案に決つた、ところが大使館としましては一率に四箇所同じやうに取ることい旨の下に君の方は四十圓といつて居るが或は下げるかも知れんといふ御話がありました、恐らく新規として決めるに就て我々の方の四十圓を三十圓に北京民團の二十圓を五圓上げさせといふことに御決めになつたと思ひます、各種のお酒の間の比率といふことに就ては恐らく内地にこいつた例がありますからそれを主として御決めになつたものと思ひます、細かな理由といふのは一寸伺つて居りませんから御答へ申し兼ます

それから序に申上げて置きますが、色々菊地議員なり古田君なりの御話がありまして「ウキス

キ」を送る人の酒の税金が高過ぎはしないかといふやうな御意見がありました、先刻も申上げました通りこれは敵性の製品を驅除するとか色々な意味があります限り第二十二条の本課金はこれを免除し又は減額することを得といふ此條例を適用しますから其點は御心配はないと思ひます

○十八番（横山金吾君）私は本案は已むを得ないものとして賛成するのであります、唯何時も申上げるのであります我が微收の方法といふことに於ては全般考慮して行かない不公平が起る要するに正直に申告したものが馬鹿を見る、さういふやうなことのないやうに非常に注意して戴きたいと思ひます、原案で見ますと唯これは業者の申告に依て掛けることになつて居りますけれども、これはこういふ席上で申上げるのは甚だ申惡いことでないかと思ひますが、業者といふ者が百「ペーント」良心的であればいんですが飲食課金などは實際に於て脱稅が相當あることを明かにして居ります、氣がつかぬでもない、民團の検査員でもないからタツチしませんけれども、これは立派な業者ですから萬々さういふことはないと思ひますが、一種の所謂消費稅でありますから必不可少で税金が掛かるのですから疎なり縁なりに證紙を貼るといふやうなことも良いとして實行出来る良い方法かも知れんと思ひます、さういふ微收方法に就て充分に御考慮なすつて正直に申告する者は馬鹿を見るといふことのないやうに其點民團事務當局に於て充分研究されるやう希望致します

○二十九番（金山作次郎君）第一條に於て外國人又は外國法人の製造するものは此適用を受けないと書いてあります、本條例の實施の曉に於きまして日支合辦の會社が居留地内に出來て製

造されたそれに對しては矢張り本條例の適用を受けるものであるかどうか、例へば興中公司が支那側と合辦でやつて居ります、こういふ實例がある、これに對しては民團のはつきりした御見解を承りたいと思ひます

○民團長（白井忠三君）勿論外國人、外國法人、支那法人である限り課税は出來ない、現在先刻誰方が御質問になりました裕民といふ製造者が居ります、これは支那法人です資本は大部分は日本人ださうであります、幸ひ業者が理解ある方で民團にさういふものが出来れば自分等も當然課税に服するこういつて呉れて居るさうで、これは取る積りであります、が、今後支那の法人として出來てやるといふものが出来ました場合これは遺憾ながら取れません、それは取るべく色々工作をして見たいと思ひますそれが當地の日本人の業者に非常な悪影響があるといふことに

なれば只今申すやうに二十二條の適用に依てこれを防ぐことが出来ぬといふ場合は支那側の中央の北京華北政務委員會に於きましても當地の市政府に於きましても或程度迄ぢやない日支親善工作といふものに充分理解を有つて居りますから非常な障壁は起さないだらうと考へるのであります

○三十六番（早瀬精一君）大分論議が盡されて居るやうであります、色々の経費も嵩む爲に新規事業が起つて来るとき片端から税金をかけて取るといふことになりますと漸く仕事が緒についた頃に課金を掛けて事業其ものゝ發展を阻害するといふことも憂慮されるのであります、初めて起る會社だとか事業といふのは困難なものである、相當に援助し補助を與へてこれの完成なり發展を助けるものである、どうか今後新しく税率を定められる時とか品目を定められるやうな時には能く此點を充分御考慮を願つて天津で商賣を始めて苦心してやつと三年目に利益があるやうになつたら税金をうんとかけられるといふやうなことのないやうにして戴きたい、これに徵收の困難が伴ひますから華北一席が大使館令に依て大使館の御指定に依て決められるといふことはこれは大したことはありません、それから古田議員に一寸申上げたいことは各地ともやるのなら、此案は參事會で決められたんで、どうのこうのといふことはない、參事會に諸問題を受けて提出された以上は時間を費すことはどうかと思ふ

○四十二番（古田治四郎君）早瀬君のいはれるのは別に早瀬議員にいはれることはあります

○議長（足立茂君）御質問は大體盡きたやうに考へますので、此邊で贅否の意見を承つて第二讀會に移したいと思ひます

○四十一番（小林成夫君）一寸質問したいと思ひますが、十六條の賦課率に就て書いてあります度量衡問題ですが、若い人に一石といふことで以てしても分らぬ「リットル」でなければ分らぬと思ひますが、お酒は從來から普通殆ど石で以てやつて居るのでありますが急に改めでは問題が起ると思ひます、度量衡の何か「リットル」に付といふ書き方で行つてどうかと思ひます

○民團長（白井忠三君）これは内地の税法も石になつて居つて却て「リットル」とかしない方が都合が良いかと考へます

○四十一番（小林成夫君）學校で「メートル」法でやつて居る、一石といふは計算すれば出るで

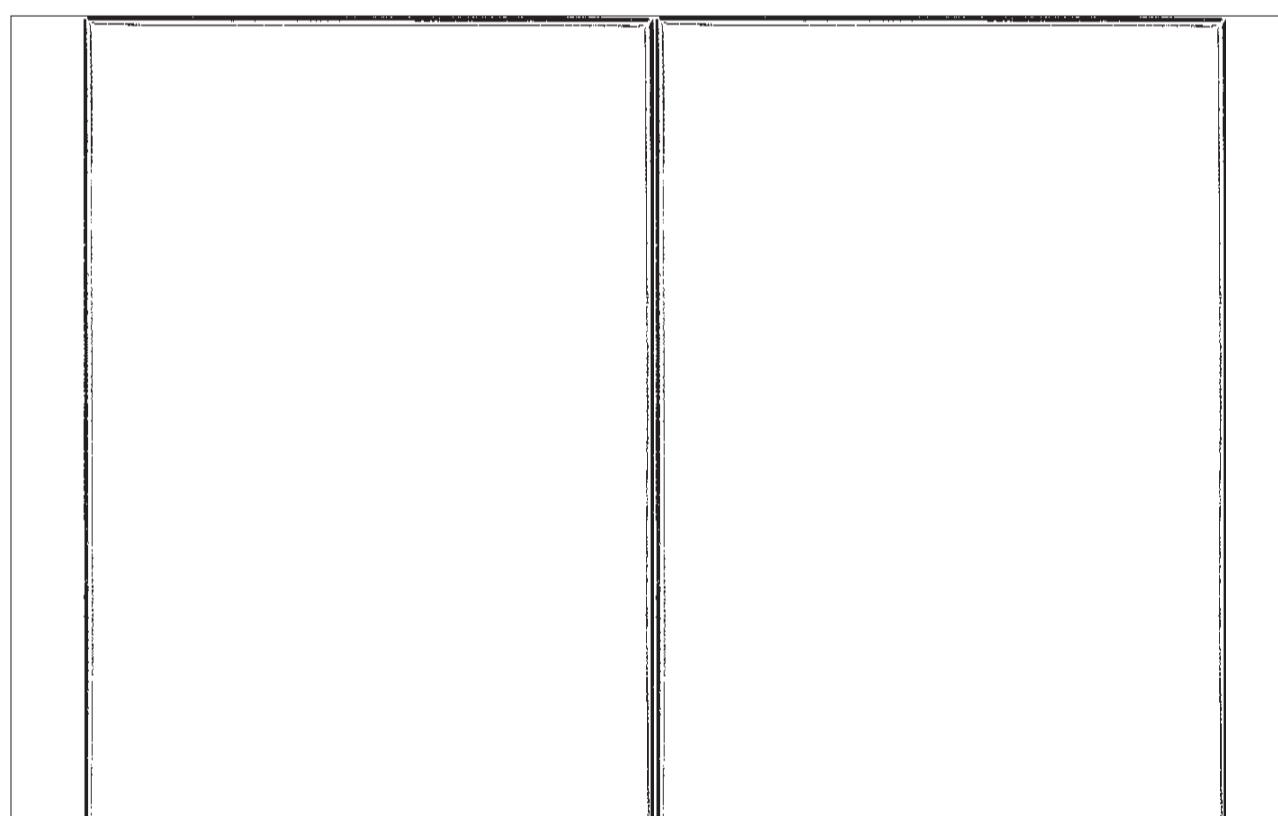
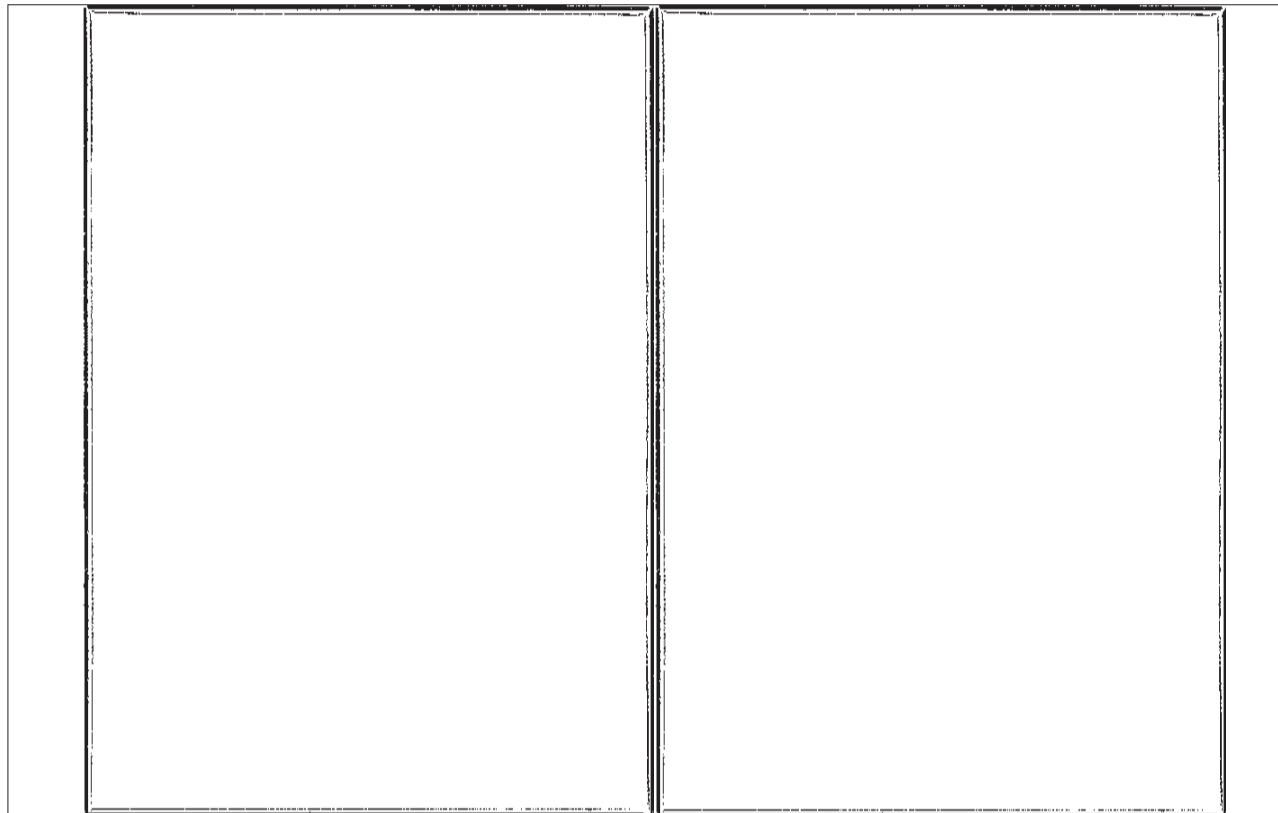
せうけれども學校では「メートル」法でやつて居ります我々は石で分りますが（「子供は分ら

●

(89)

○議長（足立茂君）原案通り可決確定致します、時間が非常に過ぎましたので今日はもう少し
やりたかったのですが、後は明日のことにします、今日はこれで閉会します、明日は矢
張り午後二時から此處で開きます

午後七時二十分散會



第二日

昭和十六年三月二十八日(金曜日)

(9)

第二日

昭和十六年三月二十八日(金曜日)

議事日程

第二十一、議案第二十九號 觀覽課金條例案	
第二十二、議案第三十號 取得課金條例中改正ノ件	
第二十三、議案第三十一號 營業課金條例中改正ノ件	
第二十四、議案第三十二號 遊興飲食課金條例中改正ノ件	
第二十五、議案第三十三號 課金調查委員會條例中改正ノ件	
第二十六、議案第三十四號 名譽職員費用辦償條例案	
第二十七、議案第三十五號 天津居留民團長、助役條例中改正ノ件	
第二十八、議案第三十六號 天津居留民團會計主任條例中改正ノ件	
第二十九、議案第三十七號 獎學資金條例案	
第三十、議案第三十八號 ノ件 居民國立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改正	
第三十一、議案第三十九號 電氣使用條例中改正ノ件	
第三十二、議案第四十號 火葬場使用條例中改正ノ件	
第三十三、議案第四十一號 天津日本義勇隊解散ノ件	
第三十四、議案第四十二號 綜合運動場敷地追加買收ノ件	
第三十五、議案第四十三號 火葬場移轉敷地買收ノ件	
第三十六、議案第四十四號 ノ件	

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(92)

691

(93)

二十五番	山田 融治	三十七番	河野 九郎
三十八番	池上 章平	四十番	石田 芳雄
三十九番	員(三名)	四十八番	四十九番

出席吏員
白井民團長
官家助役
上原會計主任

以下吏員五十五名

午後二時二十三分開會

○副議長(鶴澤省朝君) ではこれより民會第二日目を開會致します、只今までの議員三十名定期に達して居りますから開會致します、議長が已むを得ざる用事で暫く遅刻されますそうで私

其間代行として就きます、御承知願ひます

○民團長(白井忠三君) 昨日御決定を願ひました酒造税の中の焼酌、第十六條第四項の焼酌の税率を四十三回と申上げて置きましたが、其時もこれは一寸疑があるといふことを申上げて置きましたが、今日監督官廳の方で御確定の御返事があります矢張り、四十二回の誤りであります、四十二回と御修正を願ひます、焼酎に賦課する率であります、昨日四十三回と申上げましたのを四十二回と御修正願ひます

〔「外は如何です」と呼ぶ者あり〕

○民團長(白井忠三君) 外は宜ろしうございますそれだけであります

○副議長(鶴澤省朝君) それから一寸御報告申上げます、昨日本民會に於きまして皇軍將士の御勞苦に対する感謝決議を本日足立議長並に私同伴富永部隊を訪問しまして、防衛司令官富永閣下に御目にかかりまして決議文を御贈呈致しました次第であります、閣下よりは民會の意の有るところを諒とせられまして吳々も各位に宜しくといふ御傳言でございました、同時に陸軍大臣並に支那派遣軍總司令官、北支那方面軍司令官に此感謝決議文を御傳達下さるやうに御依頼致して來ましたから左様御承知を願ひます、次で海軍武官室を訪ねまして溝口武官殿に御目にかかりまして昨日の感謝決議文を海軍大臣、支那方面艦隊司令官、北支那方面艦隊最高指揮官並に旅順要港部司令官に御傳達下さるやうに御依頼致しまして御快諾を得て參りました左様御承知を願ひます、一寸御報告申上げます

それから尙御報告申上げます、これは豫て昨年末民會議員各位より郷土部隊慰問としまして御

醸金額ひました金額一千圓也を二月十五日議長足立茂氏が持參致しまして當永部隊長に御目にかかりまして郷土部隊慰問金と致しまして賄呈致して参りました、これ又御諒承願ひます、一寸御報告申上げますトでは昨日に引續きまして、日程第二十一、議案第二十九號觀覽課金條例案を上程します、御審議を願ひます

日程 第二十一議案第二十九號 觀覽課金條例案

○助役(宮家壽男君) 登壇 本課金も昨日御審議を願ひました酒造課金と同様でありますて、内

(94)

○助役(宮家壽男君) 登壇 本課金も昨日御審議を願ひました酒造課金と同様でありますて、内

(95)

地大連北京等で既に實施致して居りまする税金であります、これを當居留民團も十六年度より新設致したいといふので提案致しましたのであります、これの上程に先立ちまして當業者とも懇談を致しましたが、業者も豫て此種の課金は賦課されるものであるといふことを豫想致しました、それゆえ心構へをして居りました關係上快く民團と協力するといふ意思を發表されたのであります、それから提案者側としまして御修正を願ひたいのは第二條の入場料一人一同五十銭が五銭、同じく一圓が十銭、其次に一圓五ド錢が二十銭、これは北京などでは入場料の一割といふやうな規定に同と並びまして一圓五十銭迄二十銭、これは北京などでは入場料の一割といふやうな規定になつて居りますが、一割とか二割といふ計算で出しますと端数が生じまして税を徴収する上に非常に煩雑が生じますので當民團では五十銭迄は五銭、一圓は十銭、一圓五十銭までは二十銭二回までは三十銭といふやうに課金額を定めて居る次第であります、これは既に御承知のこととございましてこれ以上御説明の要はないかと存じます、尙御質問等がございましたならば御答へ致することにします

○副議長(鶴澤省朝君) 御質問ございませんか

○四十七番(福島榮之助君) 本條の第一條の末尾に興行の種類のところに野球、拳闘其他とあります爲に運動入場料に對しても此案を実施するものと解します、現在の天津に於きまする運動選手は勿論一般觀衆の體位向に上に發して居るのであります、又入場料を下げて低廉なる料金を以てし、出來るならば無料で以て公開觀覽せしむべき性質のものであります、入場料を目標とする所謂營利を目的とするところの演劇や映画などとは全然其趣を異にして居ります、

〔「ヒヤ〜」と呼ぶ者あり〕現在徴収して居ります入場料は「グラウンド」の費用に充當し又運動團體維持上の費用に充當して居ります、かくの如き體育向の見地からやられて居ります運動に對して外の演劇映畫等と同一視して本案を提出されたことは其意を得ぬ、此運動一般運動の入場料金に此中から除外して戴きたいと思ひます

○助役(宮家壽男君) これは御尤もの御意見であります、これは職業野球チームなんかの場合指して居るのであります、尙又大學野球チームなんかを招聘しまして其旅費に充てたる爲といふ場合には第六條に依りまして免除し得ることになつて居りますので、これは職業的の野球團等の話を豫想して書いたのであります

○四十七番(福島榮之助君) 現在日本に行はれて居ります職業野球團と「アマチュア」野球團とは其目的を全然異にして居ります、爲に此本案で行きますと「アマチュア」の野球其他に解釋されます、今の助役の御説明に依り職業野球團を主にして居るものなら所謂入場金を目的とする、興行を目的とする野球と解します

○二十一番(五十嵐重吉君) 私は本案に對して絶対反対の一人であります、天津に恐らく映畫野

球このものを外したならば娛樂として見るべきものは全然ないのではないかと考へて居ります、

同時に此觀覽税を凡ゆる方面で取つて居るが故に此處も課税せんければならんといふことは恐

らくこれを考へなければならん、もつと外に娛樂機關があるなら決して私は反対しません、昨

年も或機會に於きまして觀覽料といふものを一寸話を聞かされたことがあります、其時も私

は全然只今申上げたやうな意見を申して反対したものでありましたが、今回此議案を提出され

るには凡ゆる方面の御研究を爲すつたものと思ひますが、即ち茲に一圓五十銭といふこういふものを上げて此中から二十銭を取ることいはれる以上は観覽料體裁の良い言葉を使つて居るが觀覽者其ものが負擔するのであります、それよりか映畫會社に向つてこれだけのものを會社に向つてこれだけの負擔をせられるやうに御努力をせられるのが當然でないか、現在の觀覽者は恐らくこれを見に行くのが唯一の娛樂であると考へます、私は前述これは反対しなければならんと考へて居ります

○三十六番(早瀬精一君) 私は寧ろ遙かつたと思ふのであります、さうして入場料と上に税金がありますが、これを取るならといつて上るのでないですか、十銭、壹圓十銭になるといふことはありませんね

○助役(宮家壽男君) 話り此課金條例の建前から行きますと入場する者が此課金を負担することになつて居ります、それでこれは課金調査委員會で其他の審議の時に於きました現在の料金の中から此觀覽料が負担し得るやうに多くの計算が出来ました、これは實は當業者とも其點懇意致しましたのですが、只今前指をして申上げ兼ますが、配給會社の取立てゝ居る歩合が非常に大きいさうであります、それを下げて貰ひたいといふ希望は觀覽者に負擔せしめない如くやりたい希望を以て先程申上げましたやうに豫てこういふ課金が掛るだらうから心準備して居つたといふので、それで配給機關に向つて其歩合の引下げを頑張に要求して居るさうであります、さうして民團當局としても實體は觀覽者から徴収するのであるけれども現在の觀覽料金が此爲に著しく騰貴する上るといふことのないやうに努めて考慮して貰ひたいといふことを申して置きましたのであります

○三十六番(早瀬精一君) 法文の上からいへば觀覽者から取るといふことになつて居るけれども一圓二圓と、税金である以上は、それから下へ喰込んで取るといふことは差支へないと思ひます、それと此映畫を見に行く人が十銭づゝ出るのは悪いやうに思はれますけれども、今の状態は映畫館は儲かり過ぎて居る、純益一日七百圓から千圓といふ實績を上げて居る、これを此今の一ヶ月百圓位の税金で押すなんといふので後から行くと席がなくて立ちながら一圓出しで見てゐるといふ現状でありますから、これは觀覽者から取るといふやうな條文になつて居れば結構であります、私は賛成します、只今福島議員のいはれた野球は除けて戴きたい、非常に聞へが悪い、是非抜いて戴きたいこれは極力主張致します

○民團長(白井忠三君) 第六條にあります
○三十六番(早瀬精一君) 野球がありまして金をかけて運動會をさす、體育向上を計らうといふので、ぶら／＼夫婦連れだつて映畫を觀に行くといふことと違ふ。
○民團長(白井忠三君) 奉闘とか野球といふのは職業を指して……

○三十六番(早瀬精一君) 野球といふのは諸路が悪い、此處に職業野球が来るといふことはありますまい、來年の民團まで來やしない、あつさり取つたら奉闘はやつぱり職業で来ますから○二十一番(五十嵐重吉君) 今宮家さんの話で略分つたのですが、それと同時に早瀬さんが映畫館が儲けて居ると仰しやいましたが、私は映畫館が儲けやうと如何しやうと問題にするんだ

やありません、唯一般觀覽者に掛けるといふことは如何かといふことを申上げるのであります茲で一圓の映畫と思つて居つても業者の其氣持なら一圓十銭を客に拂はすことは事實であります、であるからこれを全然收入に入れたからとて五六萬乃至七萬でないかと思ふ、其位の金を何かの方面からでも捻出することは出來はしないか、さういふ意味から一般に公開すべき娛樂から取ることを止めて戴きたい、こういふことを申上げるのであります

○三十六番(早瀬精一君) 私は一言申上げます、此豫算全體を通じて拜見します時に只今の五十嵐君の御意見の通り二萬圓や三萬圓の金は何處からでも出る一萬や二萬の金は何處からでも出るといふことをいはれるが、一錢の金を笑ふものは一錢の金に泣くといふ諺がありますが此點能く考へて戴いて二萬圓三萬圓は何處からでも出る、五萬や六萬は何處からでも出るといふ調子で行つたら天津の豫算は何千萬圓あつても足らんだらうと思ひます、どうぞ此點を諒りおほざばに見積らぬやう、さもなくまで至つておぼざばな經營者でありますから、管理者であります、どうか此點は餘り油を注がんで戴かんとこれ以上大きく爲されると誠に困りますから御注意申上げて置きました

○二番(齋谷辰造君) 此觀覽課金條例に就て課金調査委員會でも問題となりましたが、要するに觀衆にかけぬといふことを條件にして我々はこれは審議したのであります、其時民團長が居られなくつて宮家さん御願ひして業者と一應會つて、それが果して我々の希望の其觀衆に負擔させずして業者がこれを適當に負擔して納稅して戻れるかどうかといふことに就て今日御臨席の警官の方も居らつしやるから領事館の方と連絡を取つて、さうして其本當の領事館の方も面倒を見ていれ民團に業者が協力出来るといふことに依て取つた筈であります、それに就て御報告願ひます

○助役(宮家壽男君) 警察の方とはまだ御連絡して居りませんが、業者の方は只今申上げましたやうに言葉も貴方の仰しやるやうに觀覽税は取るが業者が負擔して戻れといふことは申ませんでしたか、これを取つた爲に從來の料金が上るといふことのないやうに配給等の歩合を考慮して從來通りで而も此觀覽課金が負擔出来るやうな風に考慮して戻れといふことを申ました、その意を諒として居られたやうであります、尙さういつたやうなことに就て民團が盡力したところがあれば盡力するといふことを申して置きました、勿論これは各興業毎に警察の認可を得て料金を決めるのであります、これが決定されましたならば其旨警察當局に御願ひしたいと思ひます

○二番(齋谷辰造君) 實際我々の希望としては觀覽税は業者の方で努めて全體の觀衆にこれを掛けないといふ風に紳士的に承諾して戻れて、それを長く徹底して戻れるならばこれは問題はありません然し将来觀覽料といふものが課金といふものが民衆に轉嫁される懼れが充分あります、先程も各位の仰しやるやうに天津に於ける娛樂機關は殆ど映畫觀賞位であります、唯一の慰安所である映畫觀覽其他演劇等に就ては一つの娛樂機關から税金を取るといふことは實際に於て余り面白ないのであります、さうしたらこれは寧ろ其時考へたのであります調査委員會の時に申上げたのであります、が觀覽課金といふものは業者の營業課金の方に掛けて居つたらどうかと思ひます、諸君の意見も承つて見たいと思ひます、又當局の御意見を此際承りたいと思ひ

(105)

立案してあるのであります。が、結局野球といふ字を取つても其他で類推しますから職業「チイーム」が來たら其他で掛けられれば良いぢやないかといふ、これは強いて原案を固執する譯であります。御多數の御意見に從て修正を致しても良いと思ひます。一應皆さんの御議論も書きたやうであります。当事者の最後の意見を御参考に申上ります。

○五十番(永瀬三吾君) 只今野球なんかどうかでも良いといふ御意向であります。が、一應申して置きたい。何故なれば説明がありましたやうに學生の野球とか一般の野球の場合には取らないといふのであります。何故なれば野球ばかりといへない、映畫演劇も藝術で必ずしも興行ばかりでない、映畫研究會も生まれてせうし興行を目的としないものなり藝術研究の場合もある譯で野球ばかりこれから除くといふことはどうかと思ひます。大體此條例が興行上と前提としてゐるが如假令野球であらうとも入れて置いて差支へない、多くの場合野球に課金を掛けるものと思ひません。併し凡ならん野球の場合は興行化しても思ひます。野球が興行であるかどろかといふことは其邊は一般の野球居留民の「スポーツ」の野球と職業團の野球とは自から區別がつくと思ひますから此儘で良いのでないかと思ひます。

○二十九番(金山作次郎君) 私は只今永瀬講員に全く反対の意見を有つて居る者であります。私は福島議員の説に同意するものであります。第二讀會に入りましたら修正動議を以て修正したいといふ氣持を有つて居つたのであります。今御意見を聞きまして遺憾に思ふのであります。野球の文字を入れて置くといふことは純真な「スポーツ」を完く冒瀆する誤解を招く虞れがあります。(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)のみならず今永瀬講員の御説で参りますれば第六條があるといはれるが、第一條に於て拳闘其他を僅しといふ其他に包含されると思ひますから、野球といふ文字を削除して差支ないと思ひます。幸ひにして只今民團長は此字句に拘泥しないとは民團當局に於てもこれを削つても良いといふ御説も聞きましたから二讀會で修正したいと思ひましたが、只今永瀬講員の意見を聞きまして私全く同意し難いと思ひます。これは是非とも野球といふ文字だけは削つて貰ひます。職業野球が來ましに用意して入場料を取るといふことが出来るのでありますから必ずしも野球を入れる必要はないと思ひます。殊に先程早瀬講員の仰やつた如く我々も野球に關係して居る一人であります内地の職業野球招撃に就きましても容易に日本大藏省の許可になりませんそれが職業野球が満洲の如く度々遠征して来る機会があるならばこれを條例として置く必要があるかも知れませんが、恐らく天津としては此土地の環境からさういふ恵まれない條件があるので此處に野球と書いても何時實現するか分らない状態にあるのであります。此機會に於て野球だけは是非削除して戴きたいと思ふのであります。

○五十番(永瀬三吾君) 野球だけを「スポーツ」で神聖、藝術も矢張り神聖なものであります。同一に見て差支ないと思ひます。

○二十一番(五十嵐重吉君) 先程民團長が税共といふことに日本がなつてゐるといふことを仰やいますがこれは貴方の口が上手なことで税共であります觀覽料、觀覽料と各地ともなつて居ります、私も極く最近に行つて此問題が出て居る爲に殊更に注目して見たのであります。

(106)

あります(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)のみならず今永瀬講員の御説で参りますれば第六條があるといはれるが、第一條に於て拳闘其他を僅しといふ其他に包含されると思ひますから、野球といふ文字を削除して差支ないと思ひます。幸ひにして只今民團長は此字句に拘泥しないとは民團當局に於てもこれを削つても良いといふ御説も聞きましたから二讀會で修正したいと思ひましたが、只今永瀬講員の意見を聞きまして私全く同意し難いと思ひます。これは是非とも野球といふ文字だけは削つて貰ひます。職業野球が來ましに用意して入場料を取るといふことが出来るのでありますから必ずしも野球を入れる必要はないと思ひます。殊に先程早瀬講員の仰やつた如く我々も野球に關係して居る一人であります内地の職業野球招撃に就きましても容易に日本大藏省の許可になりませんそれが職業野球が満洲の如く度々遠征して来る機会があるならばこれを條例として置く必要があるかも知れませんが、恐らく天津としては此土地の環境からさういふ恵まれない條件があるので此處に野球と書いても何時實現するか分らない状態にあるのであります。此機會に於て野球だけは是非削除して戴きたいと思ふのであります。

○五十番(永瀬三吾君) 野球だけを「スポーツ」で神聖、藝術も矢張り神聖なものであります。同一に見て差支ないと思ひます。

○二十一番(五十嵐重吉君) 先程民團長が税共といふことに日本がなつてゐるといふことを仰やいますがこれは貴方の口が上手なことで税共であります觀覽料、觀覽料と各地ともなつて居ります、私も極く最近に行つて此問題が出て居る爲に殊更に注目して見たのであります。

(107)

貴方の口の上手なのに驚くのであります(笑聲)此問題から行けば立派な觀覽料であります。先程佐瀬君がいはれたと思ひますが觀覽料でなく營業課金とすといふやうなことを仰しやつて居るまた官家助役がいはれた如く觀覽料、觀覽税は業者が負擔するやうなことを仰つしやつてゐるがそれならばこういふことを撤廻して改めて何か考へたらどうかといふことで他迄も此厚案には反対であります。

○二番(鹽谷辰造君) 此點に就て觀覽課金といふのをあつさり佐瀬君の提案のやうに興行課金に變へたら、要するに興行其ものに課金するのであつて、我々觀衆に課金しないならば結果は同じだからこれは其點を民團長首め各位の御考慮願ひたいと思ひます。觀業といふのは税金を取られる主體でなく興行家が税金を取られる主體となるべきものであります。此點を此法文を明瞭にする點からいつても觀覽課金よりも興行課金と變更されんことを提議します終り。

○十八番(横山金吾君) 私は天津のこゝいふ興行特に興行の料金が非常に高い實質に比べて高いといふことを痛感するのであります。それで今迄の御説を聞いて見ますと、結局民團側のいはれることはこれはかけても上らなければ良いたぢやないか、まあ最少限度さういふやうに聞きますが、これをかけたら下るべきものも下らぬ場合はどうするかといふことともいへると思ひます。併し外の議員のいはれる興行課金にしたらどうか、現に雜種課金として興行に對してのものがあります。これは其率を上げやうといふ議論ならば議論になりますが、さうしますれば營業者としては結局これは觀衆に轉嫁させる、觀覽料に轉嫁する、これは營業者として當然なことであります。名前が觀覽課金であらうと興行課金であらうと實質に於ては入場者即ち大衆に轉嫁されるものと考へるのであります。要するに私の今考へますことはこれは現在の民團財政周囲の環境からいひまして掛けることは已むを得ないと致しますれば、少なくとも民團當局は現在以上に上げないといふやうなことに對してもう少しはつきりしたことを現在の興行者に對してこれ迄よりも上げないといふ、これを口實に上げないといふ方法にして戴かなければこれに賛成する譯にいかんもう一つはこれだけ皆さんの反対があるに民團が取るならばこんな零碎な金まで取つた金であるから其金の便途に就てもと考へて戴きたい(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)これを掛けられば萬圓一般雜種課金が營業人に対するさういふやうな特殊課金まで上げる、それを名譽職に四萬円ば使はれるといふやうなことはもう少し慎重に考へて戴いたらどうか、これは興行課金であらうと觀覽課金であらうとどういふ名前であらうと觀覽者が負擔する、もつと實質を善くする觀覽者の満足するやうなものを提供せず、民團自身が出来ない問題なれば警察當局を勤かすとか何とかして盡力して戴く、さういふやうにして戴いだらどうかと思ひます。興行課金であらうと觀覽課金であらうと最後は大衆に轉嫁されるといふことは確信するのであります(拍手)(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)。

○十二番(勝田重直君) 私も今横山議員の説に全的に賛意を表するものであります。結局は總べて率が、此土地で取る率と北京で取る率との間にどの位の開きがあるかといふやうなことも無論取調べて居られるだらうと思ひますが、これが負擔が假りに軽くなりましても營業者の負担が軽くなるやうなことは無論ない譯であります。が、一寸頭が變になりました、一寸中止さして戴きます(勝田議員退場)

(109)

○十六番(菊地新一君) 先程から各議員の御説明を聽々承りました、私は此議案に賛成するものであります、實は申上げないと思ひましたが、色々議論も出るものでありますから一言申上げたいと存じますが、結局如何致しましても此興行者も矢張り算盤を弾いてやるものと思ひます、此處で観覽料は一般入場者から取るといふこと、又取らないといふ場合がある、必ず興行課金としても観覽料に課する民團當局として取るといふことになれば、結論に於ては同じだと思ひます、私は課金調査委員會の席上でも賛成した案であります、私唯一つ御注意申上げたいことは此税率を賦課する爲に益々入場料が税率といふ目的の爲に上るといふことでないやうにといふ風に御注意を申上げて置きました、でありますから伺ひますれば此「ファーム」は一回の入场料幾ら、結局警察當局の御方が御決めになつて居るといふことを承つて居ります民團當局としましても此觀覽税を上げた爲に入場料を上のやうなことのないやうに一つ御願ひして置きたいと思ふのであります

それから此野球といふ欄であります、第一條の私はこれは豫ね／＼申上げましたが、野球といふ字は削除して戴きたいといふ觀念を有つて居るのですが、意味は大體に於て金山氏が仰しやつたと同じ意見を有つて居ります、簡單に申上げますが、野球といふ二字を削除して戴いたい、率は此通りにしてこれは賛成します、

○副議長(鶴澤省朝君) 大體論旨も盡きたやうに思ひますから、第二讀會に入りたいと思ひますが、如何であります

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鶴澤省朝君) それでは第二讀會に入ります、逐條審議に入るべきですが、便宜上此條例全文を一括審議したいと思ひますが如何ですか

(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(鶴澤省朝君) 何か修正意見等ありますか

○副議長(鶴澤省朝君) それでは第二讀會に入ります、逐條審議に入るべきですが、便宜上此條例全文を一括審議したいと思ひますが如何ですか

○副議長(鶴澤省朝君) 二十九番(金山作次郎君) 民團長に一寸御伺ひしたいのですが、第一條の先程來色々御話がありました野球の文字に就て提案者から撤回して修正、削除して戴きたい修正動議です

○二十九番(金山作次郎君) 私は修正動議を提出します、第一條の第二項にあります野球といふ二字だけを削除修正して戴きたい、どうか御賛成願ひます

(「賛成」と呼ぶ者多數)

○民團長(白井忠三君) 多數の御意見に従ひたいんですから

○副議長(鶴澤省朝君) 動議に對して御賛成ございますかーでは動議に對する今修正の分に對する賛成の方御起立願ひます

(起立者多數)

○副議長(鶴澤省朝君) では成立致しました、では第一條の野球といふ文字を抹殺するといふことに修正の動議は成立しました、其外に修正動議ございますか

○三十六番(早瀬精一君) 一圓と二圓の間に一圓五十錢を入れてありますが間を飛ばして置いた方が良いんぢやないかと思ひます、こうしますと一般的の入场料を取らうを思つて一圓五十錢にしますと三十錢不當利得を營業者がすることになる營業者が一圓、二圓の間をあけて置いた

(110)

(111)

方が抜け道がなくて宜いぢやないかと思ひますがどうですか

○助役(宮家壽男君) 早瀬さん初めそうしてあつたんですが現在の入场料は一圓二十錢三十錢といふのがあるのです、さうしますと二圓迄といふ三十錢取られるやうになります一圓二十錢で三十錢、となるので其の間に一圓五十錢を入れたのです、さういふ譯であります

○三十六番(早瀬精一君) 結構です、分りました

○副議長(鶴澤省朝君) それでは其他修正御意見ないものと認めまして、只今野球といふ二字を削除することに就て賛否を取りたいと思ひます、此削除に就て賛成の方御起立願ひます第一條の六行目野球といふ文字を削除することに賛成の方御起立願ひますそれでは此十九名、三十名に對して多數と認めます、修正することに致しました(拍手)では第三讀會に入りまして此案全體に對する賛否を採決したいと思ひます、本案に對し只今の修正を付して原案に對し御賛成の方御起立を願ひます(「はきりしろ」と呼ぶ者あり)只今の修正をした儘本案に對し賛成の方御起立を願ひます(「原案賛成でせう」と呼ぶ者あり)原案賛成の方、税金を取ることに賛成の方

(起立者多數)

○副議長(鶴澤省朝君) 多數と認めます、可決致します、それでは日程第二十二讀案三十號取扱課金條例中改正の件を上程致します、提案者の御説明願ひます

日程第二十二讀案第三十號 取得課金條例中改正ノ件

○民團長(白井忠三君) 本案並に其次の營業課金改正案もありますが、これは昨日も申上げま

したやうに恐らく來年迄は各課金の大改正が行はれまして大使館の案に依りまするに全民團民會が統一された課稅に變はるのであります、其間の過渡期の修正でありますけれども、從來調査委員會などでも相當異論がありますので唯一年でも從來の儘にして置くことが忍びないのでありますから本案を提出した次第であります、改正の要綱は今日より收入をはつきり分つて居つて所謂際のことの出来ない、領事館の方々とか、我々民團の東員であるとか、學校の先生であるとかいつたやうな人々の取得課金に對しては、申告額即ち實收入額よりも二割を控除した額をかけるといふことが内規的に行はれて居ましたが、如何にも不合理でありますので其精神の起りました所以は取得を正直に申告するといふことの意味が一つ家庭のありますものに對しまして扶養家族の控除といふことが内地の所得稅などでも行はれて居りますので其點を天津では一向考慮してありませんからそれを加味した意味の二割控除といふやうなことが行はれて居りましたが、如何にも條理が正しくありませんので今回改正して二割控除といふ規定は取つて仕舞ひます、さうして扶養家族の者の數に応じてこれを一人に付百五十圓づゝ控除する、子供が二人あつて細君のある人でしたら四百五十圓取得から控除したものに課金する、但し年取得の六千圓以上の人には其控除を行はないといふのが本改正案の要旨でありますどうぞ御審議の上御協賛を願ひ致します

○三十六番(早瀬精一君) 此今の民團長の言葉に依ると六千圓以上は百五十圓引かぬ、それ以下は引くといふことであります、鄭さん見たいに十二人も子供のある人は補助するのでありますか

(112)

(113)

○民團長(白井忠三君)皆引くのですよ

○三十六番(早瀬精一君)つりを持つて行かなくちやならんですね(笑聲)時局柄傷痍軍人、これに對して一つも書いて居ないといふことは誠に手落ちでないかと思ひます不具傷痍者に就て取扱ふといふことは將來非常に不公平があると思ひます、傷痍軍人なり出征家族それから戦死者の家族といふことは御時勢柄どうしても入れて置かなければならんと存じますが、如何ですか

○民團長(白井忠三君)早瀬さんに御答へ致しますが、一寸今はつきり記憶しませんが、施行法規則の方法から免除する規定は確かに何條かにあります、要するに取得課金は傷痍軍人の方でも相當に月給を貰つて仕事をして居られるならばこれは納めなければならんことになるのであります、家族の中に傷痍軍人の方の含まれる場合は勿論其不具なんとかいふ傷痍といひますか怪我をし要するに收入のある人には假りに足は義足を穿めて居られてもこれを取るといふ建前になつて居ります、營業の方に就てもさうですから出征軍人の歸つて来られた方が名譽の戦傷をして居られるも一つの營業を營まれば營業課金は取る、これに對する免除の規定といふものは全般に通じて考慮すれば出来るのですが、施行規則から總べての課金を免除得る規定が何條ですかあります、第八十八條一般的に考へて、詰り第八十八條の第二項に「居留民團ノ課金 使用料、手數料、及加入金等ノ賦課ヲ受ケタル者ノ中無資力ト爲リタル者其ノ他特別ノ事情アル者アルトキハ居留民團ハ右負擔ヲ減免シ又ハ會計年度内ニ限リ納入ノ延期ヲ許可スルコトヲ得」といふ

(114)

一般的の法文で「カバーリー」すると思ひます、怪我されて居つても、矢張り月給を三百圓取つて居られる、月給二百圓取つて居られるといふことになれば、これは取得課金を取らなければならんといふことになります

○三十六番(早瀬精一君)それでは御伺ひします、義足を穿めて仕事を取るのと満足な身體で事務を取るのとどつちが不自由でせうか、ちつとも傷痍軍人に對する民團長これを何とかするといふことが當然でせうか、今のは第八十八條には傷痍軍人とはいつて居らぬ、特殊な事情のあるもの、それに入れるかこれに入れるか一つも其中に表はれて居らぬといふことは別に差支ないことではありますけれども、どうです

○民團長(白井忠三君)今讀上げましたのは、これは要綱です、民團のでなく外務省の施行法規則の中には、さういふ規定がござります、さういふ特別の事情ある場合には減免することが出来るといふ、これを適用するのは營業課金・取得課金でもれども出来る譯であります、ありますから取得課金の條例の中にさういつたことを入れなくて良い譯であります、唯施行規則を改正するのは我々の方で出来ませんが、強いて傷痍軍人といふことを唄ふとすれば、それは本條例の中の何處かに入れなければならん法文の體裁としては少し面白くないぢやないかと思ひます

○十七番(志村正三君)只今早瀬君から結構な意見が出たのであります、私參事會員として此案を審議致します時に實は氣が付きませんでまだ申譯ないことであります、民團長の御意見もありますし、取得課金に於て傷痍軍人を特に免除するとか或は減するとかいふことを考へるより

(115)

寧ろ取得課金は取得課金として當然居留民の一人として義務を果して貢ふ上に取ることが當然も思ひますが、併しながら傷痍軍人に對する民團當事者の保護とか便宜を計るといふ點に於て國家に貢献したるところの傷痍軍人に對する禮として充分此點に於て考へて戴きたいと思ふのであります、現に私の知つて居る傷痍軍人が歯科醫をやつて居られます、これは知つて居るからいふのでありませんが、非常に仕事の上に於ても同じ醫者であつても立働きをする上に於て凡ゆる點に於て不便があります、其伎倆に対する相當の收入があるべき筈であるが身體が不自由の爲に收入が充分得られないといふことは誠に同情すべきものがあるのではないかと思ひます、さういふ風な意味合から申しまして、此取得課金條例を制定するに當つて民團當事者は此點に至りませんが、免除の必要はないと思ひます凡ゆる點に於て一つ御援助なり或は御便宜を與へらるなかつたことは遺憾と思ひますが、併しこういふ風な意見が茲に民會議員から出た以上は充分考慮し只取得課金を免除するといふ點に就ては却てさういふ軍人の方が迷惑されるかも知れませんが、免除の必要はないと思ひます凡ゆる點に於て一つ御援助なり或は御便宜を與へらることを希望する次第であります

○副議長(鶴澤省嗣君)他に御質問ございませんか
○五番(伊東武喜君)扶養家族といふものゝ説明の中に第一項配偶者、十八歳未満の直系卑族といふ者は日本に居つても此一向差支ないのであるかどうか、それと十八歳未満として十八歳に限定した理由は其二項に就て御答辯願ひます

○柳澤稅務課長 御答へします、内地に居りましても現地に居りましても其條項に當該するものは免除致します、それから十八歳未満は内地の例に倣ひまして十八歳と定めたのであります

○十五番(佐瀬常盛君)同居家族の收入は計算されるのでありますか、されないのでありますか、例へば私が三千圓貰つて居ります、家内が三千圓貰つて居る、若しさういふ場合に六千圓になるのであります三千圓、三千圓と個々になるのでありますか

○民團長(白井忠三君)個々になります
○十五番(佐瀬常盛君)御提案と少し違うんで考慮しなければならぬ點があります、其點御提案と別個になりますが如何なものでありますので、法人組織のやうな會社にして六千圓の俸給だと五千圓なら免除か貰へる、免除の金額の中に入つて来るやうな二つの區別がさせられるものと思ひます、一家として総合的に課けられて居りませんから其點を考慮してさういふたところの用意も考へて戴きたいと思ひます

○民團長(白井忠三君)私は最後の決定の時に課金調査委員會を退席したものですからはつきりりませんで答へが遅れましたが、大體扶養家族といふ言葉の定義といひますか、これは收入のないものに限る譯であります

○十五番(佐瀬常盛君)それは分つて居ります

○民團長(白井忠三君)それから奥さんが矢張り一つの收入を有つて居られるならば、天津は婦人にも政權を許して居るのでありますから結局奥さんの名前での取扱課金納程義務がある譯であります、十八歳未満の例へば娘さんなら娘さんが、矢張り年收一千二百圓以上の收入があ

(117)

(118)

るならば其人は扶養家族でないのですから、控除の方に入りませんで、其娘さんの名に於て矢張り納稅義務を負はれる、こういふことにある

○十五番(佐藤常盛君) 其點は私も分つて居りますが、例へば六千圓以上の者に對しては適當せずといふ項目がある爲に假りに夫婦共稼ぎをやつて居る、子供が三人居る、主人公なら主人公が三人申請すれば控除する、計算して六千圓ある場合は控除されないといふことになりますれば兎に角主人さんが一人であれば六千圓に達しない、家庭として六千圓になるといふ場合の第五條の收入六千圓以上に對してこれを適用せすといふ點にどうかと思ひますが、内地の方ですと合算になつて居ると思ひます合算して一家の取得は六千圓以上になつた時には一人で六千圓以上になると適用されない、二人で六千圓以上になる場合には適用を受けるといふことになるのが少し考慮の餘地がないかと思ひます、同族會社のやうなものですと一つの店をさうふことが出来る、甚だこれが爲に减免するといふことは甚だ小さなことのやうですが、其點を一寸御考へ願つたらどうかと思ひます、一寸問題としていふのでない、御注意位の程度にして御聞き願ひたい

○十八番(横山金吉君) 第二讀會に於て申上げやうと思つて居りましたが第六條に前條の扶養家族といふのは配偶者及十八歳未滿にして第一親等の直系卑務とあります、これでは收入のある人も入ります配偶者直系卑族、生計を支持するものは内地は入つて居りませんか、收入のある人を入れて良いのですか

○民團長(白井忠三君) 内地は入つて居りません收入のある人は認めないのであります

○柳澤稅務課長 認めません

○十八番(横山金吉君) 認めませんか

○柳澤稅務課長 取得者の中に欄があります、家族の中の收入のある者は記載として居りますから別個に課稅することになります

○副議長(龜澤省朝君) 他人に御質問ありませんか

○五十番(永瀬三吾君) 十八歳未満一話はよく分りませんが、十八歳以上で學校遊學中のものに對してはどういふことになりますか

○柳澤稅務課長 認めません

○四十七番(福島榮之助君) 十八歳以上で學校に入つて居るものは

○柳澤稅務課長 認めないとこに致して居ります

○五番(伊東武喜君) 一つ御訊ねしたいのは同居中の家族といふ者はどういふ御定義であります意味を、内容を説明して下さい法律上何かあるあるかも知れませんけれども

○遠藤調定係長 同居中の家族と申しますのは第六條の第一項第二項、第三項にあります

○五番(伊東武喜君) 第三項中の家族をいふのですか

○遠藤調定係長 第六條の第三項

○五番(伊東武喜君) 家族といふ定義何處かに説明があるのでありますか

○遠藤調定係長 第三項の家族は第一項並に第二項の配偶者及び十八歳未満といふ限定されて居りますが、第三項では年齢如何に拘らず不具體者は免除するといふのであります

(119)

(120)

○ ながらは其人は扶養家族でないのですから、それで矢張り納稅義務を負はれる。こういふことになる。

○ 十五番（佐藤常盛君） 其點は私も分つて居りますが、例へば六千圓以上の者に對しては適當せずといふ項目がある爲に假りに夫婦共稼ぎをやつて居る、子供が三人居る主人公なら主人公が三人選択すれば控除する、計算して六千圓ある場合に達しない、家庭として六千圓になるといふ場合、れば兎に角主人さんが一人であれば六千圓に達しない、第五條の收入六千圓以上に對してこれを適用せよといふ點にどうかと思ひますが、内地の方と合算になつて居ると思ひます合算して一家の取得は六千圓以上になつた時には一人で六千圓以上になると適用されない、二人で六千圓以上になる場合には適用を受けるといふことになるのが少し考慮の餘地がないかと思ひます、家庭公社のやうなもののと一つの店をさうふことが出来る、甚だこれが爲に减免するといふことは甚だ小さなことのやうですが、其點を一寸御考へ願つたらどうかと思ひます、一寸問題としていふのではない、御注意位の程度にして御聞き願ひたい。

○ 十八番（横山金吉君） 第二讀會に於て申上げやうと思つて居りましたが第六條に前條の扶養家族といふのは配偶者及十八歳未満にして第一親等の直系卑務とあります、これでは收入のある人も入ります配偶者直系卑族、生計を支持するものは内地は入つて居りませんか、收入のある人を入れて良いのですか

○ 民團長（白井忠三君） 内地は入つて居りません收入のある人は認めないのであります

○ 柳澤税務課長 認めません

○ 十八番（横山金吉君） 認めませんか

○ 柳澤税務課長 取得者の中に欄があります、家族の中の收入のある者は記載をして居りますか

○ 副議長（龜澤省朝君） ら別個に課税することになります

○ 副議長（龜澤省朝君） 他人に御質問ありませんか

○ 五十番（永瀬三吾君） 十八歳未満一話はよく分りませんが、十八歳以上で學校遊學中のものに對してはどういふことになりますか

○ 柳澤税務課長 認めません

○ 四十七番（福島榮之助君） 十八歳以上で學校に入つて居るものは

○ 柳澤税務課長 認めないとこに致して居ります

○ 五番（伊東武喜君） 一つ御訊ねしたいのは同居中の家族といふ者はどういふ御定義であります意味を、内容を説明して下さい法律上何があるのかも知れませんけれども

○ 遠藤調定係長 同居中の家族と申しますのは第六條の第一項第二項、第三項にあります

○ 五番（伊東武喜君） 第三項中の家族をいふのですか

○ 遠藤調定係長 第六條の第三項

○ 五番（伊東武喜君） 家族といふ定義處かに説明があるのでですか

○ 遠藤調定係長 第三項の家族は第一項並に第二項の配偶者及び十八歳未満といふ限定されて居ますが、第三項では年齢如何に拘らず不具廢疾者は免除するといふのであります。

(119)

- 四十七番（福島榮之助君）十八歳未満で内職を有して居るのは除外する十八歳以上で學校生徒は親が費用を拂つて居るのは才盾があるやうでありますか如何ですか
- 遠藤調定係長 これは一定の年限に制限する以上これには二十歳にしましても二十五歳にしましても同一の問題が起つて来るのであります、内地の例に於きましても昔から十八歳未満は中學校卒業程度でありますから此程度は適當といふ譯で昔から十八歳といふことに限定して居るのあります
- 副議長（鶴澤省朝君）質問がないならば第二讀會に入りたいと思ひます
- 副議長（鶴澤省朝君）それとも讀會省略しますか
- 副議長（鶴澤省朝君）では讀會省略原案を可決確定したいと思ひますが、如何ですか
- 副議長（鶴澤省朝君）「贊成」と呼ぶ者あります
- 副議長（鶴澤省朝君）では可決確定一では十分間休憩致します、午後二時四十五分休憩

○副議長（龜澤省朔君）　では再開致します、日程第二十三號、議案三十一號營業課金條例中改正の件、これを上程致します
午後四時五分再開
日程第二十三、議案第三十一號　營業課金條例中改正ノ件

(120)

○副議長（龜澤省朝君）　御審議願ひます。

○民團長（白井忠三君）　營業課金の本年の賦課の状態といふ風なことに就きまして豫算の時に詳しき色々の参考の表を添へましてやらうと思ひましたが、丁度参考の表が間に合ひませんので此議案のところでは單に改正に關する件だけの御説明しか申上げ兼ねますから其御積りで御質問等御願ひしたいと思ひます、これ又只今との取得課金と同じやうに明年度に於きましては根本的に條例の改正を見るに至ることになる豫定でありますから極めて過渡的なものであります、第一條の改正の中に營業を營むといふことと現行法がなつて居ります爲に、例へば連絡所を有つて居る、それは營業ぢやない、自分のところに課税するのは困るといふ風な異論がちよい／＼出るのであります、連絡所が商賣を果してやつて居るか居らぬかといふことの關係が相當面倒でありまして、矢張り民團では連絡機關としてのところでも出張所といふことになつて居ります以上一戸構へて營業をして居るものと認めて課税しないと均衡が取れませんし色々不公平な異議を申出られる方もある譯であります、營業又は營業に値する業務を營むといふことに改正して行きたいとこう考へるのであります

其次是第二條の等級中第五、六級年額三萬圓といふのが只今最大限度になつて居ります今度改正致しますると到底三萬圓とかで納りませんので三萬圓以上を何十級迄になるか區別します、それを一々條文の中に列舉するには非常に煩はしくあります、五、六級以上一級を増す毎に二千五百圓を加ふ、一級増へれば年額二千五百圓増へるといふことに改正したい後は字句の修正見たいなものであります別段意味はありません、八條の本課金が毎一年度を左の三期に分ち

(121)

毎期納入期日一週間前に納入告知書を發しこれを徵收す」こういふやうに致しました、それは過渡的な方法なのであります、御承知の通り從來は四期に分納することになつて居りましたのを、第一期分の調査は本年は中々間に合ひませんので詰り從來營業課金の申告の基礎を營業高に置いて居りましたのを本年は収益高、取得高に根據を置きたいといふので其申告を御願ひすることに致して居りますが、これの調査に當局の方で非常に手間取りますので七月を第一期とし、十一月を第二期にし翌年の三月こういふ風に改めで行きたい、それから後は此十條、十一條、十二條を増しましたのは矢張り調査の爲に必要な方法を調査員が皆さんとのところへ調査に御伺ひすることに關する規定を定めたのであります、別段根本的の問題としてのことはございませんが、事務上の必要に迫られた改正が多いのであります、どうぞ御審議の上御協賛を御願ひ致します、「ミスプリント」が一ヶ所ございますので御修正を願ひます、第六の現第八條をといふ書出しの次の頁のところで最後のところに「其の他の物件を検査せしめることを得となつて居ます」のを「せしむる」と「め」を「む」と御直しを願ひます、第十一條の前です。

○副議長(鵜澤省耕君) 御質問ありませんか

○副議長(鵜澤省耕君) 「質問なし」(進行)「讀會省略可決確定」と呼ぶ者あり

○副議長(鵜澤省耕君) では本案は讀會省略可決確定したいと思ひます

○十三番(木下秀良君) 第八條の第一期、第二期、第三期と分けたのは取得課金も全部ですか

○副議長(鵜澤省耕君) これだけであります

○副議長(鵜澤省耕君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(鵜澤省耕君) では本案は讀會省略可決確定致します、日程第二十四第三十二號議案遊興飲

○副議長(鵜澤省耕君) 課金條例中改正の件これを上程します

○副議長(鵜澤省耕君) 日程第二十四第三十二號遊興飲

○副議長(鵜澤省耕君) 議案第三十二號遊興飲課金條例中改正ノ件

○助役(宮家壽男君) 改正の趣旨を簡單に御説明申上げます、第一條に於きまして從來料理店貸座敷「カフェー」「バー」、飲食店その他とて賦課して居りましたのを此處に旅館といふ二字を入れまして、從來旅館に於きましては飲食に就て賦課して居ませんでしたが、内地の例に倣ひ殊に旅館に對しても五國以上の場合には賦課するといふ目的で旅館といふ二字を第一條に挿入致したのであります、其次是第二條の賦課率の増額であります、從來日本藝妓、劇間に就ては花代の百分の二十五でありますので百分の三十、第二項附則其他これに類するものは花代の百分の十五でありますので百分の二十、何れも百分の五づゝ上げましたのであります、第三項の飲食に就ては百分の十五といふのは從前通りであります。

それから其次に第四項でございますが、第四條中には從來未収額に就ても課税をして居りました、其代り手數料としては組合等のものは自分の三手數料を支給するといふことにしてあるのであります、それを合理的に改正します意味に於て、其次に於ける未収額は遊興飲食代金と共に申告せしむるといふことにしまして、さうして第六條に於きまして、其次に領収出來なかつたものが、とう／＼掛倒れになつて仕舞つたといふ場合は其事由を具して民團長に申請致し

(122)

(123)

ました場合に民團長がこれを正當と認めた場合には其稅金を免除する、こういふ風に改正致す精神であります、從て只今申上げましたやうに第九條の百分の三に相當する金額といふのを百分の一乃至二とこういふ風に改めました・其他十一條等も只今營業課金の場合に於て御説明申上げましたやうに調査を便ならしむる爲の改正であります、
○十三番(木下秀良君) 私は此改正は賛成なんですが、此徵收の方法を如何にするといふことに就て御尋ね致しますそれで私はこういふ話を聞いたのであります、こういふことが良いければそれを民團でもやつたらどうか、所謂民團で領収證を發行する、三枚發行する、一つの金額に對して一つ客にやつて一つ民團に渡して、一つは自分の家に置く、これを一から百まで、一から五百まで全體民團で利子を捺して書込みでも取る無くなつたものは渡す、さうすれば所謂改算したりこれは民團に出さぬ、課金をしても逃げてしまつては何にもならん、逃げないやうにするにはどうしても一二、三の三枚續きの傳票式にして、それを正式に定め民團から發行する、民團で領収證を發行して實費で買つて貰ふ、各業者に與へて各業者が一枚でも書損なつても戻すといふ風にして番號打つて此方法が一番良いといふことで此間或人から聞いて現在民團でどうして居るかといふので聞かれたのですが、私は分らなければ所謂改算したりこれは民團に出さぬ、課金をしても逃げてしまつて何にもならん、逃げないやうにするにはどうしても一二、三の三枚續きの傳票式にして、それを正式に定め民團から發行する、民團で領収證を發行して實費で買つて貰ふ、各業者に與へて各業者が一枚でも書損なつても戻すといふ風にして番號打つて此方法が一番良いといふので聞いて見やうといつた、若しかそれが良かつたらさういふやうな法式に爲すつたらどうですか
○助役(宮家壽男君) 今木下議員の仰しやつたやうにやつて居ります、只今御注意のあります飲食店に貼つてありますあの普通五圓以上の場合は百分の一五納めるのだ、それには民團發行の領収證で取つて呉れといふことを書き加へて呉れといふ御注意がありましたので、さうすればお客様が民團發行の領収證を出せといへば漏れなく徵收出来るやうになりますさういふやうに念を入れて居ります

○助役(宮家壽男君) 「料理屋は」と呼ぶ者あり

○助役(宮家壽男君) 料理屋は帳簿で徵收はやつて居ります

○十三番(木下秀良君) 料理屋もやつらどうですか民團の領収證を使ふべしとやらなければいけない際は拂ふら拂つて良いやうですが、間で誤魔化しはしないか、さういふことは隨分あるらしい實際は拂はぬ、お客様から正當に取つて、さうして果して取つた人間が誤魔化しやつて民團の方は所謂本氣に中には少しく拂ふといふ、こういふのが非常に多いらしい、だから飲食店はさういふやうに爲つて居るやうですが、料理屋もさうしてやつたらどうですか料理屋も全部民團發行の何を使ふ、それは料理屋の受付ぢやない、受取をやつたら分るが、あんなやうな式のものを使へば良いと思ひます

○柳澤稅務課長 料理屋の方は今やつて居ませんが、先づ料理屋方面の脱税に對しては此處で

申上げると私共の虎の巻が知れて仕舞ふことになるから申上げませんが、対策方法があるから

逐次其色々な方法を以て一件一件當つて参りますから脱稅行為を相當効果的に防げるのではない

かと思つて居ります

○十七番(志村正三君) 今木下議員から甚だ名案が出て民團は實行して居るさうですが、何時

(125)

○柳澤税務課長 四月一日からやつて居ります、飲食店に對して

○柳澤税務課長 はい

○十七番(志村正三君) 飲食課金に對して脱稅行爲を停止することは結構ですが、それが爲に

○民團長(白井忠三君) は

○柳澤税務課長 はい

○十七番(志村正三君) 飲食店にしろ料理屋にしろ料金を澤山納めて呉れる人はお客様であるからこ

○民團長(白井忠三君) は

○柳澤税務課長 はい

(126)

(127)

(128)

<p>(130)</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）只今の修正動議に對しまして賛否を起立に問ひたいと思ひます、第六條全文削除に就て御賛成の方只今の修正動議に就て御賛成の方御起立を願ひます（「修正案の賛成ですな」「はつきり分らん」と呼ぶ者あり）只今早瀬議員の提出致しました修正案に就て賛否を問ふのであります、早瀬議員の修正動議は此六條を全文削除する動議であります、これに就て賛成の方御起立願ひます</p> <p>○三十六番（早瀬精一君）料理屋がお客様から金を取扱つたのを税金を免除してやるといふ、料理屋が貸倒れする、遊んで居るのは只で飲まして居るのでない、金を儲けるべく上げる必ず信用のない奴は上げない、此の人は金を持って居る大丈夫とそれを見込んで上げたのに貸倒れたものは料理屋の見込損益をしたので民團が税金を免除してやる考慮してやる必要はない</p> <p>○三十六番（早瀬精一君）それは民團長正當なりと認めたる時といつてゐるから</p> <p>○三十六番（早瀬精一君）條文に入る必要はない</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）今の理由に就て御分りですか、只今早瀬さんの説明した意味が御分りですか、御分りであれば只今の六條削除に就てもう一度賛否を起立に問ひたいと思ひます早瀬議員の修正案に對して賛成の方御起立願ひます</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）では外に修正はありませんでしたから第三讀會に入ります、では本案の全體に就きまして原案の賛否を起立に問ひたいと思ひます</p>	<p>（129）</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）只今の修正動議に對しまして賛否を起立に問ひたいと思ひます、第六條全文削除に就て御賛成の方只今の修正動議に就て御賛成の方御起立を願ひます（「修正案の賛成ですな」「はつきり分らん」と呼ぶ者あり）只今早瀬議員の提出致しました修正案に就て賛否を問ふのであります、早瀬議員の修正動議は此六條を全文削除する動議であります、これに就て賛成の方御起立願ひます</p> <p>○三十六番（早瀬精一君）料理屋がお客様から金を取扱つたのを税金を免除してやるといふ、料理屋が貸倒れする、遊んで居るのは只で飲まして居るのでない、金を儲けるべく上げる必ず信用のない奴は上げない、此の人は金を持って居る大丈夫とそれを見込んで上げたのに貸倒れたものは料理屋の見込損益をしたので民團が税金を免除してやる考慮してやる必要はない</p> <p>○三十六番（早瀬精一君）それは民團長正當なりと認めたる時といつてゐるから</p> <p>○三十六番（早瀬精一君）條文に入る必要はない</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）今の理由に就て御分りですか、只今早瀬さんの説明した意味が御分りですか、御分りであれば只今の六條削除に就てもう一度賛否を起立に問ひたいと思ひます早瀬議員の修正案に對して賛成の方御起立願ひます</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）では外に修正はありませんでしたから第三讀會に入ります、では本案の全體に就きまして原案の賛否を起立に問ひたいと思ひます</p>
--	--

<p>(132)</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）では引續ぎまして議事日程第二十五議案第三十三號課金調査委員會條例中改正の件上程致します</p> <p>○議長（足立茂君）議案第三十三號 課金調査委員會條例中改正ノ件</p> <p>○議長（足立茂君）提案者の御説明を願ひます</p> <p>○民團長（白井忠三君）各種の課金の改正又質地上の増減の必要が昨日申上げましたやうに或は條例案の改正或は税率の改正諸般に亘つて行はれました時に居留民の方々の増加の状態も元のやうなのではないことは御承知のこととあります、從て從來課金調査委員會の組織を定めました條例にも改正の必要が起つたのであります、第一は第三條でありますが、これは定員のこととあります、従来民會議員選舉権を有つて居る人の中よりといふのが現行法であります、民會議員選舉名簿といふものは毎年十月に入らねば作りませんでそれ迄の間は昨年の有権者しか有権者でないであります、居留既に十箇月に及んだ方でも丁度御出でになつた時の關係で選舉有権者の名簿に登録されて居らない人がありますので此調査委員を廣く御願ひする上に差支へがありますので改正案に於きましては定員は前の通り三十五名とし六箇月以來居留民課金を負担する居留民中よりといふことになつて居ります、選舉有権者名簿に載つて居</p>	<p>(131)</p> <p>○副議長（鶴澤省助君）委員長之ヲ指名ス こういつた條項を新に作りました、其前の第七條はこれ又現行法には出席者の定員が決めてありませんのを「本會ハ委員十五名以上出席スルニアラサレハ議決ヲ得ス」といふことを入れたのであります、これは分科會に對しては無論適用しませんが、分科會は審査を致しましてまだ決議まで行きませんから分科會の方は適宜分科會の頭數が何人にするか、四つにすれば十一、二名の分科會が出来る譯です三つに分けたら十五名づゝ位になります、其點に就ては決議ではありませんから、これには余り詳しく出席者は制限を決める必要はないと思ひますから書きませんが、要是第三條の資格者を決めました點と第五條の副委員長を若干名と致しますこと、第七條の十五名以上出席しなければ決議が出来ぬといふこと、第八條の分科會にして審査することが出来る、これだけの改正を加へたいと思ふのであります</p> <p>○二番（鶴谷辰造君）私は副委員長を二人も造る必要はないと思ひます、各分科會の主査を作つても主査を副委員長にやらすといふ必要はないと思ひ、副委員長は從來の通り一名で良いと思ひます何故若干名を置かなければならんかといふ理由があれば其の理由を開かして戴きたい</p> <p>○民團長（白井忠三君）理由は今申しました通りで、分科會にします場合に其分科の主査といふものを副委員長にやつて戴くといふこういふ趣旨で副委員長を若干名にしたいといふのであります</p> <p>○二番（鶴谷辰造君）主査は副委員長でなくちやならんといふことはないでせう</p> <p>○民團長（白井忠三君）同じことでせう</p>
---	--

(187)

通して一寸とも差支ないと思ひます

○十八番(横山金吾君) 私は全體の案に賛成ですけれども、分科會は必要だと認めます、分科會といふものはこれだけの大きな機構になれば必要だと思います、唯分科會といふもののはつきりすべく此案は或點は朴撫だと思います、第五條の委員長一名副委員長若干名とするが、副委員長三名にするか一人にするか分らぬ、分科會にしても、若し分科會に副委員長といふものが二人あつたり一人あつたり、三人あつたりする、適當と認めたる副委員長を二人にするか三人にするか分らぬ、私はこれは第二讀會になるか知りませんが、委員長一名、副委員長一名を置き、主査若干名を置く、主査といふのを止めまして、第八條に分科會の定員で、分科會は結局分科會で定めてもう、漏調査委員會の總委員會に掛けると仰しやつたが、それは繁文縟體だと思ふ分科會に相當な權威を持たして分科會に掛けたら鶴谷になる前提だと思います、さうしますと分科會の定員は二十人、二十人が營業課金とか、取得課金とか色々の分科會の方面に向つて委員長が適當と認むる人を二十人なら二十人を定めて分科會に於て分科會は何人にすと、委員長が指名す、其中主査一名を選ぶといふやうにしたら良い

(188)

○民團長(白井忠三君) 分科は一つしかない
○十八番(横山金吾君) 各分科に於て互選す、此案では副委員長がはつきりしない、副委員長といふものは講長にするのかはつきりしない、主査を副委員長にするのはつきりしない、分科會にもつと權限を持たずやうにして分科會に權限を持たして形式は總會に掛けても分科會で決つたものは鶴谷にするといふ、其前提だらうと思ひますこれは條文の点になりますから申し上げませんが民團長が副委員長を御作りになつた精神は、精神で行き爲すつたら今まで仰しやつたことは皆解決すると思ひます

○議長(足立茂君) これ以上御意見ございませんければ討論終結して第二讀會に移すか、どうかを決めたいと思ひます、或は讀會省略、第二讀會に移すやうに致しますか
(「第二讀會贊成」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) それでは皆さん御贊成ですかーそれは第二讀會に移します、此讀會で修正案がございましたら

○十六番(菊地新一君) 私修正案を提出致します、其修正案の文は直には出来ませんが、只今横山さんの仰しやいましたのに同感であります、大體本會に委員長一名、副委員長一名といふことにしましてそれから、分科會に主査を置くといふやうな條文を入れて戴きたいと思ひます、さういふ意味合に直ぐ作れと仰しやつても困るのですが

○民團長(白井忠三君) 主査を置くといふことは第五條に入れなければならん、それは方法に依ります

○議長(足立茂君) 第五條を修正するのですか
○十六番(菊地新一君) そうです
○議長(足立茂君) 第五條委員長一名、副委員長一名:
○十六番(菊地新一君) 主査若干名を置く
○議長(足立茂君) 主査若干名を置く

(189)

○十六番(菊地新一君) 主査の權限を:

○十八番(横山金吾君) 私は先程申上げました意味に於て第五條を委員長一名、副委員長一名、若干名を一名に直すといふこと、同時に第五條は本會には委員長一名、副委員長一名を置き、同時に第八條に委員長必要ありと認めた時は分科會を設け議案の審査を爲さしたることを得、分科會委員は人數を定めて何人とし、委員長これを指名す、其中より主査一名を互選す、條文をさういふやうにしたら恰好が取れると思ひます

○議長(足立茂君) 問題は副委員長若干名を置くといふことは耳障りと思ひますが、これは僕の考へるのに課金調査委員會の委員長と副委員長と同時に選出するといふ條文で出来ない時は委員長が幾つかの分科會を拵へるといふ予め案を立てゝ、さうして然る後に分科會を三つ括へるならば副委員長三人を選出しして貴へば治まるのでないか:

○十八番(横山金吾君) 第八條に委員長必要ありと認むる時は、必要が何時起るか分らぬ
○議長(足立茂君) それは條文にすればさうですけれども、精神は分科會を置くといふ精神なんですよ、改正の趣旨は

○十八番(横山金吾君) 貴方の仰しやるやうに議論すれば、第八條の分科會は副委員長一人しか居らん窮屈だらうと思ふ、例へば營業課金の審査に當つて副委員長二人とも適當な方があるかも知れん、私は分科會といふものを作つて主査といふものを選出せば良いと思ふ、初めから副委員長を作つて

○民團長(白井忠三君) 横山さんのいふのは分科會を非常に強化したい御趣旨であるから十五人二十人の中から主査を出すといふ(横山議員「そうです」)さうでなくしてこれは形式の問題であるが、全體の委員の中から主査になる人を作つて置くこれは委員長が選出する、こういふ建前にして置いて分科會が三つになるか、四つになるか知れませんが、それは委員長の意見或は當局の意見です、委員長が宣言して、さうして如何いふ分け方をするか、課金の分け方なり、あるいは負擔者の分け方、先刻からいふやうに會社と個人の營業課金を分ける、取得課金と何と何と一通りに於ける、不動産課金を分けて良いといふことは打つかつて見ないときが多め、皆空想といふことは可笑しいが、されば或は一ヶ條分科會の規程は別にこれを定めて良い、皆空想といふことは可笑しいが、如何いふ形になつて来るといふことは打つかつて見ないときが多め、副委員長若干名、があつて委員長故障のある時は副委員長代理すこれは常選順位が決まります、順位は四人あつたら第一の副委員長が故障あつた場合は第二の副委員長がやる順位を定む、こういふ委員會の規程として事實上差支へないですね委員會の規定としてはそれからどうも大體主査を分科の選出でなくして全體で主査になる人を作つて置くといふことにして戴きたいと思ひます

(「原案の儘」「原案で御通し願ひます」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 原案の儘で一應やつて見たらどうですか

○二番(鹽谷辰造君) 副委員長の順位を定めて置かなければならん、誰が第一副委員長、第二副

委員長、第三副委員長、第四副委員長、見つともないぢやありませんか

○民團長(白井忠三君) それは幾らでもある

(146)

諸君も色々考へられたこと、思ひます、一應の敬意は表したいのですが、私はこれには贊意を表することは出来ませんのみならず、寧ろ當局に於て此案を撤回して戴きたいと思ふものであります、それは本民會に於て現はれました酒造課金及び觀覽課金の如きこれは當然の課金であるかも知れませんけれども、其理由と致しますところは皆教育費の膨脹、其教育費の捻出といふことが根本になつて居るやうであります、今の説明にも内地に於て市會議員がどう或は國會議員がどうといふ御話がありました、今北支の狀態は全然異つて居ります、此天津に於きましては、甚大なる教育費の捻出に民團も其財源を考へて居られるのであります、我々としても我々の子弟が此教育の爲にかくの如き教育費の捻出に苦心を致します時でありますことを考へますと假令若し此案が通りました場合々としては此貴ふ費用は寧ろ其教育費に當るべき経費として民團に御返へしたいといふ氣分であります、これを私が見ました時寧ろこれは當局に於て敢然と撤回して戴きたい、寧ろこれを當局に於て撤回することが出来ない、慎重の上に出した案であるから撤回出来るものなら恐らく民會議員の諸君の中から個人の説に賛成の方も多數あると思ひます、私は此撤回を勧議とする次第であります、幸に皆さんの御賛成を得たいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）

○十七番（志村正三君）私は此民會に於て民會議員諸君から此説が出るといふことは參事會員として危機として居りましたことは參事會員は物を欲しが爲に、こういふやうな案に贊意を表したのでは決してありません、これは此處に居られるところの參事會員諸君は私のいふことに對して少しの異議もないと存じますが、此案に對して參事會員は唯一人の反対者もなく皆これに贊意を表したのである、此因て來たるところの理由は何處にあるか、我々は此物質的辨償を受けることに依て喜んで居るものでもなければ何でもありません、唯併しながら我々參事會員として職務を遺憾なく遂行する、又民會議員としての職責を完全に果して貢ふといふ此觀念に於て從來屢々事務當局からして名譽職員費用辨償に就ては皆て參事會員に諸られたことがありますと聞いて居ります、既に二回か譲られたといふことを助役から聞いたのであります、常に同じやうな理由を以ちまして、これが撤回になつて居つたのをあります、併しながら今や新體制である私は新體制といふ言葉をこいふことに持つて來たいと思ひます、決して從來こうであつたから此時に我々はこういふものを同じやうに解すべきか否やといふことを私は考へて見ました、考へます時には我々は寧ろ民國事務當局に此提案に對して我々は贊意を表し、而して後に我々は此零碎なところの居留民の課金から得たるところの費用辨償をして貢ふといふ此觀念を維持して我々はこれに酬ひるは數倍の努力するといふことにして貢ひたい、今日まで民團に數々の不祥事件が起きた、民團長はこれに依て相當に責任を感じて居る、此民團に於けるところの不祥事件といふものは必ずしも民團長一人の責任でない、民會議員參事會員これ等しく負はなければならぬところの責任であります（ひやく）此責任に對しまして私は民團から提案したところの此費用辨償を拒否するといふことは責任回避のことになりはしないか（拍手）さういふ意味で反対するのでないと私は感じました、費用辨償は辨償して貢ふ、而して後に使ひ方に就ては各々の立場に於て充分考へて戴きたい（拍手）唯受くべきものを拒否して好い加減なことをされて居つたのでは私は名譽職員としての責任があるのであります、果して今日迄の名譽職

(145)

員が此責任を果して居つかどうか此ことに就ては色々中にはいふ者もありますが、我々には贊意を表することは出来ませんのみならず、寧ろ當局に於て此案を撤回して戴きたいと思ふものであります、それは本民會に於て現はれました酒造課金及び觀覽課金の如きこれは當然の課金であるかも知れませんけれども、其理由と致しますところは皆教育費の膨脹、其教育費の捻出といふことが根本になつて居るやうであります、今の説明にも内地に於て市會議員がどう或は國會議員がどうといふ御話がありました、今北支の狀態は全然異つて居ります、此天津に於きましては、甚大なる教育費の捻出に民團も其財源を考へて居られるのであります、我々としても我々の子弟が此教育の爲にかくの如き教育費の捻出に苦心を致します時でありますことを考へますと假令若し此案が通りました場合々としては此貴ふ費用は寧ろ其教育費に當るべき経費として民團に御返へしたいといふ氣分であります、これを私が見ました時寧ろこれは當局に於て敢然と撤回して戴きたい、寧ろこれを當局に於て撤回することが出来ない、慎重の上に出した案であるから撤回出来るものなら恐らく民會議員の諸君の中から個人の説に賛成の方も多數あると思ひます、私は此撤回を勧議とする次第であります、幸に皆さんの御賛成を得たいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）

○十七番（志村正三君）私は此民會に於て民會議員諸君から此説が出るといふことは參事會員として危機として居りましたことは參事會員は物を欲しが爲に、こういふやうな案に贊意を表したのでは決してありません、これは此處に居られるところの參事會員諸君は私のいふことに對して少しの異議もないと存じますが、此案に對して參事會員は唯一人の反対者もなく皆

(148)

これに贊意を表したのである、此因て來たるところの理由は何處にあるか、我々は此物質的辨償を受けることに依て喜んで居るものでもなければ何でもありません、唯併しながら我々參事會員として職務を遺憾なく遂行する、又民會議員としての職責を完全に果して貢ふといふ此觀念に於て從來屢々事務當局からして名譽職員費用辨償に就ては皆て參事會員に諸られたことがありますと聞いて居ります、既に二回か譲られたといふことを助役から聞いたのであります、常に同じやうな理由を以ちまして、これが撤回になつて居つたのをあります、併しながら今や新體制である私は新體制といふ言葉をこいふことに持つて來たいと思ひます、決して從來こうであつたから此時に我々はこういふものを同じやうに解すべきか否やといふことを私は考へて見ました、考へます時には我々は寧ろ民國事務當局に此提案に對して我々は贊意を表し、而して後に我々は此零碎なところの居留民の課金から得たるところの費用辨償をして貢ふといふ此觀念を維持して我々はこれに酬ひるは數倍の努力するといふことにして貢ひたい、今日まで民團に數々の不祥事件が起きた、民團長はこれに依て相當に責任を感じて居る、此民團に於けるところの不祥事件といふものは必ずしも民團長一人の責任でない、民會議員參事會員これ等しく負はなければならぬところの責任であります（ひやく）此責任に對しまして私は民團から提案したところの此費用辨償を拒否するといふことは責任回避のことになりはしないか（拍手）さういふ意味で反対するのでないと私は感じました、費用辨償は辨償して貢ふ、而して後に使ひ方に就ては各々の立場に於て充分考へて戴きたい（拍手）唯受くべきものを拒否して好い加減なことをされて居つたのでは私は名譽職員としての責任があるのであります、果して今日迄の名譽職

(147)

員が此責任を果して居つかどうか此ことに就ては色々中にはいふ者もありますが、我々には贊意を表することは出来ませんのみならず、寧ろ當局に於て此案を撤回して戴きたいと思ふものであります、それは本民會に於て現はれました酒造課金及び觀覽課金の如きこれは當然の課金であるかも知れませんけれども、其理由と致しますところは皆教育費の膨脹、其教育費の捻出といふことが根本になつて居るやうであります、今の説明にも内地に於て市會議員がどう或は國會議員がどうといふ御話がありました、今北支の狀態は全然異つて居ります、此天津に於きましては、甚大なる教育費の捻出に民團も其財源を考へて居られるのであります、我々としても我々の子弟が此教育の爲にかくの如き教育費の捻出に苦心を致します時でありますことを考へますと假令若し此案が通りました場合々としては此貴ふ費用は寧ろ其教育費に當るべき経費として民團に御返へしたいといふ氣分であります、これを私が見ました時寧ろこれは當局に於て敢然と撤回して戴きたい、寧ろこれを當局に於て撤回することが出来ない、慎重の上に出した案であるから撤回出来るものなら恐らく民會議員の諸君の中から個人の説に賛成の方も多數あると思ひます、私は此撤回を勧議とする次第であります、幸に皆さんの御賛成を得たいと思ひます（「賛成」と呼ぶ者あり）

○十七番（志村正三君）私は此民會に於て民會議員諸君から此説が出るといふことは參事會員として危機として居りましたことは參事會員は物を欲しが爲に、こういふやうな案に贊意を表したのでは決してありません、これは此處に居られるところの參事會員諸君は私のいふことに對して少しの異議もないと存じますが、此案に對して參事會員は唯一人の反対者もなく皆

(154)

(158)

拍手起る

○議長(足立茂君) 第一讀會で今上程中の贊否の討論中でござりますが、尙引續き賛成の方なり或は反対の方の意見がございましたら承りたい、若し大體盡きたとなれば討論を終結したいと思ひます、が御伺ひしたいと思ひます。(「進行」と呼ぶ者あり)

○十五番(佐瀬常盛君) 名譽職員に區長及び副區長を含まざる理由を承りたい、事實區長並に副區長は此處に列舉されて居ります名譽職と同等以上の煩雜と經費が掛つて居るのでないかと考へますのですが、これを抜いて居りますところに寧ろ民會議員等が要らぬ御遠慮等をして居られるのではないかといふやうな點も考へられるのであります、其點を御伺ひ致します

○助役(宮家壽男君) 佐瀬議員に御答へしますが、茲に名譽職と稱しますのは民團法規に規定されました名譽職員であります、固より區長副區長其他區役員各位の減私奉公の御辛勞に對しましては國民當局として深甚の感謝と敬意を表して居りますが、此費用の辦償法に就きましては將來此條例に準じて考慮すべき必要があるのを以て居りますが、これは只今申上げましたやうに民團法規に規定された名譽職に對する費用辦償であります、序でありますから先程小澤議員の御意見に對しまして當局の考へて居りますことを申述べます、第一は時期の問題でござりますが、これは頗る「デリケート」な問題であります、何れの時期に至つて初めて民團財收が豊富になつてこれを辦償するに至るかといふことに就きましては容易に決定し得られないのではないかと考へられます、それを根本精神に於て先程縷々御説明がありました意味に於て辦償すべきものである、辦償すべきが適正であるといふことであれば、これ

は速に御決定願ひたい、で私は此問題に就きましては確か二回程過去二年間に參事會に御相談しましてはされども通過しませんでしたが、本參事會員各位が満場一致これを御支持下さいました御意思に對して敬意を表して居るのであります、尙又各地の民團一齊といふ意見の御意見も一應御尤も存じますが、實は此民團長制を實施しまする上にも先づ天津居留民團がこれを實施しまして、さうして各民團これに倣つて只今は民團といふ民團總べ民團長制を採用するやうになつたのであります、其他遊興課金とか總べての一齊に實施するやうに先づ天津居留民團がこれを始めて、さうして各地民團これを一齊に實施するやうに從來の深向にござります、又費用辦償に就きましては先頭北京に於きましたて各地民團に費用辦償が集られました時に愈々天津では費用辦償をやるさうだが本當にやるのかといふ話がありました、實際これを今度は實施するのだといふことを參事會員の御方に話しましたのに各地も其必要を認めて居るが、まだ時期が來なかつたが、天津が實施するやうになれば各地とも右へ列へで實施するやうになるだらうといふことを承つて居るのであります、どうか各地民團中最も古い歴史を有つ天津民團に於てこれを速に實施して戴きますことは漸て各地民團に費用辦償制度が行はれることになるだらうと思ひます、さういふ意味に於きましてどうか提案を可決確定して戴きたいであります、さうしてこれは説明の時から申上げて居りますやうに事務當局が二、三年前から常に考へて居りましたことを參事會に提案して參事會の満場一致の御賛成を得た次第であります、其點も特に申加へて置く次第であります、どうか満場一致可決せられんことを切望する次第であります

(155)

○拍手

○三番(龜澤省朝君) 本案に對しまして先程來種々討論が繰返されたのであります、私は志村議員の先程申されました御議論も誠に眞摯な志村さんの性格としまして甚だ肯かれる點もあると思ふのであります、併しながら現在の時期は先程來數議員から申されましたやうな理由に依りまして現在の非常な赤字財政の現況からしましてこれを直に實施するといふことは決して時期を得て居るものではないと思ふのであります、併し又一面此名譽職員費用辦償といふことも必ず何かの時期に於きまして必要になつて来るのであります、何れかの民團ではこれを議決しなければならんといふことは起つて来るのではないかと思ひます、其理由に依りまして本案は此儘可決しまして、唯實施期を昭和十七年四月一日より實施するといふことにして一箇年繰延べては何です、若し來年になりまして又これが時期が不適當であるならば、これ又更に延ばすといふことも良い、これは向ふ一箇年間これを繰延ばすといふことが最も適當な方法でないかと思ひます、民團長の御意見を伺ひたいと思ひます

○民團長(白井忠三君) 只今宮家助役から申上げました通り此問題は議員各位の御自身に関する問題である爲にこれを決定するに就ては色々の御議論が出来る、殊に今の龜澤副議長の仰しやる時期の問題といふ點に就ても非常に考慮されるべきであります、併しながらこれは各議員に又御叱りを被るか知れませんが、民團の赤字財政には違ひありませんが、さうしてこれを合理的に申しましたら極めて僅かな「バーセンテージ」に上る額であります、さうしてこれを合理的に考へますれば、どうしてもこういふ制度を早く決めなければならんものである、やつてもやらぬでも良いといふ問題ではない、自治行政の健全なる發達の上には是非共設けなければならん規定であるといふことはこれは公正に議論致します場合に多數の方々が育かれること、思ひます、唯かくの如き問題を決定するにはこれを産出する責任の方々は大いなる奮發勇氣を要する譯であります、此點先刻志村議員が熱心に御話になりましたやうに自分等の殿様といふことを度外視して民團全體の百年の大計を定むるといふ前から自分等は全員賛成したのだ、此御精神には全く敬意を表しえなければならんと思ひます、何時のどの民團かでこれを思つて二つ殿譽褒貶を度外視して御決定を願ふ時期が何時かは來るのであります、假に此民團に於ても二三年前にこれが決定して其後に事變が起つたと致しましたらこれを辭退するといふことは先刻志村議員の仰しやるやうに各位が歎くべき事であります、御意見が今は甚だ悪いといふ此議論は常に非常時期にこれを時機が何時かは來るのであります、其時期が今は甚だ悪いといふ公正に考へて名譽職の費用辦償が必要であるといふことであればこれは御決定と共に實施するのが本當ではないか、一年延ばすといふとか、事變の結果待つとかこれ又私共としては強いて皆さんの御意見を強いるといふことは毛頭ございませんが、多數の皆さんの御意見に従つて御決定を待つべき良好的であります、直接皆さんの頭にかゝつて來る額は極めて僅かでありますが、一應民團にさういふやうな必要な規定が今までなかつたが、充分此際規定するといふ風の御精神に多數の方の御意見が一致されば此儘御決定を御願ひしたい、こう考へるのであります、それ以上は實は議論を交換しましても殆んど同じやうな結果になるのではないかと思ひます

(157)

繰返して申しますやうに皆さんの頭に直接かゝることでありますから皆さんの多數の御意見の御決定に從て事務當局はこれを處置しないこゝ考へて居ります。

○四十二番(古田治四郎君) 大分此問題は紛糾しますが、我々參事會員は此案の性質に就て今民團長の御説の通り且は志村議員の御説の通りであります、これは今まで二回三回上程されたのであります。これを出せば必ず其時の參事會員は責任を負はれる覺悟を要します、これを出して反対すれば一般的に民衆から人氣のあることもこれは自然のことであります、さうしてこれに我々が兜を被つて上程するまでの心といふものは相當に苦心して居るのであります、今一朝一夕に決せられる生やさしい考へで出したものではありません、若しも此案に反対されるならば次回も必ず反対される、又延期説も出ましたが、延期する位なら止めたら良い此次に出たならば必ず今日の場面に於て又撤回されることに自然ならなくちやんらんと思ひます、又時期が早いと仰しやいますがどの時期に行けば早い晩いが分りませう、今迄其時期が來て何回となく議題に上づた、今のやうに反対されたから否決といふことになつた、議題にならなかつた、それを押切るといふことは物質的の懲ではない、何でも眞に宜しいが、今まで流會になる、定員に満たない、随分時間を延期した例があります、こういふやうに本當に名譽職に對して御盡瘁下されば結構であります、先程志村さん仰つしやつたことが誤解を招いたやうであります。費用を興へたから勤勉するといふのでなくしてほんの一部でも貢へば自然に民團に對する義務を深く果さなければならんといふ觀念を持たなければならんですか、私は其點に於て賛成した

ものであります、今まで何等の手當車賃もなかつたから決して不熱心であつたといふんではありませんが、私はお互ひいはず語らず費用辦償に依て少し民團の行政に熱心になつて戴きたま、縣廳なら縣廳、市町村なら市町村の役場に出て一般の業を見て居ります、それ程熱心に即ち費用辦償にそれだけの義務を果さなければならん、我々は其處に或る想ひを致してせて少ないけれどもこれ位やつたらどうかといふことが此提案をした原因であります、もう一つ申上げる、新税を課したから、新税は時の勢ひで課さなければならぬものである、又今まで取らなかつたのはどうか、それとこれの費用辦償を結附けて反対するといふことは理由として根據薄弱でないかと思ひます、出来るならば此案を反対があつては面白くないから満場一致御不平があつてもこれを御賛成願へれば結構だと思います、實は自分の氣持は此案に賛成することは極端に申上げればどんなんに仰しやつてもどんなんに叫ばれても今日此案を通すことに對しては絶対反対であります、これは先程内地々々といはれるけれども現在内地に於ては市議員の歳費を全部辭退するといふ決議をしてるところがござります、さういふ時勢に於て古田さんの御意見は相當細かい問題に亘つて課金を加へて置いて我々名譽職の一類の歳費に似たものを取るといふことは我々居留民に對して今日の情勢としては申譯ないと思ひます、だから何時になつたら取つたら良い自から時期があると思ひます、民團が新税を起さずして貽ひ得るといふことが二年三年後にはあると思ひます、先程民團長は四萬幾らであります、民團の財政からすれば僅かな「パーセンテージ」といふことでありましたか、僅かなものでも、一萬何んばのものでも多少で

(158)

も取る三萬四萬だから良いでないかといふ其點に於て根本的に御考へを直して戴きたいと思ひます、例へ一萬の金でも我々は出すべきものは出さなければならんといふ其點に對しては敬意を表しますが、唯三萬四萬だから出して良いといふのなら撤回して戴きたい、私は此案を今此の儘通さるれば否決になると思ひます、それよりも寧ろ民團當局に於て御撤回になつた方が良いと思ひます、皆さんの御意見があるなら皆さんに御委せします、私自身としては何處までも反対であります。

○十九番(蘆澤義郎君) 此議案に對しましては各議員の主觀的に考へられ又利害必ずしも一致しません、議論すれば自から兩派に分れ、又言葉尻其他に於て感情を寄せるやうなことにならんとも限りません、それで議論は差控へますが、唯どうもこれを反対することに依て大向ふを喜ばず喝采を博せんが爲に反対して居るといふやうな風にも聞へるやうに思ひますが、さういふやうな考へで我々はこれを反対して居るのでは毛頭ありません(拍手)決して又私自身のことを申上げて甚だ何でありますか、議員になりましてから定刻必ず十分前位に來て居ります、懇談會にて毎回の勧行を得ぬ用事がありますから欠席しました以外に必ず定刻十分前乃至十五分前に来て常に時間の勧行を得る一人であります、それで此費用辦償を貢ふから貢はないからといふやうなことは私に關する限りは決して民團の行政に關して自分の職責を怠ることはございません、此點茲に附言して置きます。

○四十七番(鶴島榮之助君) これは我々が名譽職の報酬ではあります、所謂名譽職遂行上要した費用の一部の辦償であります、(「然り」と呼ぶ者あり)當然受くべきものであると思ひます。

○二十番(足立茂君) 只今の動議がございましたが、讀會省略。

○二十一番(竹内象藏君) 提案して採決を

す、當然受くべきものを受けるのが所謂新體制でないかと思ひます、(「其通り」と呼ぶ者あり)又色々當を得ないといふ時期に於て當を得ないといふことがあります、これは貢つた金の使途に依てより完全により以上に効果を上げることもあります(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)本案に賛成するものであります(「賛成」「其の通り」と呼ぶ者あり)

○二十二番(勝田重直君) 議論がありますが何時までも果しがない、又色々な立場に或は情に於てどうするといふことが起りますから無記名で採決したらどうですか

○議長(足立茂君) 只今の動議がございましたが、讀會省略。

○二十三番(竹内象藏君) 提案して採決を

前に酒造課金條例の時に私が課金條例に就て此税金を取つて良いか、悪いかを先に検討してさうしてそれが可決された爲に逐條審議に移るか或は一括して審議するかどうかといふことを決定さるべきと思ひます、酒造課金條例案の時にもさういつた議題はないと仰しやいました、議題は酒造課金條例案、今は費用辦償條例案が確定しますが其審議に就て先に御許りになることは當然と思ひます、それでなければ議事が進行出来ない状態にある、今やつて居る八百長式の、議事進行からいへば八百長式のやり方であります、此議會規則にも充分其事項は出て居ります、議長どういふお考へか、詰り今の問題に就ていへば今此處で審議に就て費用辦償法の審議に就て賛否を問ひ、これを可決した場合は第二讀會に於て逐條審議に移るのが正當なり方であります、それ以外のやり方はないと思ひます、如何です

(160)

も取る三萬四萬だから良いでないかといふ其點に於て根本的に御考へを直して戴きたいと思ひます、例へ一萬の金でも我々は出すべきものは出さなければならんといふ其點に對しては敬意を表しますが、唯三萬四萬だから出して良いといふのなら撤回して戴きたい、私は此案を今此の儘通さるれば否決になると思ひます、それよりも寧ろ民團當局に於て御撤回になつた方が良いと思ひます、皆さんの御意見があるなら皆さんに御委せします、私自身としては何處までも反対であります。

○十九番(蘆澤義郎君) 此議案に對しましては各議員の主觀的に考へられ又利害必ずしも一致しません、議論すれば自から兩派に分れ、又言葉尻其他に於て感情を寄せるやうなことにならんとも限りません、それで議論は差控へますが、唯どうもこれを反対することに依て大向ふを喜ばず喝采を博せんが爲に反対して居るといふやうな風にも聞へるやうに思ひますが、さういふやうな考へで我々はこれを反対して居るのでは毛頭ありません(拍手)決して又私自身のことを申上げて甚だ何でありますか、議員になりましてから定刻必ず十分前位に來て居ります、懇談會にて毎回の勧行を得ぬ用事がありますから欠席しました以外に必ず定刻十分前乃至十五分前に来て常に時間の勧行を得る一人であります、それで此費用辦償を貢ふから貢はないからといふやうなことは私に關する限りは決して民團の行政に關して自分の職責を怠ることはございません、此點茲に附言して置きます。

○四十七番(鶴島榮之助君) これは我々が名譽職の報酬ではあります、所謂名譽職遂行上要した費用の一部の辦償であります、(「然り」と呼ぶ者あり)當然受くべきものであると思ひます。

○二十番(足立茂君) 只今の動議がございましたが、讀會省略。

○二十一番(竹内象藏君) 提案して採決を

す、當然受くべきものを受けるのが所謂新體制でないかと思ひます、(「其通り」と呼ぶ者あり)又色々當を得ないといふ時期に於て當を得ないといふことがあります、これは貢つた金の使途に依てより完全により以上に効果を上げることもあります(「ヒヤー」と呼ぶ者あり)本案に賛成するものであります(「賛成」「其の通り」と呼ぶ者あり)

○二十二番(勝田重直君) 議論がありますが何時までも果しがない、又色々な立場に或は情に於てどうするといふことが起りますから無記名で採決したらどうですか

○議長(足立茂君) 只今の動議がございましたが、讀會省略。

○二十三番(竹内象藏君) 提案して採決を

(159)

前に酒造課金條例の時に私が課金條例に就て此税金を取つて良いか、悪いかを先に検討してさうしてそれが可決された爲に逐條審議に移るか或は一括して審議するかどうかといふことを決定さるべきと思ひます、酒造課金條例案の時にもさういつた議題はないと仰しやいました、議題は酒造課金條例案、今は費用辦償條例案が確定しますが其審議に就て先に御許りになることは當然と思ひます、それでなければ議事が進行出来ない状態にある、今やつて居る八百長式の、議事進行からいへば八百長式のやり方であります、此議會規則にも充分其事項は出て居ります、議長どういふお考へか、詰り今の問題に就ていへば今此處で審議に就て費用辦償法の審議に就て賛否を問ひ、これを可決した場合は第二讀會に於て逐條審議に移るのが正當なり方であります、それ以外のやり方はないと思ひます、如何です

(162)

(161)

(起立者多數)

○議長（足立茂君）過半數（「第二讀會に入りますか」と呼ぶ者あり）

○議長（足立茂君）入るかどうかといふことを決める方法を無記名投票にやつたらといふ（やり直し）「それは違う」と呼ぶ者あり

○二十番（竹内象藏君）私は新米だから分らない、同じ議論になりませう、無記名投票で決を採るといふことです讀會省略であります

○十二番（勝田重直君）讀會省略はりません後逐條審議になるなれば

○議長（足立茂君）詰り全體に就て賛成か反對かを採つて、それからやつた方が良いと思ひますから、其全體に就て賛成か反對かを自分の意思の表示の方法を無記名投票にする——一寸御聞き下さい、此投票に依て無記名投票に依て若し否決されれば第二讀會に入らずに其儘本案は消滅する譯であります（然り）と呼ぶ者あり若しこれが第二讀會に移すが賛成といふことになれば第二讀會に入つて逐條審議をするといふことになる（然り）其の通りと呼ぶ者あり

○十八番（横山金吾君）竹内さんの仰しやつた無記名投票の可否といふのは全然違つて居る、私は貴方のいはれる趣旨に於て起立下さい、と思ひます、竹内さんは是非を決めることに依て無記名といふことをいはれた提案者の趣旨は議長の趣旨と違つて居ります、貴方の仰しやる趣旨に於て無記名が必要かといふことをもう一遍採つて下さい

○二十番（竹内象藏君）私の趣旨は色々議論もありますが、もう盡きて居ります。いひ悪いこ

○二十九番(金山作次郎君) 議事進行に就きまして、色々と御熱心なる御意見を拜聴致しました。最早論議も盡されたものと思ひますので第一讀會打切の動議を提出致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 第一讀會は先程の竹内さんの動議も同じでありますが、詰り本案を本案の全體に就てこれを第二讀會に移すべきや否やといふことですな、第二讀會に移した後に於て遂條案議に就て決める、本案を第二讀會に移すべきや否やといふことを起立に問はずして無記名投票に依て決める

(「原案に對して採決するや否や賛成する反対かといふことを無記名投票で」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) 本案全體に就て反対か賛成かといふことを無記名に依て決めたい、無記名投票に依て決めていたいといふこういふ御提案が竹内さんからありましたから其方法で

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○講長(足立茂君) それでは賛成が多數と認めます、多數に依て決りました。

○十八番(横山金吾君) 私は記名投票に、無記名にすることは反対します、私は竹内さんの動議に對して無記名にする必要はありません、其場で起立に問ひたいと思ひます。

○議長(足立茂君) 元へ戻りまして竹内さんの動議の無記名投票の動議に賛成の方は御起立を願ひます、竹内さんの動議に對して

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(164)

(163)

○議長（足立茂君）　否決されれば第二讀會に移らぬから同じことです、さうすると賛と否と兩方書いて戴きたい無記名でいいですね此の案をやるかどうか賛成者が多ければやる、反対ならば要らん否決されるならば第二讀會に移らずに消滅する譯です賛成の方は賛成否決は否と、一寸此無記名投票に對して立會人を五十嵐さん、吉植さんに御願ひ致します、――此の間投票

○議長（足立茂君）　開票する前に一應御報告致します、投票用紙三十七枚ありましたが、投票の「カード」の方は三十六しかないのですが、過つて「カード」を中に入れたといふことを氣付いたといふことでありますからこれを閉ければそれが出て来ると思ひます、結局三十七名で投票數は配った投票用紙とあつて居るのであります、これから開票します

○十七番（志村正三君）　若し「カード」が投票用紙と一緒になつて居つたらどうしませうか

〔「別にして中へ折込んではない」と呼ぶ者あり〕

――此の間投票――

○議長（足立茂君）「カード」がありました投票の結果を御報告申上げます、賛成が十五票、否が二十一票、白紙が一票でありました本議案は第二讀會に移す可らずといふ方が多數でありますから此議否決されたことに致します、左様御諒承願ひます

○十八番（横山金吾君）　白紙といふのはいゝんですか、出席者は贅否に加はるべしといふ法文があるんですが白紙といふことはいゝんですか決を採られるといふ義務があると思ひます、參事會なら良いが、さういふことは出来ないと思ひます議員の方に徹底して欲しい

○議長（足立茂君）　只今横山議員の御注意がありました如く、會議の規則に依りまして必ず

○議長（足立茂君） 遂條審議もせずに一遍に決めて仕舞ふといふのですか（「それはいかん」）

○十二條あります

○議長（足立茂君） 遂條審議もせずに一遍に決めて仕舞ふといふのですか（「それはいかん」）

○二十番（竹内象徳君） さうであります

○二十番（竹内象徳君） さうであります

○議長（足立茂君） 其方法は矢張り無記名投票でやるのでありませんか

○二十番（竹内象徳君） さうであります

○議長（足立茂君） 竹内さんと違ひましても今私のいふた意味で無記名投票に依て決めるといふことに反対の方はありませんか

○四十二番（古田治四郎君） 今のは第一讀會を無記名で二讀會に移すといふのか、此議案を讀會省略で無記名で可決するのかはつきりしない

○議長（足立茂君） 私のいふのははつきりして居ります

○四十二番（古田治四郎君） 二讀會に移す意味の動議の賛否ですか

○二十四番（鹽谷信治君） 讀會を省略しまして賛成者が多ければ遂條審議で行きませう、竹内さんは無記名で賛否を探るといふのが提案です、若しも竹内さんの案がいかない場合は遂條審議で行くか分らない、決を探るといふのが、先程の讀會省略になるかどつちでも良い、此案を實行するかせぬかを

47

(165)

贊否を表明すべしといふことになつて居りますから白紙を投票するといふことは有り得ないと思ひます、贊成か、不賛成かはつきりと今後はやつて戴きたいと思ひます、尙議案が多數残つて居りますしこれから尚續行しなければならんと思ひますが、食事の用意が出来たさうでありますから食事をした後に續行したいと思ひます、食事の間だけ休憩致します

午後七時休憩

午後八時十二分再開

○副議長（鶴澤省朝君） ではこれより引継ぎ再開致します、生培又講長が已むを得ざる用事の爲に暫く席に居りませんので其間代つて議長を代行として戴きます、では日程第二十七、二十八が同じやうな議案でありますのでこれを一括上程したいと思ひますが御異議ありませんか（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（鶴澤省朝君） では日程二十七、二十八これを一括上程致します、天津居留民團長、助役條例中改正の件、此二つを一括上程致します、提案者御説明を願ひます

日程第二十七 議案第三十五號天津居留民團長、助役條例中改正ノ件

○民團長（白井忠三君） 本案は別段現在其任にあります私共の給與に直接影響のある問題ではあります、御承知のやうに最近に北京の民團に民團長、助役其他の新設を見まして、それに対する條例案と天津民團の條例案との間に差ありますので言はゞ體裁上北京民團と天津民

(166)

團とが均衡が取り難いといふところから此改正案を提出したのであります、殊に今年の參事會に於きまして我々の給與は御承知の通り參事會に於て決定するといふことになつて居ります條例に從来も或幅を定めまして其幅の間で給與を決定するのは參事會が決定するのであります、從來は其時々の情勢に應じまして參事會は任期中に兩方を行ふことが出来るやうになつて居つたのでありますけれども、一方には任期のある年間といふ任期のある職に在る者の給與を其任期中に増俸するとか勤かすといふことは本來の任期が定めてある精神から見て間違つて居る、當然任期の初めに決定した給與を其任期中は特別の事情のない限り一定の給與で行くべきものであるといふこゝいふ趣論は過去に於てもあつたのであります、本年の參事會に於いては其點まで定めて明確に決定されまして我々三名の給與は現に決定して居ります、従つて本案が通過しまして動くのではありません、我々の現在主任者給與は現在決して居る儘に移動はないのであります、唯天津居留民團が有ぢます民團長助役に対する給與の規定並に會計主任の規定が現在の儘では北京居留民團に比較して稍々低位にあるので天津居留民團の體面上これを改正して北京と同額にして置かうこゝいふ趣旨の下に此改正案を提案した次第であります、即ち民團長の給與は只今一萬圓以上一萬五千圓となつて居りますが、北京の決定されましたやうに一萬五千圓以上一萬五千圓、助役は六千圓以上八千圓以下となつて居りますのであります、唯天津居留民團が有ぢます民團長助役に対する給與は現在二千五百圓以上六千圓以下とありますので五千五百圓以上八千圓以下とこゝいふ風に改めるのであります、そこで特に御断り致して置きますことは私の給與は昨年の暮に再任致します

(167)

と共に參事會に於て年俸一萬四千圓といふことに御決定あつたのであります、一萬五千圓以上二萬五千圓となつた場合には茲の一萬四千圓では足らなくなるといふ風な御議論がありませうが、我々も事變手當と申しまする或意味に於ては物價手當とも稱して良い吏員に給與を致して居りまする本俸以外の特別手當を給與して居ります、其給與を我々も同じやうな率で受けけて居りますこれは今後は民團長、助役、會計主任の年俸者に對してはさういつた手當を給与することは色々の意味に於て餘り面白くないだらう、從て是等を本俸に織入れて本俸額を決めやうといふことで決定致しましたので、其手當を加へたる額が今度決まる年俸額でありますから此改正しましたものに皆當嵌るのであります、其結果私のが一萬七千圓であります、それから助役が一萬圓であります、それから會計主任は七千六百圓れども此提案しました新給與額の範圍に該當する譯であります、これは今年の參事會の御決定に従ひまして特別に、特に何等かの事情のない限り任期中は此決定額を以て勤かぬといふ趣旨になつて居ります、さういつた譯で此提案が直に私共の現在の給與に影響のないものでありますので御審議の上御協賛を御願ひしたいのあります

○三十六番（早瀬精一君） これは最低一萬圓から一萬五千圓を、最低一萬五千圓から一萬五千圓、初任は幾ら、其時の參事會で決めたら良い、最低を一萬五千圓以上二萬五千圓、助役は最低一萬圓以上一萬五千圓、會計主任は最低四千五百圓以上八千圓といふことを讀會者略で可決確定願ひます

○副議長（鶴澤省朝君） 外に何か御質問ございませんか

○十八番（横山金吾君） 今の參事會の方で年俸者には手當を支給しないといふことは決つたのですか

○民團長（白井忠三君） さうです

○十八番（横山金吾君） それは何か條文に出るのですか、内規とかさういふものが決まるのですか、さうしたら此議案の體で賛成します

○副議長（鶴澤省朝君） 御意見がなければ第二讀會に入りたいと思ひます

○副議長（鶴澤省朝君） 「原案賛成」と呼ぶ者あり

○副議長（鶴澤省朝君） 原案賛成が多いやうですから讀會省略決定したいと思ひます

（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鶴澤省朝君） それでは第三十五、三十六兩議案は原案通り可決確定致します一日程

二十九議案第三十七號獎學資金條例案これを上程致します

日程第二十九 議案第三十七號獎學資金條例案

○副議長（鶴澤省朝君） 御説明願ひます

（「説明要らん」と呼ぶ者あり）

○助役（宮家壽男君） 大概御分りと思ひますから

○副議長（鶴澤省朝君） それでは讀會省略可決確定致します、日程第三十、議案三十八號居留民

團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改

日程第三十一、議案第三十八號居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中改

(169)

正ノ件

○助役（宮家壽男君）本案は甚だ好ましくないのであります、現在の情勢から致しまして現行の授業料は他に比しましても低下のやうでありますので、今まで五圓と三圓、五圓、三圓といふのは一家族から二人出ました場合に初め一人が五圓次の人が三圓となつて居りましたのを七圓と五圓に改正する案であります、北京では幾人一つ家庭から参りましても減額なしで各七圓づゝに決定されて居ります、太原は十圓、青島は六圓、濟南は十二圓、石門が十四圓、张家口が八圓こういふ各地の例を參照致しまして五圓と七圓こういふ風に改正したいのであります

○四十三番（小澤昇君）此中學校・商業學校・高等女學校の一年二年生も矢張り此通りに取るのでありますか

○助役（宮家壽男君）同様であります

○四十三番（小澤昇君）それぢや序に伺ひます、國民學校との關係はどうなりますか、一年二年は國民學校の延長になるのでありますか

○助役（宮家壽男君）さうでございませんか、中等學校に入れば中等學校であります

○四十三番（小澤昇君）義務教育の中に入りませんか

○助役（宮家壽男君）入りません

○十八番（横山金吾君）何度も問題になつて居りますが、天津に住んでない人の子弟に差を付けることは出来ないかといふことは參事會で問題になつたことがあります、天津に住んでない人

北京とか、太原とか、そんなところの人が天津の中等學校に入つた場合授業料に差を付けるかどうかといふことが問題になつて居るのであります、今迄は天津なら商業學校もあり各地から参りましたが、今北京にも中學、商業、石門にも商業が出来まして他から来るものが非常に多いといふ現象は漸次減つて來て居ります、前にさういふ意見も出ましたが、特に今度はさういふ點に就ての考慮はしなかつたのです

○十八番（横山金吾君）參事會でこういふことになつて居りますか

○助役（宮家壽男君）さうであります

○副議長（鶴澤省朝君）外に何か御質問ございませんか、御質問がなければ原案賛成と認めます

○副議長（鶴澤省朝君）議案第三十一議案第三十九號電氣使用條例

例中改正の件これを上程致します

日程第三十一議案第三十九號電氣使用條例中改正ノ件

○副議長（鶴澤省朝君）提案者より御説明願ひます

○民團長（白井忠三君）本案に就きましては私が重任の御挨拶に代へて申した中に色々の意味に於て此電氣料金の値上といふことは色々な方面から見ると研究の餘地があるやうに申上げて置きましたが、これ又財源難の折柄一面の理由は當然個々が差支ないのでありますので、茲

(170)

(169)

正ノ件

に「キロワット」の二錢づゝの値上を改正案として御協賛を得たいと考へるのであります、其二通りの見方があると申しますのは今の料金を定めた時の民團當時は共益會であります、共益會は「キロワット」時の電氣を起すのに原價が幾らかゝつて、それを幾らに賣つて居つたといふことから考へますと只今「キロワット」時に要します原價は此料金制度を定めました時の原價よりは幾らか安いのであります、即ち民團の方から見ました電氣の元値といふものは今の料金制度を決めました時よりもまだ高くなつて居ないのでありますから其方だけから見ると値上をするといふことは不合理のやうに見へるのであります、併し實際に於て電氣の發電に要します石炭の單價といふ風なものは丁度只今の料金制度を定めた時から見ますと二倍以上の石炭の値段となつて居ります、其外從業員の給與一切の物價がこれは總べて高くなつて居るのでありますから其方面から見た場合に於て電氣料金の値上といふものは決して不合理でないといふことになるのであります、昨日伊東議員から色々電氣の收入に就ての御話がされました漏電「ロス」並に益電「ロス」並に益電の電氣歲入は尙大に増加致すのでありますけれども、物價の檢討を充分に爲せねばなりませんから矢張り此處に提案致しました、殊に二錢づゝ値上げ致しましたのが、天津に於ける他の英租界佛租界及び「ベルジアーム」電車會社に比較致しまして、丁度「ベルジアーム」電車會社の料金と同じになりますから矢張り天津に於ける一番安い電氣料金の率になるのであります、値上しませぬ前は「ベルジアーム」電車會社或は何處に較べましても日本租界が安かつたのであります、二錢値上げしますと「ベ

ルジアーム」電車會社と同率になるのであります、同率と申しますことは最低の使用者の料金のことであります、それから多量に使用される方々の料金率に就きましてはこれは非常に複雜な關係で佛蘭西、「ベルジアーム」、日本こう三者を比較致しますれば必ずしも安いのも全部が安いとも申上げられないでありますけれども、これは各所共大分複雑に特別の大量使用者の割引を行つて居りますのではつきりした價格を申上げることは出來ませんが、一番高い分に於きまして「ベルジアーム」の電車會社と同率になるのであります、左様な意味に於きまして御審議の上御協賛を仰願ひします、殊に此動力料金に就きましては他の電力會社の規定よりは我が民團の規定が一番安いのであります

○二十九番（金山作次郎君）一寸御参考迄に承りたいであります、今の御説明に依りますと一「キロワット」二錢値上りになりますが、二錢値上りになりますと年歳入どれ位御豫定でありますか

○民團長（白井忠三君）年額二十萬圓程度であります

○十八番（横山金吾君）二十萬圓、此第一種と第二種はどの位であります、第一種は問題になりません、第二種の動力の方は五割の値上になる、今迄相當……

○民團長（白井忠三君）第一種電燈だけで約十萬圓、第二種の方で約十萬圓

○十八番（横山金吾君）第二種はどれだけで、今の十六萬圓に對する金額は

○民團長（白井忠三君）第二種は約十萬圓になつて居ります

○十八番（横山金吾君）「バーセンテージ」に於て第一は問題になりません

(173)

○十五番(佐瀬常盛君)私のいはんとするところは横山議員が質問になりましたが、動力の大大幅上は一寸承服出来ないので質問致しますが電燈料の方は個人営り最高の使用者は一箇月「キロワット」どの位に達して居ります、電燈の方
○花村電氣課長 今御質問に御答へします、今迄中原が一萬二千「キロワット」位其の次現在では天津會館がそれが矢張り一萬一千「キロワット」位であります
○十五番(佐瀬常盛君)定額に二錢づゝ上るといふと收入の負擔に甲乙種あると思ひます、そ

○前田業務部長 茲に數字の間違ひが少しありますから御訂正の程を願ひます、御廻してある
と思ひます、動力の方の電力量が百六十六萬八千「キロワット」時とありますが百五十四萬一
二百「キロワット」に御訂正願ひます豫算の方の六十七頁、さうして減きまして動力の方は割
合に增收の見込がありますが、電熱は最近石炭が廻りの悪い爲に、石炭が高い爲に電熱を非常
に使用せられますので同じ二錢上げましても電熱の收入は多くなつて居ります

○十五番(佐瀬常盛君) 私は動力は四錢のものが六錢に五割の引上げられるに拘らず收入に於
れは豫算の面に表はれて居る数字と間違ひございませんか、動力に依る收入増加が一萬二千に
なつて居ります、食達ひございませんか、動力は五割引上一萬二千圓增收であります、豫算の
上から行きますとハ「一百分」とカ十「一百分」になりませんか、電熱が十六萬八千
圓であつて二錢引上げて五錢のものが七錢になる六萬八千圓の增收になりますが、此間の計算
が合はないやうに思ひますが、これで間違ひありませんか

てハ「一セント」しか増へないといふのは合點がつかないのでですがつまり準備料の一萬九千

八百圓を本年度の豫算から控除しますと電力料の豫算は幾らも引上にならんで、どうも合點がないのですが、一萬二千圓位のものに對して電力を使用して工業を起しますので一萬二千圓に對してがや／＼いふとおなげないと思ひますが……

○花村電氣課長 貴方の御話は前年度と比較しての話であります、此動力の二錢値上といふことは備考に書いてありますやうに二種類になつて居りまして一方は單價六錢のものは百五十四萬二百「キロワット」時五錢は八十五萬二千「キロワット」時で五錢の方は二錢上つて居ない譯であります

○十五番(佐瀬常盛君) 五錢は何ですか

○花村電氣課長 これは製氷會社に送つて居るもので

○十五番(佐瀬常盛君) 一錢五厘増へるのでしたらもつと増へさうなものであります、一寸

可笑しいですな、それから数字のことは別としまして今御提案者の御説明がありました「ベルジアームー」の電力と比較して安いやうに仰しゃいますが、事實我々工業部門で色々電力問

(174)

(175)

○ 花村電氣課長 茲にベルジアーム電車公司の電力料金があるんですが今の御話の五錢といふは特殊の契約でないかと思ひます、電力會社としては一概に送つて居ります電力料金は先づ十錢段々消費量が多くなつて來て最低六錢、それは相當準備料といふやうな形でなくして責任使用料といふ形では加つて居りますから、準備料の代りに最低料金制を取つて居ります、華北電業

〇五番（伊東武喜君） 私が會計検査の報告の時に一寸申上げた關係上自分の感じたことを申上げます、此動力料其他を皆平均したものに二錢上げてあるやうであります。但し「コスト」は何んばといふことで上げたものであるか、まあ唯一錢位といふ上で上げたものか其邊を伺ひたい。

〇民團長（白井忠三君） 「コスト」に依る値上といふことよりか他の電力供給の電力料の比率を標準にしまして二錢値上を致したのであります。それで「イギリス」租界の如きは均一に一キロワット

(176)
力を御使ひになればより安いこういふ建別で二銭引上げを施行したいと思ふ譯であります、今は御用の仰しやいました三錢五厘とか四錢とかいふのは直接高壓供給を受けて居る紡績會社の

(177)

とか或は我民團の受電所自身融通を受けて居りますものゝ如き例でありますからまして各工場の紡績會社といふやうな大きがところでない使用者の料金としてはさういつた安いのはないと思ひます

今電業公司から民團が買つて居ります元値は三錢一厘二毛であります、これは公共事業である

といふことで紡績會社其他よりも或値引をして競いて居りまして三錢一厘二毛で供給を受けて

居るのであります

○五番(伊東武喜君) 一寸それに關連しまして一寸私が發電所に行つて調べたところに依りますと電燃料が五六、五「パー」セントばかり使つて居るやうであります、電熱が三〇・一「パー」セント」パワーが一三・六「パー」セント」といふやうに配電されて居るやうであります、これに依りますとパワーとして配給する電熱はないやうでありますと、これを五割も上げたらといつて民團財政はさう急に懶くするものでないと思ひます、電燃料の方は一割位上つたので非常に變きがあつて收入にも相當收入があるやうですが電熱とか電燈といふものと動力といふものとの使用方面に非常な性質に違ひがあります、事我々生産部門は弱少工場の生産事業に從事して居るものが其動力といふものは生産「コスト」に於て非常に重要な部門を呈して居りますから五割の値上をするといふことに於ては動力を承けて工業をやられて居る工業者に重大なる打撃あるものと考へられます、これだけの打撃を與へて而も民團に大した收入が上らぬものであつたら五割上げるといふやうなことは私は生産業に從事して居る立場から考へて賛成致します、併し電熱とか電燈といふものは大した上り方でも「パー」セント」の上り方でないからこれには原案通りに賛成致します、動力はもう少し考慮の余地がないかと思ひます、私自身の計算致しましたところに依りますとあの電燈の配電「ロス」といふものを見込んだでの配電「コスト」が一錢五六厘になります、今民團長のいはれます三錢一厘二毛を加へますれば約四錢七八厘になりますから此方面をもう少し色々勉強されたら四錢四五厘で上るのでないか、四錢四、五厘で上るのであつたら先づ工業者の方には五錢なりそこへで定めて急激な五〇「パー」セント」も値上げといふことは少し修正を加へる必要がありはしないかと思ひます、私は意見であります、それだけ、他的の方は賛成であります

○十五番(佐瀬常盛君) どうも豫算面に表はれた増額の数字は可笑しいと思ふ一萬二千の動力を使用して全部で負擔するといふことは餘り大きなものでありませんが五割引上から判断しまして恐らく工業者の負擔を加重しはしないかと考へられるのであります只今花村さんの御説明を聞きました、民團長からの御説明も聞きましたが、事實紡績會社程の大工場で三錢五厘四錢三厘位で買つて居るのであります次に参考迄に申しますが、青島では四錢二三厘で配給されて居るといふことを承りました「ベルジアーム」の電力であります、減法高いものであつて、それに倣つて開發會社の開發の使命を帶びて居るところの華北電業が十錢十二錢といふ高率の電力料を徵收して居ることは産業政策からも訂正すべきものと思ひます、それを基準にして安いものを上げるといふことには聊か現地生産を提倡しなければならん時に於て矛盾するのでないかと存じます、それと電力料と關連して居る話であります、第一「ベルジアーム」の電力は利權を日本側に日本側と申しますが「ベルジアーム」側から引放さといふことがありますそれが

(178)

昭和十六年第三十四次居留民会通常会議事速記録

(179)

ら工場設置は工場敷地選定と動力の問題であります、自分の事等申して恐入りますが、例へば日本租界の配電區域内といふものは非常に地價が高い若くは家賃が高いといふやうな事實がありますから工場設置する時の工業家の採算は交通費が安くつく、電力が安いから家賃を高く出しても日本租界附近の地に敷地を選んで工場を設置しやうといふことになる、邊鄙な地區だと電柱を何本か立つて同一に配電線を張らなければならん電力料にそれを加算されて高い料金を課せられるのであつて日本租界の附近のやうな便利の良いところでありますからもつと下げるのが當然であります、租界の電力料金を其意味で五割も一舉に引上げるといふことを爲さずして御修正を考慮して載きたいと思ふであります、事我々生産部門は弱少工場の何でありますから先程の歳費問題は名譽職費用辦償問題と一様であります、餘りこれを主張することは心苦しいであります、今日の當局の狀態は而も天津は工業的に相當發展して行かなければならん、又發展せねばならん必要があるといふ時に動力の大幅引上げといふことは考慮しなければならんと思ふのであります、現に日本租界で一坪當りの地價が「ベルジアーム」の電力市街と支那街の邊鄙などところは「コスト」に於て非常に大きな隔りがあるといふことを考へますれば民團に於て其點を埋合せに考慮して加減して載きたいと思ひます

○助役(宮家壽男君) 佐瀬さん五割増にして料金が増へ方が少ないといふ疑問です、昨年の豫算には四錢の方の奴を年に二百二十萬「キロワット・パワー」になつて居る、一方の昨年の三錢五厘が百萬「キロワット・パワー」になつて居る兩方で三百二十萬「キロワット・パワー」本年は百五十四萬、二百二十萬、三百二十萬ですか、それに對して百五十四萬と八十五萬其取

電力量がぐつと減つて居る譯であります、

○十五番(佐瀬常盛君) それはどういふ譯でありますか

○助役(宮家壽男君) 昨年三百二十萬「キロワット・パワー」今年は百五十四萬、八十五萬に減つて居る

○花村電氣課長 今の伊東議員の御話であります「パー」セント」は二月現在の状態であ

りますか、これはすつと以前の動力の面白い状態であります、電燈の五五「パー」セント」電熱の七七「パー」セント」動力の三五「パー」セント」といふやうに動力も多かつたのであります、水害以来日本租界の工場で殊に「ゴム」工業などは原料の入手難といふのか概して工場は休止状態になりましたので、其爲に動力は非常に私共の豫想して居つより遙に僅かの数字しか出て居ないのであります

○十五番(佐瀬常盛君) それに關連して一寸御説明も御伺ひしたいと思ひます、只今「ゴム」工業といふことが話題に出ましたが「ゴム」工業の業者から相當代辯に努めてくれと仰しやいましたが、御説のやうに水災以來「ゴム」工業が非常に不況に沈淪して殆ど休止の状態であります、準備料だけはがつちりと掛かる、此事をよく考へて貰はなければならん、其上に少しことも電力料を拂はなければならん「ベルジアーム」の電力料以上に高いものになるといふことを當業者に懇へられて成程と知つたのであります、業者の希望としては電力料は上げて呉れその代り準備料は全然休んで使はないといふことは見て呉れ、これは一つ省いて貰ふ、何とかしないことには此儘では迷も堪らぬといふ懇へがございましたことを御説明申して置きます

(185)

(186)

〇四一二番(古田治四郎君)　此案の廢止は當然来るものと思つて居ります、これに就て廢止案に賛成致しますが、此義勇隊の解散に就て私の方に三三いふて來た人があります、解散をするやうなことを話しました、ところが今菊地さんの御話のやうに民團はこういふやうな第一回の天津事變の時には五千圓貰ひました、義勇隊は其金を民團に預けた、在郷軍人会の大部分が活動してたといふので今の會館を二階建にするといふので貰つた、それを三千餘りになつたのであれを建てたのであります其の後今度の事變に至つて軍から御苦勞であつたといふので金一萬圓貰つたのであります、金一萬圓は民團に入れるども出す時に喧しくて困るから兎に角これは在郷軍人會の方に預けて置かう、さうして皆協議の結果義勇隊で然るべき要る場合に出そぞぢやないかといふので在郷軍人會に預けたんです、これが残つて居るにて彼はいふ人があるやうであります、今の御話に依て分けて欲しいといふか、これだけ寄附するといふかこれは分りませんが私等の希望としましては結局解散に就ては委員會を設け或は元の幹部の人が委員になつて此金の處置と表彰方を相當研究して大體天津の義勇隊の根幹は天津在郷軍人會が組織して居つたやうなものであります、出來ることならば其金を無條件で天津在郷軍人會に寄附するさもなければ義勇隊として此際國防獻金に全部差上げるか、さあ分けるといつても大した金でかつたならば在郷軍人の方に寄附して戴きたい、こういふ處が私の意見であります、其點に就て何れ又委員會も出来るると思ひますが、民團長に於ても此點に御考へて願ひたいと思ひます、これに就て廢止案

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(187)

(188)

團長に任せることが何とか思ひます。それで、義勇隊の處置の中にそれが成る所を以て、それを申上げようかと思つたのであります。それで、義勇隊に貢つた、義勇隊がどうでも自分等の勝手にして良いといふことを假りに軍から仰しやられても、これを民會がそれを受けて義勇隊の自由處分に任すといふことがない限り、それを勝手に處分して行くといふことは違法になるのではないかと思ひます。解散に際して義勇隊の財産は金品其他財産の處置を居留民團長に一任すとか何とか茲に附帶した決議を御願ひして置けば、もう一遍民會を開いてどうのこうの爲すの必要はありませんのであります。

○十六番(菊地新一君) 私も其點が疑問になりましたので申上げたのであります、元々義勇隊其ものは民團長の指揮を受けて其行動をやらなければならんとこう思ふのであります、併しもう一應指令官の隸下に入つた以上は指揮命令に依て動かなければならんが、義勇隊其ものゝ財産とかいふものは矢張り民團の財産であるからこれは矢張り此際附帶決議に依て若しも何分の金品が餘つた際には私の一個人の考へとしまして最も義勇隊に關係のある又義勇隊の育ての親である在郷軍人會に寄附して戴きたいこういふ考へを有つて居ります。

○十七番(志村正三君) 義勇隊に寄附されたといふかの如く義勇隊といふ團隊と考へるからであります、義勇隊員個々に對する慰勞を、それを纏めて戴いたのであります、決して民團義勇隊といふ主體で貰つたのではないやうに私は解釋して居るのであります、でありますからそれを民團、民會でどうこうといふことは一寸違つて居りはしないかと思ひます、これは義勇隊自體

さういふやうに處置したらどうかと思つて居ります、不當なる處置はしないと思ひますから物品は例の警防團が出来るこれに使へるものは警防團が使つた方が民團としては經濟上に於ても幾分餘裕が出来るのでないか、こう考へますから物品だけは何か民團が引繼いでこれを警防團に使用さす金品は今いつたやうに委員會を設けて適當な方法に依てこれを處分する、こういふことに民團當局に於て然るべく處置されたら良いのぢやないかとこう思ひます

○民團長（白井忠三君）段々の御意見であります、何れに致しましても義勇隊といふものは民團の中についたのでありますから別にこれを残つた金がありました場合在郷軍人會に寄附するか、國防獻金に致しますか、何れにしても其處置は矢張り民會の御同意を経なければならんことになると思ひます、其點は提案の中に書込んであります、時期は

○二十二番（上田茂君） 民團長待つて下さい、民團長話が間違つてやうに思ひますあの當時の經緯を申上げます當時の義勇隊に金を戴いたのであります、これには使途は何にも條件を付けない、皆が分けるなり或は何か記念品を買つてやるなり使途は何も條件をつけない意味合で戴いて居ります、これを民會にかけて民會の承認を得て使用しなければならんといふことはありません

○民團長（白井忠三君） さうでありますか知れませんが義勇隊其ものは民團の一部であります義勇隊が例へば民團の保淨課が何處から金を貰つたこれは然し保淨課で處分して良いといふことはいかぬと思ひます、今私が申上げやうと思つたことは其爲に又臨時民會でも招集しなけ

53

(189)

が義勇隊長が居られるから其裁量に依て處理すべきで義勇隊長が亡くなられたのでこれに對してどうしやうかといふ譯で我心配して居るのであります。其點がどうも一寸あのお金に對する戴いた本體が實際のふと人々呼出して慰勞の宴か品物で司令官閣下から下さるものと一緒にされたらどういふやうに解釋されるから一寸でも民會に於てそれを云々しなければならんといふことは絶対にないと思ひます、又違法でないと思ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 民團長の御話も尤のやうに聞ますが、第一回に五千圓貰つた、後で宴遊會使つたが残りが出来た、時局が全くそいふことやらずに繼續いて何も使へないで使ふ金を其儘残したのであります、これは解散の委員會に一任されたらどうですか。民團でどうしても終結しなければならんと御考へになるよりは簡単に考へて關係當局で委員會で御決めになつたら良いのではないかと思ひます、唯解散で良かったのであります。

○四十三番(上田茂君) 此義勇隊長田村氏が話されて能く存じて居ります戴いた當時隊長から御話がありまして先申上げましたやうな防衛令官の趣旨で戴いたからそれで私に相談がありました田村隊長から相談がありましてこれを一人づゝ頭に分けたところで仕方がないから此儘残して置いて他日何か纏つた仕事が出来る時に使つたら有効でないか、事變が續いたから其儘になつて居つたのですが、其當時の經緯からすれば皆司令官閣下から申されたり勝手に自由に使ふて呉れといふ恩恵しで戴いたと解釋して居ります當然民團長がいはれるやうな堅苦しいものでないと思ひます、それで通常に古田君のいはれたやうに民團長が然るべく關係ある委員を選んで處理せられたら一番良いと思ひます。

(190)

○十六番(菊地新一君) 私は此解散に就て起つて来る問題は例の處分の問題であるからと思つたから此際申上げたのであります、若しも民團長に一任といふか委員を作るといふ御話がありまして其委員に一任といふことならば強いて申上げません其方で結構であります、然し世間では實際のことといふと義勇隊には在郷軍人でなくして義勇隊員になつた方もあるのでありますから其方とか色々いはれた時に答辯の出来ぬやうな氣持もします、在郷軍人でいませんけれども其點考へまして申上げたのであります、其點民團長の宣しきやうに御計ひを願ひます。

○四十二番(古田治四郎君) 今の御話と同じやうにこういふ希望もあります、感謝狀を二回貰つた、あの感謝狀の寫しを付けて呉れといつて居ります、これは天津義勇隊委員會に一任されたら良いだらうと思ひます、委員會に於て然るべき決ると思ひます。

○五十番(永瀬三吾君) 義勇隊表彰規定といふのがある、これに準據して表彰されたら良いと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 表彰はそれです、唯財産の始末民團の規定上出來た義勇隊であるから一任されたらどうでせうか民團長一任を希望します。

○(賛成)「民團長一任委員會を作つて」と呼ぶ者あり

○二十九番(金山作次郎君) 民團長に御尋ねしたいのですか、財產處分の問題は服とかさういふものは已むを得ない、現在其金を民團に預りになつて居るのですから、委員に一任するといふが在郷軍人會に渡して居るやうに聞いて居りますが

(191)

○民團長(白井忠三君) 民團にはありません

○二十九番(金山作次郎君) 委したに就ては義勇隊幹部一任するといふので渡して仕舞つた、それならば民團がそれを民會に譲らなければならんといふことはない幹部に一任したらどうですか。

○民團長(白井忠三君) 私も今までさういふ問題は、成程一萬圓頂戴したといふ時に田村前隊長から私も御話がありましてさういふ金を一萬圓貰つた、これは皆で分けても良いのだが分けても仕様がないから有意義に使ひたいと思ふ、それでこれは此方に頼かつて置くと在郷軍人會の方に預つて居る其金は其の後どうなつたらうかと考へますと財産なんかはないのだろうと思ひましたが、それは残つて居る譯ですか、それを義勇隊に委して其始末を就てさて解散するといふことに致しますと新隊長を任命しなければならんことになる、隊長が不幸にして欠員になつて居ります、隊長なしで其他の方々で處置して行くといふことも穩當でありますまいし、隊長のない義勇隊がさういつたことも違法ではありませんけれども、勝手に處置して仕舞つたといふことは矢張り民團は多數の第三者に對しては責任のあるものでありますから始末をきつちりしなければならんのだと思ひます、そこで實際第二項に何か決議をもう一項加へて戴きましてこれは表彰の方法として決つて居ります、議題の中に提出してありますのが、さうした準備を致しました爲に四月一日以降適當な時期に於てこれを解散するといふ決議を御願ひしたい、引括めて第二項で義勇隊の解散に際し必要な處置はこれを居留民團長に一任することゝいふやうな意味を一項御決議願つて置けば表彰に就ても委員を設ける、若くは滅つた財産の處分に就ての委員を設けるといつたやうなことで私から委員を御願ひして委員に御立案を願ひませう、さういふ事項の決定は參事會に諮問しまして參事會の御贊同を得て決定しますから第二項に天津日本義勇隊の解散に對し必要な事項に關してはこれを居留民團長に一任するといふことの御決議を併せて御願ひしたいと思ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(鶴澤省朝君) それでは第二項にさうすると提案者の方から第二項として「天津日本義勇隊ノ解散ニ關シ處置ヲ居留民團長ニ一任ス」これを追加したいといふ申出でありますから原案を訂正したいと思ひます

○副議長(鶴澤省朝君) 「賛成」と呼ぶ者あり

○第四十二號綜合運動場敷地追加買收の件

日程第三十四 議案第42号 総合運動場敷地追加買收ノ件

○副議長(鶴澤省朝君) 提案者より御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) それでは讀會省略致しまして可決確定致します、日程第三十四議案第

(192)

○副議長(鶴澤省朝君) それでは第二項にさうすると提案者の方から第二項として「天津日本義勇隊ノ解散ニ關シ處置ヲ居留民團長ニ一任ス」これを追加したいといふ申出でありますから原案を訂正したいと思ひます

○副議長(鶴澤省朝君) それでは讀會省略致しまして可決確定致します、日程第三十四議案第42号 総合運動場敷地追加買收の件

日程第三十四 議案第42号 総合運動場敷地追加買收ノ件

○副議長(鶴澤省朝君) 提案者より御説明願ひます

○助役(宮家壽男君) これは只今御手許に差上げてあります、綜合運動場計畫圖を御覽願ひます、此中に黒くしてあります部分を追加買收致すのであります、大體十六年度の計畫と致しましては此中央に忠魂碑を建設致します敷地の埋立、それに參拜的道路を通ずるといふことが主となつて居りますが、其周圍にある土地を此際買收して置きませんと既にこういふ施設が出来

(194)

- 十八番(横山金吾君) 前此方の方は
- 助役(宮家壽男君) 中學校の方ですね
- 十八番(横山金吾君) 既に買つてあつた土地と買つてない土地がはつきりしないのであります、黒く塗つてあるところは買つてないのですか、來年から買ふ必要はありませんのですか
- 助役(宮家壽男君) さうです
- 十八番(横山金吾君) それをはつきりして下さい、これだけ買へば完了するのですか
- 助役(宮家壽男君) 尤も此中軍が道路を造りまして埋立した道路附近の土地といふのは無賃貸下げを受けて居りますから無論これも其中に含まれて居ります
- 十八番(横山金吾君) 此先買つてあるのですか、これとこれと出たところがあるのですか
- 民團長(白井忠三君) う、私のいふのは此地圖を作られたら民團の買つた土地を全体書いて其中にこういふ計画書をする、後はこれだけ足らんといふ
- 民團長(白井忠三君) これは全部買つてある
- 助役(宮家壽男君) 中學の方に少し凸凹があると仰しやるんだやないですか
- 十八番(横山金吾君) あつたんですか
- 助役(宮家壽男君) さうです
- 二十一番(五十嵐重吉君) 此配置圖から行きますと相當沼があつたやうに思ふのですが、沼は全部埋つたのですか
- 民團長(白井忠三君) 埋めるのです
- 二十一番(五十嵐重吉君) 土を買つて埋めるのですか
- 民團長(白井忠三君) よそから持て来て埋めて居ります
- 二十一番(五十嵐重吉君) 今度で後買ふ必要はないですか
- 民團長(白井忠三君) さうです
- 副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ありませんか
- 二十一番(五十嵐重吉君) 本年の豫算どどの程度まで出来るのですか
- 民團長(白井忠三君) 土地は全部買つて仕舞ふ
- 二十一番(五十嵐重吉君) 薄墨に入つて居るところ全部買ふ譯ですね
- 民團長(白井忠三君) さうです
- 副議長(龜澤省朝君) 埋立には忠魂碑のところも入ります
- 助役(宮家壽男君) 買はれる時に又注意して下さい土地の問題でうるさいことが起りますから、何ですか、此薄桃色に入つて居る中だけ買つてないのですか、此配置地圖を見ますと薄く入つて居る、此處を買はなければならん、外は買つてあるのですか

(195)

- まつた以上日を経るに従て地價等も上つて参りますので此工事に必要であり将来の爲に十六年度に於て追加買収して置かうこういふ案であります
- 十八番(横山金吾君) 此地圖は甚だ不鮮明なのであります、これだけ買へば外は皆直四角は買つてゐるのですか
- 助役(宮家壽男君) さういふ風になるのであります
- 十八番(横山金吾君) 前此方の方は
- 助役(宮家壽男君) 中學校の方ですね
- 十八番(横山金吾君) 既に買つてあつた土地と買つてない土地がはつきりしないのであります、黒く塗つてあるところは買つてないのですか、來年から買ふ必要はありませんのですか
- 助役(宮家壽男君) さうです
- 十八番(横山金吾君) それをはつきりして下さい、これだけ買へば完了するのですか
- 助役(宮家壽男君) 尤も此中軍が道路を造りまして埋立した道路附近の土地といふのは無賃貸下げを受けて居りますから無論これも其中に含まれて居ります
- 十八番(横山金吾君) 此先買つてあるのですか、これとこれと出たところがあるのですか
- 民團長(白井忠三君) う、私のいふのは此地圖を作られたら民團の買つた土地を全体書いて其中にこういふ計画書をする、後はこれだけ足らんといふ
- 民團長(白井忠三君) これは全部買つてある
- 助役(宮家壽男君) 中學の方に少し凸凹があると仰しやるんだやないですか
- 十八番(横山金吾君) あつたんですか
- 助役(宮家壽男君) さうです
- 二十一番(五十嵐重吉君) 此配置圖から行きますと相當沼があつたやうに思ふのですが、沼は全部埋つたのですか
- 民團長(白井忠三君) 埋めるのです
- 二十一番(五十嵐重吉君) 土を買つて埋めるのですか
- 民團長(白井忠三君) よそから持て来て埋めて居ります
- 二十一番(五十嵐重吉君) 今度で後買ふ必要はないですか
- 民團長(白井忠三君) さうです
- 副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ありませんか
- 二番(鹽谷辰造君) どうも民團の土地の買方が人が登記したものと買ふことがありますから能く注意して買つて貰はんと思ひます、佐瀬君の土地なんかどうなりましたか
- 助役(宮家壽男君) 御當人と能く御話します
- 二番(鹽谷辰造君) 今までの買方が亂暴であつたと思ひます、地図等も能く調べて能く吟味してやつて競かなければ人の買ふた土地を二重買することがありますから能く注意願ひます
- 助役(宮家壽男君) 辦護の買ふた土地で調べてから——金錢の授受は民團が光に拂つて居る、登記は佐瀬さんのところも——今各關係者を一遍呼んですつかり出来るといふこういふことにして居ります
- 二番(鹽谷辰造君) さういふ方面の損害はどうなります
- 助役(宮家壽男君) 土地を買收して仕舞つたら、それが偽地主だといふことになれば一括して此方に賣つたものに責任はあります
- 二番(鹽谷辰造君) 使つて仕舞つたら
- 二番(鹽谷辰造君) 今地主が居りますそれを押へて居ります
- 助役(宮家壽男君) しつかりやつて下さい
- 二番(鹽谷辰造君) 外に質問なくは讀會省略可決確定したいと思ひます——確定致します——
- 副議長(龜澤省朝君) 日程三十五議案四十三號火葬場移轉敷地買收ノ件を上程致します
- 副議長(龜澤省朝君) 火葬場移轉敷地買收ノ件

(196)

- 二番(鹽谷辰造君) 「賛成」「進行」と呼ぶ者あり
- 二番(鹽谷辰造君) どうも民團の土地の買方が人が登記したものと買ふことがありますから能く注意して買つて貰はんと思ひます、佐瀬君の土地なんかどうなりましたか
- 助役(宮家壽男君) 御當人と能く御話します
- 二番(鹽谷辰造君) 今までの買方が亂暴であつたと思ひます、地図等も能く調べて能く吟味してやつて競かなければ人の買ふた土地を二重買することがありますから能く注意願ひます
- 助役(宮家壽男君) 辦護の買ふた土地で調べてから——金錢の授受は民團が光に拂つて居る、登記は佐瀬さんのところも——今各關係者を一遍呼んですつかり出来るといふこういふことにして居ります
- 二番(鹽谷辰造君) さういふ方面の損害はどうなります
- 助役(宮家壽男君) 土地を買收して仕舞つたら、それが偽地主だといふことになれば一括して此方に賣つたものに責任はあります
- 二番(鹽谷辰造君) 使つて仕舞つたら
- 二番(鹽谷辰造君) 今地主が居りますそれを押へて居ります
- 助役(宮家壽男君) しつかりやつて下さい
- 二番(鹽谷辰造君) 外に質問なくは讀會省略可決確定したいと思ひます——確定致します——
- 副議長(龜澤省朝君) 日程三十五議案四十三號火葬場移轉敷地買收ノ件を上程致します
- 副議長(龜澤省朝君) 火葬場移轉敷地買收ノ件

(197)

- 副議長(龜澤省朝君) 御説明願ひます
- 助役(宮家壽男君) 八里台の今まだかつきとの地区とは定めて居りませんが、八里台に将来ある邊都市計畫もござりますし学校・病院等も出来ますので八里台の部落を離れて向ふの橋を渡つて少し先に行つた位の地點に定めたら良いやないかとう思つて居りますが、新年度早く土地の物色を致しまして不動産評價委員會の同意を得て買收敷地を定めたいと思ひます
- 十二番(勝田重直君) 此土地ばかりで建物は出て居りません建設費はどうなります
- 助役(宮家壽男君) 豊算の方に組んであります
- 十二番(勝田重直君) 建物の方は出さないで土地ばかり出して、唯土地の買收だけで建物に就ては一つも出さんといふのは
- 助役(宮家壽男君) 學校を建てるとか、學校を設置することは何しますが、建物を移轉して建てる譯です
- 十二番(勝田重直君) 移轉敷地だつて土地を買ふのなら建物を建てる必要はあるだらうと思ひます、建つて居るのを持て行くだけですか、建つて居るのを持て行くだけでないでせう
- 助役(宮家壽男君) 無論建てるのです
- 十二番(勝田重直君) 家を建てるのなら
- 助役(宮家壽男君) 火葬場を新に設置する場合に學校と同じやうに行きますか、其處に建築するといふことに就ては何時も協賛を経て豫算の方で協賛をせられて居ります
- 十二番(勝田重直君) 豊算の方で行くのでありますか

(198)

- 助役(宮家壽男君) 豊算の方で協賛を受けることにして居ります
- 十二番(勝田重直君) 一寸分りません
- 助役(宮家壽男君) 春日天津日本國民學校を設置するといふことは協賛を經ます建物の協賛は豫算の方で取つて居りますこれは淡路小學校の擴張をするといふことは豫算で擴張を協賛を受けます
- 十二番(勝田重直君) 此議案で移轉をも可決し移轉することをも含んで居る譯ですか
- 助役(宮家壽男君) 今あるのを移轉する敷地を買收する
- 十二番(勝田重直君) 移轉するといふことは説明ありませんか、土地を買收するところの土地の買收は擴張でないでせう
- 助役(宮家壽男君) 無論さうです
- 十二番(勝田重直君) さうして見れば建物を其の上に建ててどんな家を建ててももし承認してれば差支へないといふことになる。若し承認を得て
- 助役(宮家壽男君) 火葬場を移すのでありますて貴方の仰しやる春日小學校設置はどういふ建物を建てるといふことは別に議案として出さなければならんことになつて居ります、從來さういふ例はないであります
- 十二番(勝田重直君) 不動産の得喪に
- 助役(宮家壽男君) 豊算の方にある
- 十二番(勝田重直君) 議決がなければ豫算案

(199)

- 助役(宮家壽男君) 火葬場を新に今迄なかつたのをこれから設置するといふ場合に火葬場を設置するといふことはそれに要する敷地の買收といふことが出るので、今迄在る火葬場を移轉する敷地を買ふのであつて其處には火葬場を移す其の豫算は臨時費の方で計上して學校の増新築といふことは總べ豫算の臨時部の方で計上して御協賛を仰いで居る譯であります、唯これは不動産の得喪に關する事件でありますから民會の議案として承認を受くるのであります
- 十二番(勝田重直君) 家を建てるときも家を新築すれば新築すると不動産の得喪でないですか
- 助役(宮家壽男君) 従来さうした増新築等は豫算のところで御審議願つて議案として出して居りません
- 十二番(勝田重直君) 移轉關係からいへば擴充になりませんけれども、矢張り理論上不動産の得喪になるべき事項であるから承認を求めるのが至當だらうと思ひます
- 助役(宮家壽男君) 從來すべてさういふ風に處理されて居ります
- 副議長(龜澤省朝君) 従來の慣習に従て家屋は豫算の方で費用を協賛を仰いで居るといふのですから其様で良くないですか、外に御質問ございませんか
- 二番(龜澤省朝君) これは八里台附近といふことになつて居りますが、必ずしも八里台附近でなくとも良いでせうが、彼處は大分都市計畫上まだ家が建つて来るやうになつて居ますが八里台なら西の方へ持つて行つたら橋を渡つて向ふの方に
- 助役(宮家壽男君) 其方を考へて居ります

(200)

- 二番(龜澤省朝君) 西の方のあの附近に家が建つて来て
- 助役(宮家壽男君) 向ふの橋の向うの高くなつたあの附近に持つて行く積りであります
- 二番(龜澤省朝君) それぢや良いと思ひます
- 副議長(龜澤省朝君) 外に御質問ありますか、なければ讀會省略可決したいと思ひます——では可決確定します、連記者も大分疲れたやうですから五分間休憩したいと思ひます
- 午後九時五十七分休憩
- 助役(宮家壽男君) 其方を考へて居ります
- 午後十時八分再開
- 二番(龜澤省朝君) ではこれより再開致します、では日程第三十六から第四十七まで大体寄附金及び補助金に關する件でございますが何れも同じやうな議案でありますから一括上程したいと思ひます
- (「賛成」と呼ぶ者あり)
- 日程第三十六 議案第四十四號 天津神社祭典費寄附金ノ件
- 日程第三十七 議案第四十五號 軍旗奉賛會寄附金ノ件
- 日程第三十八 議案第四十六號 帝國在郷軍人會天津聯合分會補助金ノ件
- 日程第三十九 議案第四十七號 天津居留民團區補助金ノ件
- 日程第四十 議案第四十八號 天津特別義勇隊補助金ノ件

<p>(202)</p> <p>○副議長（龜澤省朝君） 議案第五十五號 天津日本体育協會補助金ノ件</p> <p>日程第四十四 議案第五十三號 天津朝鮮幼稚園補助金の件に對しましては昨年は五千圓の補助でありますたが、本年河北地區に一校増設致します爲に約三千八百圓を要します、それでそれに對して一千圓の補助増額を申出でがありました（「異議なし」と呼ぶ者あり）天津日本少年團補助金の件これは昨年同様であります（「異議なし」と呼ぶ者あり）天津日本體育協會補助金の件、これは從來各競技の指導と致しまして、聯盟なるものがありまして個々に指導して居つたのでありますですが體育協會の設立は一、三年前からの懸案でありますて、「丁度昨年十一月各種競技の健全なる普及發達並に其統一を圖る爲に體育協會の誕生を見たのでありますこれに對しまして九千圓の補助の申請があつたのでありますが、此中には「グラайдー」なん</p>	<p>(201)</p> <p>日程第四十一 議案第四十九號 武德會天津支部補助金ノ件</p> <p>日程第四十二 議案第五十號 華北日本教育會天津分會補助金ノ件</p> <p>日程第四十三 議案第五十一號 天津華語専門學校補助金ノ件</p> <p>日程第四十四 議案第五十二號 天津朝鮮幼稚園補助金の件</p> <p>日程第四十五 議案第五十三號 天津日本少年團補助金ノ件</p> <p>日程第四十六 議案第五十四號 天津日本体育協會補助金ノ件</p> <p>日程第四十七 議案第五十五號 天津居留民團區補助金ノ件</p>
--	--

(204) ○十六番 (菊地新一君) 只今の御説明に依りまして略分りましたのですが、大體さう致しますと體育獎勵費に上つて居ります項目は體育協會主體となつてやつて居られる運動の指導精神にて居る點もあると思ひます、とにかくこうした團體を作つて參加選手或は内地に派遣する選手等も援助して統制ある機能を發揮して行きたいといふのでこうやつたのであります、一應説明して置きます

○十六番 (菊地新一君) 民國は體育指導、運動會とか、北支厚生體育會といふは民團がやつて體育協會はさういふことに「タツチ」しない譯でありますか

○風拳務部長 一寸御答へします、只今までは各運動部門に於きまして聯盟を作つて居ります野球は野球聯盟、「ラグビー」庭球其他各聯盟に於て各々會費を集め各種の方面からお五ひ寄附を募りあつてやつて居つたのであります、從て其聯盟に依りましては入場料參加料を以て收支相償ふのもありますし、全然收入のないものもありまして、其盛衰進展に非常に遺憾があります此機會に一面體育厚生の問題一方これが普及上から見まして強力な團體を作つて普遍的に一般に運動の向上を促し體位向上を志して居るが強力な運動團體の常道が必要と思ひます、といふ意味で作られたのであります、昨年各聯盟獨自の立場でお互ひやりました爲に運動場は重複し新聞社等の催し等が輻輳して其他色々お互不満が起りまして正常なる發展が出来兼ねるのありますけれども運動聯盟各自を民團で統制機關を作つて「タツチ」して貰ひたいといふ意見があり且又ものは只今のところでは基礎の大金がありませんので「タイアップ」して民團の仕事と共にでやつて行くものもあります、又運動競技に於きましては個々の立場から進めなつて居りますから四千五百圓を至當と思ひます、社團法人同光會補助金の件昨年同様であります(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(203) ○十六番 (菊地新一君) 第五十四號の議案であります、天津日本體育協會補助金の件でございますが今年初めて出來たやうに聞いたんですが天津體育協會の主體を先づ伺ひます

○會計主任 (上原珍二君) 本會は天津に於きます各種運動競技の専門の聯盟又は團體を以て組織して居りますのでこれの名譽會長に總領事を推戴致します、會長は天津居留民團長、それから副會長官家助役、河村二四郎さん、理事長風巻學務部長といふやうな顔觸でございます

○十六番 (菊地新一君) さうしますと今御説明に依りますと主體といふのは大體民團に關係が多いやうに思ふのであります、それを厚生の體育獎勵といふ意味合に相當關係があるのでないかと思ふのでありますが、元は一つでないかと思つて居りますが、どんなでござりますか大體々育協會が出來る爲に體育獎勵費が嵩むといふ意味には取れませんか目的が違ふですか

○助役 (官家壽男君) 體育獎勵費は昨年もやつて居りました

○十六番 (菊地新一君) 體育協會で體育獎勵といふ意味合のものをやつて居つたのであります

○助役 (官家壽男君) 厚生費から出して居りました

(206)

基いて體育協會が主體となつて申しますは體育協會を一元的に強化しまして體育獎勵費を體育協會に付けて總べて體育協會でやつて貰ふといふやうな御考へは出来ませんか
○風巻學務部長 將來綜合「グラウンド」でも出來まして統制ある體育指導の任に當るものが出来ましてお互に體育協會が相當の歴史を有つて來ました御説の通りのことが出来やうと思ひます、今のところでは群衆割據の觀が多少ありますので此處一、二年は「タイアップ」して民團の主催の性質のものは民團でやつて例へば明治神宮大會に選手をやるといふさういふのは體育協會に依て大會を催しまして選拔して行く、派遣費の中若干は厚生費の中からこれを補助するといふことにして置きたいといふ考へであります、將來御説のやうにさういふやうな方法で以て單一化して行くことが出来ると思ひます

(206)

○十六番(菊地新一君) 能く分りました、これは過渡期であるからこういふ狀態になつて居るのでないかと思ひます、こういふ點に解釋します、何にしましてもこういふ体育といふやうなことは將來國民の保健上我が日本國民の体位向上に非常に重大なる關係を有つものでありますから成べく一元化して強力強化しさうして體育に邁進せらんことを希望します、費用の點から申しましても體育協會、體育獎勵費でやれば相當に邁進せらんことを希望しますし、一元化をやつて行けば強力なものになると思ひますと只今はさういふやうな式に合併して體育協會が主體としてやつて行くのだといふやうな御事情もござりますから將來私の希望としましては是非共體育協會が主體としてやり得るといふ自信が出來たら其方でやつて戴きたいといふこういふ希望を述べて置きます

(206)

○十七番(志村正三君) 帝國在郷軍人會の補助であります、帝國在郷軍人會の方から實は一万五千圓の補助の申請が出て居つた筈であります、これは一万圓に創られ實は參事會で私は在郷軍人會員として我慢したのであります、其後軍の天津支部の方の要求に依りまして各分會共非常警備演習等をやらなければならんことになつて居ります、當ては天津日本義勇隊がありましてそれに民團としては相當に支出して居つたのでありますが、これが無くなりますと軍人會の方で大體に於て非常警備に關する仕事を擔當しなければならんといふやうな感じがするのであります、さうなりますと其方にも相當の經費を専用するのでないか、それは各分會共さうであります、もう少し増してやらなければならんやないかといふ感じがします、尙もう一つは軍の國防上の見地からして銃劍術をして居るのでこれに對しては特殊な團體が本部の方の御注文として出來まして各分會に銃劍術をもつと盛んにやらなければならんこれには相當の費用が要するものでないかと思ふんとこれは一面に於て國防のための事柄でもありますし銃劍術獎勵の意味から申しまして各分會共に銃劍術の武器を買ふことに相當苦心して居るのでないかといふことが想像されるのであります、それで此際分會聯合分會の補助といふものも其一部分を各分會にも専門渡るのであります、こういふ風な意味を含んで此一萬圓の補助を専門に増してやることがこれは民團の方から極端に増してやつて分會に銃劍術の獎勵のことを以て分會が共に民團が増してやるといふことを以もとして銃劍術獎勵の一端になるならば幸ひと私は思つて居るのであります、これは民會員であり同時に在郷軍人會の一員である立場から希望を述べる次第であります

(207)

○副議長(鶴澤省嗣君) 外に何か御質問御意見ありませんか
○二十二番(上田茂君) どうも軍人會の連中が顔を並べて皆さんに済まないと思ひますが、志村議員から御説が出来ましたので私も一言申上げたいと思います、と申しますのは外でもあります、只今申されました銃劍術の振興会といふものが在郷軍人會本部で盛んに全國的に銃劍術の振興を圖りこれは今次の事變に於きまして我國の最も誇りとするところの銃劍術は非常に役立つ、これは單に軍人のみならず在郷軍人も一般人士も努めて銃劍術といふものに關心を有つて普及しなければならんといふ趣旨であります、さういふ點から天津の方にも呼掛けが参つて居ります、從て私共の在郷軍人會では各分會とも相當意を用ひて振興しなければならん、さういふ關係上志村さんが御述べになりましたやうに各分會御説のやうに民團から民團としては専らざる金額を戴いて居るのであります、御説のやうに貧弱な分會であります、各方面からの御同情に依り我々の要求が達成せられますことが出来ましたならば今志村君のいはれたやうな御趣旨に依りまして多少でも御協力願ひましたら仕合せと思ひます(「贅成」と呼ぶ者あり)
○三十五番(深井直一君) 私も初めて意見を述べて戴きます、私も在郷軍人の一員であります實は此補助金に就きまして最初民團に希望を述べたのはこれ以上だつたのであります、これが幾分か趣味のある仕事でありますと例へば野球であるとか、いふやうなものになるといふが相當きついものだと體験して居ります、又補助金を戴きますがそれは相當有效に使はれて居る詰り未入營者の軍隊宿泊に於て國民教育の一部を受けて相當國民素質の向上に參與して居る、民團から補助を受ける大部分といふものは殆どこれに突込んで居る、こういふ状況であります、各家庭も同じであります、飛行機の購入を申しましても女房の方では國防婦人會の方に出す、一般市民としては等しく在郷軍人なるが故に別途國防獻金を餘計やられる、相當物質上の方も負担が多いようです、どうも日本の勅令團體の一つである勅令團體に對して國民の補助を受けるのであります、名は國庫の補助の内容たるや一人當たり僅か十幾錢といふ程度であります、こういふ事情を御諒承になりますて何とかもう少し御増額の程を御願ひしたいと思ひます、終り(「贅成」と呼ぶ者あり)
○五十番(永瀬三吾君) 补助金に就て何等申されませんが、參事會に於て決めたことは此議場に參事會員の二人が立つて提案されるといふ他の參事會員として私は面子がないのであります、參事會員が改めて參事會の席上に於て意見を撤回され御要求なさるならば別問題であります
○十七番(志村正三君) 私此問題は參事會に於ても保留して居つて民會に於てこれに就て増額するかも知れんと保留して居ります

(208)

○十六番(菊地新一君) どうも同じ系統のものが賛成演説するといふことは、私は在郷軍人ではございませんけれども、在郷軍人の方と長く御附合して居り在郷軍人の内容は相當存じ上げ

(209)

て居るのであります只今承りますと今年は一萬圓補助に就きまして、補助を決められた當時より新事態が発生して鉄劍術を更にやらなければならんといふことになつたと存じます、此の鉄劍術そのものも今まで在郷軍人がして居なかつた、新規の施設であります、これに就ては相當の費用が掛ると思ふのでござりますが何れにしましても個人のことでありませんし國家的に互に覺悟しなければならんものでありますから、此際五千圓は少ない一萬圓位御増額になつたら如何かと思ひます、私は一萬圓と申上げましても其金は一萬圓は決して無駄にならんと思ひます、此點御賛成を願ひたいと思ひます。

○二十二番（上田茂君） 永潤議員から御叱りを戴いたが、其後鉄劍術の振興といふことが起つたのであります、一方五千圓出した時はこういふことはなかつたのであります、他の豫算も御承知のやうに随分割られました、あの時は我々は參事會員として在郷軍人なる故に強て主張も出来なかつたのであります、此後こういふ問題が起りましたので……

○五十番（永潤三吾君） 參事會員の御二人の状況の變化と仰せられ、己むを得ないと思ふのであります、深井議員の御希望があつたやうであります、あいふ御希望は充分尊重した意味で私も參事會員として決めた事柄を此處で撤回して賛成します。

○四十二番（古田治四郎君） 私も參事會員の一員としてさういふことは御兩人のいはれたことに就て、實は此二十三日に此處の聯合支部の會議に御出でになつて其時にこれが決つた、此案は既に決定して居つたのであります、今皆さんの御賛同を、永潤議員の、決めた案であります、其處は御兩君の心境の變化最近二十三日の會議にこれが議決決定して、それでこういふ苦

(210)

しいことをいはれたこと、思ひますが、これは今の鉄劍道を獎勵するといふことは在郷軍人會としては必要なこと、思ひます、それで御兩君があいふ心情を述べられたのでないかと思ひます、これは私も參事會員で決めたのは變更するは變ぢやないかと思ひますが、事實はさういふ状況でありますから皆さん御推察御判断に委せますから然るべく御審議願ひたいと思ひます。

○民團長（白井忠三君） 大體皆さんの御意見發表が済んだやうでありますから民團當局としての考へを上げたいと思ひます、只今議論の要點は近づいた事態の變化から一度決定した議案であるがこれに対する参考を希望するといふ風な御意見であります、此點は誠に御尤も御提案であります、唯當初からの経過を申上げて御参考に致しまして、後は民團當局の方に修正して戴い

○副議長（亀澤省朝君） これから此修正動議に對して皆さんの賛否を取りたいと思ひます、只今の修正動議に對して御賛成の方

○二十二番（上田茂君） 一万五千圓といふことで御願ひしたいと思ひます
（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（亀澤省朝君） これから此修正動議に對して皆さんの賛否を取りたいと思ひます、只今の修正動議に對して御賛成の方

○五十番（永潤三吾君） 參事會の各位の心境の變化なんですから民團當局の方が修正して戴いたらどうですか

○副議長（亀澤省朝君） では提案者からこれを一万五千圓に修正して提案したことに対し、では此議案に對しまして可決確定して差支ありませんか

（「全部一括して賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（亀澤省朝君） ではこれを一万五千圓とし後は全部原案の儘可決確定致します

（拍手起立）

○十三番（木下秀良君） 先程志村議員と小澤議員といざこざがありました、あれは何時解決する積りですか、實は貴方が議長席に著いて居なかつたので

○副議長（亀澤省朝君） 丁度議長が席に居りませんし、明日にしたらどうですか

○十三番（木下秀良君） 議長が中途で居なくなるといふこともどうかと思ひます

○副議長（亀澤省朝君） 己むを得ない事情で中止した譯ですから一御相談申上げます、今迄で日程の四十七まで審議が完了した譯であります、これから四十八から六十一まで總べて十六年

(211)

りませうが、これ等を參照しまして七千圓といふのが事務當局の原案であります、事務員の給料五千圓だけ分會自から御持ちを願ふことにして一萬五千圓御願ひの中一萬圓出すことにしようといふのが參事會で決定した案で、それが今晩提案された案であります、其後に於て鉄劍術の指導等の新しい事態が發生しましたが爲に必要であるといふことでありますればこれは新事態として新規に考慮しなければならんし、何がしかの増額が必要であるといふ風なことは皆さんも御考へになり得られます、唯に参考書類を持つて居りませんが、昨年一昨年から昨年にかけて各地の自治體が在郷軍人會に補助を致しまする例を三、四各地のを取寄せて参考に致したのであります、それは今茲に資料がありませんが、當時在郷軍人會に五千圓位とか補助して居らなかつた時の例であります、其時の比例で見ますると天津の民團の在郷軍人會補助は各地に較べては實は餘り多額ではない、少ない方の例であります、これは今深井議員の仰しやるやうに古くから在郷軍人會員の基礎の鞏固な爲に在郷軍人會は裕福であると申すのでありますか、新しく段々へ行く場所よりは會員の會費で賄つて行く點に力があつたのだらうと思はれます、最近どん／＼新しい會員が増へらるゝ現状でありますて此點天津民團としては増額するに就ては己むを得ないものとこう考へます、皆さんの御審議の上で適當額の御増額に就ては異議を持ちません、左様申上げて置きます

○副議長（亀澤省朝君） それでは質問御意見も盡きたやうでありますからこれで第一讀會を終つて第二讀會に移ります、其場合に若し金額の御訂正修正の意見がありましたら御提出を願つて賛否を取りたいと思ひます

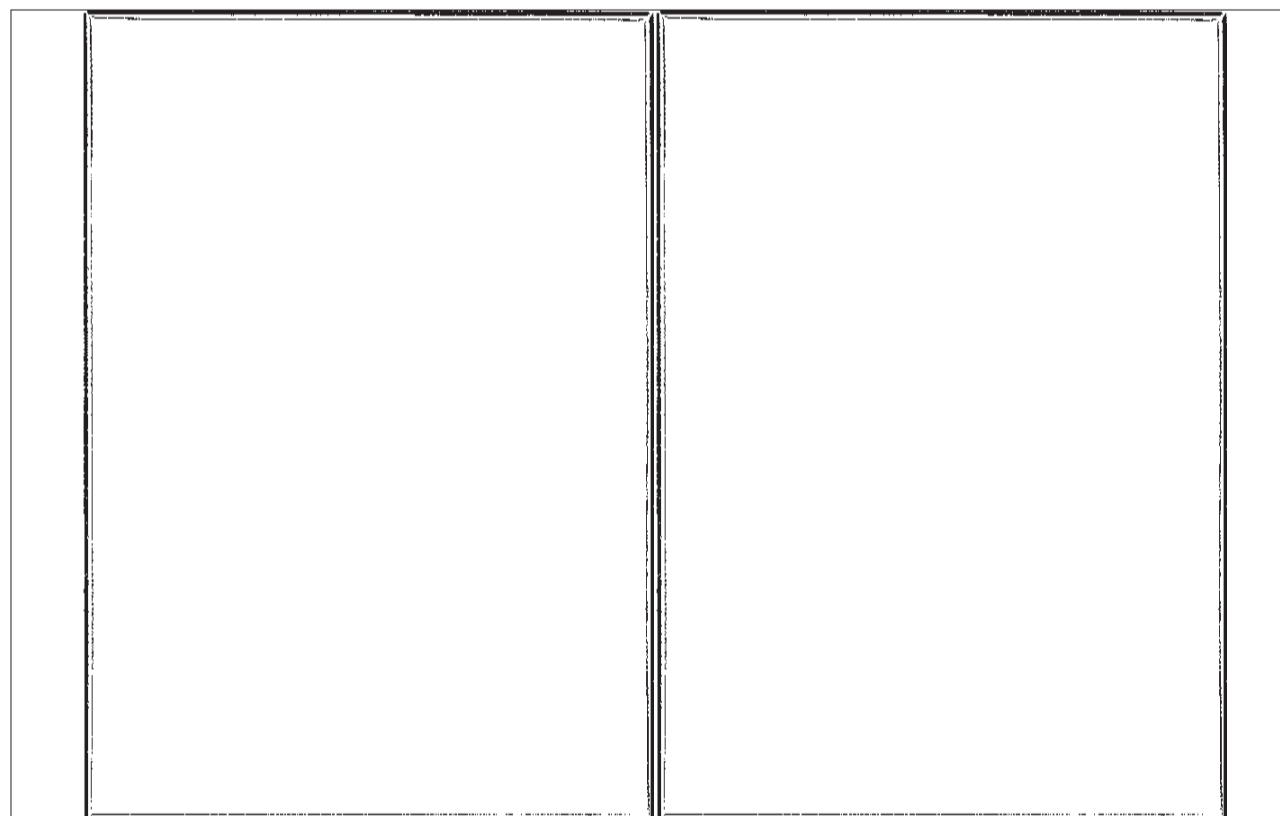
(218)

度豫算でありますから一括上程した方が便宜と考るのでですが今晚これを提案者から大體の趣旨に就て説明して置いて置くとかどうしませう

〔「明日にしやう」と呼ぶ者あり〕

○副議長（亀澤省朔君）それでは御相談したいと思ひます。明日十時か遅くも十一時に本會議を開催して議案の都合に依て（「無茶いみな」と呼ぶ者あり）一それでは矢張り二時から初めまさう委員會でやることになると思ひます。それちや今晚はこれで閉會します

午後十一時閉會



第三日

昭和十六年三月二十九日(土曜日)

議事日程	
第四十八、議案第五十六號	昭和十六年度居留民團歲入出豫算案
第四十九、議案第五十七號	昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算案
第五十、議案第五十八號	昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案
第五十一、議案第五十九號	昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算案
第五十二、議案第六十號	昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案
第五十三、議案第六十一號	昭和十六年度特別會計公立病院經營費歲入出豫算案
第五十四、議案第六十二號	昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歲入出豫算案
第五十五、議案第六十三號	昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算案
第五十六、議案第六十四號	昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算案
第五十七、議案第六十五號	昭和十六年度特別會計實業復興費金歲入出豫算案
第五十八、議案第六十六號	昭和十六年度特別會計復興資金歲入出豫算案
第五十九、議案第六十七號	昭和十六年度特別會計水災復興資金歲入出豫算案
第六十、議案第六十八號	昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案
第六十一、議案第六十九號	特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算案(昭和十六年度)
出席議員(三十八名)	
番伊東武喜喜	番鹽谷辰透
番中西幸保	番龜澤省朔

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(216)	午後二時三十分開會	○議長(足立茂君) それでは只今より開會致します、只今のところ出席議員三十二名であります、本日これより上程致しまする議案は全部昭和十六年度の歳出入豫算に關係のある議案であります、日程第四十八から第六十一まで何れも歳出入の豫算案であります、これを一括上程致します、提案者より説明して載くことに取計ひたいと思ひます
		○十八番(横山金吾君) 大事な時間を使ひて載きたいと思ひます、私の發言に對してどうあります、と申上げるのは場合に依ては私は今後一切發言しない所謂意見を述べないといふことは延ては私は民會議員の職責を果せないことでありますから所謂民會議員の榮職に對しても自
(215)	出席議員(九名)	一一番手島喜兵衛 二一番後藤祿一郎 三一番中野宗一 四一番石田芳雄 五一番河野九郎 六一番河野九郎 七一番竹内象藏 八一番永瀬一郎 九一番吉川治四郎 十一番古田治四郎 十一番上原會計主任 十二番不破定和 十三番河村二四郎 十四番河野九郎 十五番上田直一郎 十六番佐々木作次郎 十七番志村信一郎 十八番佐々木虎雄 十九番上田義治郎 二十番佐々木盛良郎 二十一番佐々木茂郎 二十二番佐々木正雄 二十三番佐々木常雄 二十四番佐々木盛 二十五番佐々木和雄 二十六番佐々木久 二十七番佐々木秀 二十八番佐々木虎 二十九番佐々木信 三十番佐々木治 三十一番佐々木和 三十二番佐々木雄 三十三番佐々木久 三十四番佐々木久 三十五番佐々木久 三十六番佐々木久 三十七番佐々木久 三十八番佐々木久 三十九番佐々木久 四十番佐々木久 四十一番佐々木久 四十二番佐々木久 四十三番佐々木久 四十四番佐々木久 四十五番佐々木久 四十六番佐々木久 四十七番佐々木久 四十八番佐々木久 四十九番佐々木久 五十番佐々木久 五十一番佐々木久 五十二番佐々木久 五十三番佐々木久 五十四番佐々木久 五十五番佐々木久 五十六番佐々木久 五十七番佐々木久 五十八番佐々木久 五十九番佐々木久 六十番佐々木久 六十一番佐々木久 出席議員(三十二名)

(225)

まして十五年度に於ては一人當り十六圓三十三錢これが内地の市税なら市税、府県税なら府縣税といふ風なものと比較し得る一つのものだと考へるのであります其三表の次に第五表に於きまして、今申上げましたのは第五表であります、第三表の方は十五年度、十六年度の比較を致しました五つの課金の總額に就きまして、これを今申上げましたのは三十六圓二錢、十五年の十六圓三十三錢が三十六圓二倍以上、本年度豫算に於ては五つの課金を引抜めて豫算が膨脹して居るといふことに御承知を御願ひしたいのであります三表の中に一寸「ミスプリント」がありますので申上げますが、「一番右の端に營業課金のところで右の端の「パーセンテージ」が一九九とあります、これは一九九の誤りであります御訂正願ひます、即ち約二百「パーセント」の營業課金の増加です、土地課金家屋課金それ／＼若干の増加をして居ります一番大きな増加は營業課金で約一九九「パーセント」工巡費が約三〇「パーセント」の増加二九・二「パーセント」の増加こういふことになりまして一人當りの負擔が三十六圓になつて居るのあります、これを第六表といふのが離れて居ります分ですが、第六表は四枚ございま、其中の一番経ひ東京、名古屋、福岡、川崎は市民一人當りの市税縣稅、國稅の一人當りの負擔額比較表があるのでござりますが手元にある統計は非常に古いので物價の騰貴して居ります爲色々の稅金の増へて居る現在と比べては余り復では立ちませんが、とも角何かの目安にする爲に書出して見たのですが、一番左の分が昭和十二年の分であります、三年の分がありませんので、十四年の分の市税だけが統計表に出て居りますので茲に擧げて置きましたが詰り東京は昭和十二年市民一人當りの市税が一人當り九圓八十三錢一厘、府縣稅が五圓九十九錢六厘、國

(226)

稅は五十三圓四十一錢二厘、それを合せると六十九圓二十三錢九厘、ところが十四年の市税を見ますとこれは市税だけしか統計表はありませんから分りませんが、十二年に九圓八十錢一厘が十一圓三十四錢五厘に増へて来りります、次に名古屋の市稅が八圓六十六錢三厘が九圓五十二錢三厘に増へて居ります、福岡は五圓四十錢七厘が八圓八十六錢六厘に増へて居ります川崎と同じやうに増へて居る、四市平均したものが八圓五十五錢八厘が十四圓八十三錢三厘に増へて居ります、そこで府縣稅市稅其他に戦時利得稅といふのが無論あるのであります、さういつたものを加へませんで比較して見ますと東京市民は一人當り七十圓ばかり十二年に此して居つたこれが今日は相當増へて居りませうが八、九十圓になるか百圓になるかまあ増へて居ると思ひます、それが天津の負擔と只今申上げましたのは工巡費や土地家屋課金、取得課金、營業課金五色だけに就て申上げます三十六圓二錢の平均負擔であります、今の六表の前の方であります、第一頁、二頁三頁の居留民團課金及び工巡費を第一としまして上の方に此五つの課金の會計を示しました、第二といふところで雜種課金、遊興飲食課金、不動產取得課金衛生費といつたやうなものは今度増へました酒造課金、觀覽課金を此項に入れまして、さうして其總額をすつと出しまして、其次の第三は使用料、手數料、財產出生收入、第四は特別會計繰入金、雜收、國庫補助及授業料といつたものをすつと合計致して一人當りを出して見たのであります、此處で一寸御書込を御願ひしたいのは第二頁の下の方の以上を計上せる經常部収入總額の下の全上に對する（一）の比率、即ち總成入額に對して五つの課金の收入は何「パーセント」になつて居るか、此處が欠字になつて居りましたので申上げます、全上に對す

(227)

一の比率といふところは（「書いてある」と呼ぶあり）—それぢやこれで御覽を願ひまして、さうして次の頁の臨時都に屬するものを計上した譯であります、そこで使用料とか或は雜越金とか、三と四に屬するものを鉛筆の負擔であるといふことは申懃いですが、雜種課金とか遊興飲食課金とかいふものは全部の人が拂ふものでなくとも矢張り居民の一種の負擔と見て良いのだと考へますので一と二を加へたものを第三頁の下の欄に示しまして、さうしてこれを加へた一人當りを出して見たのであります、さうしますと十六年度のところで六十三圓十五錢といふ茲に數字が出て居ります、これは昨年に比べては九〇「パーセント」の増加になりますのであります、さうしますと今申上げました東京とか名古屋とかいふ方面が十二年の分ではそれよりも無論少ない位でありますけれども本年度過りの分ならば此天津の六十三圓何よりはもつと大きなものを負擔されて居るのだろうといふことを想像されるのであります、御参考に極めて手近な青島の例を申上げますと主として營業課金だけに就て申上げますが、法人の數が二百六十六社であります、其負擔額が二百十七万一千四百八十八圓一社平均八千百六十三圓四十八錢でありますそれから個人の負擔額は三十九万三千九百八十五圓、負擔者数が一千七百七十五名一人平均二百二十一圓四十錢であります、此只今上程致して居ります總豫算案に私共の豫算したところでは天津は法人の數は四百五十社、此豫算負擔額は百六十萬圓一社平均三千六百四圓、青島の場合は會社法人は要するに紡績會社などの大きな數が多く天津などはそれ程大きくなないのが多いといふことを考慮されることは適當ではありますけれども青島の一社當り八千六百六十三圓に比較すれば天津はまだく極めて低いもの

(228)

と思ひます、個人の方も天津の方は四十二万五千圓で此負擔者の數が二千四百五十人一人當り百七十三圓四十七錢、これは青島も天津も殆ど同じやうに比較し得られるのだと思ひますが、青島の一人當りが約二百二十一圓といふに比べて相當に營業課金は増加膨脹して居りますけれども青島に比べてはまだ低いといふことは結論される次第であります、其營業課金の問題に就きまして昨日かも一寸申上げましたが、只今大使館方面で御計畫爲すつて居りますところの案は内地の法人稅に類するものを此方でも取るやうにしたい、内地の法人稅の規程は本社の利益に對して百分の十八、それから外地といふのは朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋を指したのであります、外地にある支店出張所の取得が本社へ要りますと、それに對して日本政府が百分の十五、それから海外即ち天津の如きはこれに當る譯ですが、支店出張所の取得に對しては百分の十四、どういふ法人稅を取るのでありますが、關東州ではこれに對して大連に本店のあるものは利益の百分の六、但し此百分の六は大連の關東廳が取るのですか市ですか取るのであります、それに對して日本でも稅務署が百分の三を取るさうです、茲に甚だ矛盾と申しますが、不可解なことがあつてもう一應調査を要しますが、大連に支店のある日本に本店があるとか色々とあります、何れにしても大連に支店を有つて居つて其支店が利益を得たる場合は大連に納める税は百分の九、専ら本社を有つて居るものよりも高いのであります、さうしてこれに向つて内地で更に百分の十五取られると茲に本社のあるとの此點は調査が甚だ不充分だと思いますが、とにかくいふ状態で法人稅を日本で取られるのでありますから、例へば内地の半分を取るといふ風なことにすると當地に本社のある法人に

(230)

負擔するこうしたことにして抜けば二重課税といふことではなく合法的に行くのでないかこう考へる次第であります、そこで此酒造課金の下の方の摘要を一昨日申上げましたので訂正致しきりですが、これは逐條審議のところで申上まることに致しますそこで歳出に就ての極く全般的の説明を申上げますと勿論歳出の重點は教育と衛生と厚生の此三つの仕事に重點を置いた豫算になつて居るのであります、此點に就て第九表、御手許の第九表を御開き願ひます、これも内地の分が甚だ古い統計ですが昭和十三年度の分であります、此上にありますのが一番申上が地方全體これは詰り中央政府を除いた地方を全體の「ペーセンチージ」が歳出の總額を一、〇〇とした場合に教育費が二三八、土木費が一四八、衛生費が六六といふ風になつて居りますと其下の道府縣のこれを集めました統計で行きますと此教育費、土木費等の比が違つて來て居ります、市は市だけを集めた分で第三番目がさうであります、一番下が町村であります、それから下が年度此當時年鑑で區分したのに略々當接するやうに天津民國の分を割付けで見ますと第一の總計のところが今年は総歲計が一千二百九十一萬二千八百九十八圓でありますと教育費に四二三を取つて居る譯であります、内地の町村が四一二教育の爲に取られて居る、市の如きは一六一で済んで居る、こういふ形であります

(229)

掛けにしますか、七掛けにしますか此點は非常に多くの問題があると思いますが、六掛けにしますか七掛けにしますか此點は非常に難かしい問題であると皆さんの頭に大いに直接関係のある問題であります、課金調査委員會でも十二分に御研究願ひまして、これは又單に民團方面で決定すべきことではなく監督官廳の方面にもそれ／＼意見があると思いますが、これら等を決定した上でなければ豫算に示された率がはつきりと示されるのではありませんけれども、事務當局が見當をつけましたのは百分の五乃至八の範圍で豫算を計上したもののが茲に豫算案に出で居ります、營業課金の總額二百六萬五千圓といふ豫算を有つて居るのでありますそこで能く此二重課税といふ問題を聞くのであります、が成程今申上げましたやうに當地の支店で御儲けになつたものは本社の方で日本政府から百分の十四税金を取られた、其上に天津の民間團が又掛けるといふことは不當だといふ風な意見があるのですあります、これは誠に一面から見るごと考慮すべき點であります、これに對する間から參事會其他の研究しましたところはこういふ風になれば公平に行くのではないか例へば内地と同様やうに無論税金は取れますまいが内地の半分を取る内地は半分以下の五だけ取るこういふ方針が決定致したとすれば此處の支店出張所である法人の分からは先づ申告利益額の中の百分の十四内地に於て取られる税金を控除します、例へば百萬圓の取得の届出つたとすれば、先づ以て百萬圓の中から十四萬圓を引く、百分の十四引きまして残りの八十六萬圓の假りに百分の五掛けたものを取る、さうしますと本社が天津にあつて内地で課税されないものに對しましては其取得額の總額に「ペーベンジ」をかけまして百萬圓なら初めから本社が此方にある法人は五萬圓支店は四萬三千圓を

(229)

(229)

○助役(宮家壽男君)登壇、教育費特別會計の御説明を申上げます、只今民團長から總豫算全體に就ての御説明の中に教育費の昨年度に比して十六年度が一〇二「パー・セント」の増額を示して居るといふことを申されました通り此特別會計の非常な膨脹を來して居りますことは一面教育の非常な進展といふ喜ばしき現象であらうと思ふのでござります、特に此全體の會計の中で最

(231)

其の衛生費の項に亘りましては衛費の通り天津が千分の一〇六衛生費に當て、これは上の方の内地の地方全體が八六であるのに比べては遙に衛生に力を注いで居るといふことが示される譯であります。市の平均一四七に比べては劣つて居る譯であります。それから今の教育衛生厚生と申上げました社會事業費といふ風な厚生費に該當するものと致しましては民團の方から圖書館費、文書費、公國費、記念事業費、火葬場費等住宅費といふやうなものを茲に集計致しましたと總歳出に対する一二五、千分の一二五、社會事業費に天津は當てゝ居るといふことであります。しかし事實數字の上にも教育衛生厚生の三點を置いて豫算の構成をして居るといふことが立證されるのであります、序に其社會事業の次の／＼内地の方で役所及役場費となつて居りますのが、所謂事務所費であります、これは民團の人件費が籠樽に多過ぎるとか人が多過ぎるといふやうな御難を豫ね／＼承はることはあります、それにこれを集計致しましたのですが、差上げました分は昨日の費用償賃費の加つたものでありますから頗らなくなっていますと四萬三千二十圓引きまして百萬一千八百二十圓を更正を願ひまして九十五萬八百八〇七圓であります。「ペーセンテージ」が七四となります、七四といふのは丁度上の内地の統計に依ります地方全體の七一といふに極めて近似した數でありますのが、これは先刻申上げましたやうに昭和十三年の統計であります、それから物價の騰貴他で恐らく昨年今年頃は此比例でなくもう少し役場費といふものは増へて居るのだらう、市の如きが四八といふ極めて少ない比率になることはこれは歲計が何億といふやうなことになりますから當然低下するのであります一番下の町村が一四九「ペーセント」を役所が、役場費を使つて居るといふことはこれは歲計の

6931

(233)

も概要な教育事業に對する經費を計上して居ります教育費特別會計といふものが、又非常な重要性を有つて居りまして、他の多くの會計は此特別會計の爲に始終勤いで居るといつても良い程度になつて居りますことは三回に亘りまして民會議員懇談會に於て豫算の編成替を致しました事情から見ましても皆さん能く御諒解のことと思ひます、從て此豫算の編成は最も慎重に慎重を重ねました學務當局で編成しましたものでございまして其詳細に亘りましては豫算審査委員會に於て學務擔當者から詳細に御説明の機會があると思ふのであります私が此處で此特別會計の性格の一般を御説明致して置きたいと思ふのであります、教育費の膨脹致します根本原因は申す迄もなく生徒児童の増加に依るものであります昭和十五年度と新年度と比較しまして生徒児童の増加數を見ますと小學校に於きましては昭和十五年度の四千五百七名に対しまして昭和十六年度は六千二百八十名、即ち千七百一名の差引増加になつて居ります次に中等學校を見ますと中學は昭和十五年度の二百五十一名から四百七十三名に増加致しまして二百二十二名の増であります、商業學校は四百八十八名のものが六百七十二名に増加致しまして差引百九十二名の増を示して居ります、女學校それ／＼増加、宮島高等女學校は百八十九名の増加、松島高等女學校が卒業生があり其處へ又新入しました爲に差引これは僅少なる七十二名程度の増加になつて居ります、此増加した生徒児童を教育しこれを收容する校舎の建築等に依りまして其豫算が一〇一「パーセント」の増加を來して居る次第でございまして歲出の方を申しますと國民學校費が全體で經常部の方から申上げます、經常部に於きまして國民學校費が六十一萬七百五十九圓、昨年度の五十二萬五千六百十九圓に比較致しまして約一六「パーセント」強の率を示して居ります、中學校費は此豫算の集計したところで申上げて居る所であります、其大難把な數字で申上げます、中等學校の方は本年は五十四萬九千圓、昨年の三十六萬九千圓に比較しましてこれは四九「パーセント」弱の増加になつて居ります（「一寸待つて下さる」といふ風に増加してゐることとの御説明をしてゐる譯です、青年學校の方は十三萬八千圓位でございまして昨年の九萬四千圓に比して四六「パーセント」位の増加になつて居ります、其他幼稚園とか、臨海學校さういふものが七萬八千九百圓、これが昨年の八萬八千圓に比較しまして三五「パーセント」の増、これに豫備費が本年は色々な關係からしまして十萬三千餘の豫備費を特別會計が有つて居ります、昨年は二萬一千圓位でありましたが、これは歲入の此前懇談會の時にも御話があつた歲入の方の補助といふものを若干多く見て居りますから其代價として多く見積つて居る譯であります

(234)

それから臨海部の方は學校の校舎の建築費が二百七十六萬三千圓といふ臨海部に計上されて居るのであります、それから其次に講堂を新築する、それに宮島高等女學校に五教室は特別室を増築するこれだけの校舎の新築に對しまして二百七十六萬三千圓といふ臨海部に計上されて居るのであります、それから其次が學校教職員の各學校別の宿舍建築費各學校總計致しまして百二十戸増設になつて居りますこれが四萬六千圓の學校敷地の整地費等になつて居ります、それから教室内部に備付ます器具費これが十四萬五千圓であります、其他教育國債の利息とか學校教員に対する特別手當とかいふ員會に於て學務擔當者から詳細に御説明の機會があると思ふのであります私が此處で此特別會計の性格の一般を御説明致して置きたいと思ふのであります、教育費の膨脹致します根本原因は申す迄もなく生徒児童の増加に依るものであります昭和十五年度と新年度と比較しまして生徒児童の増加數を見ますと小學校に於きましては昭和十五年度の四千五百七名に対しまして昭和十六年度は六千二百八十名、即ち千七百一名の差引増加になつて居ります次に中等學校を見ますと中學は昭和十五年度の二百五十一名から四百七十三名に増加致しまして二百二十二名の増であります、商業學校は四百八十八名のものが六百七十二名に増加致しまして差引百九十二名の増を示して居ります、女學校それ／＼増加、宮島高等女學校は百八十九名の増加、松島高等女學校が卒業生があり其處へ又新入しました爲に差引これは僅少なる七十二名程度の増加になつて居ります、此増加した生徒児童を教育しこれを收容する校舎の建築等に依りまして其豫算が一〇一「パーセント」の増加を來して居る次第でございまして歲出の方を申しますと國民學校費が全體で經常部の方から申上げます、經常部に於きまして國民學校費が六十一萬七百五十九圓、昨年度の五十二萬五千六百十九圓に比較致しまして約一六「パーセント」強の率を示して居ります、中學校費は此豫算の集計したところで申上げて居る所であります、其大難把な數字で申上げます、中等學校の方は本年は五十四萬九千圓、昨年の三十六萬九千圓に比較しましてこれは四九「パーセント」弱の増加になつて居ります（「一寸待つて下さる」といふ風に増加してゐることとの御説明をしてゐる譯です、青年學校の方は十三萬八千圓位でございまして昨年の九萬四千圓に比して四六「パーセント」位の増加になつて居ります、其他幼稚園とか、臨海學校さういふものが七萬八千九百圓、これが昨年の八萬八千圓に比較しまして三五「パーセント」の増、これに豫備費が本年は色々な關係からしまして十萬三千餘の豫備費を特別會計が有つて居ります、昨年は二萬一千圓位でありましたが、これは歲入の此前懇談會の時にも御話があつた歲入の方の補助といふものを若干多く見て居りますから其代價として多く見積つて居る譯であります

(235)

に講堂を新築する、それに宮島高等女學校に五教室は特別室を増築するこれだけの校舎の新築に對しまして二百七十六萬三千圓といふ臨海部に計上されて居るのであります、それから其次が學校教職員の各學校別の宿舍建築費各學校總計致しまして百二十戸増設になつて居りますこれが四萬六千圓の學校敷地の整地費等になつて居ります、それから教室内部に備付ます器具費これが十四萬五千圓であります、其他教育國債の利息とか學校教員に対する特別手當とかいふ員會に於て學務擔當者から詳細に御説明の機會があると思ふのであります私が此處で此特別會計の性格の一般を御説明致して置きたいと思ふのであります、教育費の膨脹致します根本原因は申す迄もなく生徒児童の増加に依るものであります昭和十五年度と新年度と比較しまして生徒児童の増加數を見ますと小學校に於きましては昭和十五年度の四千五百七名に対しまして昭和十六年度は六千二百八十名、即ち千七百一名の差引増加になつて居ります次に中等學校を見ますと中學は昭和十五年度の二百五十一名から四百七十三名に増加致しまして二百二十二名の増であります、商業學校は四百八十八名のものが六百七十二名に増加致しまして差引百九十二名の増を示して居ります、女學校それ／＼増加、宮島高等女學校は百八十九名の増加、松島高等女學校が卒業生があり其處へ又新入しました爲に差引これは僅少なる七十二名程度の増加になつて居ります、此増加した生徒児童を教育しこれを收容する校舎の建築等に依りまして其豫算が一〇一「パーセント」の増加を來して居る次第でございまして歲出の方を申しますと國民學校費が全體で經常部の方から申上げます、經常部に於きまして國民學校費が六十一萬七百五十九圓、昨年度の五十二萬五千六百十九圓に比較致しまして約一六「パーセント」強の率を示して居ります、中學校費は此豫算の集計したところで申上げて居る所であります、其大難把な數字で申上げます、中等學校の方は本年は五十四萬九千圓、昨年の三十六萬九千圓に比較しましてこれは四九「パーセント」弱の増加になつて居ります（「一寸待つて下さる」といふ風に増加してゐることとの御説明をしてゐる譯です、青年學校の方は十三萬八千圓位でございまして昨年の九萬四千圓に比して四六「パーセント」位の増加になつて居ります、其他幼稚園とか、臨海學校さういふものが七萬八千九百圓、これが昨年の八萬八千圓に比較しまして三五「パーセント」の増、これに豫備費が本年は色々な關係からしまして十萬三千餘の豫備費を特別會計が有つて居ります、昨年は二萬一千圓位でありましたが、これは歲入の此前懇談會の時にも御話があつた歲入の方の補助といふものを若干多く見て居りますから其代價として多く見積つて居る譯であります

(236)

○議長（足立茂君）まだもう少し説明があります、それぢや休憩致します
午後四時十分再開
○議長（足立茂君）まだもう少し説明があります、それぢや休憩致します
午後三時三十七分休憩
○議長（足立茂君）まだもう少し説明があります、それぢや休憩致します
午後四時十分再開
○議長（足立茂君）それは只今より再開致します、議事に入る前に昨日小澤議員のはれた言説の中に志村議員を侮辱する言が一つありますと小澤議員の言説の中には志村議員を侮辱するといふ程の意味はなかつたものと認めます、又小澤議員の意思も勿論志村議員を侮辱するといふ意思是毛頭なかつたといはれます、志村議員はそれを諒解されましたのでさういふことで治めたいと思ひます、御諒承願ひます
（拍手起る）
○議長（足立茂君）尙今後自己の意見を發言する際に能く相手方の立場も諒解しあ互に誤解を惹起するやうな言葉を使はないやうに出来るだけ注意して言説を續けて戴くことを御願ひする次第であります、一言昨日の問題に就て申上げて置きます
○四十三番（小澤昇君）只今昨日の私の申上げましたことに就て公正なる御判断と御處置を戴きましたことを厚く御禮申上げます、尚志村議員に對して又民會議員全體に對しまして私の言辭の爲に御騒せ申しましたことを茲に御詫び申上げます

(287)

(拍手起立)

○議長(足立茂君)引續いて提案者の御説明を願ひます
○會計主任(上原珍二君)登壇 昭和十六年度特別會計電氣事業費の歲入出豫算の御説明を申上げます、電氣事業の收入に於きまして昭和十五年度に於きましては一般原則が豫算當初豫想致して居りましたよりも少なく且つ中原公司の火災並に興亞奉公日其他防空演習等の關係に依りまして事業が減少致したのであります、街燈費の方は西宮島街通りの電柱施設が少なかつたことと、動力に於きましては工場の休止、主としまして謹慎工場の休止しました爲に豫算通りの實績を上げることが出来なかつたのでありますそれで十六年度に於きましては實績を加味じまして電燈料に於きましては實績の四・六六「パーセント」電熱に於きまして九、一「パーセント」動力に於きまして一、七四「パーセント」を余分に見込みまして豫算を編成したのであります即ち十六年度の需要電力量一千八十八萬二千二百「キロワット」購入電力量一千百七十九萬「キロワット」其スを二「パーセント」と見ましたのでありますそれで計検査委員の御報告がありました通り「ロス」の減少といふことに就きましては事務當局と致しましても熱心にこれを研究致して居るのであります、豫算の二〇「パーセント」と申しますのは、大體に於きまして余分に計上してあるのであります、豫算面から申しましても、昨年度の需要電力量も本年度の需要電力量と購入電力量に於て少しも差を見てないといふのは其處に充分の「ロス」をば見てるので、これ即ち十六年度の豫算歲出の方を少し餘分に見まして歲入の方にいどりを取つたといふことに依るのであります、其理由は歲入の一一杯に見て居りますと、結局それだけの收入が上らない場合に、次に歲出の方に計上致しますところの一般會計繰入金其他の費用を來して參りますし、又豫算歲入に計上致しました需要電力量に對するところの購入電力量を歲出に計上致しますと歳入の方が増へました場合に電力量支拂に對しまして早速豫算を更正しなければならんといふ不便を考慮致しまして「ロス」の余分のゆとりを見たのであります、一寸余分でございますが、茲に今年度の豫算を組みましたに關連致しまして「ロス」の大體の程度を申上げますと十二年度に於きましては一八、一五「パーセント」十四年度に於きまして一八、三「パーセント」十五年度に於きまして一七、三「パーセント」といふことになつて居ります、これは電氣學界の調査に依りますと十三年度が一七「パーセント」か一八「パーセント」位が至當でないかといふ研究になつて居りますが一間違ひました、十四「パーセント」位が至當の「ロス」ではないかといふ研究になつて居るさうであります、此處のが平均一三乃至一四「パーセント」となつて居りますので電氣學界の調査に因るものよりも多いでございます、其理由は配電方式が違ふ爲め低壓配電線に於けるところの損失が内地の各所に比して大きな爲であります、此防止策に就きましては目下技術部の方で研究中でございますが、これを實施致しましても僅に「パーセント」、即ち十三萬「キロワット」位の防止しか出來ないのであります、又配電線の大きなものも取替ると致しましても現在に於きましては材料入手困難でございまして、實際に於きまして現在の一六、七「パーセント」の「ロス」を切詰めるといふことは差當り困難な問題でないかと思ふのであります、それで十六年度の豫算は結局三「パーセント」だけ「ロス」を余分に見込んで豫算を編成して居るといふ

(288)

昭和十六年第三十四次居留民会通常会議事速記録

ことになります、それから歲出の方の經常費を檢討致しますと十五年度が營業收入、即ち百四十七萬七千五百圓に對しまして事務所が六萬一千二百七十七萬圓此比率が四、一五「パーセント」に當つて居ります、十六年度の、本年度の豫算は營業收入百六十八萬三千六百六十二圓に對しまして事務所費が七萬七千五百四十四圓其比率四、五五「パーセント」に當つて居ります、電氣學界の調査に依りますと比率は三乃至五「パーセント」でございまして當民團の電氣事業は其範圍内にあるのでございますが、電氣學界の調査に依りますと三「パーセント」と申しますのは大規模な經營であります、而も各種の好條件を具備したものでありますので小規模なものは五「パーセント」位が普通であるといふことになつて居るのであります、そこで本年度の豫算四、五五「パーセント」の營業收入に對する經常費は余り不當なものではないであります、それで出来るだけ此六千戸の五割約三千戸位は電熱器を使用し得る力のあるもののかの變電所を新設の部分もありますし、電線の取替新設もございます、それから本年度一萬七千圓の積算電力計の昨年度より増を計上したのであります、これは現在電熱器を使用して居りますのが租界内の戸数が約六千戸ございまして其中現在電熱器を使用して居る戸が二千戸であります、それで出来るだけ此六千戸の五割約三千戸位は電熱器を使用し得る力のあるものと見まして本年度は此一千戸だけの量を見る爲に積算電力計の購入を増やしたのであります、それで結局百七十萬四千七百六十二圓の翌年度経越金は一般會計の九十八萬圓の経越金をば生じたのであります、以上が電氣事業特別會計本年度豫算の概略の説明であります

(289)

ことになります、それから歲出の方の經常費を檢討致しますと十五年度が營業收入、即ち百四十七萬七千五百圓に對しまして事務所が六萬一千二百七十七萬圓此比率が四、一五「パーセント」に當つて居ります、十六年度の、本年度の豫算は營業收入百六十八萬三千六百六十二圓に對しまして事務所費が七萬七千五百四十四圓其比率四、五五「パーセント」に當つて居ります、電氣學界の調査に依りますと比率は三乃至五「パーセント」でございまして當民團の電氣事業は其範圍内にあるのでございますが、電氣學界の調査に依りますと三「パーセント」と申しますのは大規模な經營であります、而も各種の好條件を具備したものでありますので小規模なものは五「パーセント」位が普通であるといふことになつて居るのであります、そこで本年度の豫算四、五五「パーセント」の營業收入に對する經常費は余り不當なものではないであります、それで出来るだけ此六千戸の五割約三千戸位は電熱器を使用し得る力のあるもののかの變電所を新設の部分もありますし、電線の取替新設もございます、それから本年度一萬七千圓の積算電力計の昨年度より増を計上したのであります、これは現在電熱器を使用して居りますのが租界内の戸数が約六千戸ございまして其中現在電熱器を使用して居る戸が二千戸であります、それで出来るだけ此六千戸の五割約三千戸位は電熱器を使用し得る力のあるものと見まして本年度は此一千戸だけの量を見る爲に積算電力計の購入を増やしたのであります、それで結局百七十萬四千七百六十二圓の翌年度経越金は一般會計の九十八萬圓の経越金をば生じたのであります、以上が電氣事業特別會計本年度豫算の概略の説明であります

(240)

(241)

次は埠頭事業特別會計の御説明を申上げます、埠頭の收入は十五年度の實績を加味しまして編成致したのであります、十六年度に於きましては其七〇一パーセント」を取りまして歳入の定額と致したのであります、十六年度に於きましては二十一萬九千圓の埠頭築造費への繰越金を生じたのであります。次に十六年度日本公立病院經營費歲入出豫算案の御説明を申上げます、十六年度の醫療收入は十五年度の實績の全部一割増として計算致しました、其基本の數字は本院の方に於きまして患者數一日三百四十名年十二萬四千五百十名、入院患者九十名、年三萬一千八百五十名、分院の方に於きまして一日五十一名、年一萬八千二百五十名の患者數に依りまして編成致して居ります、此計算に依りますれば分院の方は六月間業の見込で十箇月分の收入、歳出を見積つて居るのであります、此基礎に依りまして、歳入歳出を見てみます場合に本院の方に於きまして六十五千百六十圓、歳出が本院の方が六十一萬一千百二十六圓、剩餘五萬三千四圓でございます、分院の方に於きましても歳入三萬三千二百圓分院の方の歳出十二萬九千二百三十四圓、差引九萬五千三百四十圓が赤字でございます、それで本院の黒字と分院の赤字とを相殺致しまして四萬五千圓の赤字が出来ますのでを一般會計から繰入れまして「バランス」を取つたのであります、それから昨年度實費診療所の方をば公立病院に入れて居りましたが、本年度から實費診療所は社會施設に入るべきものであつて、一般會計で編成して行くのが妥當であるといふ衛生部長の意見に依りまして公立病院から切放して一般會計に編入したのであります、「其の通り」と呼ぶ者あり)

(242)

次に團營住宅の御説明を申上げます、團營住宅は昭和十四年度に於きまして歳入五萬八千三百四十圓に對しまして歳出二萬二千二百二十二圓三十錢、それに建築資金の償還金五萬圓を加へて居ります、十五年度に於きましては歳入五萬五千五百五十五圓、歳出三萬一千三百五十二圓十一錢、これに償還金の五萬圓加つて居ります、十四年度に於きましては結局三萬圓餘りの赤字を出して居るのであります、十五年度に於きまして三萬圓餘りの赤字を出して居るのであります、それに依りまして昨年の十一月の二日家賃の値上を實行すべく領事館に申請致しましたところ認可になりまして其値上の率は各戸に對しまして二割の増額であります、其二割の家賃値上に依りますところの増を申上げますと値上げ前の全收入が十三萬二千六百六十圓、四月以降二割増に依りましたが十五萬三千六百二十四圓増二萬三千六百四圓といふことになります、其二割の値上げ致しました家賃を以ちまして十六年度豫算を編成致したのであります、尙二萬七千圓程の一般會計からの繰入を以ちまして「バランス」を編成致しましたが、十六年度度は十二年六度まで二割り團債が終つて仕舞ふのであります、向ふの西宮島街の方は昭和二十一年の三月に終ることになります、それで十七年度からは五萬圓だけ増へて参りますから本年度の豫算にしましては二萬三千圓の黒字になるといふことになるのであります、退職給與基金特別會計豫算案の説明でございますが、これは別に御説明の要はないと思ひます即ち八萬圓の計上は吏員、雇員、學校職員退職給與年俸給額の約一割を見込みまして、茲に八萬圓の金額を組んだのであります

(243)

次は獎學資金歲入出豫算の説明でありますが、これも現在寄附金二千圓ございますので、それを基礎としまして寄附金五千圓と十五年度一般會計剩餘金がありました場合に其中から五千圓合計一萬圓で先づ此特別會計を始めるといふことでこれを編成したのであります。以上で各特別會計を終りますが、かく前に申上げました電氣の販賣原價の計算を簡単に申上げて置きます、十六年度に於きます事務所費が七萬七千五十四圓補修材料費が六千五百五十二圓、特別手當二萬五千七百八十五圓、計十九萬九千三百九十一圓、これを購入電力量の千三百七十六萬「キロワット」で割りますと「キロワット」八厘に當るのであります、「ロス」を二割見込んで居りますから購入原價三錢一厘三毛、それに「ロス」の二割六厘これもそれに經常費の八厘を加へまして四錢五厘四毛となるのであります、最低電氣の販賣價格五錢でございますから販賣原價を割つて居ないといふことになるのであります、それから水の方、水道の方を申上げますと水道の事務所費四萬九千百十六圓、特別手當が一萬七千九百四十六圓、計六萬七千六十二圓これを購入原價六億一千萬「ガロン」に對比しますと一千「ガロン」十一錢の費用を要するのであります、購入原價一千「ガロン」に就きまして四十錢でございますからこれに「ロス」を見まして六錢、それに十一錢を加へまして五十七錢といふことになります、水道の方は原價を割つて賣つてありますのは「ブトル」の使用量だけでありまして他は全部販賣原價以上といふことになるのであります、これで説明を終ります。○助役(宮家壽男君)復興資金の方は實は復興資金の運用狀況を御説明申上げやうと思つて居りましたが、臨分説明が長くなりますが、此豫算其ものに就きましては運用資金に對比しての

(244)

○議長(足立茂君)一寸最後に民團長から御説明があるさうです
○民團長(臼井忠三君)一番最後の特別會計埠頭築造費の問題であります、これは御承知な方もあるかも知れませんが、十数年前の埠頭築造以來新事業の終る迄を一年度として計上して居りますので茲に本年度提出したものは百五十六萬二千三百圓でございますが、これが今日迄で埠頭に關係して支受けられた全額であります、其中本年度二十一萬九千圓といふものを使ふことになるのですが、これは先刻の埠頭事業費の方の本年度の収益の中から此方に廻つて來るのであります、一時埠頭の完成が何時のことやらと思はれましたが、昭和十二年以來白河の狀態が良くなりましたとのと、又事變以來物資の非常な動きに依りまして比較的不便である日本租界の埠頭も殆ど満員立雑の餘地ない荷場其他が利用されます爲に年々收入が増へて参りました、今では完成の期も最早近いといふ風に思はれるのであります、これは御承知の方も矢張り少ないとと思ひますが、政府から五十萬圓の低利資金を借りて完成をしまして、其方も昨年から二萬圓づゝ毎年御拂ひして居ましたが、一時は埠頭の完成が出来ない爲にお拂ひを停止して居つたといふやうな状況であります、幸い此償還が日處が立つて行くことになつて居ります、其五十萬圓政府が貸付けまする條件に對して今年間といふことを忘れました

(246)

が、埠頭を何時迄に完成し、さうして此金を何年間に返へせといふ命令條項がございましたが、白河の状態が悪い爲に今まで非常な遅延をして居りますが、今のやうな状態になつた以上は一日も早く完成しなければならんのであります、そこで後まだ倉庫地の買収其他が残つてゐますのが御覽の通り埠頭からあの支那街の境までの間であります、後當初の豫算で行きますと、もう二十五萬圓ばかりあれば出来るのであります、土地の「スペース」は約千六百五十三坪、そこで橋立街と大和街との中央のところの陸錦といふ前の陸軍大臣をされた人と其横の川勝君が買入れた地と、今一つ支那人の先般參事會の御承認を得たのであります、支那人の方若君の交換する此三筆の土地は買取致しない積りであります、それは丁度其土地の此方から申すと後ろ側、白河に沿ふたところに矢張り數百坪の買収すべき土地があるのであります、其處が福島街から其處の松島街の角に民團の埠頭事務所がござります、それと今一つ福島街から上流に埠頭事務所をもう一箇所造らなければならん、其埠頭事務所の後ろに該當する地點と申しますば今申す三點の土地は非常に高いのであります、陸錦君の如きは隨分立派な家であります、これを買収すといふことは民團としても非常な不利なことであります、丁度幸ひ埠頭事務所を上流に一箇所造らなければならんので、此三筆の土地は買はないとして其他は約千六百五十坪程を買取れば終るのであります、唯御承知のやうな状態で租界内は勿論支那街の方面、支那人の方面とも民屋難住宅難といふことに非常に苦しんで居りますのでこれは移轉家屋の心配をしてあるといふことに依りまして非常に困難な状態が豫想されるのであります、幸ひ埠頭から上流で日本人の方もよい／＼住んで居られます、土地家屋の所有者は

(246)

は總べて大體解決済みであります、今支那人から買取られた人で一二あります、地主と家主と大體残つて居るのは支那人であります、日本人の方々の行先といふ方面は追々と脅外地方面の埋立地が出来ますから其方面に變る、移轉される土地を御貸して其處に家を建てゝ裁いて引越して載くといふやうな大體の方針で十六年度には完了させなければならんのであります、十七年度位略々完了するのではないかと思はれます、さうすれば日本橋の架設に依りまして日本橋から上流は「ライター」が走りませんから民船も却々困難であります、埠頭の荷揚場は完全に造りまして遂に今後の埠頭事業の收入で倉庫を建つて行く、さうすれば一般留置にも御便宜を供する譯、民間にも相當な財源となつて参る譯であります、こういふ方針で埠頭の築造を完了致したいと考へて居ります、これで豫算案全部に對する御説明を終つた譯でありますから先刻も申上げますやうに全般的の御質問を逐次先づ一般會計の方から順々に御質問を御願ひしたい、こう考へます

○十六番(菊地新一君) 只今民團當局から長時間に亘りまして一般會計及び特別會計の豫算案に對して御説明を頂戴致しましたが、私は此一般會計及び特別會計に就きまして全般的な質問を致したいと思ふのであります、と申しましても全般と申しましても、大分範囲が廣いと思ひます、主に衛生方面的關係に就て質問を致したいと思ひます質はこれは事務報告の時に申上げたいと思ひましたが其の時間の都合上質問する餘裕もございませんでしたので今日迄延ばした次第でございますが先づ第一に衛生方面的豫算を見ますと私の調べた範圍に於きましては民團

(249)

なりますが、機構の改革は實は先生が今一箇月半位になりますか、折悪しく痔が悪くて九大へ入院されて治療をされて居りますので勿論豫定は通常民會前に歸つて来られる豫定であります。しかし、途中無理をされたので三回とか手術をやり直すといふやうなことで、實は到民會にも間に合ひませんでした。さういつたところの行進から御話の實費診療所入院料の問題ですが、これは實は事務當局の方の間違ひでありますと、衛生當局の方は新衛生部長の御意見で只今この實費診療所の所長は保養院が出来、病院が出来れば其方に引起し後が空くから實費診療所の入院者を取ることにして豫算を組んだのであります。が、實際取るといふことになりますれば、民團としては入院料を取る規定を決めなければならん、其規定を決める方はこんな譯で提案をしませんから逐條審議の際に此入院料は一應削つて減らうと考へて居ります、入院料はまだ取れぬと思ひます、幸に下期今年の十月頃からでも移轉が行はれて後が空くやうになれば其場合に臨時民會に掛け豫算の更正兩方を御願ひ致したいこう考へます、それからこれも逐條審議の時に御願ひしますから十九頁の裏の摘要に「ミスプリント」があるうであります、訂正を後から致します、これは後から訂正をすることに致します、何か賄費の延入員の數が「ミスプリント」で間違つて居るさうであります後から修正致します、豫算の問題を一つ挿口さんから

(250)

○樋口慈病院長 梨價豫算を制定致しましたのは大體昨年度の實績に依つたものであります。それと公立病院實費診療所と額が違ふ、同額には取れないといふ御話がございましてこれは外來で扱つて居ります、外來だけの患者の豫算とそれから入院患者を主體とした薬品の使い方は幾分違ふと思ひますので實績に依てこういふ風になつたのであります、公立病院邊りでございますとこれは私の想像でありますが恐らく（「公立病院は公立病院の方に御返事願ひます」と呼ぶ者あり）同療病院、婦人病院、實費診療所同じ系統である、違ふといふのは、其理由はそこらにあります。

○石山公立病院長 公立病院の方の薬品の一人當りの算定實績に依て出して居ります多少今年度は上づて居ると思ひます。

○十六番（菊地新一君） 民團長の只今の御答辯に依りますと池山部長が出席されて居りませんのでどういふ程度の改革をされて居るか、私の質問に對して御答辯が余り簡單で不満であります、少くとも七箇月も此處に居られたんですから其間に相當「プラン」を立てられたと思ふ内部の機構に就ても相當計畫されたと思ひます、若しさういふ意見がありましたら此際御發表願ひたいと思ひます、それから其實費診療所の入院料の微収云々のことであります、固より實費診療所は規定を改正しない中は入院患者は取れないであります、私は聞く必要はありませんから、此際此民會に案を出された豫算案と一緒に御提出になられたら如何かと思ひます、それから藥價の單價の計算であります、これは御尤もなことと思ひますが、私の意見でございま

(253)

(三十六番(早瀬精一君)) 質問申上げます。前に當事者に申上げたいことは前後を通じて三時間に亘る數字的羅列の説明には各議員もうんざりして居眠りをして居ります、詳しい説明は各項に亘つて説明すると仰しやいますから、其數字の羅列の御説明に數時間を要したといふことは慎重、審議をしなければならん、時間の非常に少ない時に誠に遺憾に存する次第であります。一言このことを申上げまして眼を醒まさして置きます、私は如何にも數字に疎い男であります。が實に杜撰千萬であります、俗に申しますと無い袖は振られぬといふことがありますけれども民團當事者は無い袖を盛んに振つて居ります、袖無しを振つて踊つて踊つて居ります、此財政を見ますと將來の財政、行政には寒心に堪へないものがあります、どうぞ深く考へて豫算編成は前年の成績を其倣踏襲するといふことなしに編成に新しいものを見出したいと私は冀つて居ります、國家は非常時であります、財政は非常に膨脹して居ります、其財政は非常に當つてさへも尙前年に引續いて何等の見るべき改革は正の計畫は思ひません時は非常に落膽致すのであります、民團の大きな財政、又私の家の財政も同じだらうと思ひます、適齡になりました細君を貰ひまして、細君を連れて活動に行く餘裕もあり夕飯を食べに行く餘裕もあるが、子供が出来る、子供は最初は被服を貰つて居るから著物を著せてやつて居ります、漸次大きくなるに従つて経費が嵩んで来る、其中子供が二人になり三人になるそうすると、今迄のやうに活動を見に行くところではなく、御飯を食べに行くところでない、自分の著るものも犠牲にしても子供に着せなければならん、學校にやつてやらなければならんといふのが各家庭の仕

(254)

來りでないかと思ひます、子供のない時分には寫真機を買つたりするが、行く／＼は其寫真機を質に置いても子供を教育しなければならん、といふ事態が來ます民團としても子供が増へて來て著物も著せてやりませう、本も買つてやらう、凡ゆる方面に調子よく調子を合せて大振舞に振舞つて居るといふことを豫算に現はれて居りますとこを見ます時に誠に遺憾に堪へないのであります此雜支出の中に七萬二千圓といふ雜支出があるが、此中に二萬五千圓の接待費といふものは新時代に即應し時局を辦へて今少し節約すべきものでないかと存するのであります、これが時代に即應し時局を辦へて今少し節約すべきものでないかと存するのであります、それから税金を取立るに就きましても日本人の新税、果て酒の税、觀覽税といふことを申しますけれども、もう少し廣く見れば那人にも僅かづゝ出しさしたら非常に良い成績の上るやうなものがいいことはないと信るのであります。今は我々が一寸車に乗りましても直ぐ二千圓三十錢、日それだから、三國車代に拂はなければならん税金は依然として同じこと、一圓増して二圓にすると十四萬千圓と出て来る、自動車自轉車の稅金、一年の自轉車の稅金、一年を通じて一圓しか取つて居らん、これを二圓にしますと出す方は僅かであります、課稅の方からは非常に收益を得られるといふことになりはしないか、これは一二の例であります仔細に見て参りますれば或はもう少し良いのがあるかも知れませんが、第一に入るとこらの項目を見ましても次に出るところの項目を見ました時に非常に心細い持つのであります、それから各課税は各部に於きまして豫算に請求して居るところを見て参りますのに、どうかといふとも豫算の分取主義が現はれて居はしないかといふことが見へるのであります、其一つの例を小さいことから見ますと宿舎費であります、宿舎費の

(255)

中には必ず備品費といふものがあります修繕費といふものがありますそれは支那人の家庭を借りてこれを手を入れて入らなければならんといふ時には修繕費は充分かかるでせうけれども立派に去年今度建つたところの民團の新しい宿舎などは今年は修繕費を見る必要がない位に思ふであります、ところが年々歲々に修繕費それから備品費といふものを取つて行くといふことになりますと、これなどは矢張り年々修繕費備品費といふものを取らなければならん、豫算を取りつた以上は使はなければ損だといふやうな氣持がありまして誠に遺憾に考へて居ります、どうぞこういふ方面に就て此豫算が通りましても實行豫算に於て充分に検討致して無駄なことは一錢一厘たりとも使はぬやうにして行くといふやうに希望します、此修繕とも約二割の請求をして居ります。

それから煙房の修理といふものに約拾つて見ますと十萬圓の豫算か各所から出で居りますのを合せますと十萬足らずの煙房經費を請求されて居ります煙房などいふものは半永久のもので年に三百圓づゝ位の修繕費を見て置けば良いのではないかと存じますが、英華小學校といひ淡路小學校といひ、商業學校といひ煙房が完全に行く煙房が一つもないのであります無論悪いものは直さなければならん、經費は決して出していかぬと申しませんこれ以上出してもいいから今年の分はどうしても一日も早く直して煙突を林立させないやうにして戴きたい鐵板の高い時に煙突の立物を見ました特に實に勿體ないことであるといふことを通る度に思ふのであります、此經費を決して出して不可ぬといふではありませんが、併し數年前に拝へた煙房が二萬圓三萬圓の經費を掛けなければそれが使用に堪へぬといふやう方は拝へた當時に何か間違ひがあつたといふことを聞いて居ります、監督不行届もあつたであります、建築課に落度があつた、さういふことがあつたといふことは兎も角も御存知でありますまい、怠慢の至りと存するのであります、どうか今後とも三笠は大利といふ立派なものを建てる堅實なものであつた、さういふことがあつたといふことは兎も角も御存知でありますまい、怠慢の至りと存するのであります、此人事行政は却々難かしいのであります、私共優秀な吏員は遠慮なく拔擢して適材適所に向けて戴きたいけれどもが、自分の身内の者に一同に五十圓の増給をするといふやうな、そんな非難を受けるやうな所謂減私奉公を遂に行くやうなことは絶対に止め戴きたい、聞くところに依れば一回に五十圓の昇給をした人が矢張り學會の研究に只今旅費を貰つて行つて居るといふことを聞いて居ります、これ等は此處に何時迄居るか分らんが、居る間に身内の者を良くして置いてより善き收穫を得て置かうといふ實に淋しい心でないかと存するのであります(「ヒヤノー」と呼ぶ者あり)どうかこういふことが側が非常に不満を有ち不足を持つのでありますどうぞ此點若しさういふことをあるとすれば今後他に迷惑の掛らぬやうに人材を拔擢することは無論賛成しますけれども情實に依て拔擢し昇給するといふことは絶対に止めて戴きたい、それらもう一つ私は御願ひし

(256)

るのでないかと存するのであります、聞くところに依れば民團の隣りに家の建増しをする、冬が来たところが「スチーム」が通つてない、「スチーム」を通さなければならん、建築の上に於て隣りの家に建てさせても「スチーム」を附けるのを忘れて冬になつてあわてるといふこともあるたといふことを聞いて居ります、監督不行届もあつたであります、建築課に落度があつた、さういふことがあつたといふことは兎も角も御存知でありますまい、怠慢の至りと存するのであります、どうか今後とも三笠は大利といふ立派なものを建てる堅實なものであつた、さういふことがあつたといふことは兎も角も御存知でありますまい、怠慢の至りと存するのであります、此人事行政は却々難かしいのであります、私共優秀な吏員は遠慮なく拔擢して適材適所に向けて戴きたいけれどもが、自分の身内の者に一同に五十圓の増給をするといふやうな、そんな非難を受けるやうな所謂減私奉公を遂に行くやうなことは絶対に止め戴きたい、聞くところに依れば一回に五十圓の昇給をした人が矢張り學會の研究に只今旅費を貰つて行つて居るといふことを聞いて居ります、これ等は此處に何時迄居るか分らんが、居る間に身内の者を良くして置いてより善き收穫を得て置かうといふ實に淋しい心でないかと存するのであります(「ヒヤノー」と呼ぶ者あり)どうかこういふことが側が非常に不満を有ち不足を持つのでありますどうぞ此點若しさういふことをあるとすれば今後他に迷惑の掛らぬやうに人材を拔擢することは無論賛成しますけれども情實に依て拔擢し昇給するといふことは絶対に止めて戴きたい、それらもう一つ私は御願ひし

(257)

て置きたいことは民團財政の中で大きな支出が二つあります、それは警備費と教育費であります、警備費に於て三十八萬九百七十三圓、教育費に於て五百七十一萬九百二十四これだけの経費を民團から出して居りますけれども、民團はこれに如何なる態度を執つて居られるのであるか、其警備は民團當事者は素人であります、本職に御委せる外であります、此點は仕方があります、警備費は領事館警察署に御委してやつて戴く、此方は素人でありますから止むを得ません、教育費の五百七十一萬九百二十四といふ大きな支出をしながらも領事館の方は素人であります、民團には玄人の方が並んで居ります、民團の吏員の玄人の意見が何處までも用ひられて居りませうか、聞くところに據れば或るところの最も不評判であった先生が民團當局と領事館當局とかで既に後退すべく決定的になつて居つたものが監督官廳の首腦者の更迭に依てくると引つくり返つたといふことを聞いて居ります、こういふ事實を眼の前に見せられた五百六百の生徒はどういふ氣持になつて居りませうか、第二の國民の教育の上に於て遺憾に堪へぬのであります、生徒六千六百上二人といふ多くの子供を預つて此學校を經營し専門家が經營の任に當つて居りながら、監督官廳にどれだけの意見を用ひられて居るかといふことを私は伺ひたいのであります、憂慮すべきことであります、最近轉任もばつゝあるやうであります、民團當事者の意見がどの程度まで用ひられることであります、最近轉任もばつゝあるやうであります、澤山ありますけれども、兒童に及ぼす影響を考へました時にはいひたいこといひすに控へて参つて居ります、まだ色々ありますけれども、これ以上申上げませんけれども、どうぞ此私の質問に對して此場で御答辯を戴かぬでも良いどうぞ六千六百十二人の學生の爲に兒童の爲

(258)

に當局に十二分に研究せられて善處して戴くことを切に御願ひして置く次第であります、○民團長(白井忠三君)大分御希望の御意見が多いので一々御答へすることは討論に亘る處がりますが、先づ第一極めて熱心な早瀬議員の御親切なる御注告は大體に於てこれを有難く承りました、唯熱心なる早瀬議員に又叱かられるかも知れませんが、御研究にも拘らず具體的に仰しやつたことは實行困難な問題が頗る多いのであります、先づ第一に人力車の問題であります、これを二箇に三箇にすることは誠に結構なことであります、さうしますと民團の車の鍔札は一つも賣れなくなる、佛蘭西租界、英租界に行つて日本租界に來なくなる、日本租界だけ二箇に三箇にするといふことは出來ないどうしても各地聯合してやれ非常に好い財源であります、うつかりするといふ大きな間違ひで佛蘭西租界に行つて鍔札を奪はれて此方の收入がうんと減るといふこういふことがあります、○三十六番(早瀬精一君)佛蘭西租界と諸になつて居るのでありますか、

○民團長(白井忠三君)共通です、それから修繕費、備品費の話ですが、これが豫算のぶん取だらうといふやうなことは早瀬氏に似合はぬ御邪推だらうと思ひます、茲に居らつしやる會計主任は非常にやかましいのであります、勿論修繕費見積りでも一箇のものにでも承知しませんそれゆえ各部の例へば衛生部の連中の入つてゐる一つ／＼について計畫を考へて其必要な額を計算して居るのでありますから衛生部で一萬圓修繕費を取つたら此部でも一萬圓取らうといふやうな杜撰な豫算の組方は決して致して居りません、燐房費の點に就てこれは纏々御叱言がありましたが、多くの部分は前の共益會時代の問題であります、私がこれに御答へすることは稍

(259)

々誠懃であります、併し私共も實に殘念に思ひます十萬圓も修繕費が必要といふことは残念に違ひありませんが、これは前人のやつたのをやり方の悪いといふことも勿論あります、大きな原因は事變の爲であります、といふと一寸御分りにならんかも知れませんが、淡路小学校にても商業學校にても、あれらの學校を造ります時に天津に於ける一般の「ボイラ」用炭は大同炭であつた大同炭を焼くに適當な「ボイラ」を据付けたんですところが事變以來大同炭は來ない、粘結性の開灘炭を使はなければならん、こういふところから色々石炭を混ぜたり研究しますが開灘炭を主として使ひます時に炭が粘結します爲に火力が上らぬ、造つた當時には商業學校でも淡路小學校でも勿論溫度が上つたのですが、此事變以來「フレッシュヤ」が足りませんからあつちもこつちも充分でない、芙蓉小學校の如きも此處の公會堂の「ボイラ」も同じであります、此儘では我慢出来ませんので結局御覽のやうに此會議中にも「ストーブ」を据へなければならん狀態になつたのです、○三十六番(早瀬精一君)熱があるのでありますか、するいことをして居るのでありますか、民團長(白井忠三君)此處のは十年二十年前に造つたのですから決してさういふことはないやうであります、結局「スチーム」が通らぬ、そこで幼稚園の如きは別に引張るとか色々應急の處置を取つて居ります、それから先刻仰しやつた増築した場合には事變以来のことですであります、「スチーム」が來なくなつてびっくりして「ストーブ」を据へ付けたといふ御話であります、此處へ増築しますに此「ボイラ」のみでは「スチーム」を送れないですかから已むを得ず「ストーブ」を据付ける計畫にして居る、建築設計者が忘れたのでもなければ當然此寒い

ところですからどういふ風に採暖するといふことは勿論考へて設計します、今一つ増築を精費的に云々といふ御話がありました、これは何か御考へてあります、(なかつたら結構です)と呼ぶ者あり)さういふことは全然ありません、それから研究に人を出張させた、留學といふことは大袈裟ですが夏の講習會にやつたり學會の會にやつたりすることの例がありますが、これは親戚關係とか何とかいふことをいはれると甚だ耳に痛いこともあります、私の弟が圖書館に居りまして圖書館の講習會に出て参りましたが、「さうぢやない」と呼ぶ者あり)併し講習會に行つてそれで腕を磨いて民團を御免被むる、外の良いところに行かうといふことは絶対にございませんので、これは講習なり研究をさせれば、それだけ民團の仕事の上に効果が上らうことひますものにやつて居る次第であります、今仰しやいました警備費の問題であります、これが度々早瀬さんと議論を上下するのであります、どうも早瀬さんは我が民團が英租界の民團と同様に警察といふものが自由になるといふ風な前提を持つて居らつしやるのでないかと思ひます(呼びます)と呼ぶ者あり)これは素人であつても何でも民團では警備の問題は自山にならん、これはどうしても御役所に御願ひしなければならん問題であります、教育に關する問題は早瀬さんが保護者會長として非常に御熱心であることは私も能く知つて居ります、これが素人の御熱心よりも玄人の方々の御考へに委せるのが本當であります、自治體が學校教育に關係して自治體が干涉的態度に出ることは百害あつて一利なしといふことは一般に公定された說だと存じます我々の専門の學務部長學務課長の如きは學校經營の上に素人でない専門的考へを持つて經營に當つて居ります、此の人事の問題は今仰つしやるやうに或は領事館の方

(261)

の御擔當者が素人であつて御経験がない爲不充分であるかも知れません不充分であつても人事の交流に就て我々自治體が徒に干渉するといふことは教育の神聖を妨げるものであります、我々としてはこれは遺憾ながら早瀬さんの御方針と反対の考へを持つて居ります然し學務部長學務課長は専門家であります、其點徹底した觀察を有つて居られますから監督官がこの意見を御用ひになるといふことは事實あり得ると思ひますが、我々が其權限を握つて五百萬圓も金を使ふなら學校施設に就ては民團が自からやるべきといふ風の御意見には遺憾ながら一致致し兼ねるのであります、金を出すのが民團であります、倘て肝腎の人事を御やりになるのは監督官廳たる人がやるといつても良いかも知れませんが實際には手を付けない方が良いのだ、こういふ風に考へる次第であります、色々細かな點の注意をば審査會の際に個々の項目に就て早瀬議員の如きから一々指摘して戴いて改むべき點があれば大いに節約して參りたいと思ひます冒頭に仰せられました全體の豫算の組方が甚だ杜撰であるといふ御意見に對しては先刻縷々色々統計表をつけて申上げたのでありますからこれ又具體的に其個々に就て御質問御意見を伺ふことにしたいと思います

(笑聲) 實行に移してやるといふ氣持^ハへ見せて戴いたら、それ以上追求しません、學校のことは教育費のところで申上げるとしませうそれから五十圓の昇給があつたといふことを申上げましたが、こういふ噂は火のないところに煙は立ちますまい、可成り非難があります、併し私も調べて居りません、時間はありませんから、此處で興味の餘り口をばらした、多少さういふ形跡があるといふ事實であるといふことだけ申上げて置きます。

○十五番(佐瀬常盛君) 一寸御伺ひしたいのは過日大使館の方で教育會議がありましたさうですから何れ豫算と大きな關連があると思ひますので其概略を此場合教育費等の豫算を審議する前に御聞せを願ひたいのでありますそれから先日懇談會の席上に於きまして租界が回収される若くは領事裁判権の撤廃といふやうな將來に於ける邦人の負擔といふことに就きましてどうであらうかといふ心配を御質問しましたところ、今のところでは其方향が分らないといふ御回答でありましたので分らぬものはそれとしまして、其の御見透しがおつきになられたかどうかそれからだと角十六年度豫算といふものは暫行的な豫算であつて大使館の方で十七年度以降は本格的な組替切替があるのであるといふ御説明がありましたから十六年度に於ては營業課金其他の引上げも已むを得ぬことで大體あらうと思ひますが、かくして明年も明後年も經費の膨脹は必至であると思ひますが、其輸出財源を日本人のみの課金に依存する場合邦人の負擔、日本人の經濟の立場がどうなるだらうといふこれを考へます時に我々微力ながら經濟人の一端として深憂に堪へないのであります、此點に對して當局の御意見を承りたいと思ひます大分民團としては豫

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

(263)

は大きなものになつて居ります、民團當局者がどの程度に關心を寄せられて居るといふことを承りたいのであります、以上の事項を質問致します。

○民團長（白井忠三君） 教育會議の結果は私は列席したく思つて参りましたが列席致しませんで、詳しきことは學務部長から後から報告して戴くことにしますが、大體御承知のやうに先般の會議で教員に対する優遇の色々の案が決定したやうであります、それに順應致しまして當方面に於ける教職員諸君の待遇の改善を圖る、例へば今迄此小學校教員の下級者の分は本俸の二倍四分位の收入を與へて居つたのは下級者には三倍まで引上げる、其他色々な年効加倍の問題とか幾つも細かい問題がありますが、さういつた問題が協議されたのであります、細かいことは尙學務部長から申上げます、それから租界撤廢後の處置といふことに就ては此前の懇談會の時にも御質問を受けたのですが、何れも未だ當局に親しく此點を伺つて居りませんがこれは恐らく何とか愈々撤廢をするといふことの方針が極れば豫め一年前ですか、一年前ですか我々の方にも何等かの形で御内示といひますか、御相談といひますか、どういふ風な現地の居留民の考はどうか希望はどうかといふ風な御質問を受け得ること、思ひます、實は武蔵府總領事が御歸りの時には私としては其點は特に御願ひして置きました、本省に其ことを申傳へて戴きたい、抜打ちに現地の考も聞かずには本省が中央政府の考でびしやつと極めて貴ふといふことは或場合は已むを得ぬでせうが、租界の撤廢といふやうなことに關してはとも角一廻現地の考を開いて競きたいといふことを懇々と御願ひして置きました、御返事を承ることは出来ませんので果して採用されるかどうかが判りませんが、其處まで運んで置きました、從て今のところでは當局方面的御

話も伺ひませず大體話題に上りましたが中央の考も聞いて居らぬといふ程度であります、支那人に對する課税問題に就ては常に佐瀬議員の御主張であります、これは非常に難かしい問題であります、同時に仰しやる經濟關係に於て日本人のみが段々稅金が高くなつて行く、支那人の負擔は軽いといふことは兩立して行かぬ結果兩國民の關係に於きまして勿論輕視することの出来ない事であります、其根本は何にあるかといへば小學校の教育費の將來です、居留民團で負擔して行くのか行かぬか此點にあると思ひます、民團の色々の殊に衛生施設、厚生施設それ等は先刻申上げまするやうに重點を教育衛生、厚生の三點に置いて居ります、教育費の如きも經常費に行くべきものはこれは民團の力即ち居留民の力で十二分に貯つて行けると思ひますが、單り臨時部の一箇に於て相當の困難を感じるのであります、併しこれは一昨日申上げましたが、當局に於ても勿論何でもかでも居留民で貯ふそれ以外のことは國家は知らぬといふやうな無慈悲な御考は持て居らぬことは明かであります、今迄の海外の居住者の稅金が安過ぎる此非常時局に海外に於ても尙一杯の負擔をお互いに覺悟しなければいかぬ、こういふのが前提になつて居りまして、これが十七年度迄にどういふ税制の下に負擔を餘計に加へられますか知りませんが、或程度迄は専一杯の負擔をしろそれでも足らぬ分に就ては勿論他に方案を考へるといふのが政府の御方針と漏れ承るのであります、此點は先般の教育會議の席なんかにも出ませんださうであります、併しさういふ御考へで進行して居られるといふことは確に感ぜられるのであります、それが今年度から十六年度から大使館に於て御話しましたやうに教學部といひますか、名前ははつきり存じませんが、教育關係の擔當の部門民團行政の監督の部門とい

(264)

(265)

ふ二つの新しい部が出来て、それべく擔當の方が参られるさうであります、これに依て各地民團の租税の統一を圖りつゝ一般的の税金を取られるやうに新教育の仕組を考へて行く。昨日助役から申上げましたか知りませんが、學校の統制といふやうなことは例へば何處にも商業學校を造れば臨時費に更に多くなる、それだから例へば今後廢止されなければならない、山海關にも造らなければならんといつたやうな場合天津の商業學校を擴張すれば其處に寄宿舎も造つてやつて各地のを集めるといつたやうな全般的に見て教育施設の節約も圖り統制も圖るさうして各地の民團の居留民が簡一の負擔をして行くといふことで尚足らない部分は國が何かの方法を考へる、こういふ御方針のやうに存じますから無限に税金が上つて行くといふのではないと考へられる、從て支那側との關係は御心配になるやうなことはないと思ひます、支那人に対する課税の方法はこれは租界以外にはこれは一寸方法はないのであります、一昨日から御話の出ましたやうに例へば支那人の餘計消費する紡績の綿糸綿布は民團が課税するといふやうなことはこれはお酒に税金をかけるのと違つて非常に難かしい問題で技術的に困難なこと考へますから何かこれに對する宜い御考がありますれば御伺ひしたいと思ひます。

○十五番(佐瀬常盛君)只今民團長から色々御説明を承りまして大體に於て諒承したのであります、紡績の糸布等は民團が課税するといふことは此後には難かしいので此案を採るか採らなかといふことは當局側の肚にあるのだと思ひます若しそれに課金して行くといふことになれば酒醤油などに課金するよりもと簡単明瞭だと思います、御参考迄に私の意見として申上げますれば茲に専門家の議員が漂山御出でになりますから我々は素人考へであります、すつと簡單のやうに思ひます、唯民團長が税金を無限擴大して出すべきやうにならぬだらうと仰しやる如きは我々は無限擴大は存知ませんが、現在の方針が生活程度が相當多額で華人並の生活は到底やり切れぬ、どうしても日本人は日本人の生活に自から限度がある、それに唯此民族産業と申しますのは民族資本と申しますか、此二つの拮抗といふものは並々ならん大きな根抵を持つた問題と思ひます、唯豫算の審議に當つて質疑應答だけでは済まされない、根本的な問題があるだらうと思ひますのでこれ以上申ませんが、最近の華人側の狀態に於きましてはとくに角我々は素人丈に觀察したものであります、武力戦では到底叶はない、經濟的に日本人を参らせたいといふ作戦であつて日本人使用のボーキー、阿姫勞働者、店員から一般の思想が悪化して恐らく民團の使用者の華人でもさうだらうと思ひます、酷い奴は火付を拂つた皇軍の御奮闘もふことで、日本人を經濟的に参らねばならぬといふ犠牲を拂つた皇軍の御奮闘も何にもならないといふ大變な結果にはせんかといふことを深く憂うるのであります決して此豫算會議の質疑應答を以て足りりといふのでない、日本民族が如何に發展して行くかといふ根本的問題であります此點御當局としては官民一体上意下達と色々やらなければならん今日に於て率先してさういふことの御研究なり特に御留意を願ひたいと希望して置く次第であります(「同感々々」と呼ぶ者あり)

○四十三番(小澤昇君) 大分時間を経過しましたから極く簡単に根本問題に就て御伺ひしたいと思ひます、十六年度の豫算案を通覽しまして各項に就ては意見もそれゝあることでありますけれども、大體に於て大變善く編成されて居ると考へられます、民團當局並に參事會各位の

(266)

(267)

御苦心と御努力を感謝するものであります、併し唯租税の根本の問題、即ちこれを編纂致しました豫算案を御作りになりました根本の歳出収入の此辺の合はないのを何時もの通りに借入金又團債に依て處理して居るといふことに就て御一考を煩したいと思ふのであります、從來も當團の財政の建方は總べてさういつたやり方でありますからこれを例へば教育費の永久的施設に依て又は公立病院、療病院等の建築費は総合グラウンドの建設費さういつた半永久的のものに對しては其不動産を處分してこれに充當するのも宜いのではないかと考へられるのであります、此點に對して民團當局はどういふ御考を有つて居らしめるか、將來さういふ御計画をされて居るか、どうか、私願はくばさういつた方針でやつて載く方が良いのでないかと考へるのであります、今教育團債は或は公立病院團債の如きも相當に苦心を拂はれなければなりません、現地に於てそれのものを募らることに依て經濟界に及ぼす影響も又多のであります、此點で直して載くといふことが必要なことではないかと考へるのであります、此點に就て民團當局の御考を伺ひたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君)御承知のやうに民團の財産は或は時價に見積つて三千萬圓にもなるのであります、此點が一に借金の擔保に入つて居りますからこれをそれ／＼に技術的に考へて、例へば一方の擔保を抜いてそれだけの處分を迫るといふやうな方法は必ずしも出來ぬのであります、併し私共の考へしましては借金の出來る間はといふと語弊がありますが、借入金が出来るならば、それを長い間に年賦で拂つて行くといふ方法を取るのが一番賢明な方法でないか、居留民の爲に今何百萬圓の學校を建てるぞうして其の建つた學校はこれから先何十年に天津に来る人が皆利用するのだ、それを現在の居留民が負擔して建るといふ方法はこれは不公平だいふこと、言ひ換へば今の居留民からうんと税金を増やして、さうして借金をしないで學校を建てるこういふ案を假に考へたとしますれば、今申すやうな趣旨から不公平である、徒に現在の人間に負担を重くして利用するのはこれから何十年に亘る人間が利用するのだから、それで商向くないから、矢張り十年とか十五年の長期の間に拂つて行く借入金をして諸施設を貯めて行くべきものだといふ意味が現在の在留民が有つて居る不動産を處分して其時に必要な財源にといふ方法が面白くないのでないか、こういふ風に二點から金に依て研究を致さなければならん、言ひ換へば擔保に入つて居る爲にこれを處置するに相当の困難がある、それは方法もあつて賣られるとしても持て居るものを賣つてやるといふ方法よりは借入金を以て十年なり十二年なり拂つて行くといふ方法の財政策を擇ける方が堅實である、居留民の爲に親切であるといふ風に考へて居る次第であります。

○四十三番(小澤昇君) 御趣旨は能く分りました、將來に何十年に亘る教育費といふものは國債に依て貯ふといふことも御趣旨は能く分りました、併し民團が不動産まで有つて居らなければならんといふことはないと思ふのであります、さういつた財産を有つといふ理由は場合によ

(269)

つてはさういつた永久のものは使つて良いのだといふことを考へるのであります、ですからして例へば管外地の土地の如きは十六萬四千坪で民團の使用して居らない土地が相當あります、さういつた土地は賣拂つてさういふ場合に使ふといふことは持つて居ること、同じ形が變るだけであります、ですから一方民團長の御考へに抵觸するものではないと考へるのであります、これは意見として申上げて置きます（「議長進行」と呼ぶ者あり）

○十七番（志村正三君） 私は此名譽職員費用辨償に就て參事會員としてあれを賛成した根本精神から申しまして先程民團長の趣旨は全然抹消して仕舞ふやうな御話であります、勿論あの案が通過しない以上此費用を取つて仕舞ふといふことは出來ない、實際問題としまして名譽職員が其費用を辨償を民團に請求することはこれは當然の権利であるやうに思ひます、又民團としてはこれに對して拂ふべき任務があると私は解釋して居るのであります、此見解から致しますと當然費用辨償を請求し得ると思ふのであります、こういふ風な考から若し請求された場合には民團としてこれに費用辨償しなければ、其場合に如何なる経費からこれを支辨するのか假に私は費用辨償を請求する、さうした場合に私としては根本觀念から致しましたら決して變に譯の分らない機密費とか何とかいふ形に於て支出して戴きたくない、明かな形にして戴きたいこういふ風な意味合から申しますと此費用辨償といふものは單に民會議員が名譽職員としてこれを貰ふ買はぬといふことは別問題として民團の事務當局として若し請求するものがあつたならばこれに對して費用を辨償するだけの義務がある以上これに對する経費の出所といふものをはつきりとして置く必要があります、これに就ては、これに對する一つの規定を設けて

(270)

置く必要があると思ひます、こういふやうな意味合に於て既に撤回になりましたが、あの儘あれを通すといふ譯ではありませんが、何れにてもあれに類するものを置いて置く必要があると思ひます、假に私等が公務に依て出張することがあるならば其旅費規定に依て我々は當然其経費を貰得るのでありますこれははつきりして居ります、併しながら私が參事會員として或るこういふことを質はやつて見たい或はやるといふ參事會員として民會議員として當然やらなければならんものがあつて例へば旅費を完了し民會議員 參事會員として選出されて其職責を完了しなればならん、其仕事に対する費用といふものは當然此費用辨償の中から支出して貰ふべきであると思ひます、こういふやうな意味に於きましたが、此事務當局としてはあれをあの儘ではない、どうしても費用辨償に對する規定を起案してこれを民團にかける必要があると思ひます、此ことを豫算に先づて申上げて置きます、私は將來費用辨償を請求致します、それだけのこととはつきり申して置きます、これは私が參事會員として此ことを提案に賛成した私の根本信念ですから私ははつきり申上げて置きます。

○民團長（白井忠三君） 非常に法規的に考へて難かい問題と思ひます、充分に研究致しますが、併し一旦費用辨償條例といふものが民團で廢案になつた以上はそれを目標とした豫算はどうも削除しなければ仕方がないと思ひます、別に同様の性質内容の提案は此民團では名前がどう變りましても實質が名譽職員の費用辨償といふ實質が伴ふものであれば同一民團には提案が出来ぬと思ひます

○十七番（志村正三君） 臨時民會でも結構であります

(271)

○民團長（白井忠三君） 更に研究致します

○十八番（横山金吾君） 簡單に申上げます、私は小澤議員と御趣旨と大同小異で申上げません、それ以外に民團に大きな財産が如何に運用されて居るか、特に貸付金があるさういふやうなものがどういふやうに運用され、もつと旨く利用出来るのではないかと思ひます、それに依て相當の金が浮くのではないか、さういふことに依て民團當局が果して萬全の注意を拂つたものがあるか、どうかといふことに依て今一つ研究して戴きたいと思ひますが、前々から參事會の當時から屢々申上げたことですけれども、民間の専門家を入れて不動産の運用に對する委員會を開くさういふのやうなことに對して考慮を拂つて戴いて此席でなくともいいんですから若しさういふことが必要と見られるならばさういふことの必要なのみに就て參事會に詮つて戴いて何とか考慮されることを私は切望致します

○議長（足立茂君） 全體に對する質問なり討論は大體終了したと考へますが、本豫算案を審査委員に託して審議するといふことに致したらどうかと考へます（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○十五番（佐々木常盛君） 全體的に見まして勤業費が出て居りませんが、これは條例を改正しなければ盛られぬといふことがあるのであります、我々こういふふことに不馴れであります、先程内地の産業に於きましては勤業費といふ豫算が相當「スペース」を取つてございます、當民團に其片映も認めませんといふことは今後其必要を感じることが多く又やらなければならんことだらうと思ふのであります、此點に就て御當局の御返事をお願い致します

○民團長（白井忠三君） 御答へ申上げます、實は昨年頃からも度々内部で話が出るのであります

(272)

すが、といふことは民團の中に産業課を置くとか、商工課を置くとかいふ機構なのであります、是非さういふことも考へは致したいのですけれども何分にも人が得られません、現に總務部長、財務部長が二人共次員になつて居るやうな次第であります、手廻り兼て居ります、當地のこれは商工會議所が逐次充實されて立派な商工會議所が一方にあり、勿論これは自治體と商工會議所とは目的が自から違ひますから府縣市の各自治團體官廳に商工課があり産業課もあり、勵業課もあるのですが、どうも其處まで一寸今のところ手廻り兼ねるといふ實情であります、一つ來期十六年度中に於ては十二分に考へまして適當なる成案が得れば更めて御相談申し上げたいと思ひます

○十五番（佐々木常盛君） ようぞ効果ある御研究を御願ひします

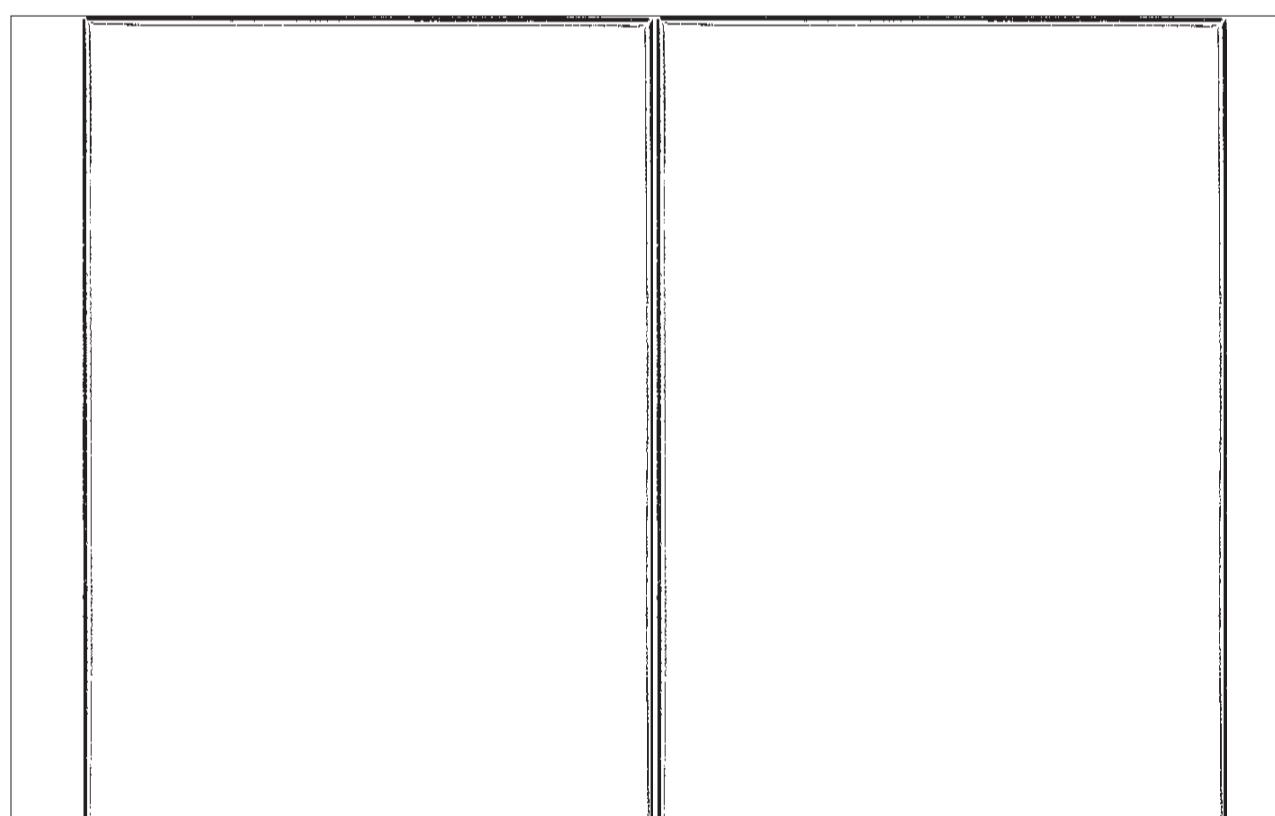
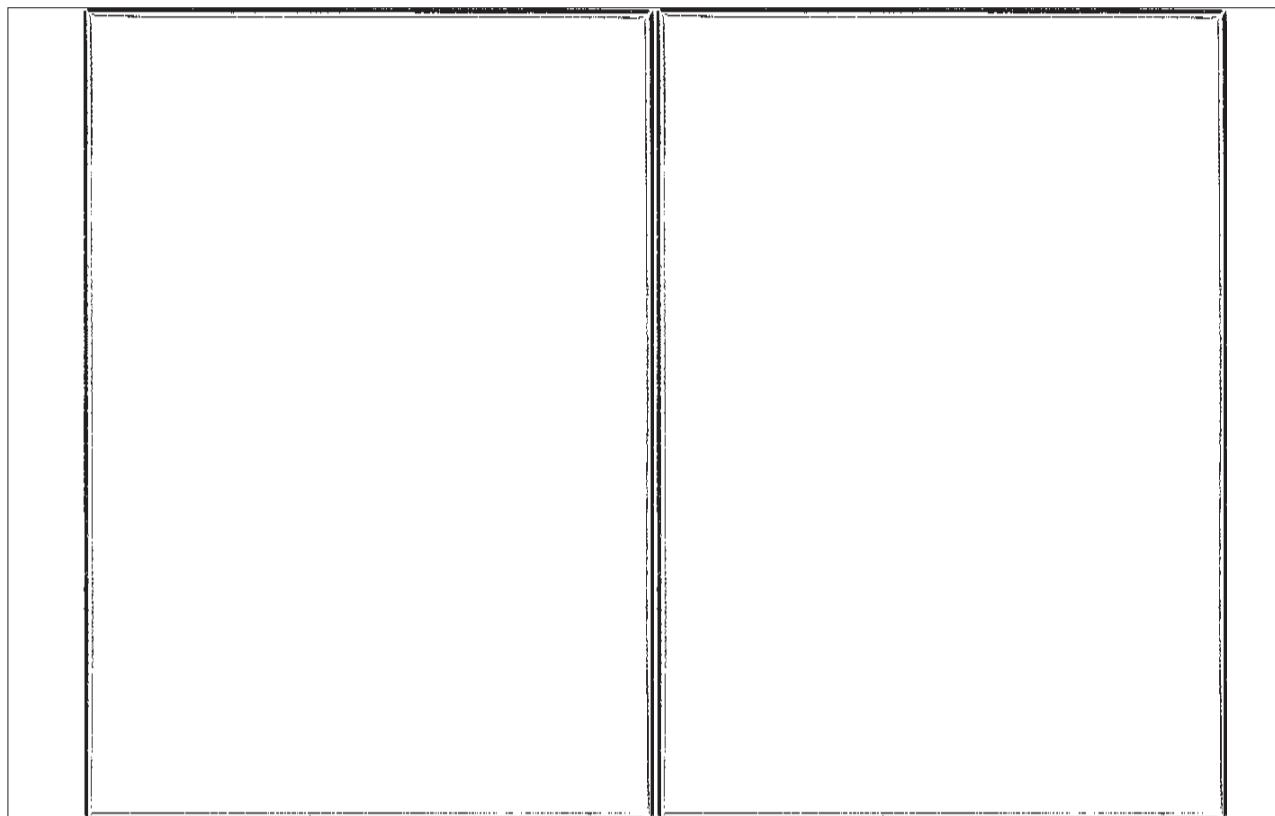
○議長（足立茂君） それでは審査委員會を設けることに致します、審査委員は天津に居られる議員全部を審査委員に當てるといふことに対し思ひますが、如何です

（異議なし） 「賛成」と呼ぶ者あり

○議長（足立茂君） 天津に居ない方は委員に致しませんが、今日出席せられてない方は——それはさういふことにして一旦休憩致します

午後六時十三分休憩

○豫算審査委員會開會

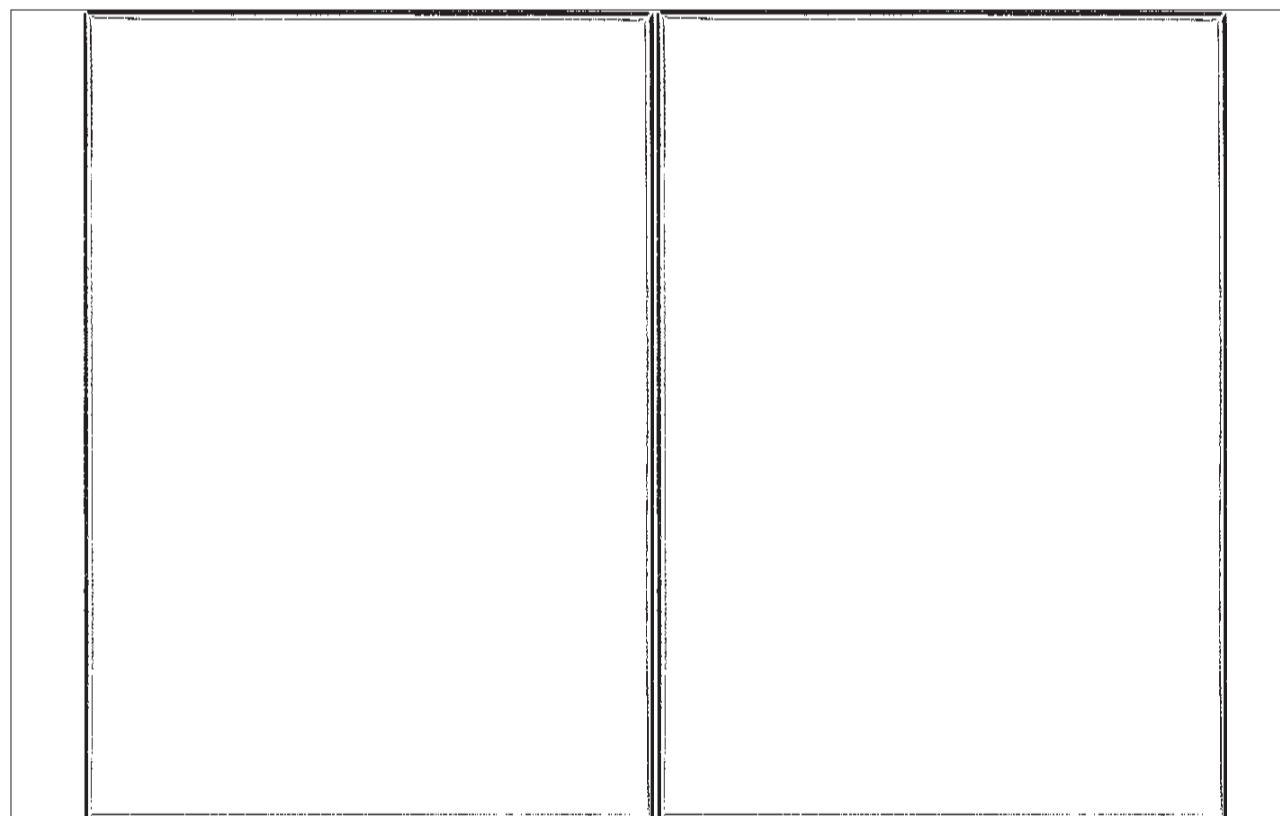
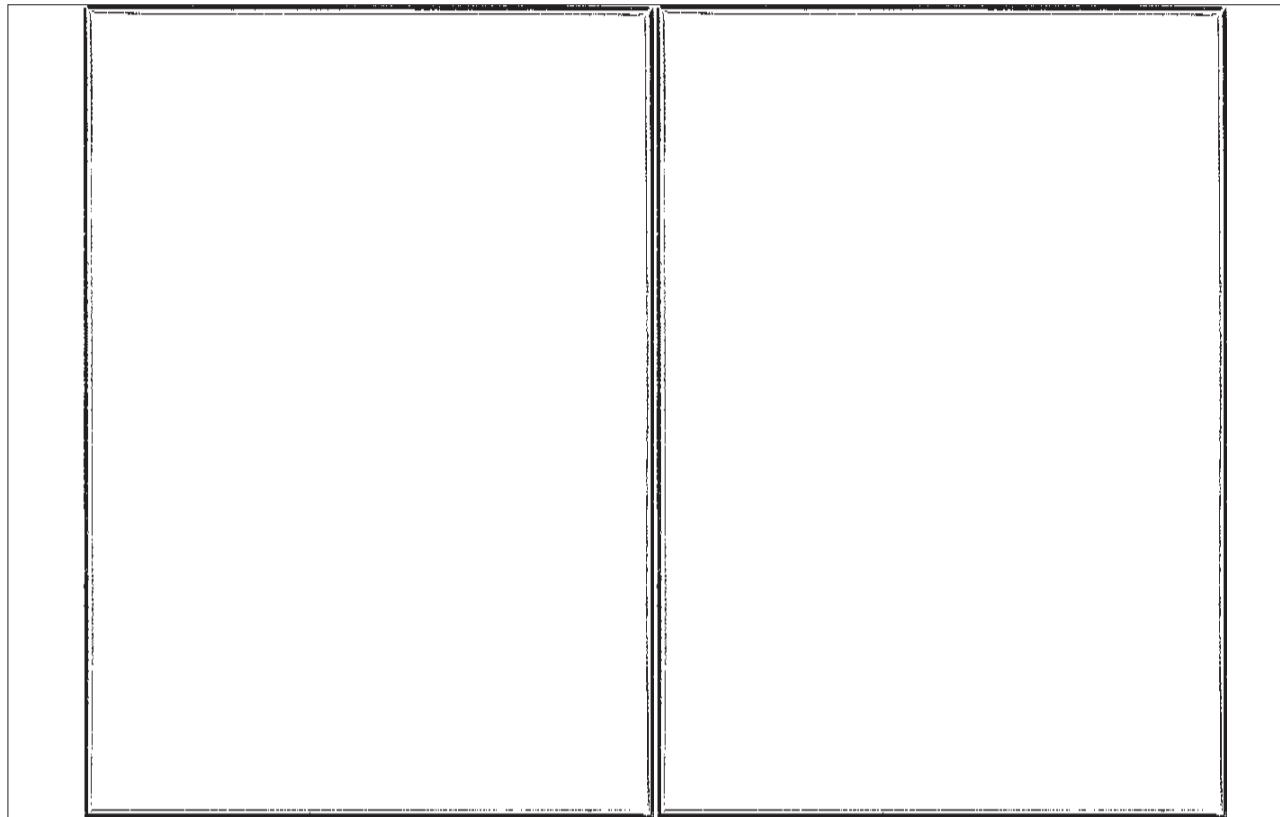


●

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

第四日

昭和十六年三月三十日、(日曜日)



議事日程	
(274)	第四十八 議案第五十六號 昭和十六年度居留民團歲入出豫算案
	第四十九 議案第五十七號 昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算案
	第五十 議案第五十八號 昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案
	第五十一 議案第五十九號 昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算案
	第五十二 議案第六十號 昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案
	第五十三 議案第六十一號 昭和十六年度特別會計公立病院經營費歲入出豫算案
	第五十四 議案第六十二號 昭和十六年度特別會計營住宅經營費歲入出豫算案
	第五十五 議案第六十三號 昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算案
	第五十六 議案第六十四號 昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算案
	第五十七 議案第六十五號 昭和十六年度特別會計實業復興資金歲入出豫算案
	第五十八 議案第六十六號 昭和十六年度特別會計復興資金歲入出豫算案
	第五十九 議案第六十七號 昭和十六年度特別會計水災復興資金歲入出豫算案
	第六十 議案第六十八號 昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案
	第六十一 議案第六十九號 特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算案(昭和十六年度)
	第六十二 議案第七十號 教育臨時費借入ニ關スル件

午後七時二十五分開會	
(275)	○議長(足立茂君) それは只今から開會致します、只今の出席議員數は二十六名であります。定數に達して居りますからこれより議事に入りたいと思ひます、唯今追加議案の提出がございましたから御手許に廻はしてございますが「教育臨時費借入ニ關スル件」、昭和十六年度教
出席吏員	○民團長(白井忠三君) 本案は私共の方の手落で豫算案の御審議に入る前に提案致すべき管
白井民團長	ありましたが、前後致しましたことを御説承を御願ひ致します。さういつた手遊びの起りまして原因は實は目下上京中の山田參事會に二百萬圓の借入がございました。そこで大藏省の方へ一應下相談をして貰くことになつて居りまして此民會中には出来るだけ概要でも電報で報告しやうといふ御約束になつて居りましたから御返事を参りましてから提案致しようとも思つて居りましたが、到頭前後致しまして豫算審査後に提案致することになりましたことを重ねて御詫び申上げます。要するに教育費の臨時費の不足を生じました額だけ借入金に依て支拂したいといふのであります。但し借入金の、借入先利率償還方法等も今申したやうな事情で決定致して居りませんのでこれは勿論それ／＼下交渉が済みましたら條件を付して更めて臨時民會に御諮しますが、茲に二百萬圓の借入をするといふことだけ御決議を御願ひ致したい次第であります。
宮家助役	○議長(足立茂君) 只今の説明に對して何か御質問ございますか
上原會計主任	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
以下更員五十五名	
三十番	十四番 中山 十四番 志村 正三
三十一番 山田 肇治 二十番 鹽谷 信治	二十五番 竹内 蔵治 二十四番
三十二番 金山作次郎 二十九番 鶴飼新一郎	三十三番 三十一番
三十三番 池上 章平 三十七番 貞森利一	三十四番 三十八番
三十四番 小澤 昇 三十五番 吉植庄司	三十五番 四十三番
三十五番 岡本 久雄 三十六番 河野九郎	三十七番 四十五番
三十六番 三十九番 員(三名) 四十八番	三十八番 四十番
三十七番	三十九番
三十八番	四十番
三十九番	四十一番
四十番	四十二番
四十一番	四十三番
四十二番	四十四番
四十三番	四十五番
四十四番	四十六番
四十五番	四十七番
四十六番	四十八番
四十七番	四十九番
四十八番	五十番
四十九番	五十一番
五十番	五十二番
五十一番	五十三番
五十二番	五十四番
五十三番	五十五番
五十四番	五十六番
五十五番	五十七番
五十六番	五十八番
五十七番	五十九番
五十八番	六十番
五十九番	六十一番
六十番	六十二番
六十一番	六十三番
六十二番	六十四番
六十三番	六十五番
六十四番	六十六番
六十五番	六十七番
六十六番	六十八番
六十七番	六十九番
六十八番	七十番
六十九番	七十一番
七十番	七十二番
七十一番	七十三番
七十二番	七十四番
七十三番	七十五番
七十四番	七十六番
七十五番	七十七番
七十六番	七十八番
七十七番	七十九番
七十八番	八十番
七十九番	八十一番
八十番	八十三番
八十一番	八十五番
八十二番	八十七番
八十三番	八十九番
八十四番	九十一番
八十五番	九十三番
八十六番	九十五番
八十七番	九十七番
八十八番	九十九番
八十九番	一百番
九十番	一百一十番
一百番	一百二十番
一百一十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番
一百九十番	一百三十番
一百二十番	一百四十番
一百三十番	一百五十番
一百四十番	一百六十番
一百五十番	一百七十番
一百六十番	一百八十番
一百七十番	一百九十番
一百八十番	一百二十番</td

<p>(278)</p> <p>○議長（足立茂君） それでは皆さんの御同意を得まして、本案はこれを可決確定致します。次に先日來審査委員に於きまして審議中でありますた本年度豫算案に就きまして委員長より委員會の経過を御報告願ひます。</p> <p>日程第四十九議案第五十六號</p> <p>日程第五十九議案第五十七號</p> <p>日程第五十一議案第五十八號</p> <p>日程第五十二議案第五十九號</p> <p>日程第五十三議案第六十號</p> <p>日程第五十四議案第六十二號</p> <p>日程第五十五議案第六十三號</p> <p>日程第五十六議案第六十四號</p> <p>日程第五十七議案第六十五號</p> <p>日程第五十八議案第六十六號</p> <p>日程第五十九議案第六十七號</p> <p>日程第六十議案第六十八號</p> <p>日程第六十一議案第六十九號</p> <p>○委員長（鶴澤省朝君）登壇</p>	<p>昭和十六年度居留民團歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計公立病院經營費歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計團營住宅經營費歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計實業復興資金歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計復興資金歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計水道復興資金歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算案</p> <p>昭和十六年度特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算案（昭和十六年度）</p> <p>特別會計埠頭築造費歲入出豫算</p> <p>昨日の本會議に於きまして成立致しました十六年度總豫算審査委</p>
--	---

<p>(280)</p> <p>員會に就きまして委員長として御推舉を受けましたので、其審査委員會の経過概略に就きましてこれより御報告申上げます。本審査委員會は議長より御指名に依りまして在津民會議員全數委員として御指名を受け昨日は午後六時五十分より審査委員三十三名出席致しまして審査を開始された次第でございます。其大體の経過に就て少しく申述べますと一般會計歲入經常部より審査を始めたのですが、第二款の會議費に就きまして第一項費用辦償費四萬三千二千圓が本會議の決定に基きまして自然削除を受けまして、此會議費は一萬三千三百六圓となつたのであります。第九款の厚生費の箇所に就きましては綜合運動場は其本格的工事が今年の雨期後でなければ掛らない爲に四月から始める野球大會等に就きましては現グラウンドが空いて居る間は使用して差支ないといふことになつたのであります。第十款衛生費は現在衛生部長も病氣歸國中のことでありますので豫算は計上して置くのが本部の歸津の上で此研究費は理化學試験方面に是非充分に相當の考慮を拂つて參事會と諮詢するといふことでこれは協賛されたのであります。第十二款の實費診療所費に就きましてはまだ患者を入院させないで居りますので、患者の宿費二千五百九十二圓を削除した結果これは四萬三千八百九十二圓となつたのであります。第十四款の清掃費に就きましては豫算が少な過ぎるといふ御意見が多くて毎日でなく良いから三日に一遍専用界内の各街路を水洗するやう、其方法は當局に一任するとして別に道路清掃費として五萬圓を追加するといふことになつたのであります。尙ほ此間に於ては巡捕の見張を嚴重にするやう民團長から警察當局に然るべく御相談がして載きたいといふことに希望した</p>	<p>(279)</p> <p>のであります。第十九款の課金徵收費部門に就きまして委員の方から河北の地区は既に在民團の方から出張出來んかといふ希望がありましたので、當局は既に計畫して居るといふことでから、近い便法が講ぜられるだらうと思ふのであります。第一日はこんなやうな譯であります。前後約四時間經常部歲出を審査し終つたのであります。尙委員の側から各項に亘つて保険料が計上されてあるけれども萬一の場合民團が損をしないやうな大體其保険を考へると原則として時價保険の方が良いといふ御注意がありまして今後保険のかけ方は參事會に此意味を以て能く相談してかけて戴きたいといふ希望があつて各協議されたのであります。尙委員は熱心に審査されまして豫算を實行に移す場合に於ては更に充分研究して少しでも無駄のないやうにといふ注意がありましたので、當局も此意を體しまして充分研究するといふ答をしたのであります。此様にして第一日を終つたのであります。</p> <p>次で本日午後二時三十分から出席議員數三十七名出席の下に引續き委員會が開会致されまして其概要に就て申上げますと一般會計の歲出臨時部から審査を始めたのであります。第十二款の記念事業費に就きましては分相應の設備を設けられてはどうかといふやうな注意がございました。此設備に就ては御質問せられてはどうかといふやうな場合にありますのであります。此結果各議員の誠意ある御注意が反映して參事會に於ては場合に依て専門家の意見を聞く適當な處置を取りれるやうにといふ決定を見たのであります。第十三款の火葬場の款に就きましては火葬場の建設の議案のないのは從来豫算計上だけで済ましてあつたがこれは少しく不完全のやうではないかといふ御注意がありまして、これは尙能く法規調査委員會にも詰つて研究したらばどうかといふ委員よりの注意があつたのであります。これは民團方面に於ても能く考慮致しまして研究する筈でござります。</p> <p>引續き歲入經常部に移りまして第十二款の婦人病院收入の部に於ては哀れな婦人連の負擔減輕の處置を計られないといふ意見が相當ございまして、當局に於ても強制入院せしむる關係上考慮したいといふのであります。此處に於ては能く研究して入院患者の負擔の輕減を計るといふことに決定を見たのであります。第十三款の實費診療所收入の部に於て入院患者は拔はない爲に入院料七千二百圓削除されたのであります。</p> <p>引き続き十六年度特別會計歲入出豫算を審議致しまして、其中に就きまして旅費の部で色々の御意見もありましたが、修學旅行費が本年も計上されて居るが中等學校程度はとも角も體力も弱いところの小學校の生徒の旅行に就きましては日本内地に於てガソリンの統制上や何かの爲め交通機關が非常に不便である從て非常に無理があり過酷と思ふから中止してはどうかとの意見もありましたが、學務當局からは外地からの内地旅行に就ては特別の講究もしたのであります。尚監督官にも能く御話して善處を以て此款は協賛を終つたのであります。大體此様な決でありまして、本日は第二日の審査委員會を六時四十五分に終了したのであります。此間修正されました數字に就きまして一寸申上げますと一般會計の歲入の部に就きまして經常部第十三款の實費診療所の入院料七千二百圓、處置料二千八百八十圓を削除致しました。從て本年度の豫算は六百三十一萬九千圓となつたのであります。さうし</p>
--	---

て經常臨時合計の本年度豫算額は自然それ等の爲め六百五十四萬六百九十圓と訂正される譯となつたのであります。尙一般會計の歳出經常部の第二十四款に於ける豫備費は右様の次第の爲に十四萬九千八百八十圓を十三萬四百三十五圓と訂正致されることになつたのであります。かくて本年度の歲計總豫算は千七百五十六萬七千八百十八圓これを純歲計から申上げますと千二百九十九萬二千八百八十一圓といふ總豫算額になりまして、大體以上のやうな經過の下に各委員非常に御熱心なる討議を續けられまして、茲に總豫算全部審議完了致された次第であります。

（拍手起立）

○議長（足立茂君）只今審査委員長の御報告に依りまして審査委員會で決議されたる通り日程第四十八より、第六十一號に至る十四の歳出入豫算案は委員長の報告通りに可決致したいと思ひますが、皆さんは委員長の報告通りに可決致したいと思ひます。

○二番（鹽谷辰造君）私は民會議員諸君の熱誠なる審査を終つたことを非常に嬉しく思ふのであります、唯最後に一寸白井民團長首め民團各位に御希望を申上げて置きたいと思ひます、一寸一言申上げます、此豫算案を見ますと各項の雜費消耗費といふものが大變多く取られて居ります、丁度經常部の雜費だけが、十九萬七千圓ばかりあります、消耗品費が十九萬七千圓雜費二萬九千圓、特別會計の學校關係だけ二十二萬一千圓と、それから雜費消耗費が二萬九千圓、特別會計の學校だけ二十二萬一千圓と、それから雜費が六萬八千圓、消耗費は大體石炭が多いやうでありますから、これは節約が出来るか出来ないか知れませんが

大體雜費と消耗費の總計が經常と特別會計のみだけで約五十萬圓あります、これは小さい金額で各項目の中に含んで居るので余り目立ちませんが、非常に合して見ると外の病院關係のものを見てみると相當大きな金額になると思ふから将来此消耗費雜費といふやうな點に就て當局の深甚なる御考慮を願つて一厘一錢も無駄に使はれぬといふ方針で以て益々節約を願ひいと思ひます御存知の通り我々の遊興費の額とか或は觀覽課金、それがこういふ零碎な課金を課して一般民衆から課税の要求され居りますにも拘らず一方に於て雜費諸經費が非常に五十萬圓もあるといふことはこれは我を得ないかも知れませんが、大いに節約出来る點であると思ひます、どうか此點を一つ充分民團當局に於て御研究の上にも御研究を重ねて、例へば學校に於ても雜費消耗費を要求して居るところの品は殆ど同一であります、石炭代を除ければ、印刷代とか、炭とかお茶とかいふやうなものはやはり消耗費として載つて居るのであります、この仕入其同仕入れといふやうなものを現在御やりになつて居るさうですが尙其機構をば能く御研究になつて出来るだけ節約を願ひたいと思ひます

次に白井さんの先程も仰せられたやうに此教育費の膨脹の爲に民團財政が益々逼迫して來て色々な課税もしなければならん、又借入金もしなければならん、團債も起さなければならんといふ際でありますから、今年度借金政策で二百萬圓の團債を借入れるといふことは已むを得ない次第であると思ひます、併しながら我々民團を背負つて立つて行く日本人としては何時迄もく借金政策を以て財政の根本とするとは非常に危険であるといふことは、既に議員諸君の間に於ても論じ盡されたところであります、それで此點に於ても將來借金出来るから借金をすると

（281）

（282）

いふ白井さんの御考を少しく御訂正願つて出来るだけ民團の基金に於て健全なる財政を立てて經營臨時合計の本年度豫算額は自然それ等の爲め六百五十四萬六百九十圓と訂正される譯となつたのであります。尙一般會計の歲出經常部の第二十四款に於ける豫備費は右様の次第の爲に十四萬九千八百八十圓を十三萬四百三十五圓と訂正致されることになつたのであります。かくて本年度の歲計總豫算は千七百五十六萬七千八百十八圓これを純歲計から申上げますと千二百九十九萬二千八百八十一圓といふ總豫算額になりまして、大體以上のやうな經過の下に各委員非常に御熱心なる討議を續けられまして、茲に總豫算全部審議完了致された次第であります。

（拍手起立）

○議長（足立茂君）只今審査委員長の御報告に依りまして審査委員會で決議されたる通り日程第四十八より、第六十一號に至る十四の歳出入豫算案は委員長の報告通りに可決致したいと思ひますが、皆さんは委員長の報告通りに可決致したいと思ひます。

○二番（鹽谷辰造君）私は民會議員諸君の熱誠なる審査を終つたことを非常に嬉しく思ふのであります、唯最後に一寸白井民團長首め民團各位に御希望を申上げて置きたいと思ひます、一寸一言申上げます、此豫算案を見ますと各項の雜費消耗費といふものが大變多く取られて居ります、丁度經常部の雜費だけが、十九萬七千圓ばかりあります、消耗品費が十九萬七千圓雜費二萬九千圓、特別會計の學校關係だけ二十二萬一千圓と、それから雜費消耗費が二萬九千圓、特別會計の學校だけ二十二萬一千圓と、それから雜費が六萬八千圓、消耗費は大體石炭が多いやうでありますから、これは節約が出来るか出来ないか知れませんが

大體雜費と消耗費の總計が經常と特別會計のみだけで約五十萬圓あります、これは小さい金額で各項目の中に含んで居るので余り目立ちませんが、非常に合して見ると外の病院關係のものを見てみると相当大きな金額になると思ふから将来此消耗費雜費といふやうな點に就て當局の深甚なる御考慮を願つて一厘一錢も無駄に使はれぬといふ方針で以て益々節約を願ひいと思ひます御存知の通り我々の遊興費の額とか或は觀覽課金、それがこういふ零碎な課金を課して一般民衆から課税の要求され居りますにも拘らず一方に於て雜費諸經費が非常に五十萬圓もあるといふことはこれは我を得ないかも知れませんが、大いに節約出来る點であると思ひます、どうか此點を一つ充分民團當局に於て御研究の上にも御研究を重ねて、例へば學校に於ても雜費消耗費を要求して居るところの品は殆ど同一であります、石炭代を除ければ、印刷代とか、炭とかお茶とかいふやうなものはやはり消耗費として載つて居るのであります、この仕入其同仕入れといふやうなものを現在御やりになつて居るさうですが尙其機構をば能く御研究になつて出来るだけ節約を願ひたいと思ひます

次に白井さんの先程も仰せられたやうに此教育費の膨脹の爲に民團財政が益々逼迫して來て色々な課税もしなければならん、又借入金もしなければならん、團債も起さなければならんといふ際でありますから、今年度借金政策で二百萬圓の團債を借入れるといふことは已むを得ない次第であると思ひます、併しながら我々民團を背負つて立つて行く日本人としては何時迄もく借金政策を以て財政の根本とするとは非常に危険であるといふことは、既に議員諸君の間に於ても論じ盡されたところであります、それで此點に於ても將來借金出来るから借金をすると

（283）

（284）

(285) (286)

に置いて民團吏員には失禮ないひ分でありますが率直にいへば此二つ批評が街にあることを申上げて置きます、そこで昨日今日に亘りまして審議して可決しました豫算の款項目に於きまして俸給其他の手當住宅手當年効加俸といったやうなものがそれ／＼の款項目に分れて居ります爲にさつと服を通したゝ頭に入りません、事務當局に御聞きしますと學校經費を除く以外のものが百十八萬圓計上されて居りまして、其以外が宿舍手當であります、それが四百三十萬圓の豫算になつて居るそれは分りましたが二百何圓かになつて其外に民團長以下三役の年功加俸が載せてござりますこれが高いか安いかといふことは私直に批評は致しませんが、天津の他の商社民間に比較しまして安いから能率が上らぬといふ氣分がござります見れば今度の豫算で七十萬圓の増加を豫算して居るそうですがそろいふことを止めてそろした豫算といふことを取らずに若しそんな實例がありとしますればどうか今の人間の精神力を昂揚しまして能率を上げて戴く、我々民間に於ても時に經濟難に際會して日夜努力致して居ります際であります、どうか吏員諸君に於かれましても今日の非常時を抱迄も精神の昂揚に依りまして經濟的難關を共に乘切つて行くといふことに精進され民團長以下首腦部に於かれましても豫算があるから人を連れて来て廣くばら撒くといふ例へは其人長を極力切詰めて若しも民團の吏員の待遇といふものに於てせられないといふ點がありますれば其方のものを持て來るに當つて兎に角世間の噂のあることのないやうに専ら精神力の昂揚に依て能率を上げて行くといふやうな方面に御留意を願ひたいと思ひます甚だ愚見ではございますが、最後に當りまして一應此點を豫算の實行に當りまして御留意願ひ度發言をして戴きました(拍手)

○十八番(横山金吾君)私は歲計總額千七百五十萬圓純歲約千三百萬圓に垂々んとする老夫なる而も當天津民團としてはレコードの豫算が審議に當りまして審査委員各位が二日間に亘つて而も長時間熱心に審議されまして我々只今委員長の報告を開きながら委員長及審査委員の方又事前に當つて審査されました參事會員に對して深甚なる敬意を表するものであります只今委員長の報告がありました併し審査委員会の審査された結果は私は己むを得ないものとして、これを委員長の報告通り賛成致したいと思ひます、併し只今鹽谷さん佐瀬さんの仰しやつたことも同様な意味だと思います特に委員長の報告の中に於て申されましたやうに其豫算の實行に當ては其老夫なる金は天津の居留民が已むを得ないものとして相當に大きな負擔をして居るといふことを充分注意して戴いてこれは豫算は取つたら決して自分のものになつたのでない、自分のものになつたのだからこれは使ふ方の権利が出來たといふでなく、自分の金を出す自分で金を使ふ氣で一厘の金たりとも充分に注意して其使途の方法等に就ては從來以上に注意を拂つて此豫算を審査委員會の意のあつたところを結果に於て現はして行くといふことに注意を拂つて此豫算を實行されることを私は希望致します(拍手)

○議長(足立茂君) 其他御意見ございませんでしたら委員長の報告通りに可決致したいと思ひます、如何ですか

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(足立茂君) それでは委員長報告通り可決確定致します

(287) (288)

○ト三番(木下秀良君) 一寸希望を申上げたいのでありますが先般議案第三十四號名譽職員費用辦償條例案は不幸に致しまして審議未了の儘廢案となりました、併し實は私もこれに反対した一人であります、其後參事會員諸君の二三の諸君から其事情及びこれを御出しになつた理由を御聞きしまして成程これはむづに反対すべきものでなかつたのではないか、唯御承知の如く非常にそれでなくとも老夫の豫算を借金までして居るのに何等民會議員が勝手に六百圓も旅費を取る何といふ非常に反対があつたので我々も實は反対をした譯であります、併し其理由を色々と細かく伺つて見ますと、これは金額の問題でない、其辦償條例案といふものを存置して置くといふことは非常に必要なことではないか、唯民會議員に幾ら寄越せ、民會議長に幾ら寄越せといふ唯金額だけを以て我々が終始したといふことは少し輕率であつたのでないかといふ考があります、二三反対を仰しやつた議員の中にも御話を聞いて見ますと大分現在では頭が變つて御居でのやうであります、頗くば今次民會に於ては廢案になりました、頗くば次の臨時民會にこれももう一遍出して戴いて我々議員の納得の行くやうな説明をして戴きたい、私は此民會前に懇談會でしたが、懇談會があつたさうですが私はその間に出来たものでありますそれが出て居たところが出来たといふやうな多説解を抱く、又問題になるやうな案は、これは民團當局としては懇談會に是非出され豫め諒解を得るといふことが懇談會の唯一の目的でないかと思ひます、此際は出されなかつたさうであります、さういふやうな懸念もあつたものですから一應懇談會に出て能く議員の諒解を得て、さうして本會議に御出します

○議長(足立茂君) これを以ちまして本居留民會に提出されました議案は全部議了したことに申上げて、さらにもうこれを次の臨時民會に參事會と御相談爲すつて出されんことを希望として申上げて置きます

○木下會議書記 第三十四次居留民會通常會の成績を御報告申上げます

會期 昭和十六年三月二十七日ヨリ 同年三月三十日迄四日間

會議 四回 本會議 一回 審査委員會 一回

附議事項 六十二件 内追加議案 一件を含む

附議事項の内 報告 三件

議案五十九議案 承認 十六件 原案可決 四十一件修正

可決 一件 否決 一件であります決議の内容に就ては省略さして戴きます

以上

○議長(足立茂君) 閉會に當りまして一貫御挨拶申上げたいと思ひます此席より甚だ失禮でございますが、監督官の方に對して御禮を申上げます、監督官に於かれましては特に公務御多忙の折柄にも拘りませず運日連夜時には深入り至るまで御臨席下さいまして適切なる御指導を戴き無事會期を終ることを得ましたことを誠に有難く存じます、茲に厚く監督官廳の方に御禮

(290) (289)

を申上げます、諸員各位に於かれましてもそれ／＼御自身の御多忙なる御用務を有つて居ら
ますが、會期中勵精致されまして連日連夜文字通り御勉強下さいまして特に膨大なる豫算の審
議に當りましては慎重に御討議を戴きましたし和衷協同の御精神を發揮されまして會期中を御過
し下さいました其御勞苦に對しまして甚だ此壇上より失禮ありますか感謝の意を表したいと
思ひます、民團長に於かれましては當天津が北支に於ける經濟中心地圖である、事變以來急激
なる發達を來しまして人口の增加に伴はない其他の情勢の變化に従ひまして色々多數新しき施
設を要し將來益々多きを要することでありまして其多くの費用を如何にするかといふことに就
て當局の方々と致しましては充分に非常な慎重に苦心して膨大なる豫算を御作成になりました
て、其豫算の作成豫算に當りましては參事會員の方々の御協賛の御勞苦も誠に多大であります
て民團長首め當局の方々參事會の方々の御苦心に對して又茲に感謝致す次第であります、一千
二百七十萬圓といふ膨大なる豫算は茲に殆どさしたる修正もなく通過致しましたことは明に
民團當局に對する民會の信認の表示でありますから民團長に於かれましては此信認に對し誠
心誠意事を御運び下さいまして、我々議員の信認を體現して行くことを、これ又特に民團長に御
第一あります。

尚會期中議員各位の方々から天津民團の前途を思ひ、又民團の財政の將來を考へて種々行政上
他の施設に於きましても、それ／＼の御希望御意見の出たことは、これ又天津を愛する爲に
出たそれ／＼の言葉でありますから其精神、其意見は充分に御諒承願ひまして今後の行政に於
て今後の施設に於きまして議員各位の思想意見を體現して行くことを、これ又特に民團長に御
願ひ申す次第であります、終りに望みまして不肖甚だ不馴れでありますて此議長席を汚しまし
て幸ひに大した過誤もなく無事會期を終りましたことは特に皆様方議員各位の御協力御援助の
賜物と存じまして此席より厚く御禮申上げます、數日に亘り御勉強下さいましたことに對して
重ねて御禮申上げます（拍手）終りに監督官より閉門の辭を御願ひします。

○藤井領事（登壇） 今回の通常民會は四日間に亘つて充分な検討と熟心なる審議を遂げられて
頗る多數に上りました議案と未だ資で見なかつた膨大なる豫算案を殆ど全部といつて良ひまで
にこれを可決しまして、今將に此民會は閉會を告げんと致して居りますことは當地民團行政
の爲めに誠に同慶に堪へないところでありますて、其間に於ける議員各位の勞を多とし敬意を
表する次第であります、外に足立議長、龜澤副議長が終始議事進行に當つて公平周到に取計は
れましたことと民團當局が多數の議案の調査並に稀に見る此膨大な豫算案の編成並に説明に當ら
れましたことに對しては深甚なる謝意を表するものであります、どうか各位に於かれましては
北支經濟の基地として利用され又日下遞増しつゝある在留同胞の福祉増進並に發展の爲に此上
とも盡力せられて以て其附託に應へられんことを切望するものであります、以上を以ちまして
閉會の辭と致します。

（拍手起立）

○議長（足立茂君） 民團長の御挨拶がございます

○民團長（臼井忠三君） 私言御禮の御挨拶を申上げます、只今議長より仰せら
れました如くに多數の案件と又民團記錄の未會有の膨大豫算が僅かの修正の外殆ど全案件の御

(292) (291)

協賛を得ましたことに就きましては、私首め吏員一同議長の只今仰せられた如く厚き御信
任を戴いて居りますこと考へます、衷心から御禮を申上げます、只今鹽谷議員、佐瀬議員並
に横山議員が豫算案の議事の終了に際しまして給はりましたところの御注意に對しましては衷
心より御禮を申上げると共に其御希望御期待に對しましては全力を擧げて其御期待に添うべく
努力致す覺悟でございます。我々の一同が十二分に努力致しましても淺學非才の多數の者ども
の居ります點所謂岡目八目を以て御質下さいますれば色々と御注意下るべき點も多々あると
存じます、どうぞこれは居留民の爲のことでありますから、今後とも御遠慮なく御鞭撻御指導
を戴きまして六萬居留民の期待に副ふことの出来ますやう御指導の程を此機會に御願ひ致しま
す、正副議長の議場の御整理又議員各位の御熱心なる御討議これに對しましては、民團當局と
して深く敬意と謝意を表する次第であります、簡単ではありまするがこれを以て御挨拶と致し
ます。

（拍手起立）

○議長（足立茂君） それはこれを以て閉會致します

午後八時十八分閉會

昭和十六年第十三回通常會に於て議決したる諸事項及昭和十四年度決算報告書並に昭
和十六年度居留民團歲入出豫算左の如し

（一）天津居留民團會計検査報告

一、検査セシ月日

昭和十五年六月五日、同六日

昭和十五年八月一日、同三日、同十五日

昭和十五年十月二十九日、同十一月二十八日

昭和十六年三月十九日、同二十日

一、検査セシ期間

昭和十五年六月一日至同年六月三十日

昭和十四年度 自昭和十五年二月一日至同年六月三十日

昭和十五年度 自昭和十五年四月一日至同年十二月三十日

一、検査事項

各會計帳簿並證憑書
備品、在庫品現在高

(298)	一、壹百參拾參萬九千四百五拾六圓參拾六錢也 計 壹百參拾參萬九千四百五拾六圓參拾六錢也 一、九拾萬四千零拾參圓五拾錢也 一、參拾四萬五千四百四拾貳圓八拾六錢也 計 壹百參拾參萬九千四百五拾六圓參拾六錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	經常部決算高
(297)	一、參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 計 參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 一、貳拾七萬參千貳百四拾五圓六拾參錢也 一、拾萬九千零拾壹圓七拾參錢也 計 參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	臨時部決算高
(298)	一、參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 計 參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 一、貳拾七萬參千貳百四拾五圓六拾參錢也 一、拾萬九千零拾壹圓七拾參錢也 計 參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	經常部決算高
(297)	一、參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 計 參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 一、貳拾七萬參千貳百四拾五圓六拾參錢也 一、拾萬九千零拾壹圓七拾參錢也 計 參拾八萬貳千貳百五拾七圓參拾六錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	臨時部決算高

(300)	一、九千四百參拾貳圓七拾參錢也 計 參拾五萬九千九百八拾九圓拾七錢也 一、六萬壹百貳拾五圓九拾九錢也 計 拾七萬七千五百零壹圓七拾八錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	臨時部決算高
(299)	一、武萬參千零五拾五圓七拾壹錢也 一、拾五萬四千四百四拾六圓零七錢也 計 拾七萬七千五百零壹圓七拾八錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	臨時部決算高
(300)	一、武萬四千八百拾圓壹錢也 計 貳萬四千八百拾圓壹錢也 一、貳萬四千八百拾圓壹錢也 計 貳萬四千八百拾圓壹錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	決算高
(299)	一、武萬四千八百拾圓壹錢也 計 貳萬四千八百拾圓壹錢也 一、貳萬四千八百拾圓壹錢也 計 貳萬四千八百拾圓壹錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	決算高
(300)	一、壹萬五千百五拾七圓九拾五錢也 計 豐萬五千百五拾七圓九拾五錢也 一、壹萬五千百五拾七圓九拾五錢也 計 豐萬五千百五拾七圓九拾五錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	算高
(299)	一、壹萬五千百五拾七圓九拾五錢也 計 豐萬五千百五拾七圓九拾五錢也 一、壹萬五千百五拾七圓九拾五錢也 計 豐萬五千百五拾七圓九拾五錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	算高
(300)	一、壹萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 計 豐萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 一、壹萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 計 豐萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	算高
(299)	一、壹萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 計 豐萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 一、壹萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 計 豐萬貳千貳百拾圓五拾六錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	算高
(300)	一、參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 計 參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 一、參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 計 參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	算高
(299)	一、參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 計 參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 一、參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 計 參拾五萬五百五拾六圓四拾四錢也 歲入出差引殘金ナシ (決算表省略)	算高

(302)		(301)			
歲	入	歲	出	決	算
一、七千參百五拾八圓九拾貳錢也		一、五千參百四拾壹圓七錢也		計 五千參百四拾壹圓七錢也	
計 歲入出差引殘金貳千拾七圓八拾五錢也		歲入出差引殘金貳千拾八圓九拾貳錢也		歲入出差引殘金貳千拾八圓九拾貳錢也	
(決算表省略)		(決算表省略)		(決算表省略)	
一、四百七拾五圓也	入	一、四百七拾五圓也	入	積立金繩入金	決
計 四百七拾五圓也		計 四百七拾五圓也		算	算
一、四百七拾五圓也	出	一、四百七拾五圓也	出	高	高
歲入出差引殘金貳千拾八圓九拾四錢也		歲入出差引殘金貳千拾八圓九拾四錢也		高	高
(決算表省略)		(決算表省略)		高	高
一、七千參百五拾八圓九拾貳錢也		一、七千參百五拾八圓九拾貳錢也			
計 歲入出差引殘金貳千拾八圓九拾四錢也		計 歲入出差引殘金貳千拾八圓九拾四錢也			
(決算表省略)		(決算表省略)			

(304)		(303)			
歲	入	歲	出	決	算
一、壹百壹萬六千五百五拾八圓拾四錢也		第一條 本民國地區内ニ於テ酒類ノ製造ヲ爲ス帝國臣民及帝國法人ニハ本條例ニ依リ酒造課金ヲ賦課ス		第一條 本民國地區内ニ於テ酒類ノ製造ヲ爲ス帝國臣民及帝國法人ニハ本條例ニ依リ酒造課金ヲ賦課ス	
計 壹百壹萬六千五百五拾八圓拾四錢也		第二條 本條例ニ於テ酒類トハ酒精分(容量百分比)一度以上ノ飲料ヲ謂フ		第二條 本條例ニ於テ酒類トハ酒精分(容量百分比)一度以上ノ飲料ヲ謂フ	
歲入出差引殘金ナシ		第三條 酒類ヲ分チテ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒果實酒及雜酒トス		第三條 酒類ヲ分チテ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒果實酒及雜酒トス	
(決算表省略)		第四條 本條例ニ於テ清酒トハ米、米麴及水ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過シタルモノヲ謂フ、但シ特殊ノ醸造方法又ハ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ清酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス		第四條 本條例ニ於テ清酒トハ米、米麴及水ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過シタルモノヲ謂フ、但シ特殊ノ醸造方法又ハ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ清酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス	
(決算表省略)		第五條 本條例ニ於テ合成清酒トハ酒精、燒酎又ハ清酒ト他ノ物品トヲ混和シテ製造シタル酒類ニシテ香味色澤其ノ他ノ性狀カ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ		第五條 本條例ニ於テ合成清酒トハ酒精、燒酎又ハ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ	
一、七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也		第六條 本條例ニ於テ濁酒トハ米、麴及水ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過セサルモノヲ謂フ		第六條 本條例ニ於テ濁酒トハ米、麴及水ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過セサルモノヲ謂フ	
計 七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也		第七條 本條例ニ於テ白酒トハ米又ハ麴ト清酒、濁酒、味淋、燒酎、酒精又ハ水ヲ混和シテ破碎シタルモノヲ謂フ		第七條 本條例ニ於テ白酒トハ米又ハ麴ト清酒、濁酒、味淋、燒酎、酒精又ハ水ヲ混和シテ破碎シタルモノヲ謂フ	
歲入出差引殘金ナシ		第八條 本條例ニ於テ味淋トハ米及麴ト燒酎、酒精、味淋粕ヲ混和シテ濾過シタルモノヲ謂フ		第八條 本條例ニ於テ味淋トハ米及麴ト燒酎、酒精、味淋粕ヲ混和シテ濾過シタルモノヲ謂フ	
(決算表省略)		第九條 本條例ニ於テ燒酎トハ清酒粕、合成清酒粕、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋ヲ蒸溜シタルモノヲ謂フ		第九條 本條例ニ於テ燒酎トハ清酒粕、合成清酒粕、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋ヲ蒸溜シタルモノヲ謂フ	
(決算表省略)		第十條 本條例ニ於テ麥酒トハ麥芽、ホップ及水ヲ原料トシテ醸酵セシメタルモノヲ謂フ但シ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ麥酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス		第十條 本條例ニ於テ麥酒トハ麥芽、ホップ及水ヲ原料トシテ醸酵セシメタルモノヲ謂フ但シ右ニ規定スルモノ以外ノ原料ヲ附加シ製造スルモノニ付テハ居留民團長ニ於テ之ヲ麥酒ト認メタルトキ本條例ヲ適用ス	
一、七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也		第十二條 本條例ニ於テ雜酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋燒酎、麥酒、果實酒、以外ノ酒類ヲ謂フ		第十二條 本條例ニ於テ雜酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋燒酎、麥酒、果實酒、以外ノ酒類ヲ謂フ	
計 七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也		第十三條 監督官廳ヨリ酒類製造ノ許可ヲ受ケタル者ハ酒類ノ種類、製造法、製造ノ能力、製造場、設備ノ概要其ノ他必要事項ヲ記載シタル申告書ヲ一週間内ニ居留民團長ニ提出スヘシ		第十三條 監督官廳ヨリ酒類製造ノ許可ヲ受ケタル者ハ酒類ノ種類、製造法、製造ノ能力、製造場、設備ノ概要其ノ他必要事項ヲ記載シタル申告書ヲ一週間内ニ居留民團長ニ提出スヘシ	
一、七拾參萬七千五百八拾五圓貳拾貳錢也		第十四條 酒類製造者製造場ヲ移転セントスルトキハ一週間前ニ其ノ旨居留民團長ニ申告ス		第十四條 酒類製造者製造場ヲ移転セントスルトキハ一週間前ニ其ノ旨居留民團長ニ申告ス	
歲入出差引殘金ナシ		第二章 製造ノ申告		第二章 製造ノ申告	

昭和十六年第三十四次居留民会通常会议事速记录

<p>ヘン 酒類製造者製造ヲ廢止シタルトキ又ハ製造許可ヲ取消サレタルトキハ一週間内ニ申告スヘシ シ經營ヲ譲受ケタルトキ譲受人ハ譲渡人ト連繋シテ一週間内ニ申告スヘシ 第十五條 酒類製造者ハ毎年四月一日迄ニ其ノ製造場毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ居留民團長ニ提出スヘン</p> <p>一、清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎ニ付テハ前年十月一日ヨリ九月三十日迄ノ製造見込石數及製造能力其ノ他必要事項 二、合成清酒、果實酒、麥酒、雜酒ニ付テハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ製造見込石數及製造能力其ノ他必要事項</p>								
<p>第三章 課金ノ賦課徵收</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第十六條 各酒類ノ課スヘキ課金ノ賦課率左ノ如シ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一、清酒、白酒及味淋 一石三付 三十二圓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二、合成清酒 同 三十一圓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三、濁酒 同 十九圓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四、燒酎 一石三付 四十二圓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五、麥酒 同 二十五圓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六、果實酒 同 十一圓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七、雜酒 同 三十四圓</td> </tr> </table>	第十六條 各酒類ノ課スヘキ課金ノ賦課率左ノ如シ	一、清酒、白酒及味淋 一石三付 三十二圓	二、合成清酒 同 三十一圓	三、濁酒 同 十九圓	四、燒酎 一石三付 四十二圓	五、麥酒 同 二十五圓	六、果實酒 同 十一圓	七、雜酒 同 三十四圓
第十六條 各酒類ノ課スヘキ課金ノ賦課率左ノ如シ								
一、清酒、白酒及味淋 一石三付 三十二圓								
二、合成清酒 同 三十一圓								
三、濁酒 同 十九圓								
四、燒酎 一石三付 四十二圓								
五、麥酒 同 二十五圓								
六、果實酒 同 十一圓								
七、雜酒 同 三十四圓								
<p>一、製造場ニ於テ飲用セラレタルトキ 二、酒類製造ヲ休シ又ハ製造ノ許可ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存スルトキ 三、製造場ニ現存スルモノ公賣若クハ競賣セラレタルトキ又ハ破産ノ手續ニ於テ換價セラレタルトキ</p>								
<p>第十九條 酒類製造者ハ毎月製造場ヨリ移出シタル酒類毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ居留民團長ニ提出スヘシ、但シ前條第二號及第三號ニ該當スル場合ニ於テハ直チニ申告書ヲ提出スヘシ申告書ノ提出ナキトキ又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ居留民團長ハ移出ノ石數ヲ決定ス</p>								
<p>第二十條 酒類製造者ニシテ居留民團長ノ承認ヲ受ケ本民團地區内ノ他ノ製造場ニ移出シタル酒類ニ付テハ本課金ハ之ヲ賦課セス 此場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス 第一項ノ承認ヲ受ケタル酒類ヲ移入シタル營業者ハ遲滯ナク其ノ旨居留民團長ニ申告スヘシ</p>								
<p>第二十一條 本課金ハ毎月分ヲ翌月二十五日迄ニ納入スヘシ、但シ第十八條第二號及第三號ノ</p>								

<p>(308) 第二十二條 居留民團長必要アリト認メタルトキハ本課金ハ之ヲ免除シ又ハ減額スルコトヲ得 第四章 雜則</p> <p>第二十三條 酒類製造者ハ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルトキハ其ノ都度種類數量、價格並移出 先ヲ帳簿ニ記載スヘン</p> <p>第二十四條 居留民團長ハ検査ヲ携帶セル民團吏員ヲシテ隨時酒類製造者ニ對シ質問ヲ爲サ シメ又ハ左ニ掲タル物件付検査ヲ爲サシルコトヲ得 一、製造者ノ所持スル酒類、酒母、醪又ハ麴</p> <p>二、酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏及販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類</p> <p>三、酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯藏又ハ製造販賣上必要ナル機械器具、容器、諸原材 料其ノ他ノ物件</p> <p>第二十五條 居留民團長ハ検査ヲ携帶セル民團吏員ヲシテ隨時運搬中ノ酒類、酒母、醪又ハ 麴ヲ検査シ又其ノ出所若ハ到達先ヲ質問セシム他酒類製造者ノ取引先ニ對シ其ノ販 賣並仕人ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿ニ檢査ヲ爲サシルコトヲ得</p> <p>第二十六條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタルトキハ逋脱シ 又ハ逋脱セントシタル課金ノ外其ノ二倍ニ相發スル過怠金ヲ徵收ス</p> <p>本條例ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>附 則</p>	<p>(307) 一、觀覽課金條例ヲ左ノ如ク定ム</p> <p>(二〇) 觀覽課金條例</p> <p>本條例第十五條ノ申告期日ハ昭和十六年度ニ限リ六月五日トス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">入場料一人一回</th><th style="text-align: center;">五 捨 錢 迄</th><th style="text-align: center;">五 錢</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">同 同 同 同 同</td><td style="text-align: center;">一 圓 五十 錢 迄</td><td style="text-align: center;">十 錢</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 圓 以 上</td><td style="text-align: center;">五 十 錢</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">百分之二十</td></tr> </tbody> </table> <p>第一條 本民國地區内ニ於テ帝國臣民又ハ帝國法人ノ經營スル興行場ニ入場スル者ニ觀覽 課金ヲ賦課ス</p> <p>天津日本專管居留地内ニ於テ外國人又ハ外國法人ノ經營スル興行場ニ入場スル者ニ付亦同 シ</p> <p>本條例ニ規定スル興行場トハ當時又ハ臨時ニ演劇、映畫、演藝、相撲、拳闘其ノ他ヲ催シ 料金ヲ徵收シテ公衆ヲ入場シムル場所ヲ謂フ</p> <p>第二條 本課金ノ賦課率左ノ如シ但シ入場料一人一回二十錢ニ満タナル場合ニハ本課金ハ 之ヲ賦課セス</p>	入場料一人一回	五 捨 錢 迄	五 錢	同 同 同 同 同	一 圓 五十 錢 迄	十 錢	三 圓 以 上	五 十 錢				百分之二十
入場料一人一回	五 捨 錢 迄	五 錢											
同 同 同 同 同	一 圓 五十 錢 迄	十 錢											
三 圓 以 上	五 十 錢												
		百分之二十											

<p>(309)</p> <p>同數、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ爲シタルトキ契約料金ノ百分ノ十五 第三條 興行又ハ催物ノ經營者ハ開催三日前迄ニ左ノ事項ヲ居留民團長ニ申告スヘシ 一、經營者ノ住所及氏名又ハ商號</p> <p>二、興行又ハ催物ノ種類</p> <p>三、開催期間</p> <p>四、各等級別觀客定員及等級別入場料</p> <p>五、興行又ハ催物ノ場所</p> <p>六、入場券發賣ノ方法</p> <p>既ニ申告シタル事項ニ付異動ヲ生シタルトキハ直チニ居留民團長ニ申告スヘシ</p> <p>第四條 興行ノ經營者又ハ催物ノ主催者カ其ノ入場料又ハ収益ノ總額ヲ公報事業ニ對スル寄附、軍人軍屬及其ノ遺族、慰問、國防金品ノ獻納ニ充ツルヲ目的トスル場合ニ於テハ本課金ハ之ヲ免除ス</p> <p>前項ニ規定スル収益ノ總額ハ入場料總額ヨリ直接必要ナル經費ヲ控除シタル金額トス</p> <p>第五條 前條ノ免除ヲ受ケントスル者ハ開催前日迄ニ左ノ事項ヲ具シ居留民團ニ申請シ共ノ承認ヲ受クヘシ</p> <p>一、開催期間</p> <p>二、入場料又ハ収益ノ總額ヲ支出スヘキ事業又ハ目的</p> <p>三、入場料及收入支出ノ概算書</p>
<p>(310)</p> <p>四、申請人ノ住所氏名又ハ商號</p> <p>第五條 居留民團必要アリト認メタルトキハ本課金ハ之ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>第六條 本課金ノ徵收シテ期限内ニ納付シタル課金額ノ百分ノ二ヲ交付ス</p> <p>第七條 徵收義務者ニハ徵收手數料トシテ當時ニ開設スルモノニアリテハ前月分ヲ毎月五日迄ニ臨時ニ開設スルモノニアリテハ其ノ興行又ハ催物終了後直チニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ居留民團長ニ提出スヘシ</p> <p>八、等級別入場人員</p> <p>九、等級別入場金額及課金額</p> <p>十、經營ノ廢止シ又ハ休止シタルトキハ直チニ之ヲ提出スヘシ</p> <p>十一、申告書ノ提出ナキトキ又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ居留民團長ハ其ノ課金標準額ヲ決定ス</p> <p>十二、徵收義務者ハ入場料領收ノ際本課金ヲ徵收シ翌月二十日迄ニ前月分ヲ民報金庫ニ納付スヘシ但シ經營ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキハ直チニ之ヲ納付スヘシ</p> <p>十三、臨時ニ開設スルモノニアリテハ興行又ハ催物終了後直チニ之ヲ納付スヘシ</p> <p>十四、一人一回ノ等級別入場料</p>

<p>(312)</p> <p>二、等級別入場人員 三、等級別入場料額及觀覽課金額</p> <p>前項ノ事項ハ毎日入場明細書ニ記載ノ上居留民團長ニ提出スヘシ 四、一日間ニ於ケル興行又ハ催物ノ回数及其ノ種目</p> <p>本條例ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>(311)</p> <p>第一條 徵收義務者虚偽ノ申告ヲ爲シ其ノ他本條例ニ規定スル義務ニ違背シタルトキハ第 七條ニ規定セル手數料ハ之ヲ減額シ又ハ交付セザルコトヲ得 第十二條 徵收義務者詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ本課金ヲ逋脱シ又ハ逋脱セシメタルトキハ第 八條ニ逋脱シ又ハ逋脱セシメタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス 第十三條 居留民團長ハ検査章ヲ攜帶セル民團吏員ヲシテ隨時徵收義務者ニ對シ質問ヲ爲シ 又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類及入場人員等ニ付検査セシムルコトヲ得</p>
--

<p>(314)</p> <p>●</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">シヲ徵收ス</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第一期　　自四月　　七月三十一日限</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第二期　　自八月　　十月三十一日限</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第三期　　自十一月　　一月三十一日限</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">至翌年三月</td></tr> </table> <p>六、現第八條第九條第十條第十一條第十二條シテ左ノ三條ヲ設ケ現第九條ヲ第十三條トス</p> <p>第七條居留民團長ハ調査上必要アルトキハ検査ヲ携帶セル員團吏員ヲシテ隨時本課金負擔義務者又ハ負擔義務アリト認ムル者ニ質問ヲ付シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査シムルコトヲ得</p> <p>第十一條居留民團長ハ調査上必要アルトキハ検査ヲ携帶セル員團吏員ヲシテ隨時本課金負擔義務者又ハ負擔義務アリト認ムル者ニ質問ヲ付シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査シムルコトヲ得</p> <p>第十二條詐欺其ノ他不正ノ行爲依リ本課金ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタルトキハ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル課金ノ外ノ二倍ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス</p> <p>(二三)遊興飲食課金條例中改正ノ件</p> <p>遊興飲食課金條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p>	シヲ徵收ス	第一期　　自四月　　七月三十一日限	第二期　　自八月　　十月三十一日限	第三期　　自十一月　　一月三十一日限	至翌年三月	<p>(313)</p> <p>●</p> <p>一、營業課金條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、第一條中一項及第二項中「營業ヲ營ム」トアルヲ「營業又ハ營業ニ附帶スル業務ヲ營ム」ト改ム</p> <p>二、第二條ノ等級中第五六級ノ次ニ左ノ一項目ヲ加フ 以上一級ヲ増ス毎ニ二千五百圓ヲ加フ</p> <p>三、第四條第一項中「本課金等級」トアルヲ「本課金」ト改メ、</p> <p>同條第二項中「本課金等級」トアルヲ「本課金」ト改メ、</p> <p>申告ヲ爲サル者又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルモノニ對スル課金ハ課金調査委員會ノ認定ヲ經テ居留民團長之ヲ決定ス但シ工巡費徵收條例第一條第二項ノ適用ヲ妨ゲス</p> <p>四、第七條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第七條ヲ第八條トス</p> <p>五、第七條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第七條ヲ第八條トス</p> <p>第六條課金ノ決定告知ヲ受ケタルモノ其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認メタルトキハ決定告知ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ事由ヲ具シテ居留民團長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ申告ヲ爲サス又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルモノハ此限ニラス</p> <p>第七條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第七條ヲ第八條トス</p> <p>第八條本課金ハ毎年度ヲ左ノ三期ニ分ナシ每期納入期日一週間前ニ納入告知書ヲ發</p>
シヲ徵收ス						
第一期　　自四月　　七月三十一日限						
第二期　　自八月　　十月三十一日限						
第三期　　自十一月　　一月三十一日限						
至翌年三月						

<p>(316)</p> <p>●</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">シヲ徵收ス</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第一期　　自四月　　七月三十一日限</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第二期　　自八月　　十月三十一日限</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第三期　　自十一月　　一月三十一日限</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">至翌年三月</td></tr> </table> <p>四、第四條中第二項トシテ左ノ一項ヲ追加シ シテ徵收義務者ハ毎月ノ遊興飲食代金中其ノ月ニ於ケル未收額ヲ前項ノ申告ト同時ニ申告スヘシ</p> <p>同條現第二項ヲ第三項トシテ左ノ通り改ム 申告ヲ爲サルトキ又ハ居留民團長ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ居留民團長ハ其ノ課金負擔義務者又ハ負擔義務アリト認ムル者ニ質問ヲ付シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査シムルコトヲ得</p> <p>五、第五條中「每月十五日迄」トアルヲ「毎月二十五日迄」ト改メ「本課金」トアルヲ「遊興飲食課金」ト改ム</p> <p>第六條トシテ左ノ二條ヲ設ケ現第六條以下ヲ順次繰下ク</p> <p>第六條徵收義務者ハ第四條第二項ニ依リ既ニ納付シタル課金ニ對スル遊興飲食代金ニシテ領收スルコト能ハサルニ至リタルモノニ付テハ其ノ事由ヲ具シ當該課金ノ免除ヲ居留民團長ニ申請スルコトヲ得</p> <p>第七條徵收義務者ハ徵收明細簿ヲ備ヘ遊興飲食毎ニ左記事項ヲ明瞭ニ記載スヘシ</p> <p>一、遊興又ハ飲食ノ年月日</p> <p>二、遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ數</p> <p>三、遊興飲食代金ノ種類及金額</p>	シヲ徵收ス	第一期　　自四月　　七月三十一日限	第二期　　自八月　　十月三十一日限	第三期　　自十一月　　一月三十一日限	至翌年三月	<p>(315)</p> <p>●</p> <p>一、第一條ヲ左ノ通り改ム 第一條　料理店、旅館、貸座敷、カフェー、バー、飲食店、其ノ他類似ノ場所ニ於テ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ニ遊興飲食課金ヲ賦課ス</p> <p>二、第二條ヲ左ノ通り改ム 第二條　本課金ノ賦課率左ノ如シ</p> <p>一、日本藝妓、娼婦ニ付テハ花代ノ百分ノ三十</p> <p>二、酌婦其ノ他之ニ類スルモノニ付テハ花代ノ百分ノ二十</p> <p>三、飲食ニ付テハ代金ノ百分ノ十五</p> <p>前項ノ遊興飲食代金ハ花代、玉代、揚代、飲食料、席料、席料、其ノ他名義ノ何タルヲ間ハス前條ニ規定スル場所ノ經營者カ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ヨリ其ヘ遊興又ハ飲食ニ付領收スヘキ金額ノ合計額ヲ謂フ</p> <p>旅館又ハ飲食店ニ於ケル飲食代金カ一人一回五圓未満ニシテ花代ヲ伴ハサル場合ハ之ヲ賦課セス</p> <p>遊興飲食代金ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ居留民團長之ヲ定ム</p> <p>三、第三條ヲ左ノ通り改ム 第三條　本課金ノ徵收ニ關シテハ遊興飲食ヲ爲シタル者ヨリ直接其ノ代金ノ支拂ヲ受ク者ヲ以テ徵收義務者トス</p> <p>徵收義務者ニハ徵收手數料トシテ期限内納付シタル課金額ノ百分ノ三ヲ交付ス</p>
シヲ徵收ス						
第一期　　自四月　　七月三十一日限						
第二期　　自八月　　十月三十一日限						
第三期　　自十一月　　一月三十一日限						
至翌年三月						

<p>(318)</p> <p>四、二人以上共同シテ爲シタル遊興又ハ飲食ニ付テハ一人一同ノ遊興飲食代金 五、遊興飲食代金領收ノ年月日 六、代金ノ支拂ヲ受ケサルモノニ付テハ其ノ代金支拂義務者ノ住所氏名及支拂ヲ約シタル 年月日</p> <p>八、現第九條ヲ第十條トシ同條第二項中「百分ノ三ニ相當スル金額以内」トアルヲ「百分ノ一乃 至三ニ相當スル金額」ト改メ</p> <p>同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス</p> <p>九、現第十條ヲ第十一條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>交付ノ方法、範圍ニ付テハ居留民團長之ヲ定ム</p> <p>九、現第十條ヲ第十一條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>十一、現第十二條ヲ第十三條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>十、現第十三條、徵收義務者、詐欺者、不正ノ行爲、依リ本課金ヲ浦脱シ又ハ浦脱セシメタルトキ ハ浦脱シ又ハ浦脱セシメタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス</p> <p>十一、現第十三條ヲ第十四條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>（二四）課金調査委員會條例中改正ノ件</p> <p>一、課金調査委員會條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、第三條ヲ左ノ通り改ム</p> <p>（二五）天津居留民團長助役條例中改正ノ件</p> <p>一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>（二六）天津居留民團會計主任條例中改正ノ件</p> <p>一、天津居留民團會計主任條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 一、第三條第一項中「貳千五百圓以上六千圓以下」トアルヲ「四千五百圓以上八千圓以下」ト 改ム</p>	<p>(317)</p> <p>四、二人以上共同シテ爲シタル遊興又ハ飲食ニ付テハ一人一同ノ遊興飲食代金 五、遊興飲食代金領收ノ年月日 六、代金ノ支拂ヲ受ケサルモノニ付テハ其ノ代金支拂義務者ノ住所氏名及支拂ヲ約シタル 年月日</p> <p>八、現第九條ヲ第十條トシ同條第二項中「百分ノ三ニ相當スル金額以内」トアルヲ「百分ノ一乃 至三ニ相當スル金額」ト改メ</p> <p>同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス</p> <p>九、現第十條ヲ第十一條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>交付ノ方法、範圍ニ付テハ居留民團長之ヲ定ム</p> <p>九、現第十條ヲ第十一條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>十一、現第十二條ヲ第十三條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>十、現第十三條、徵收義務者、詐欺者、不正ノ行爲、依リ本課金ヲ浦脱シ又ハ浦脱セシメタルトキ ハ浦脱シ又ハ浦脱セシメタル課金ノ外其ノ二倍ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス</p> <p>十一、現第十三條ヲ第十四條トシテ左ノ通り改ム</p> <p>（二四）課金調査委員會條例中改正ノ件</p> <p>一、課金調査委員會條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、第三條ヲ左ノ通り改ム</p> <p>（二五）天津居留民團長助役條例中改正ノ件</p> <p>一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、天津居留民團長助役條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>（二六）天津居留民團會計主任條例中改正ノ件</p> <p>一、天津居留民團會計主任條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 一、第三條第一項中「貳千五百圓以上六千圓以下」トアルヲ「四千五百圓以上八千圓以下」ト 改ム</p>
--	--

<p>(320)</p> <p>（二七）獎學資金條例</p> <p>第一條 奖學資金ヲ左ノ如ク定ム</p> <p>第一條 奖學資金ハ左ノ經費ニ充ツルヲ目的トス 以テスル學生ニ對シ學資ノ貸付</p> <p>二、天津居留民團立青年學校、中學校、商業學校及高等女學校教員養成ノ目的ヲ 資力乏シキ者ニ對シ學資ノ貸付</p> <p>三、專門學校、高等學校、大學及陸海軍學校其ノ高等ノ學費ヲ授ク諸學校及特認ムル 外國讀學校在學志願者ニハ學資ノ貸付</p> <p>四、其ノ他獎學ニ關シ必要ト認ムル事業</p> <p>五、第三條學資ノ貸付ハ天津居留民團地區内ニ居住スル者ノ子弟ニシテ身體強健學術優秀志 操堅質ナル者ニ限ル</p> <p>（二八）居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例</p> <p>本條例ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>附則</p> <p>第一條 奖學資金ハ居留民團一般會計剩餘金ノ一部及寄附金並之ヨリ生スル收入ヲ以テ之 ニ充ツ</p> <p>第五條 奖學資金ノ收支特別會計トス</p> <p>第六條 學資ノ貸付、償還其ノ他本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ居留民團長別ニ之ヲ定 ム</p> <p>（二九）電氣使用條例</p> <p>一、居留民團立中學校、商業學校、高等女學校授業料徵收條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一 日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、第二條中「月額五圓」トアルヲ「月額七圓」ト改ム</p> <p>二、第三條中「月額三圓」トアルヲ「月額五圓」ト改ム</p> <p>（二九）電氣使用條例中改正ノ件</p> <p>一、電氣使用條例中左ノ通り改メ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>一、九條中左ノ通り改ム</p> <p>（二）第一種料金表中「一ヶ月使用料五十「キロワット」時迄一「キロワット」時ニ付二十</p>	<p>(319)</p> <p>（二六）天津居留民團會計主任條例中改正ノ件</p> <p>一、天津居留民團會計主任條例中左ノ通り改正シ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 一、第三條第一項中「貳千五百圓以上六千圓以下」トアルヲ「四千五百圓以上八千圓以下」ト 改ム</p>
---	---

<p>(322)</p> <p>四錢以下「同一萬五千「キロワット」時迄一萬「キロワット」時ヲ超ユルモノ十四 錢迄ヲ左ノ通り料金ヲ改ム 一ヶ月使用量五十「キロワット」時迄 一「キロワット」時ニ付 同 百五十「キロワット」時迄 五十「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十四錢 同 千「キロワット」時迄百五十「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十二錢 同 千五百「キロワット」時迄 千「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十一錢 同 二千「キロワット」時迄千五百「キロワット」時ヲ超ユルモノ二十錢 同 三千「キロワット」時迄 二千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十九錢 同 五千「キロワット」時迄 三千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十八錢 同 一万「キロワット」時迄 五千「キロワット」時ヲ超ユルモノ十七錢 同 一萬五千「キロワット」時迄 一萬「キロワット」時ヲ超ユルモノ十六錢 (二) 第二種(甲) 中使用料一「キロワット」時毎=「四錢」トアルヲ「六錢」ト改メ但書 ヲ削除ス 第二種(乙) 中使用料一「キロワット」時ニ付「五錢」トアルヲ「七錢」ト改メ但書 ヲ削除ス 一、第十條中二第一號ヲ左ノ通り改メ 一、一二〇「ボルト」單相二線式積算電力計 十「アンペア」以下 十五「アンペア」以上</p>	<p>(321)</p> <p>同 一箇一ヶ月五十錢 同 一圓</p>
---	---

<p>(324)</p> <p>同條第二號『百五十「アンペア』迄同五圓』ノ次ニ『二百「アンペア』以上同七圓』ヲ追加ス 三、第二十六條本文中「左記事項ヲ具備スル書面ヲ以テ」トアルヲ「左記事項ヲ具備セル工事 設計書ヲ電氣工事組合ヲ經由シ」ト改メ 同條第五號ノ次ニ第六號トシ左ノ一號ヲ設ケ現第六號ヲ第七號ニ繰下ク</p>	<p>(323)</p> <p>一、天津日本義勇隊ニ關スル諸規程ヲ廢止スルコト 二、天津日本義勇隊ノ解散ニ關シ必要ナル處置ヲ居民團長ニ一任ス (三二) 総合運動場數地追加買收ノ件 一、綜合運動場敷地トシテ現綜合運動場附近所在土地約九十一畝ヲ追加買收スルコト 但買收價格ハ不動產評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト (三三) 火葬場移轉敷地買收ノ件 一、火葬場移轉敷地トシテ八里台附近所在土地約二千坪ヲ買收スルコト 但買收價格ハ不動產評價委員會ノ査定ニ基キ決定スルコト (三四) 天津神社祭典費寄附金ノ件 一、四千圓也 但昭和十六年度春秋祭典費貳千圓、御遷座祭費貳千圓トス (三五) 軍旗奉賛會寄附金ノ件 一、貳千圓也 但昭和十六年度寄附金</p>
---	--

<p>(326)</p> <p>但昭和十六年度補助金</p> <p>一、八千參百八拾七圓也</p> <p>但昭和十六年度補助金</p> <p>一、六千圓也</p> <p>但昭和十六年度補助金</p> <p>一、一千貳百圓也</p> <p>但昭和十六年度補助金</p> <p>一、四千五百圓也</p> <p>但昭和十六年度補助金</p> <p>一、五百圓也</p> <p>但昭和十六年度補助金</p> <p>一、五百圓也</p> <p>(四六) 昭和十六年度居留民歲入出豫算</p> <p>歲 入 一、六百參拾壹萬壹百九拾圓也 一、貳拾參萬五百圓也 計六百五拾四萬六百九拾圓也 計六百五拾四萬六百九拾圓也</p> <p>(四五) 社團法人同光會補助金ノ件</p> <p>歲 出 一、四百貳拾五萬六千四百五拾貳圓也 一、貳百貳拾八萬四千貳百參拾八圓也</p> <p>(四四) 天津日本少年團補助金ノ件</p> <p>一、四千五百圓也</p> <p>(四三) 天津朝鮮幼稚園補助金ノ件</p> <p>一、壹千貳百圓也</p> <p>(四二) 天津華語專門學校補助金ノ件</p> <p>一、一千貳百圓也</p> <p>(四一) 天津華語專門學校補助金ノ件</p> <p>歲 入 一、五百圓也</p> <p>歲 出 一、五百圓也</p> <p>臨 經 時 常 部 部 豫 算 算 高 高 高</p> <p>(四七) 昭和十六年度特別會計教育費歲入出豫算</p> <p>歲 入 歲 出 臨 經 時 常 部 部 豫 算 算 高 高 高</p>
--

(328)	(327)
一、貳百四拾萬七千六百四拾貳圓也 一、參百參拾萬參千貳百六拾圓也 計五百七拾壹萬九百貳圓也	一、壹百四拾八萬七百五拾四圓也 一、四百貳拾參萬壹百四拾八圓也 計五百七拾壹萬九百貳圓也
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ
(豫算表省略)	(豫算表省略)
(四八) 昭和十六年度特別會計電氣事業費歲入出豫算	(四九) 昭和十六年度特別會計水道事業費歲入出豫算
歲 入	歲 出
一、壹百七拾萬四千七百六拾貳圓也 計壹百七拾萬四千七百六拾貳圓也	一、壹百五拾參萬八千四百貳拾圓也 一、拾六萬六千參百四拾貳圓也 計壹百七拾萬四千七百六拾貳圓也
歲	歲
一、四拾四萬五千五百五拾四圓也 一、拾壹萬七千九百四拾六圓也 計五拾六萬參千五百圓也	一、四拾四萬五千五百五拾四圓也 一、拾壹萬七千九百四拾六圓也 計五拾六萬參千五百圓也
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ
(豫算表省略)	(豫算表省略)
(五〇) 昭和十六年度特別會計埠頭事業費歲入出豫算	
歲 入	
一、貳拾六萬五千貳百五拾圓也 計貳拾六萬五千貳百五拾圓也	
歲	
經 常 部 豫 算 高	臨 時 部 豫 算 高
臨 時 部 豫 算 高	經 常 部 豫 算 高
經 常 部 豫 算 高	臨 時 部 豫 算 高

<p>(330) (豫算表省略)</p> <p>(五二) 昭和十六年度特別會計天津日本公立病院經營費歲入出豫算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">歲 入</th> <th style="text-align: center;">歲 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也</td> <td style="text-align: center;">一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一、貳萬五千四百六拾五圓也</td> <td style="text-align: center;">一、貳萬五千四百六拾五圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計貳拾六萬五千貳百五拾圓也</td> <td style="text-align: center;">計貳拾六萬五千貳百五拾圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五四) 昭和十六年度特別會計獎學資金歲入出豫算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">歲 入</th> <th style="text-align: center;">歲 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一、壹萬圓也</td> <td style="text-align: center;">一、壹萬圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計壹萬圓也</td> <td style="text-align: center;">計壹萬圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五六) 昭和十六年度特別會計實業復興資金歲入出豫算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">歲 入</th> <th style="text-align: center;">歲 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一、五千七百九拾圓也</td> <td style="text-align: center;">一、五千七百九拾圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計五千七百九拾圓也</td> <td style="text-align: center;">計五千七百九拾圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五七) 昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">歲 入</th> <th style="text-align: center;">歲 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一、八萬圓也</td> <td style="text-align: center;">一、八萬圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計八萬圓也</td> <td style="text-align: center;">計八萬圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豫算表省略)</p>	歲 入	歲 出	一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也	一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也	一、貳萬五千四百六拾五圓也	一、貳萬五千四百六拾五圓也	計貳拾六萬五千貳百五拾圓也	計貳拾六萬五千貳百五拾圓也	歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ	歲 入	歲 出	一、壹萬圓也	一、壹萬圓也	計壹萬圓也	計壹萬圓也	歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ	歲 入	歲 出	一、五千七百九拾圓也	一、五千七百九拾圓也	計五千七百九拾圓也	計五千七百九拾圓也	歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ	歲 入	歲 出	一、八萬圓也	一、八萬圓也	計八萬圓也	計八萬圓也	歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ	<p>(331) (豫算表省略)</p> <p>(五五) 昭和十六年度特別會計實業復興資金歲入出豫算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">歲 入</th> <th style="text-align: center;">歲 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一、五千七百九拾圓也</td> <td style="text-align: center;">一、五千七百九拾圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計五千七百九拾圓也</td> <td style="text-align: center;">計五千七百九拾圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豫算表省略)</p> <p>(五七) 昭和十六年度特別會計退職給與基金歲入出豫算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">歲 入</th> <th style="text-align: center;">歲 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一、八萬圓也</td> <td style="text-align: center;">一、八萬圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計八萬圓也</td> <td style="text-align: center;">計八萬圓也</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> <td style="text-align: center;">歲入出差引殘金ナシ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豫算表省略)</p>	歲 入	歲 出	一、五千七百九拾圓也	一、五千七百九拾圓也	計五千七百九拾圓也	計五千七百九拾圓也	歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ	歲 入	歲 出	一、八萬圓也	一、八萬圓也	計八萬圓也	計八萬圓也	歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ
歲 入	歲 出																																																		
一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也	一、貳拾參萬九千七百八拾五圓也																																																		
一、貳萬五千四百六拾五圓也	一、貳萬五千四百六拾五圓也																																																		
計貳拾六萬五千貳百五拾圓也	計貳拾六萬五千貳百五拾圓也																																																		
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ																																																		
歲 入	歲 出																																																		
一、壹萬圓也	一、壹萬圓也																																																		
計壹萬圓也	計壹萬圓也																																																		
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ																																																		
歲 入	歲 出																																																		
一、五千七百九拾圓也	一、五千七百九拾圓也																																																		
計五千七百九拾圓也	計五千七百九拾圓也																																																		
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ																																																		
歲 入	歲 出																																																		
一、八萬圓也	一、八萬圓也																																																		
計八萬圓也	計八萬圓也																																																		
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ																																																		
歲 入	歲 出																																																		
一、五千七百九拾圓也	一、五千七百九拾圓也																																																		
計五千七百九拾圓也	計五千七百九拾圓也																																																		
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ																																																		
歲 入	歲 出																																																		
一、八萬圓也	一、八萬圓也																																																		
計八萬圓也	計八萬圓也																																																		
歲入出差引殘金ナシ	歲入出差引殘金ナシ																																																		

(五七) 昭和十六年度特別會計水災復興資金歲入出豫算

歲	入	經常部	豫算高
一、壹萬九千五百八拾圓也 計壹萬九千五百八拾圓也			
一、壹萬六千八百貳拾圓也 計壹萬六千八百貳拾圓也			
一、貳千七百六拾圓也 計壹萬九千五百八拾圓也			

歲入出差引殘金ナン

(豫算表省略)

(五八) 昭和十六年度特別會計業務復興資金歲入出豫算

歲	入	經常部	豫算高
一、拾萬九千貳百參拾圓也 計拾萬九千貳百參拾圓也			
一、拾萬八千參百六拾六圓也 歲入出差引殘金ナシ			

(五九) 特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算(昭和十六年度)

歲	入	臨時部	豫算高
一、壹百六拾四圓也 計拾萬九千貳百參拾圓也			

(豫算表省略)

(五九) 特別會計埠頭築造費歲入出追加更正豫算(昭和十六年度)

歲	入	臨時部	豫算高
一、壹百五拾六萬貳千參百圓也 計壹百五拾六萬貳千參百圓也			
歲入出差引殘金ナン			

(豫算表省略)

(六〇) 教育臨時費借入ニ關スル件(追加議案)

一、昭和十六年度教育臨時費ノ不足額ニ充當スル目的ヲ以テ貳百萬圓以内ノ借入ヲ爲スコト
但シ借入金ノ借入先、利率及償還ノ方法ニ付テハ更ニ臨時民會ニ附議ノ上決定スルモノト
ス

(334)		(338)	
歲	入	經常部	豫算高
一、八百六拾四圓也 計拾萬九千貳百參拾圓也			
歲入出差引殘金ナシ			
(豫算表省略)			
歲	入	經常部	豫算高
一、壹百五拾六萬貳千參百圓也 計壹百五拾六萬貳千參百圓也			
歲入出差引殘金ナン			
(豫算表省略)			

昭和十六年第三十四次居留民會通常會要錄

(335)

一、出席議員 第一日 三十八名
第二日 三十九名
第三日 三十八名
第四日 三十七名
自昭和十六年三月二十七日至同月三十日間
民團公會堂

速書民團議長記
團議長記
岡池木白龜足
田下井澤立
部繁權重
忠省
憲郎郎三朔茂

